

令和3年度文部科学省委託調査

栄養教諭の実態に関する調査研究
報 告 書

令和4年3月

株式会社 シンクタンクみらい

目 次

第1章 調査の概要.....	1
1. 本調査の背景及び目的	1
2. 調査研究の内容及び方法	2
3. 本調査の集計に係る用語の整理	5
第2章 都道府県・指定都市及び市区町村教育委員会に対するアンケート調査.....	6
1. 「食育の推進」に対する行政方針等	6
2. 学校における食育の推進を図る上での栄養教諭・学校栄養職員の役割.....	8
3. 栄養教諭の採用状況	14
4. 栄養教諭・学校栄養職員の配置状況	18
5. 栄養教諭の配置方針・配置計画	29
6. 行政における食育推進体制	42
7. 教育委員会による栄養教諭への支援等	53
8. 設問間クロスによる詳細分析	92
第3章 栄養教諭の配置・活用に係る課題や今後の配置促進方策.....	104
1. 栄養教諭の効果的な配置や活用に向けた課題	104
2. 今後の栄養教諭を中核とした学校における食育の推進に向け各主体に求められること.....	110

第1章 調査の概要

1. 本調査の背景及び目的

栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を併せ持ち、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うことを職務としている。

平成 17 年度に栄養教諭制度が創設され、学校における食育の推進に係る様々な取組を行ってきた。その結果、学校基本調査によれば令和3年度の栄養教諭数は 6,752 名と、着実に配置拡大が図られてきた。しかしながら、依然として、各地域での学校における食育及び栄養教諭の配置の重要性に係る意識等の違いによって、都道府県により栄養教諭の配置状況に差が見られている。

一方で、令和3年度からスタートした第4次食育推進基本計画においては、全ての児童生徒が栄養教諭の専門性を生かした食に関する指導を受けられるよう、栄養教諭の更なる配置促進について明記されている。

栄養教諭制度が開始されてから 15 年経ったことや、中教審で議論されている「令和の日本型学校教育」の構築への検討にあわせて、改めて栄養教諭、管理職、都道府県・指定都市教育委員会、市区町村教育委員会においてそれぞれが栄養教諭に期待する職務や役割等を調査することとする。

このため、本調査では、都道府県・指定都市教育委員会、市区町村教育委員会への調査を行い、栄養教諭の配置状況や業務内容等について全国の実態を把握するとともに、栄養教諭の配置・活用に係る課題を明らかにし、栄養教諭の一層の配置促進と学校における食育の推進を図ることを目的とする。

2. 調査研究の内容及び方法

(1) 都道府県・指定都市教育委員会に対するアンケート調査の実施

公立小中学校の栄養教諭は都道府県・指定都市教育委員会の判断によって配置されるため、食育の推進に対する都道府県・指定都市教育委員会の取組姿勢や各地域の学校給食の実施状況等に応じて栄養教諭の配置方針や採用方法、栄養教諭の位置づけ・役割等も異なると考えられる。

このため、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会に対してアンケート調査を実施し、教育委員会としての食育推進に対する姿勢や推進体制、栄養教諭に期待する役割やその配置方針・配置状況等を把握するとともに、栄養教諭の今後の配置に向けた意向や配置を進める上での課題、栄養教諭の配置を拡大し学校における食育を推進する上で必要な支援等を把握する。

(2) 市区町村教育委員会に対するアンケート調査の実施

平成22年度「栄養教諭の配置及び支援等に関する調査研究」(以下「前回調査」という。)では、回答のあった市町村の約8割に栄養教諭が配置されていたが、市区部と町村部で配置状況に大きな差がみられるなど、自治体規模による配置水準の格差が明らかとなった。また、栄養教諭未配置の市町村よりも実際に栄養教諭が配置されている市町村の方が栄養教諭の配置を強く求めており、市町村においてもその配置効果が強く実感されていることが示唆された。

前回調査から10年余が経過し、栄養教諭の配置人数も前回調査時の約2倍に拡大していることから、全ての市区町村教育委員会に対してアンケート調査を実施し、食育の推進に対する市区町村教育委員会の意識や推進体制、現状での取組の実態と課題等を幅広く把握する。

(3) アンケート調査の実施方法

① 調査対象

- (a) 都道府県・指定都市教育委員会(67 団体)
- (b) 市区町村教育委員会(1,721 団体)

② 実施方法

メールによる調査票(Excel ファイル)の配布・回収

※市区町村教育委員会に対しては、都道府県教育委員会を通じて配布

③ 調査時期

令和3年10月26日～12月28日

④ 調査項目

調査票は、都道府県・指定都市教育委員会用と市区町村教育委員会用に分かれており、それぞれの調査項目は以下のとおりである。

図表1 都道府県・指定都市教育委員会へのアンケート調査項目

項目	設問
食育推進方針	問1 教育振興計画における「食育の推進」の位置づけ
	問2 教育行政方針における「食育の推進」の位置づけ

項 目	設 問
栄養教諭の 配置方針・ 配置実態	問 3 学校における食育の推進を図る上で栄養教諭・学校栄養職員が担っている役割
	問 4 近年の教員採用選考試験における栄養教諭の志願・採用状況
	問 5 教員採用選考試験における栄養教諭志願者に対する特別選考条件
	問 6 栄養教諭の受験資格における年齢要件の緩和の有無
	問 7 栄養教諭の新規採用選考を行っていない理由
	問 8 学校栄養職員から栄養教諭への任用換え試験の実施状況
	SQ8-1 近年の栄養教諭任用換え試験の実績
	SQ8-2 任用換えの場合の受験資格(栄養教諭免許状以外)
	SQ8-3 任用換え試験を行っていない理由
	問 9 令和3年5月1日時点の栄養教諭・学校栄養職員の配置人数
	問 10 栄養教諭の採用・配置に係る方針
	問 11 教職員の定数を定めた条例等における栄養教諭の定数の設定状況
	問 12 栄養教諭の配置目標・配置計画の有無
	SQ12-1 計画期間や配置目標、目標値の検討方法
	SQ12-2 具体的な配置計画を作成していない理由
	問 13 栄養教諭等の採用後の管理栄養士資格取得状況の把握の有無
	問 14 【都道府県のみ】栄養教諭を配置する市区町村の決定方法
問 15 栄養教諭の本務発令先の学校等の決定方法	
問 16 人事異動における栄養教諭への特段の配慮の有無	
問 17 異動等により栄養教諭の配置が減少した市区町村の有無	
SQ17-1 一度配置した市区町村から栄養教諭を減じた理由	
行政における 食育推進体制	問 18 全庁的な食育推進組織の有無
	SQ18-1 討議内容
	問 19 問 18 の組織以外での学校における食育の推進に向けた組織の有無
	SQ19-1 組織名称、設置年、構成メンバー、討議内容
	問 20 教育委員会が実施している食育推進事業
SQ20-1 そのうち首長部局と連携して実施しているもの	
問 21 首長部局との連携による食育推進事業の実施上の問題・課題	
栄養教諭への 支援	問 22 栄養教諭を中核とした学校における食育の推進を図るために実施している取組・支援
	SQ22-1 そのうち特に重視している取組や特徴ある取組
	問 23 栄養教諭同士の情報交換や交流のための取組
	問 24 栄養教諭の配置が進んだことによりみられた変化や得られた成果・効果
	問 25 栄養教諭の配置を進める上で新たに問題となったことや課題となっていること
	問 26 栄養教諭を中核とした食育推進に向け今後力を入れる予定の取組・支援
	問 27 問 26 の取組・支援を充実させていくにあたり今後課題となること
	問 28 【都道府県のみ】栄養教諭を中核とした食育推進に向け市区町村に期待する取組・役割
	問 29 自由意見

図表2 市区町村教育委員会へのアンケート調査項目

項目	設問
食育推進方針	問1 教育振興基本計画における「食育の推進」の位置づけ
	問2 教育行政方針における「食育の推進」の位置づけ
栄養教諭の配置方針と配置実態	問3 学校における食育の推進を図る上で栄養教諭・学校栄養職員が担っている役割
	問4 令和3年5月1日時点の栄養教諭・学校栄養職員の配置人数
	SQ4-1 共同調理場兼務の栄養教諭の勤務時間の決定方法
	SQ4-2 共同調理場兼務の栄養教諭の学校/共同調理場での勤務時間
	SQ4-3 共同調理場兼務の栄養教諭の学校・共同調理場間の移動方法
	問5【市区町村費負担栄養教諭がいる場合】市区町村費負担栄養教諭の配置理由
	問6【市区町村費負担栄養教諭がいる場合】市区町村費負担栄養教諭の任用方針
	問7【市区町村費負担栄養教諭がいる場合】市区町村費負担栄養教諭の配置先の決定方法
	問8 かつて栄養教諭が配置されていたが配置数が減少した学校等の有無
	SQ8-1 栄養教諭の配置数が減少した学校等への対応
行政における食育推進体制	問9 全庁的な食育推進組織の設置状況
	SQ9-1 討議内容
	問10 問9の組織以外での学校における食育の推進に向けた組織の有無
	SQ10-1 組織名称、設置年、構成メンバー、討議内容
	問11 教育委員会が実施している食育推進事業
	SQ11-1 そのうち首長部局と連携して実施しているもの
栄養教諭への支援	問12 首長部局との連携による食育推進事業の実施上の問題・課題
	問13 栄養教諭を中核とした学校における食育の推進を図るために実施している取組・支援
	SQ13-1 そのうち特に重視している取組や特徴ある取組
	問14 栄養教諭同士の情報交換や交流のための取組
	問15 栄養教諭の配置が進んだことによりみられた変化や得られた成果・効果
	問16 栄養教諭の配置を進める上で新たに問題となったことや課題となっていること
	問17 栄養教諭の配置に係る都道府県への意見・要望の有無
	SQ17-1 希望する栄養教諭の配置
	SQ17-2 栄養教諭の配置を求めている理由
	問18 栄養教諭を中核とした食育推進に向け今後力を入れる予定の取組・支援
	問19 問18の取組・支援を充実させていくにあたり今後課題となること
	問20 栄養教諭を中核とした学校における食育推進に向け都道府県に期待する取組・役割
	問21 自由意見

⑤回収状況

それぞれのアンケートの回収状況は以下のとおりである。

図表3 アンケート調査の回収状況

都道府県・指定都市				市区町村			
	全体	都道府県	指定都市		全体	市区	町村
対象数	67	47	20	対象数	1,721	795	926
回収数	67	47	20	回収数	1,337	679	657
回収率	100.0%	100.0%	100.0%	回収率	77.7%	85.4%	71.0%

3. 本調査の集計に係る用語の整理

第2章の集計で用いた各用語の定義は以下のとおりである。

図表4 本調査の集計に係る用語の整理

用語	定義
栄養教諭割合	本調査で把握された各自治体が配置している栄養教諭及び学校栄養職員の配置総数に占める栄養教諭の割合。 ※栄養教諭・学校栄養職員ともに、国庫負担による者のほか、都道府県・市区町村単費による者も含む。以下同じ。 【計算式】 栄養教諭割合＝栄養教諭数÷(栄養教諭数＋学校栄養職員)×100
任用換え栄養教諭	学校栄養職員からの任用換えにより採用・配置されている栄養教諭。
任用換え栄養教諭割合	栄養教諭総数に占める任用換え栄養教諭の割合。 【計算式】 任用換え栄養教諭割合＝任用換え栄養教諭数÷栄養教諭総数×100
兼務あり栄養教諭	配属先が複数ある(兼務発令を受けている)栄養教諭。
兼務あり栄養教諭割合	栄養教諭総数に占める兼務あり栄養教諭の割合。 【計算式】 兼務あり栄養教諭割合＝兼務あり栄養教諭数÷栄養教諭総数×100
共同調理場兼務栄養教諭	兼務あり栄養教諭のうち、学校と共同調理場を兼務している栄養教諭。
共同調理場兼務栄養教諭割合	栄養教諭総数に占める共同調理場兼務栄養教諭の割合。 【計算式】 共同調理場兼務栄養教諭割合＝共同調理場兼務栄養教諭数÷栄養教諭総数×100

第2章 都道府県・指定都市及び市区町村教育委員会に対するアンケート調査

1. 「食育の推進」に対する行政方針等

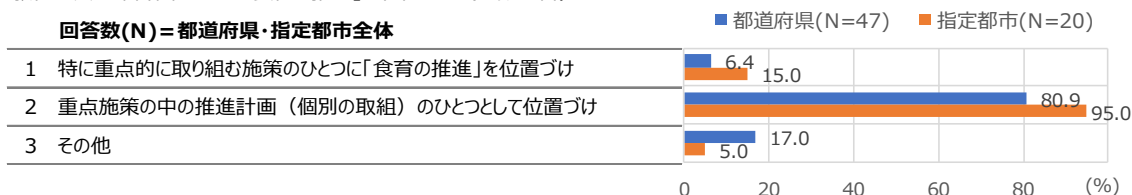
(1) 教育振興基本計画における「食育の推進」の位置づけ

都道府県・指定都市は全数が教育振興基本計画を策定しており、重点施策の中の推進計画のひとつとして「食育の推進」を位置づけているケースが多い。

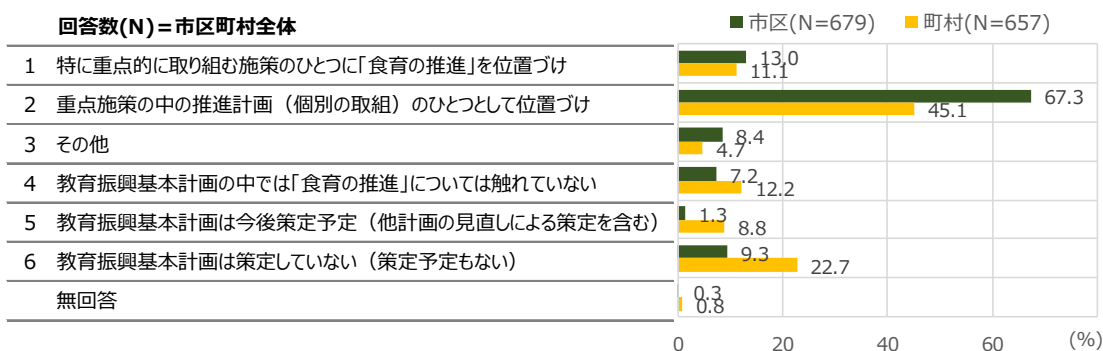
市区町村では教育振興基本計画を策定していない団体もまだ2割程度みられるが、策定している中では、重点施策の中の推進計画のひとつとして「食育の推進」を位置づけているケースが多い。

図表5 教育振興基本計画における「食育の推進」の位置づけ

Q1 教育振興基本計画における「食育の推進」の位置づけ（複数回答）



Q1 教育振興基本計画における「食育の推進」の位置づけ（複数回答）

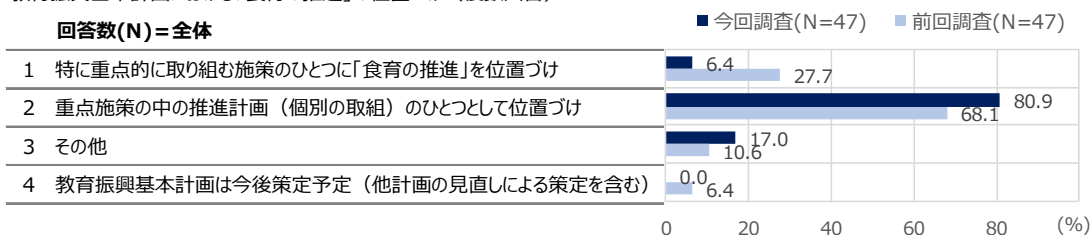


【参考】 前回調査との比較

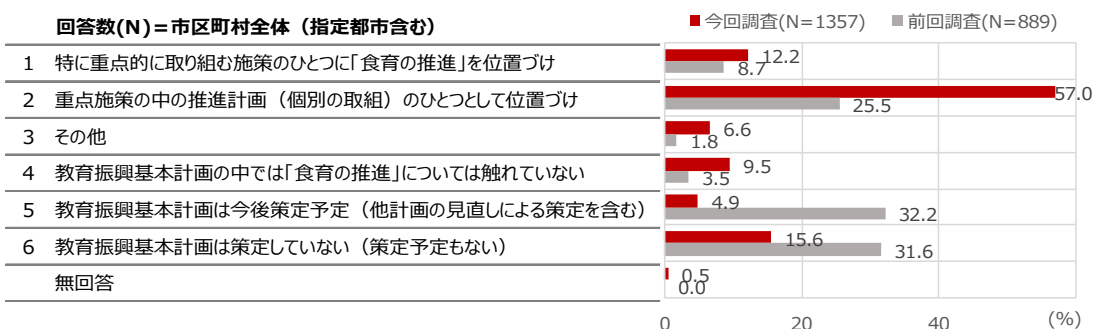
前回調査と比べると、都道府県・市区町村ともに教育振興基本計画の策定が進んだため、重点施策の中の推進計画のひとつとして「食育の推進」を位置づけているケースが増えている。

図表6 教育振興基本計画における「食育の推進」の位置づけ【前回調査との比較】

Q1 教育振興基本計画における「食育の推進」の位置づけ（複数回答）



Q1 教育振興基本計画における「食育の推進」の位置づけ（複数回答）

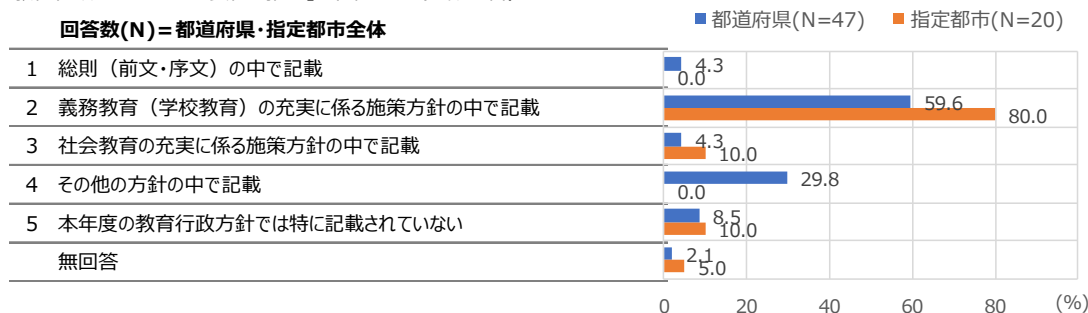


(2)教育行政方針における「食育の推進」の位置づけ

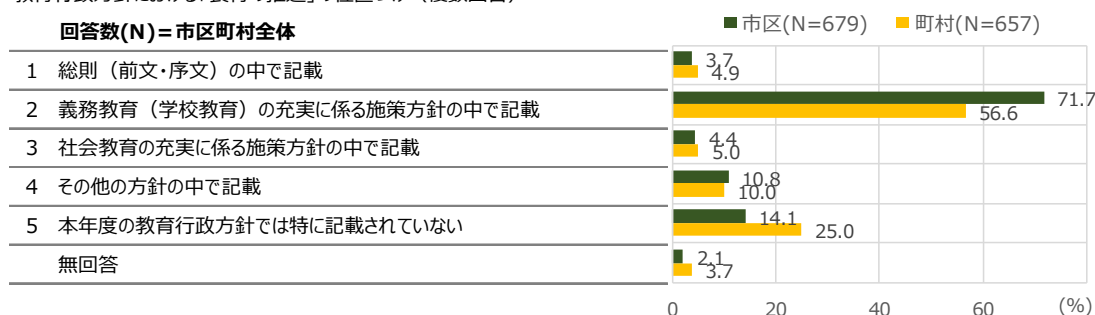
本年度の教育行政方針における「食育の推進」の位置づけをみると、都道府県・指定都市及び市区町村とも、義務教育(学校教育)の充実に係る施策方針の中で「食育の推進」について記載しているケースが多い。

図表7 教育行政方針における「食育の推進」の位置づけ

Q2 教育行政方針における「食育の推進」の位置づけ（複数回答）



Q2 教育行政方針における「食育の推進」の位置づけ（複数回答）



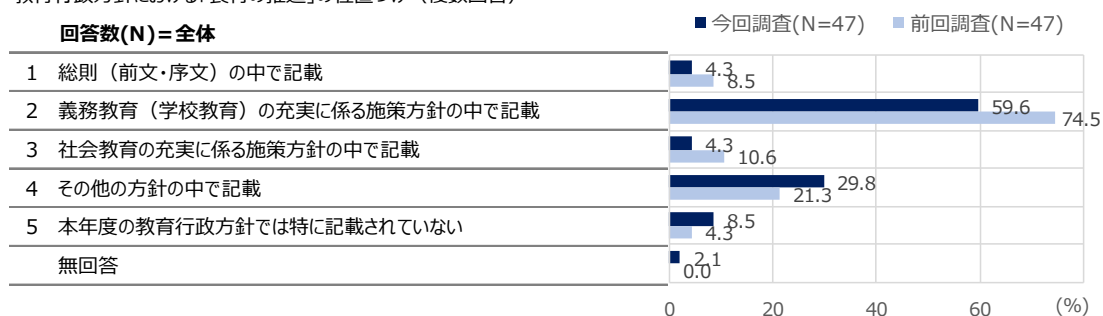
【参考】 前回調査との比較

前回調査と比べると、都道府県では「義務教育(学校教育)の充実に係る施策方針」での記載が減り、「その他の方針」での記載が増えており、学校教育に限らず広い範囲で取り組む課題として食育を位置づけている都道府県が増えていることが推察される。

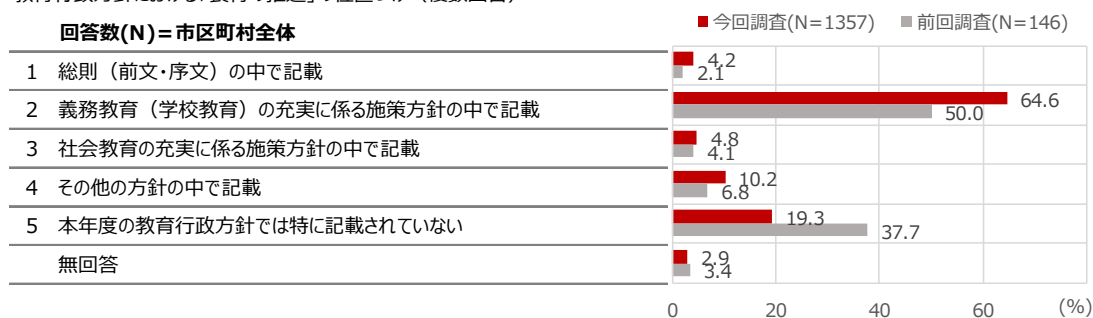
一方、市区町村は「義務教育(学校教育)の充実に係る施策方針の中で記載」されているケースが増えている。

図表8 教育行政方針における「食育の推進」の位置づけ【前回調査との比較】

Q2 教育行政方針における「食育の推進」の位置づけ（複数回答）



Q2 教育行政方針における「食育の推進」の位置づけ（複数回答）



2. 学校における食育の推進を図る上での栄養教諭・学校栄養職員の役割

(1) 学校における食育の推進を図る上で栄養教諭が担っている役割

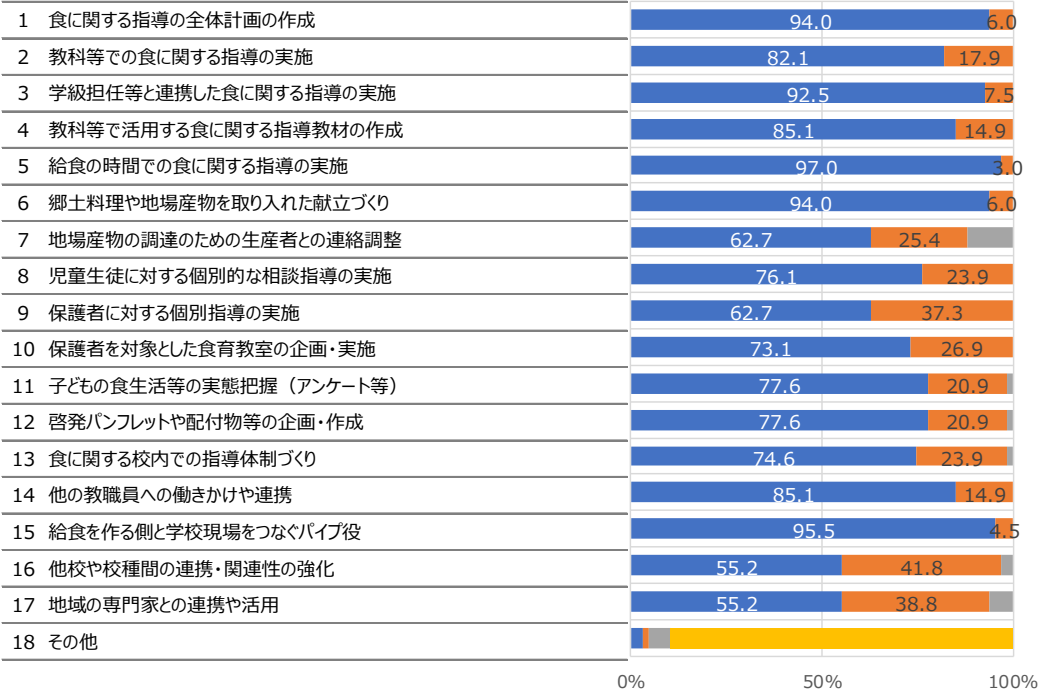
都道府県・指定都市は食育に関する多くの業務について栄養教諭が「重要な役割を担っている」としているが、市区町村では、児童・生徒や保護者に対する個別指導、保護者を対象とした食育教室の企画・実施、専門家との連携などにおいて「重要な役割を担っている」と回答した割合が50%を下回っている。

図表9 学校における食育の推進を図る上での栄養教諭の役割

Q3 学校における食育の推進を図る上で栄養教諭と学校栄養職員が担っている役割（単一回答）

① 栄養教諭の役割

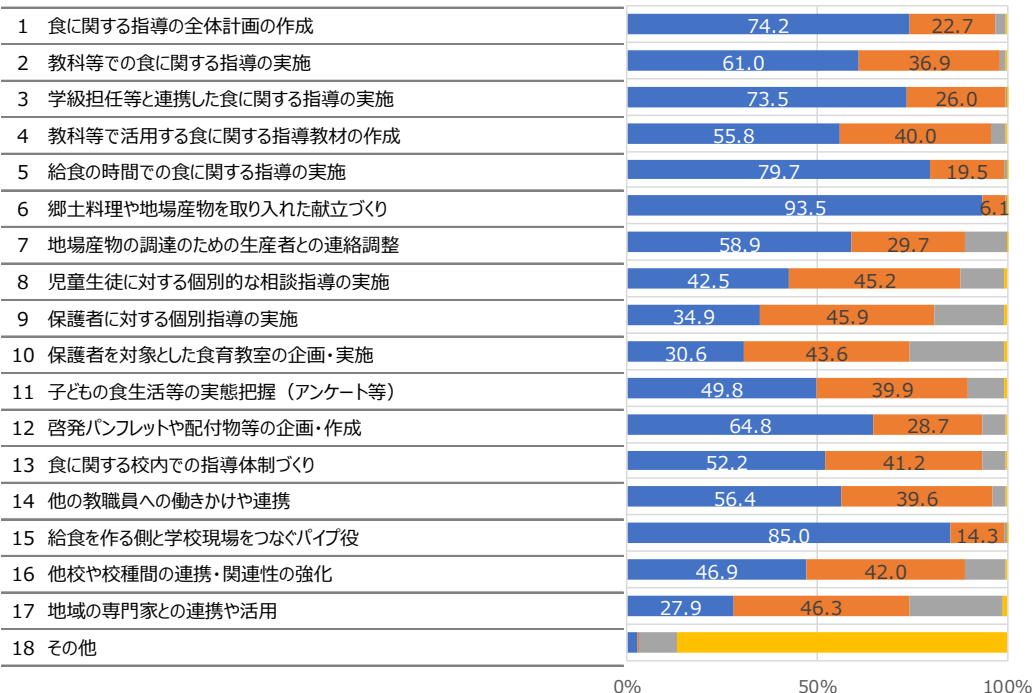
回答数(N) = 都道府県・指定都市全体 (N=67)



Q3 学校における食育の推進を図る上で栄養教諭と学校栄養職員が担っている役割（単一回答）

① 栄養教諭の役割

回答数(N) = 無回答を除く市区町村全体 (N=1204)

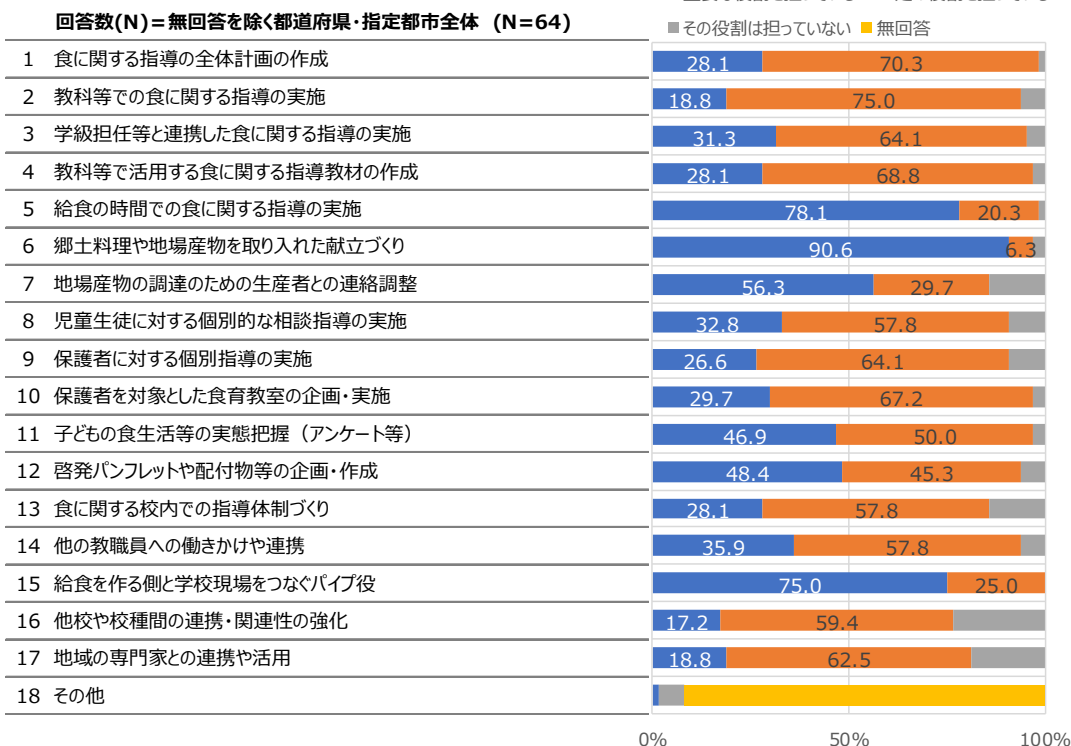


(2) 学校における食育の推進を図る上で学校栄養職員が担っている役割

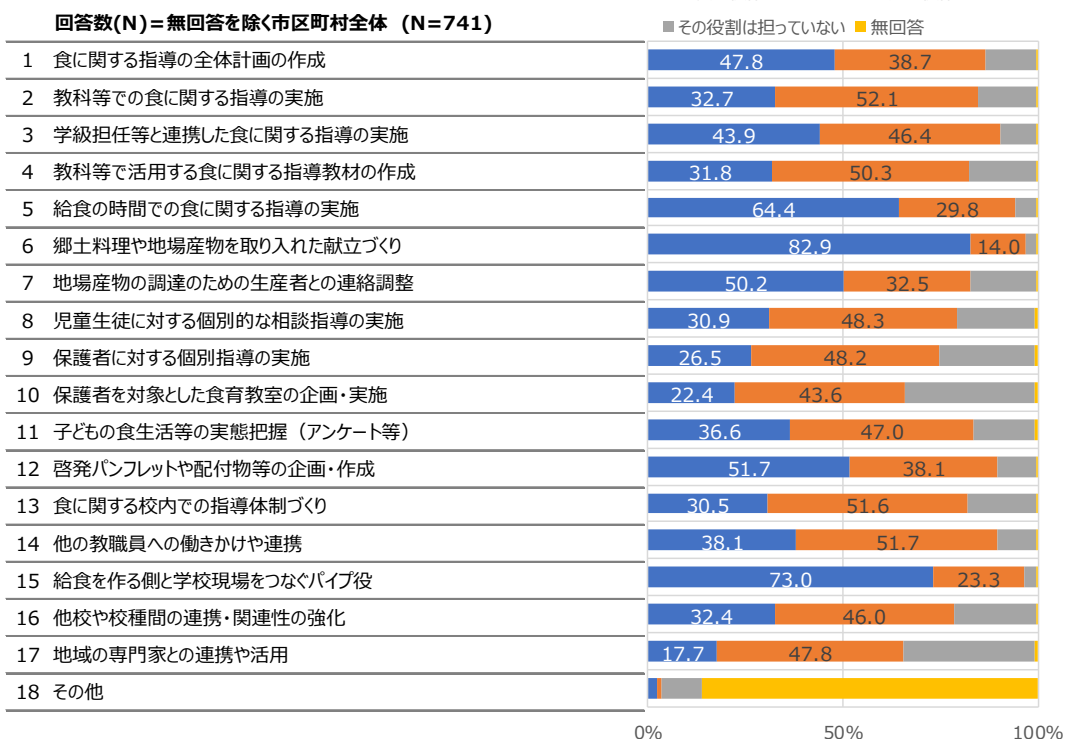
学校栄養職員に関しては、都道府県・指定都市、市区町村とも、「郷土料理や地場産物を取り入れた献立づくり」において「重要な役割を担っている」との回答が最も多いほか、「給食の時間での食に関する指導の実施」や「給食を作る側と学校現場をつなぐパイプ役」についても7割前後から学校栄養職員が「重要な役割を担っている」とされている。

図表10 学校における食育の推進を図る上での学校栄養職員の役割

②学校栄養職員の役割



②学校栄養職員の役割



(3) 栄養教諭・学校栄養職員それぞれが担っている役割の比較

① 都道府県・指定都市と市区町村それぞれからみた栄養教諭・学校栄養職員の役割の比較

各項目について回答を評点化し、栄養教諭と学校栄養職員が担っている役割を比較すると、栄養教諭の方が学校栄養職員と比べて重要な役割を担っている業務が多岐にわたっていることが分かる。

「給食の時間での食に関する指導の実施」や「郷土料理や地場産物を取り入れた献立づくり」、「給食を作る側と学校現場をつなぐパイプ役」などは、学校栄養職員も栄養教諭と同程度の役割を担っているが、「食に関する指導の全体計画の作成」や「教科等での指導の充実」、「学級担任等と連携した指導の実施」、「教科等で活用する指導教材の作成」、「食に関する校内での指導体制づくり」などは栄養教諭の方が評点は高く、より重要な役割を担っていることが分かる。

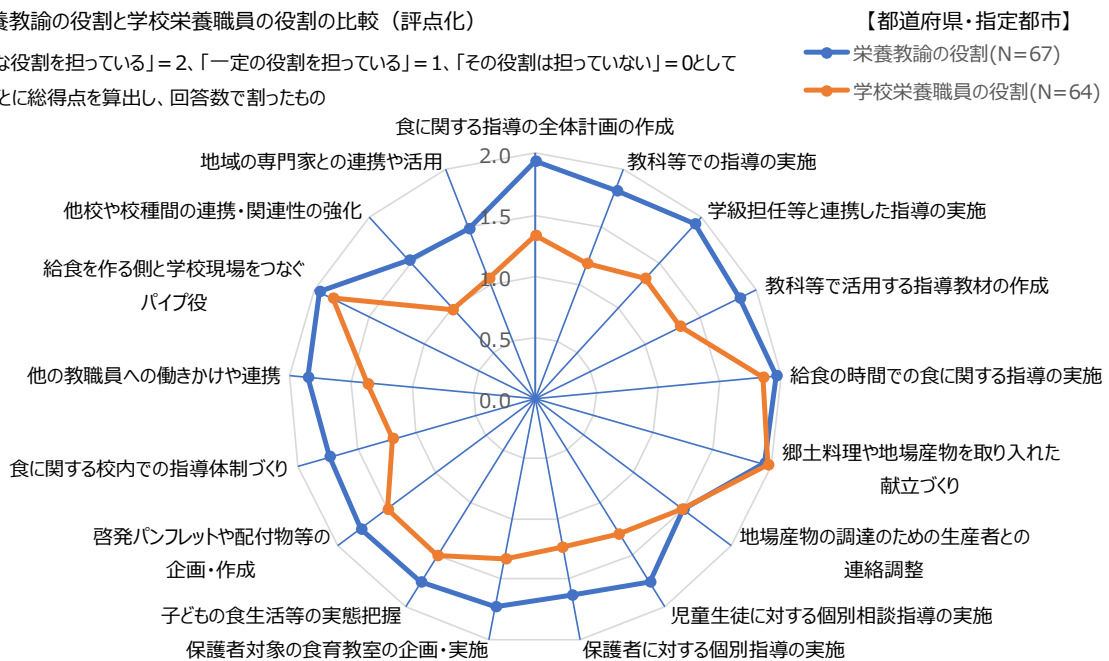
図表11 学校における食育の推進を図る上での栄養教諭・学校栄養職員の役割の比較

Q3 学校における食育の推進を図る上で栄養教諭と学校栄養職員が担っている役割

○ 栄養教諭の役割と学校栄養職員の役割の比較（評点化）

※ 「重要な役割を担っている」=2、「一定の役割を担っている」=1、「その役割は担っていない」=0として

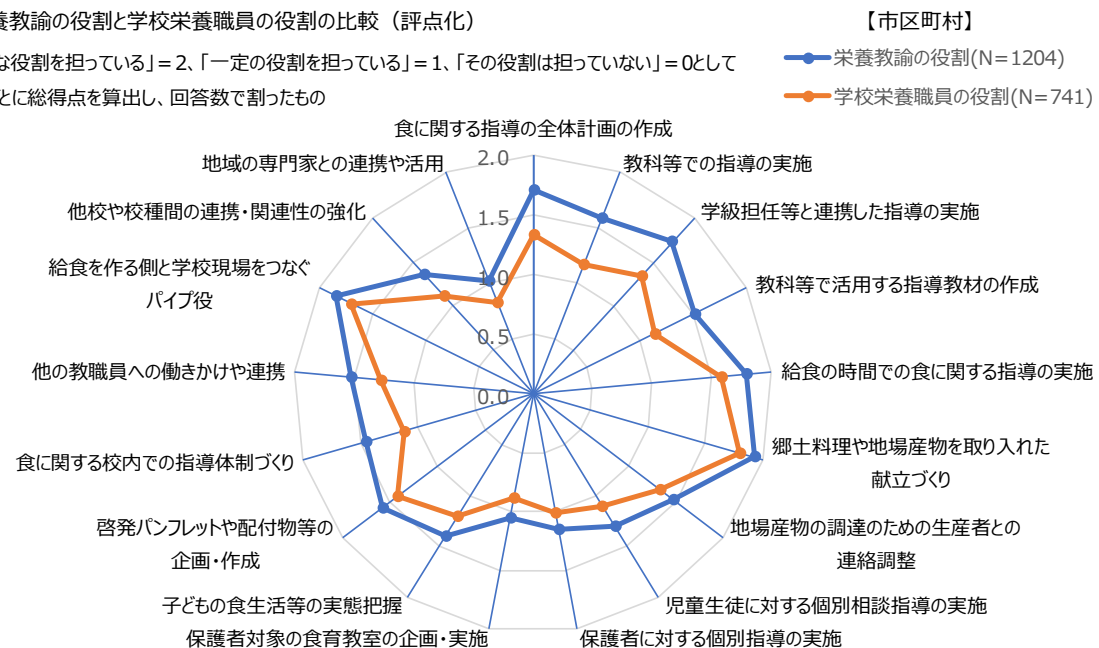
項目ごとに総得点を算出し、回答数で割ったもの



○ 栄養教諭の役割と学校栄養職員の役割の比較（評点化）

※ 「重要な役割を担っている」=2、「一定の役割を担っている」=1、「その役割は担っていない」=0として

項目ごとに総得点を算出し、回答数で割ったもの



②栄養教諭割合別でみた栄養教諭の役割の比較

4.で後述する各都道府県の栄養教諭等配置数から栄養教諭・学校栄養職員の総数に占める栄養教諭の割合(以下、「栄養教諭割合」という。)を算出し、その高低で栄養教諭が担っている役割を比較すると、指導計画の作成や給食時間での指導などは栄養教諭割合の高低に関わらず栄養教諭が重要な役割を担っているが、「児童生徒に対する個別相談指導の実施」や「保護者対象の食育教室の企画・実施」などは、栄養教諭割合が高い都道府県において、栄養教諭が担う役割の重要度が最も高くなっている。また、「地場産物の調達のための生産者との連絡調整」や「他校や校種間の連携・関連性の強化」など外部との連絡調整については、栄養教諭割合が高い都道府県において比較的栄養教諭の役割としての重要度が低くなっている。

なお、市区町村を都道府県の栄養教諭割合でグループ化して比較したところ、ほとんど差はみられなかった。

図表12 学校における食育の推進を図る上での栄養教諭・学校栄養職員の役割の比較【栄養教諭割合別】

Q3 学校における食育の推進を図る上で栄養教諭と学校栄養職員が担っている役割

【都道府県・指定都市】

①栄養教諭の役割（評点化）

栄養教諭割合

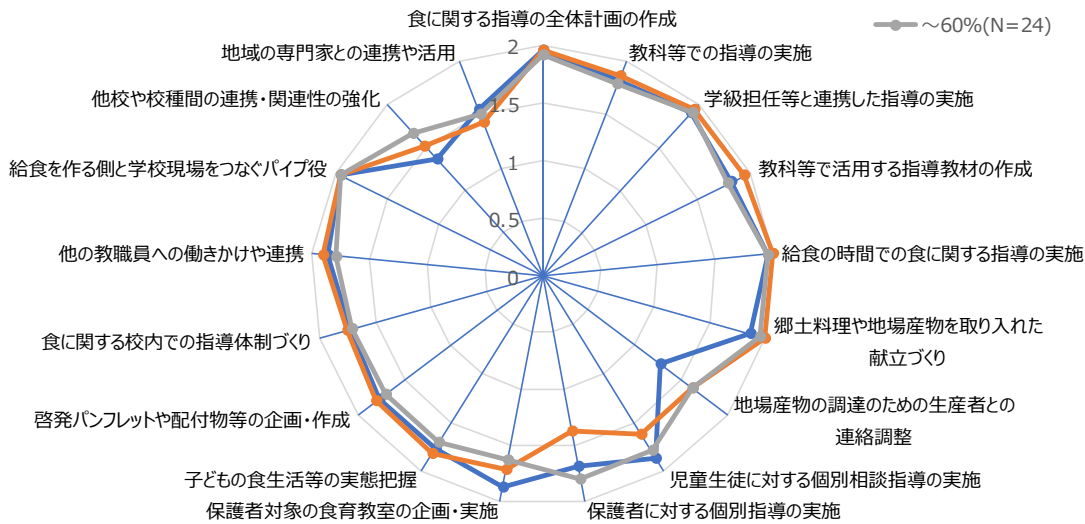
※「重要な役割を担っている」=2、「一定の役割を担っている」=1、「その役割は担っていない」=0として

● 81%～(N=22)

項目ごとに総得点を算出し、回答数で割ったもの

● 61～80%(N=21)

● ～60%(N=24)



Q3 学校における食育の推進を図る上で栄養教諭と学校栄養職員が担っている役割

【市区町村】

①栄養教諭の役割（評点化）

都道府県の栄養教諭割合

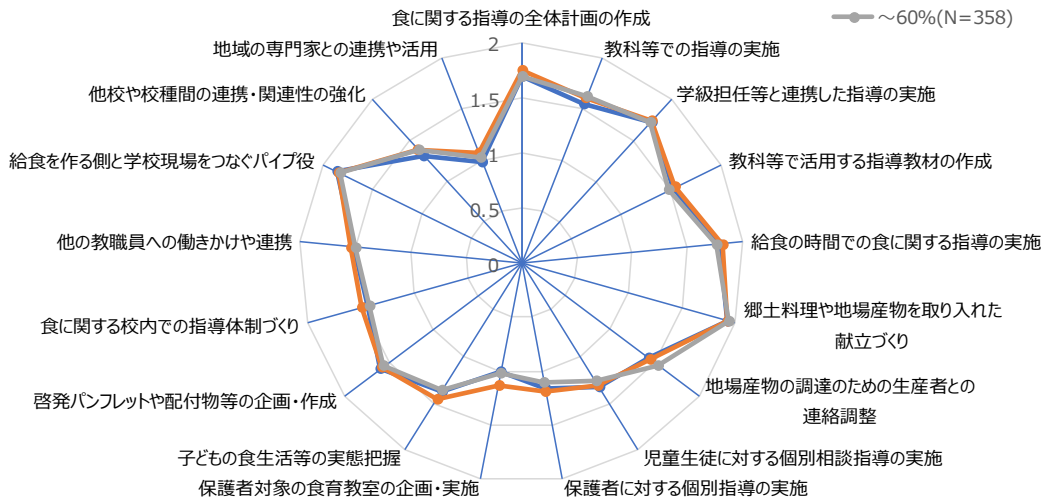
※「重要な役割を担っている」=2、「一定の役割を担っている」=1、「その役割は担っていない」=0として

● 81%～(N=460)

項目ごとに総得点を算出し、回答数で割ったもの

● 61～80%(N=386)

● ～60%(N=358)

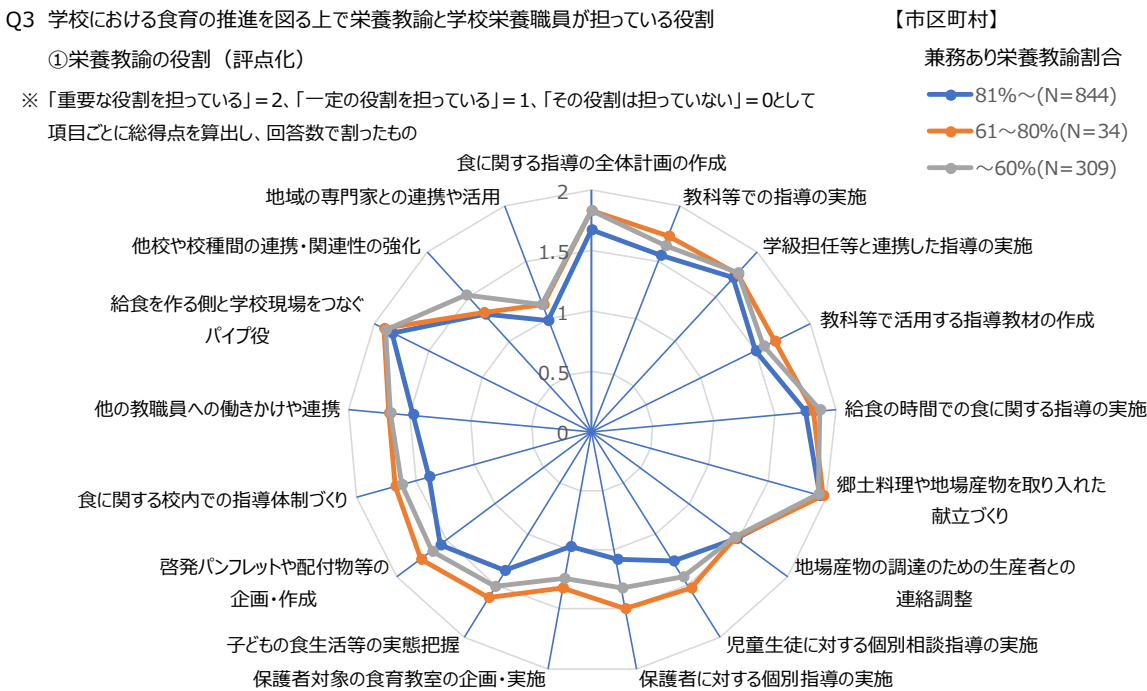
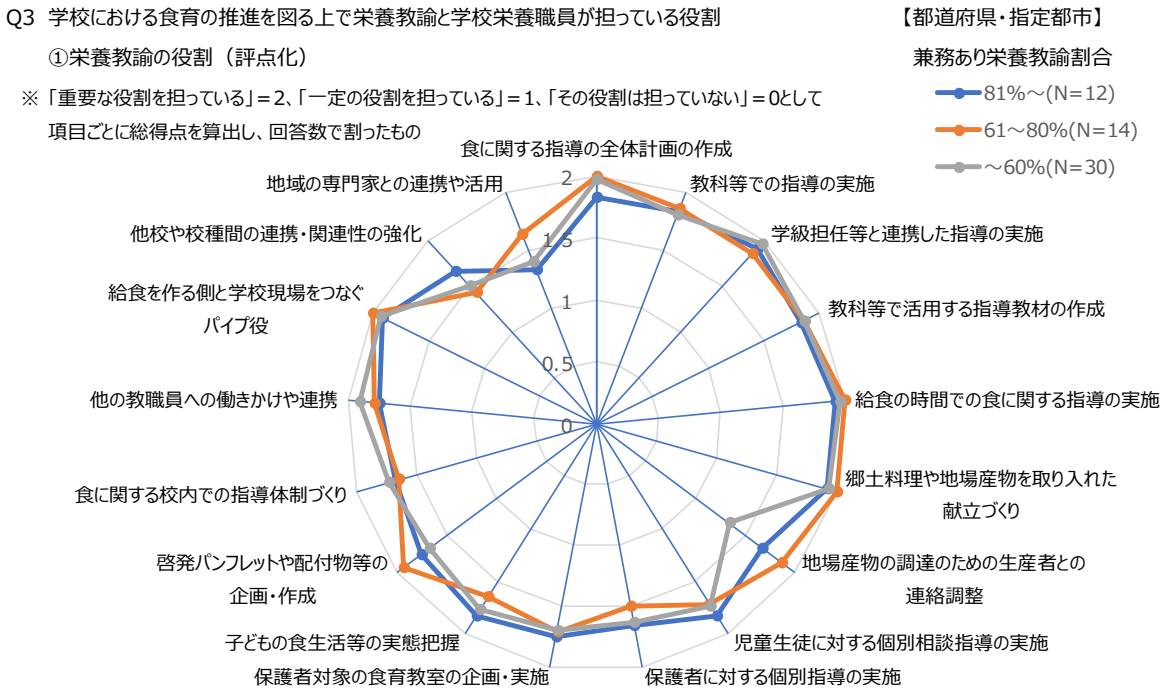


③兼務の状況別でみた栄養教諭の役割の比較

都道府県・指定都市が配置している栄養教諭総数に占める兼務発令を受けている栄養教諭(後述4.(1)参照、以下「兼務あり栄養教諭」という。)の割合別で比較すると、同割合が相対的に低い都道府県・指定都市の方が、「食に関する指導の全体計画の作成」や「学級担任等と連携した指導の実施」、「他の教職員への働きかけや連携」などにおいて、栄養教諭がより重要な役割を担っている。

同様に、市区町村ごとに兼務あり栄養教諭割合を算出して比較すると、同割合が81%以上と相対的に高い市区町村では、多くの項目で栄養教諭が担っている役割の重要度が最も低い傾向となっている。

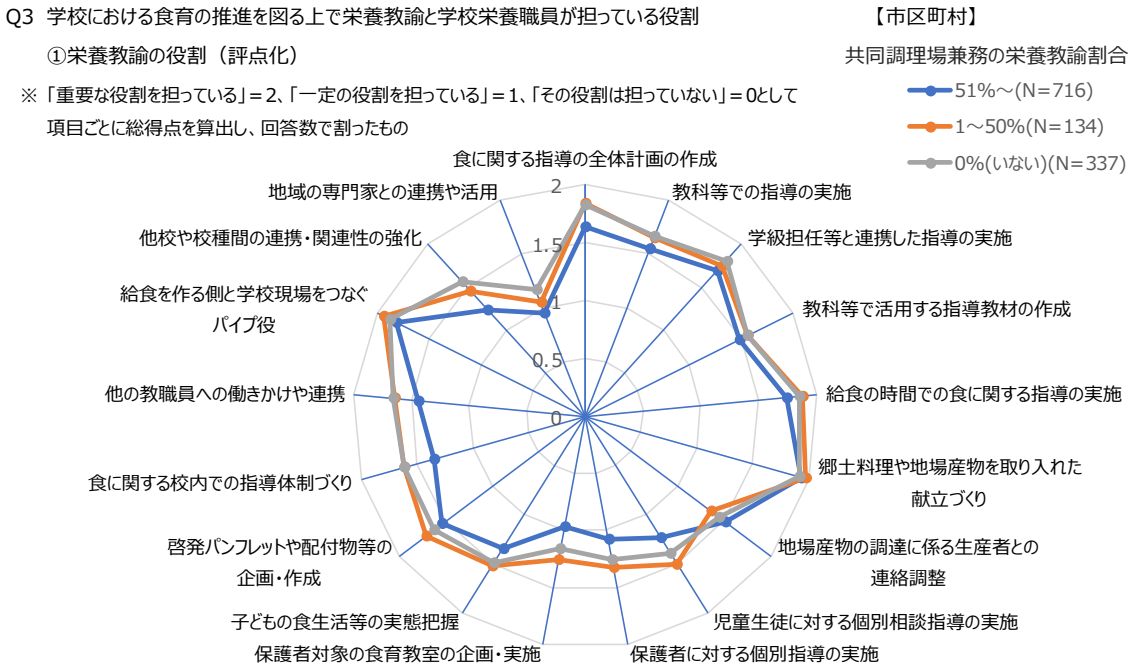
図表13 学校における食育の推進を図る上での栄養教諭・学校栄養職員の役割の比較【兼務あり栄養教諭割合別】



④市区町村における栄養教諭の配置状況別でみた栄養教諭の役割の比較

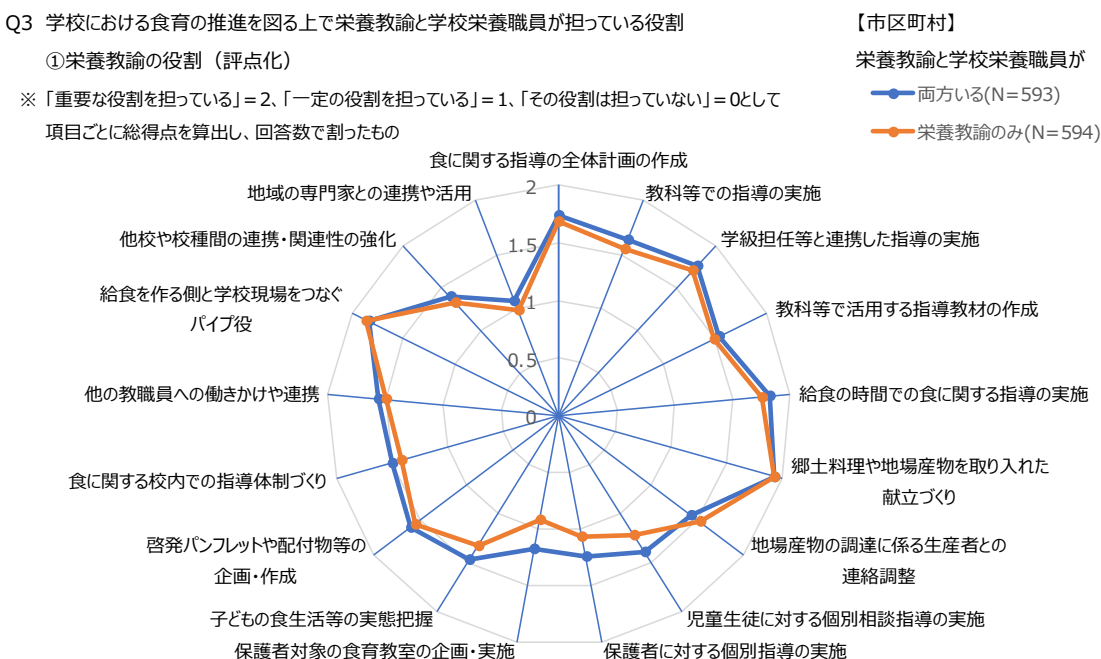
市区町村において配置されている栄養教諭のうち共同調理場兼務の栄養教諭がどの程度を占めるかによって、栄養教諭が担っている役割に違いがみられるか比較すると、共同調理場兼務の栄養教諭の割合が高い市区町村は全体的に栄養教諭が担っている役割の重要度が低くなっている。

図表14 学校における食育の推進を図る上での栄養教諭・学校栄養職員の役割の比較【共同調理場兼務栄養教諭割合別】



栄養教諭と学校栄養職員が両方配置されている市区町村と栄養教諭のみの市区町村とで、栄養教諭が担っている役割を比較すると、食に関する指導計画の作成や教科・給食の時間等での指導などについては大差ないが、児童・生徒や保護者に対する個別指導や保護者対象の食育教室の企画・実施、子どもの食生活等の実態把握等については、学校栄養職員もいる市区町村の栄養教諭の方が重要な役割を担っている。

図表15 学校における食育の推進を図る上での栄養教諭・学校栄養職員の役割の比較【栄養教諭等の配置状況別】



3. 栄養教諭の採用状況

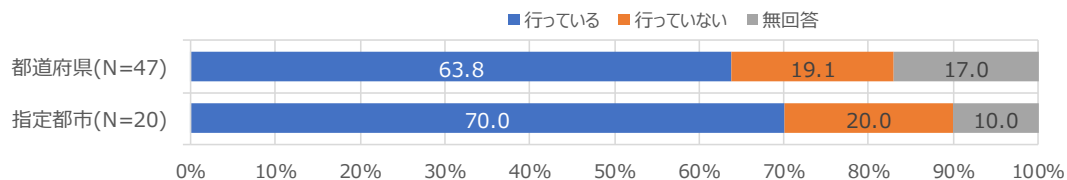
(1) 栄養教諭の新規採用状況

① 教員採用選考試験における栄養教諭の直接採用の実施状況

都道府県の63.8%、指定都市の70.0%は教員採用選考試験において栄養教諭の直接採用を行っており、栄養教諭割合が61%以上と高い都道府県・指定都市が栄養教諭の直接採用を行っている割合も高くなっている。

図表16 教員採用選考試験における栄養教諭の直接採用の実施状況

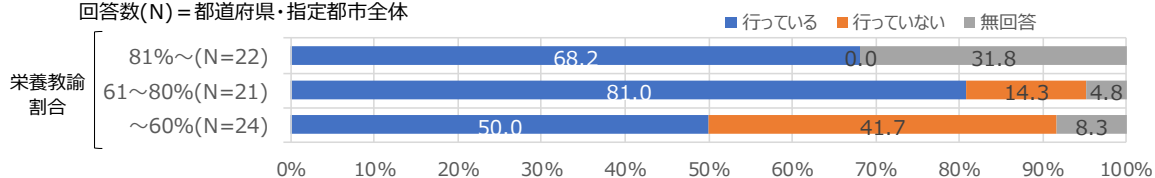
Q5 教員採用選考試験における栄養教諭の直接採用（単一回答）



図表17 教員採用選考試験における栄養教諭の直接採用の実施状況【栄養教諭割合別】

Q5 教員採用選考試験における栄養教諭の直接採用（単一回答）

回答数(N) = 都道府県・指定都市全体



② 近年の教員採用選考試験における栄養教諭の志願状況等

近年の教員採用選考試験における栄養教諭の志願状況等をみると、令和2年度採用(令和元年度試験)、令和3年度採用(令和2年度試験)ともに、全国で1600人超が受験しており、合格者数は200人余り、合格倍率は令和2年度採用が7.5倍、令和3年度採用が7.3倍となっている。

なお、合格倍率を都道府県と指定都市で比較すると、都道府県(指定都市と合同実施を含む)では令和2年度採用が7.7倍、令和3年度採用が7.2倍と若干下がっているが、指定都市では令和2年度採用の6.4倍から令和3年度採用は7.4倍と上がっている。

図表18 近年の教員採用選考試験における栄養教諭の志願状況等

教員採用選考試験(令和2年度採用) 栄養教諭数 回答数(N)は無回答を除く	全体	都道府県	指定都市	平均人数		
	N=42	N=32	N=12	全体	都道府県	指定都市
①採用見込数(「若干名」は3人として計算)	175人	139人	39人	5.2人	5.3人	4.3人
②出願者数	1894人	1457人	437人	45.1人	45.5人	36.4人
③受験者数	1645人	1283人	362人	39.2人	40.1人	30.2人
④合格者数	219人	166人	57人	5.2人	5.2人	4.8人
⑤採用者数	205人	155人	54人	4.9人	4.8人	4.5人
合格倍率(受験者数÷合格者数)	7.5倍	7.7倍	6.4倍			

教員採用選考試験(令和3年度採用) 栄養教諭数 回答数(N)は無回答を除く	全体	都道府県	指定都市	平均人数		
	N=47	N=36	N=13	全体	都道府県	指定都市
①採用見込数(「若干名」は3人として計算)	159人	128人	35人	4.5人	4.6人	3.8人
②出願者数	1877人	1449人	428人	39.9人	40.3人	32.9人
③受験者数	1623人	1282人	341人	34.5人	35.6人	26.2人
④合格者数	221人	179人	46人	4.7人	5.0人	3.5人
⑤採用者数	204人	164人	44人	4.3人	4.6人	3.4人
合格倍率(受験者数÷合格者数)	7.3倍	7.2倍	7.4倍			

※指定都市と合同で実施している都道府県は指定都市分を含むため、「全体」は「都道府県」+「指定都市」と一致しない。

③栄養教諭の新規採用の選考条件

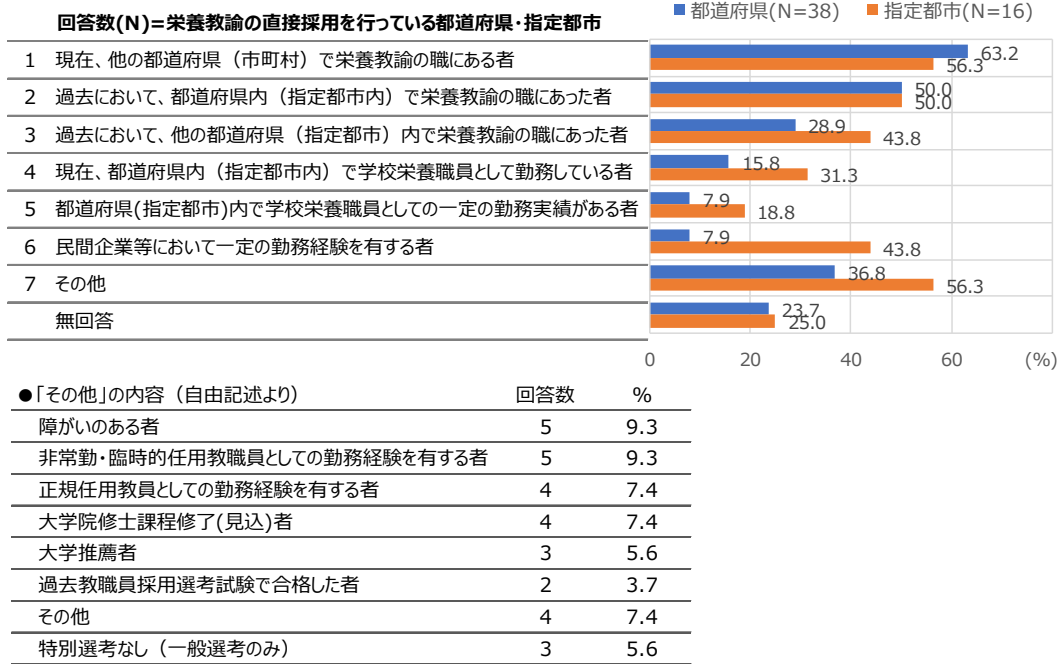
教員採用選考試験における栄養教諭の特別選考条件についてみると、「現在、他の都道府県で栄養教諭の職にある者」が最も多く、次いで「過去において、都道府県内で栄養教諭の職にあった者」も比較的多くみられる。

なお、「その他」の記述内容をみると、「障がいのある者」や「県内で非常勤あるいは臨時的任用の教職員として一定の勤務経験を有する者」(必要経験年数は様々)という条件が比較的多くみられた。

一方、栄養教諭志願者に対し特段の年齢要件の緩和を行っている都道府県・指定都市は少なかった。

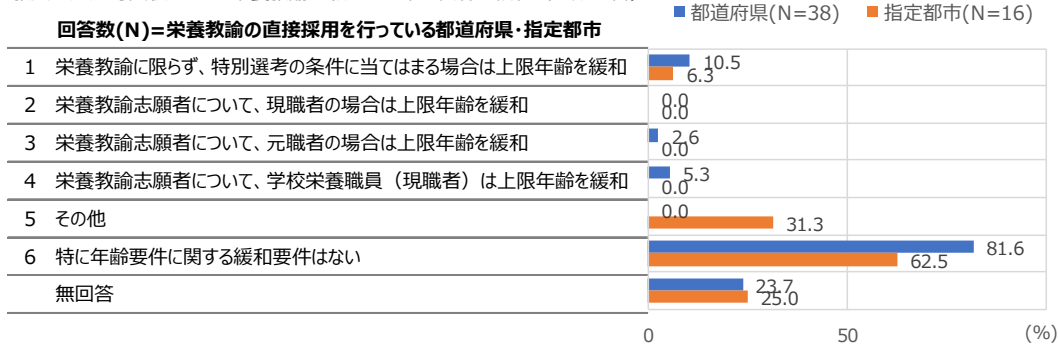
図表19 教員採用選考試験における栄養教諭の特別選考条件

Q5 教員採用選考試験における栄養教諭の特別選考条件（複数回答）



図表20 教員採用選考試験における栄養教諭志願者への年齢要件の緩和

Q6 教員採用選考試験における栄養教諭志願者への年齢要件の緩和（複数回答）

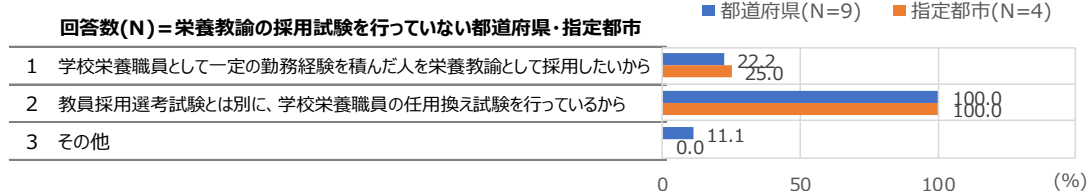


④教員採用選考試験において栄養教諭の新規採用を行っていない理由

教員採用選考試験において栄養教諭の新規採用を行っていない都道府県・指定都市の全てが、その理由として「教員採用選考試験とは別に学校栄養職員の任用換え試験を行っているから」と回答している。

図表21 教員採用選考試験において栄養教諭の新規採用を行っていない理由

Q7 栄養教諭の新規採用選考試験を行っていない理由（複数回答）



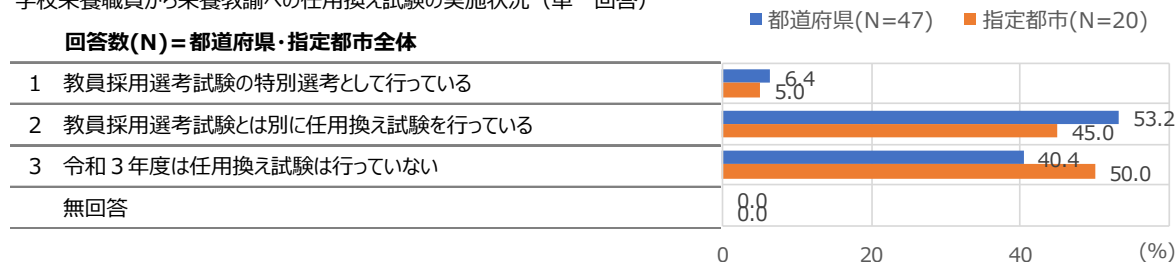
(2) 任用換え試験の実施状況

① 学校栄養職員の栄養教諭への任用換え試験の実施状況

任用換え試験の実施状況についてみると、都道府県の 53.2%、指定都市の 45.0%が教員採用選考試験とは別に任用換え試験を行っている一方、都道府県の 40.4%、指定都市の 50.0%は「令和3年度は任用換え試験は行っていない」としている。

図表22 学校栄養職員の栄養教諭への任用換え試験の実施状況

Q8 学校栄養職員から栄養教諭への任用換え試験の実施状況（単一回答）



② 近年の任用換え試験における栄養教諭の志願状況等

近年の任用換え試験における栄養教諭の志願状況等をみると、任用換見込数は令和2年度採用(令和元年度試験)の150人から令和3年度採用(令和2年度試験)には140人と減少しており、これに伴い受験者数・合格者数のいずれも、令和2年度採用より令和3年度採用が少なくなっている。

図表23 近年の任用換え試験における栄養教諭の志願状況等

SQ8-1 近年の任用換え試験の志願状況等

任用換え試験（令和2年度採用）栄養教諭数 回答数(N)は無回答を除く	全体 N=33	都道府県 N=24	指定都市 N=9	平均人数		
				全体	都道府県	指定都市
①任用換見込数(「若干名」は3人として計算)	150人	114人	36人	5.3人	5.4人	5.0人
②出願者数	164人	121人	43人	5.0人	5.0人	4.8人
③受験者数	164人	121人	43人	5.0人	5.0人	4.8人
④合格者数	100人	74人	26人	3.0人	3.1人	2.9人
⑤任用換数	99人	73人	26人	3.0人	3.0人	2.9人
合格倍率(受験者数÷合格者数)	1.6倍	1.6倍	1.7倍			

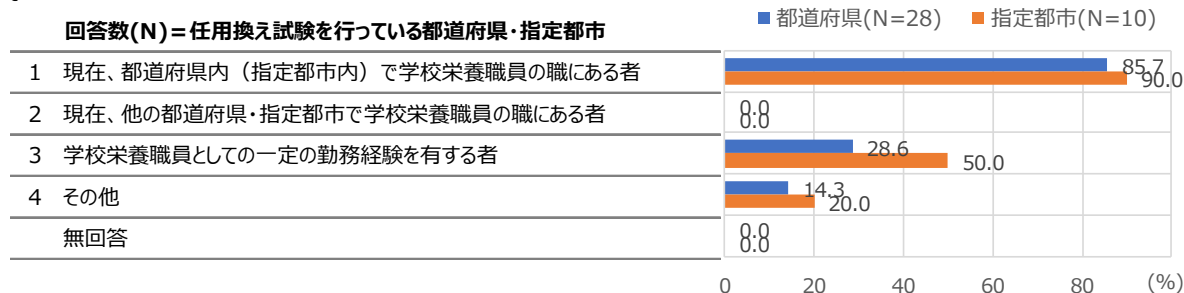
任用換え試験（令和3年度採用）栄養教諭数 回答数(N)は無回答を除く	全体 N=28	都道府県 N=22	指定都市 N=6	平均人数		
				全体	都道府県	指定都市
①任用換見込数(「若干名」は3人として計算)	140人	114人	26人	5.9人	5.9人	5.8人
②出願者数	134人	91人	43人	4.8人	4.1人	7.2人
③受験者数	134人	91人	43人	4.8人	4.1人	7.2人
④合格者数	86人	67人	19人	3.1人	3.0人	3.2人
⑤任用換数	85人	66人	19人	3.0人	3.0人	3.2人
合格倍率(受験者数÷合格者数)	1.6倍	1.4倍	2.3倍			

③任用換え試験における栄養教諭の受験資格

学校栄養職員の栄養教諭への任用換え試験において、栄養教諭普通免許状を有すること以外にどのような受験資格を設定しているかみると、都道府県の85.7%、指定都市の90.0%が当該都道府県・指定都市における現職の学校栄養職員であることを条件としている。このほか、学校栄養職員としての勤務経験(勤務年数)について一定の条件を定めているケースもみられる。

図表24 任用換え試験における栄養教諭の受験資格

SQ8-2 任用換え試験の受験資格(複数回答)



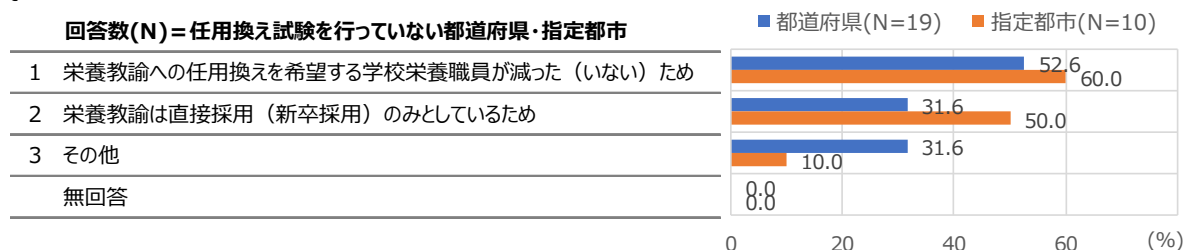
④任用換え試験を実施していない理由

令和3年度に任用換え試験を行っていないとした19都道府県・10指定都市において、任用換え試験を行っていない理由をみると、「栄養教諭への任用換えを希望する学校栄養職員が減った(いない)ため」がいずれも50%超で最も多く、「栄養教諭は直接採用(新卒採用)のみとしているため」を上回っている。

なお、栄養教諭への任用換えを希望する学校栄養職員が減った理由として思いあたることや背景等を自由記述にてたずねたところ、「任用換えが概ねすべて終了したため」という回答が最も多かった。

図表25 任用換え試験を実施していない理由

SQ8-3 任用換え試験を行っていない理由(複数回答)



●「栄養教諭への任用換えを希望する学校栄養職員が減った(いない)」

理由(自由記述より)	回答数	%
任用換えが概ねすべて終了したため	5	17.2
任用換えに該当する学校栄養職員がいない	2	6.9
平成23年度以降希望者がいないため	1	3.4

●「その他」の内容(自由記述より)

内容	回答数	%
教員採用試験で栄養教諭を募集しているため	3	10.3
正規の学校栄養職員は任用していないため	2	6.9
栄養教諭の採用が予定数に達したため	2	6.9

4. 栄養教諭・学校栄養職員の配置状況

(1) 栄養教諭・学校栄養職員の配置数と栄養教諭割合

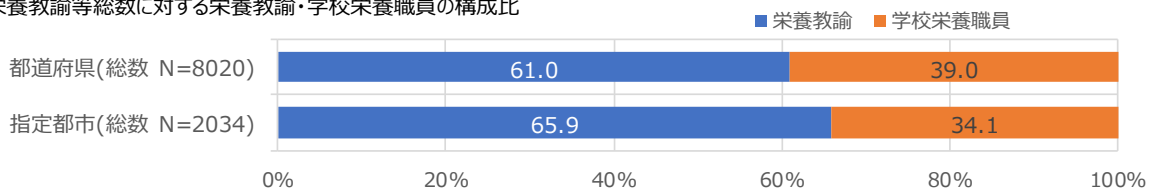
① 栄養教諭・学校栄養職員の配置数

本調査における都道府県・指定都市からの回答(休業者・休職者を除く)を集計すると、令和3年5月1日現在で栄養教諭は合計 6,233 人、学校栄養職員については、合計 3,821 人配置であった。

栄養教諭及び学校栄養職員総数に対する栄養教諭・学校栄養職員の構成比をみると、栄養教諭は都道府県では 61.0%、指定都市では 65.9%を占めている。

図表26 栄養教諭・学校栄養職員構成比

Q9 栄養教諭等総数に対する栄養教諭・学校栄養職員の構成比

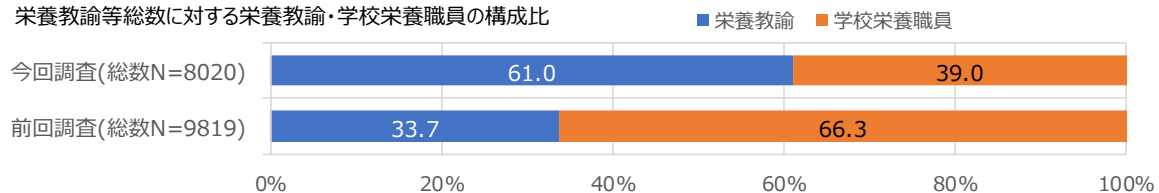


【参考】 前回調査との比較

都道府県の回答から、全体での栄養教諭割合について前回調査と比較すると、前回調査では栄養教諭は 33.7%であったが、今回調査では 61.0%を占めており、前回調査以降、全国において栄養教諭の配置が進んできたことが示唆される。

図表27 栄養教諭・学校栄養職員構成比【前回調査との比較】

Q9 栄養教諭等総数に対する栄養教諭・学校栄養職員の構成比

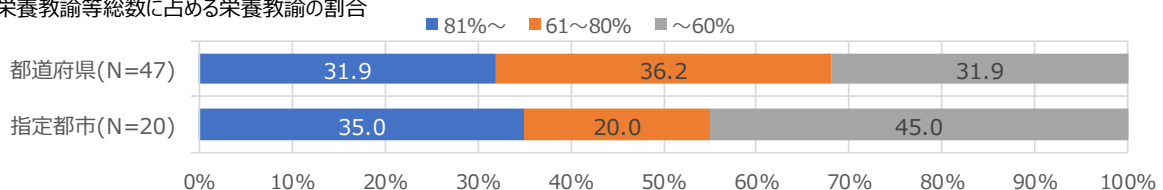


② 栄養教諭割合

それぞれの都道府県・指定都市ごとの栄養教諭割合を算出し、その分布をみると、都道府県は栄養教諭割合が 81%以上、61~80%、60%以下の3区分ではほぼ同数となっているのに対し、指定都市では 81%以上又は 60%以下の割合が都道府県よりは高くなっている。

図表28 栄養教諭等総数に占める栄養教諭の割合

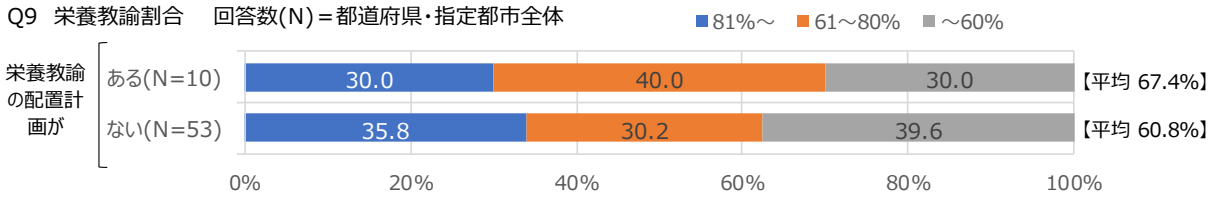
Q9 栄養教諭等総数に占める栄養教諭の割合



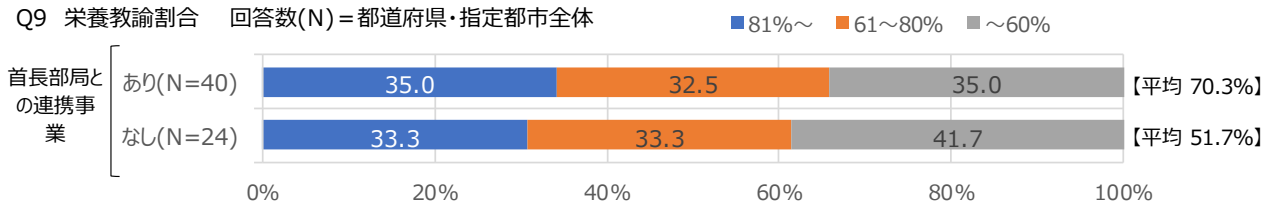
なお、5. で後述する栄養教諭の配置に関する具体的な配置目標・配置計画の有無別で栄養教諭割合を比較すると、配置計画を作成している都道府県・指定都市の栄養教諭割合は平均で 67.4%となっており、配置計画を作成していない都道府県・指定都市よりも栄養教諭割合が高くなっている。

また、6. で後述する教育委員会と首長部局が連携して実施している食育推進事業の有無別で栄養教諭割合を比較すると、首長部局との連携事業を実施している都道府県・指定都市の栄養教諭割合は平均で 70.3%で、連携事業を実施していない都道府県・指定都市よりも栄養教諭割合が高くなっている。

図表29 栄養教諭等総数に占める栄養教諭の割合【栄養教諭の配置計画の有無別】



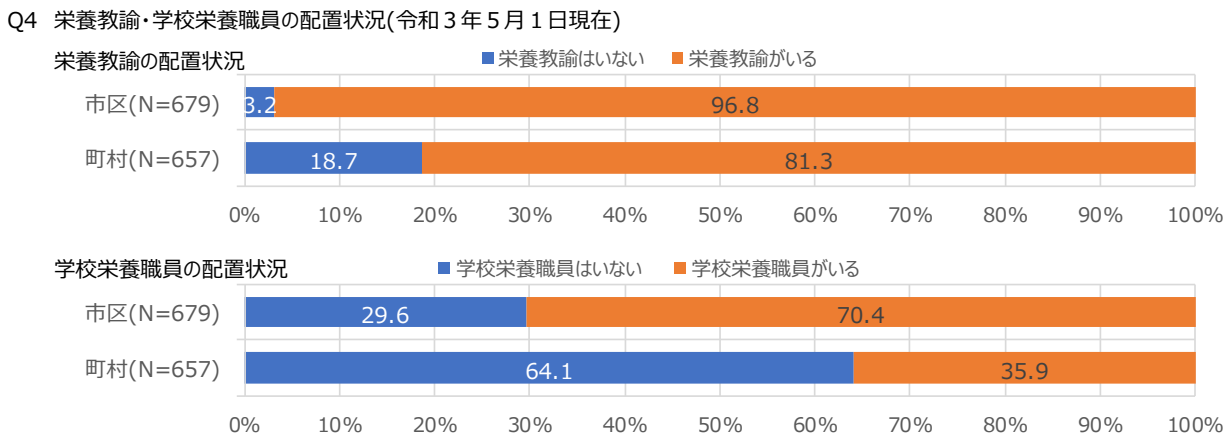
図表30 栄養教諭等総数に占める栄養教諭の割合【教育委員会と首長部局の連携事業の有無別】



③市区町村における栄養教諭の配置状況

市区町村の回答より、栄養教諭の配置状況をみると、市区部では 96.8%で栄養教諭が配置されており、町村部でも 81.3%で栄養教諭の配置がみられる。学校栄養職員については、市区部の 70.4%に配置がみられる一方、町村部の 64.1%には学校栄養職員は配置されておらず、町村部では市区部と比べて相対的に配置定数が少ない中で学校栄養職員から栄養教諭へと転換が進んできたことが示唆される。

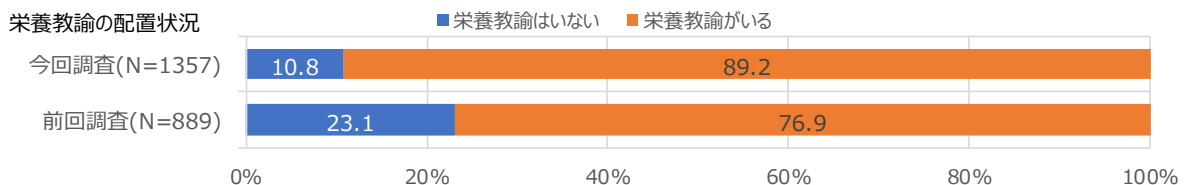
図表31 市区町村における栄養教諭の配置状況



【参考】 前回調査との比較

市区町村における栄養教諭の配置状況について前回調査と比較すると、栄養教諭が配置されている市区町村の割合は前回調査の 76.9%から 89.2%へと 10 ポイント以上拡大しており、市区町村における栄養教諭の配置が着実に進んできたことが分かる。

図表32 市区町村における栄養教諭の配置状況【前回調査との比較】

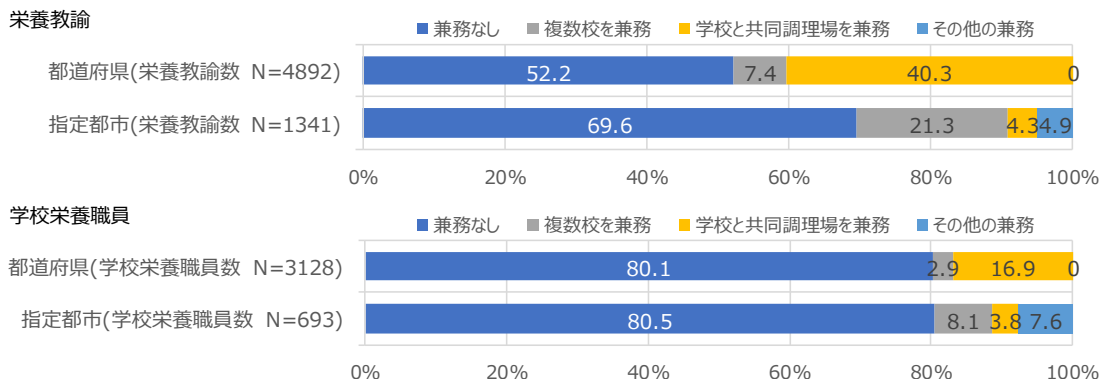


(2)兼務の有無別 栄養教諭・学校栄養職員数

都道府県・指定都市が配置している栄養教諭の半数超は「兼務なし」とされており、「兼務あり」の場合は、「学校と共同調理場を兼務」しているケースが最も多い。一方、学校栄養職員は「兼務なし」が大多数を占めている。

図表33 栄養教諭・学校栄養職員の兼務状況別構成比

Q9 ①兼務の有無別 内訳



図表34 栄養教諭・学校栄養職員の配置状況(令和3年5月1日現在)

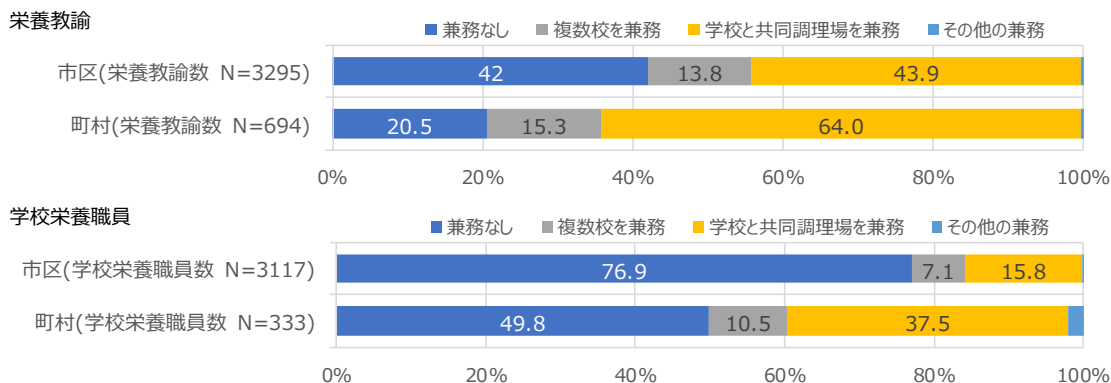
回答数(N)=都道府県・指定都市全体		全体 N=67	都道府県 N=47	指定都市 N=20
栄養教諭	合計 (単位:人)	6,233 (100%)	4,892 (100%)	1,341 (100%)
	兼務なし	3,488 (56.0%)	2,555 (52.2%)	933 (69.6%)
	兼務あり	2,745 (44.0%)	2,337 (47.8%)	408 (30.4%)
	複数校を兼務	649 (10.4%)	364 (7.4%)	285 (21.3%)
	学校と共同調理場を兼務	2,028 (32.5%)	1,971 (40.3%)	57 (4.3%)
	その他の兼務	68 (1.1%)	2 (0.0%)	66 (4.9%)

回答数(N)=都道府県・指定都市全体		全体 N=66	都道府県 N=47	指定都市 N=19
学校栄養職員	合計 (単位:人)	3,821 (100%)	3,128 (100%)	693 (100%)
	兼務なし	3,065 (80.2%)	2,507 (80.1%)	558 (80.5%)
	兼務あり	756 (19.8%)	621 (19.9%)	135 (19.5%)
	複数校を兼務	147 (3.8%)	91 (2.9%)	56 (8.1%)
	学校と共同調理場を兼務	556 (14.6%)	530 (16.9%)	26 (3.8%)
	その他の兼務	53 (1.4%)	0 (0.0%)	53 (7.6%)

なお、栄養教諭等の兼務状況について、配置数に回答のあった市区町村の回答を集計すると、栄養教諭は「兼務あり」の方が多く、「学校と共同調理場を兼務」を中心に、市区部では58.0%、町村部では79.5%の栄養教諭が「兼務あり」とされている。また、栄養教諭・学校栄養職員とも、町村部の方が「兼務あり」の割合が高い。

図表35 回答市区町村における栄養教諭・学校栄養職員の兼務状況別構成比

Q4 ①兼務の有無別 内訳



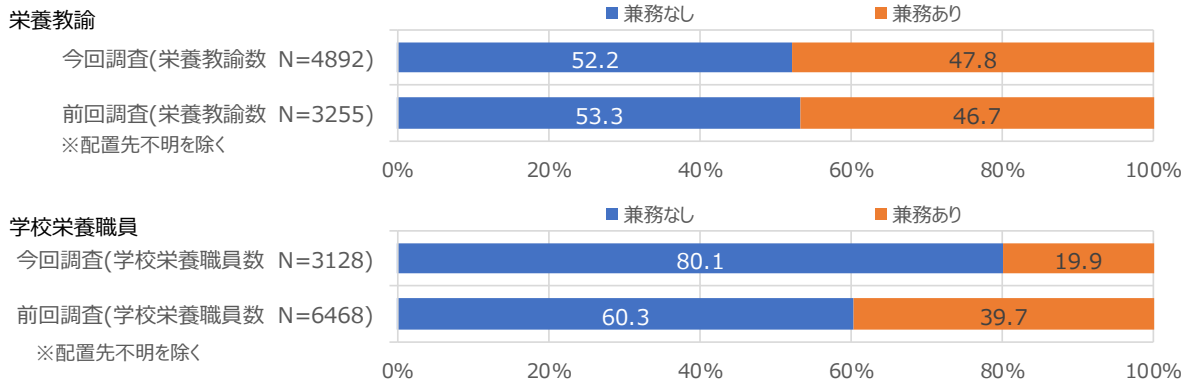
【参考】 前回調査との比較

都道府県の回答から、栄養教諭・学校栄養職員それぞれの兼務割合について前回調査と比較すると、栄養教諭はほぼ変化が見られないが、学校栄養職員は前回調査と比べて「兼務なし」の割合が大きくなっている。

また、それぞれのうち学校と共同調理場を兼務している割合を前回調査と比較すると、栄養教諭については共同調理場と兼務している割合は前回調査からほぼ変わらないが、学校栄養職員については共同調理場と兼務している割合が前回調査の35.1%から今回調査では16.9%と縮小している。

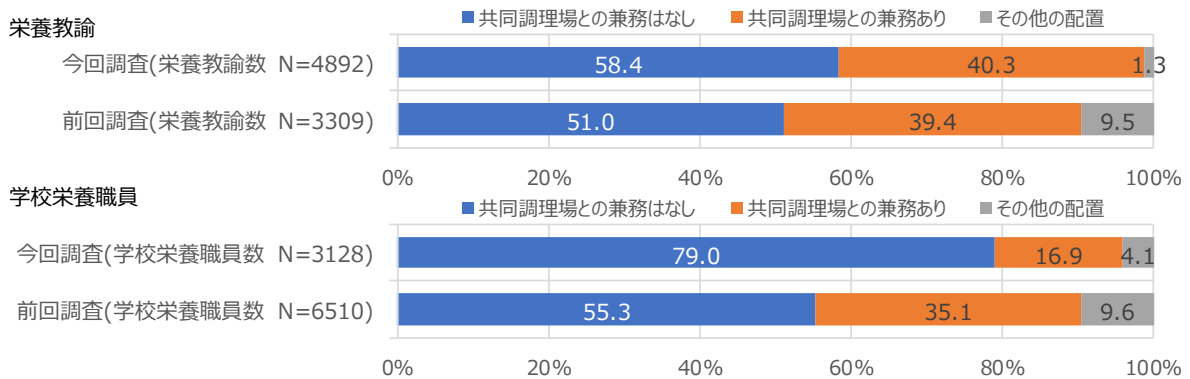
図表36 栄養教諭・学校栄養職員の兼務状況別構成比【前回調査との比較】

Q9 ①兼務の有無別 内訳



図表37 栄養教諭・学校栄養職員の兼務状況別構成比【前回調査との比較】

Q9 学校と共同調理場との兼務状況



(3)採用タイプ別 栄養教諭数

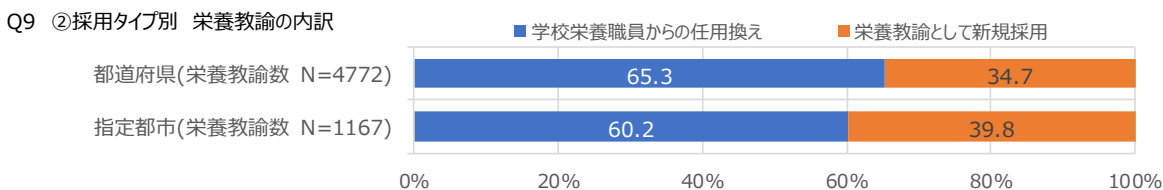
栄養教諭について採用タイプ別の内訳をみると、都道府県・指定都市それぞれ「学校栄養職員からの任用換え」が60%超を占めており、「栄養教諭として新規採用」された人は40%弱である。

なお、兼務の有無別で採用タイプの内訳に違いがあるかをみると、特に差はみられなかった。

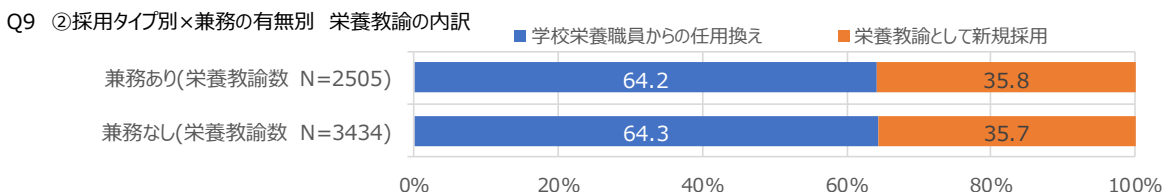
各都道府県・指定都市の栄養教諭割合別でみると、栄養教諭割合が高いほど「栄養教諭として新規採用」の割合が高くなっており、栄養教諭割合が81%以上の都道府県・指定都市では、「栄養教諭として新規採用」された人が半数以上を占めている。

栄養教諭の配置計画の有無別でみると、配置計画を作成している都道府県・指定都市の方が「学校栄養職員からの任用換え」の栄養教諭の割合が高くなっている。

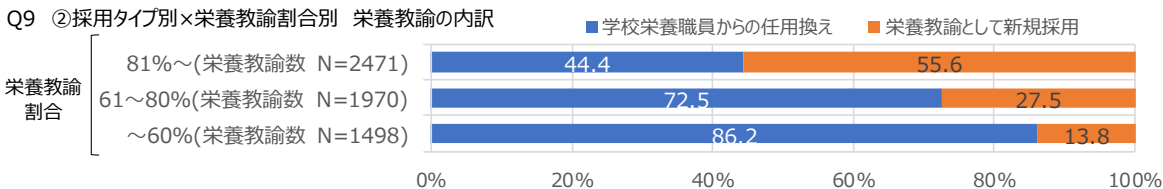
図表38 栄養教諭の採用タイプ別構成比



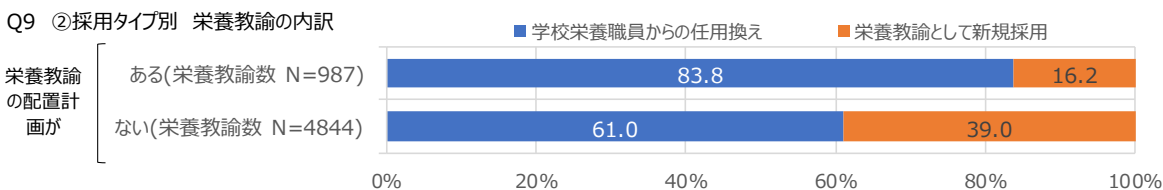
図表39 栄養教諭の採用タイプ別構成比【兼務の有無別】



図表40 栄養教諭の採用タイプ別構成比【栄養教諭割合別】



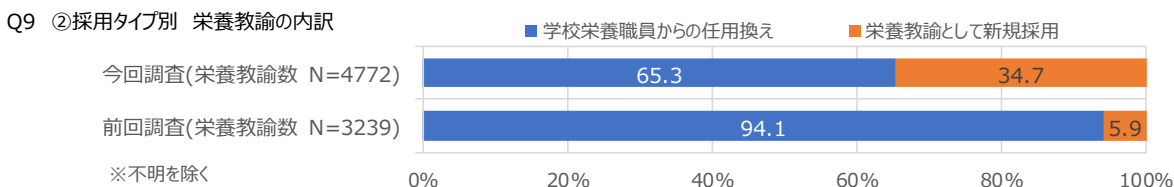
図表41 栄養教諭の採用タイプ別構成比【栄養教諭の配置計画の有無別】



【参考】 前回調査との比較

都道府県の回答から、栄養教諭の採用タイプ別内訳を前回調査と比較すると、前回調査時は「学校栄養職員からの任用換え」が94.1%と大部分を占めていたが、今回調査では「栄養教諭として新規採用」の割合が34.7%と3分の1以上を占めるまでに拡大している。

図表42 栄養教諭の採用タイプ別構成比【前回調査との比較】



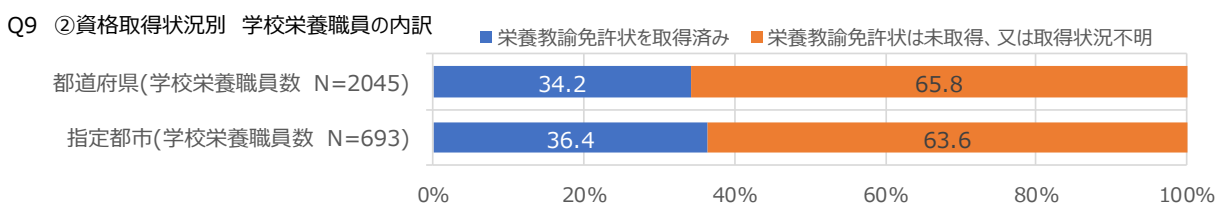
(4) 栄養教諭免許状の取得状況別 学校栄養職員数

学校栄養職員の栄養教諭免許状の取得状況をみると、免許状を取得している学校栄養職員は都道府県・指定都市いずれも3分の1強であり、3分の2は「栄養教諭免許状は未取得又は取得状況不明」とされている。

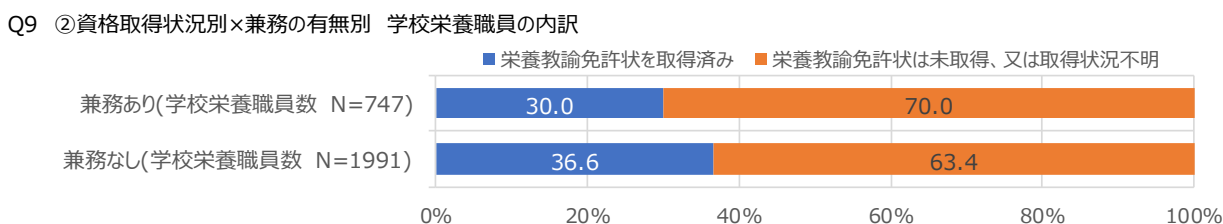
なお、兼務の有無別で栄養教諭免許状の取得状況に違いがあるかをみると、「兼務なし」の学校栄養職員の方が栄養教諭免許状を取得している割合がやや高くなっている。

また、約3分の2を占める「栄養教諭免許状は未取得又は取得状況不明」について、今回調査では「未取得」の人数と「取得状況不明」の人数の内訳までは把握していないが、学校栄養職員の採用選考において栄養教諭免許状の有無が要件となっていないことを踏まえると、その大部分が「取得状況不明」、すなわち選考時に把握していないため取得状況は分からないというケースが大部分を占めるのではないかと考えられる。よって、学校栄養職員のうち栄養教諭免許状を取得している人の割合は、実際にはもう少し高い可能性も考えられる。

図表43 学校栄養職員の栄養教諭免許状の取得状況別構成比



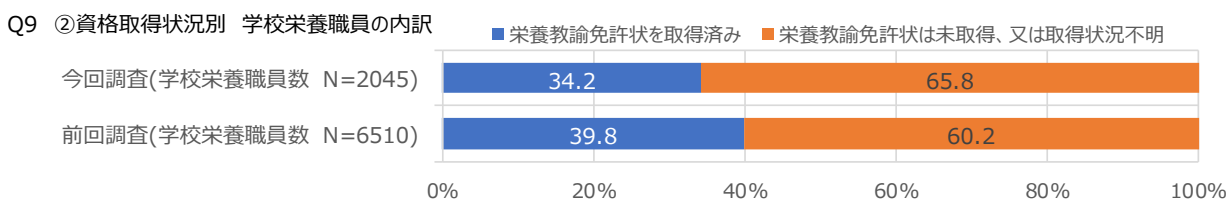
図表44 学校栄養職員の栄養教諭免許状の取得状況別構成比【兼務の有無別】



【参考】 前回調査との比較

都道府県の回答から、学校栄養職員の栄養教諭免許状の取得状況を前回調査と比較すると、免許状を取得している学校栄養職員の割合は前回調査時の方が39.8%と高かった。

図表45 学校栄養職員の栄養教諭免許状の取得状況別構成比【前回調査との比較】



(5)費用負担別 栄養教諭・学校栄養職員数

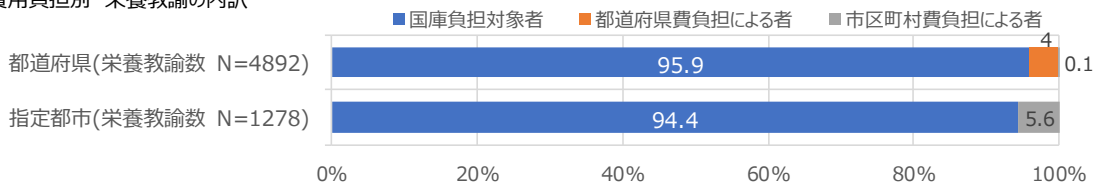
都道府県・指定都市において配置されている栄養教諭・学校栄養職員について費用負担別の内訳をみると、栄養教諭については大部分が国庫負担対象者であるが、学校栄養職員については市区町村費負担で配置されている人が一定程度みられる。

兼務の有無別でみると、「兼務なし」の学校栄養職員では都道府県費又は市区町村費負担で配置されている者の割合が高くなっている。

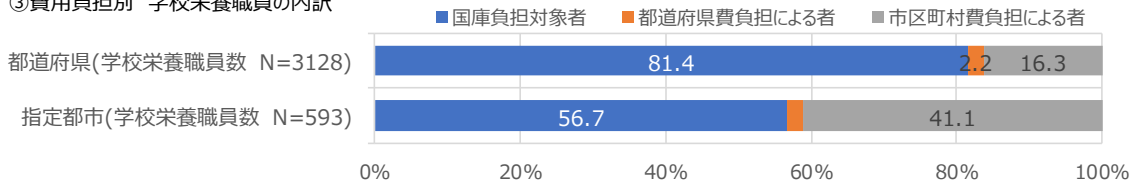
各都道府県・指定都市の栄養教諭割合別で比較すると、栄養教諭割合が比較的高い都道府県・指定都市では、国庫負担対象者以外に都道府県費負担の栄養教諭も一定程度みられる。

図表46 栄養教諭・学校栄養職員の費用負担別構成比

Q9 ③費用負担別 栄養教諭の内訳

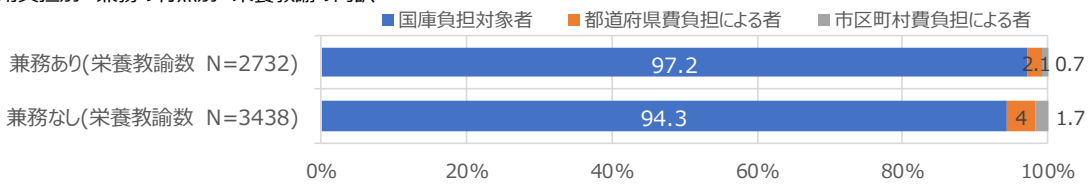


Q9 ③費用負担別 学校栄養職員の内訳

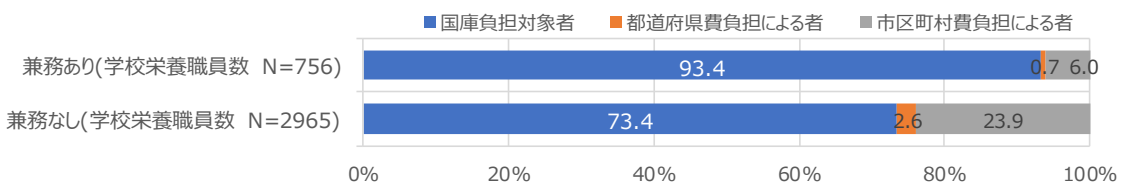


図表47 栄養教諭・学校栄養職員の費用負担別構成比【兼務の有無別】

Q9 ③費用負担別×兼務の有無別 栄養教諭の内訳

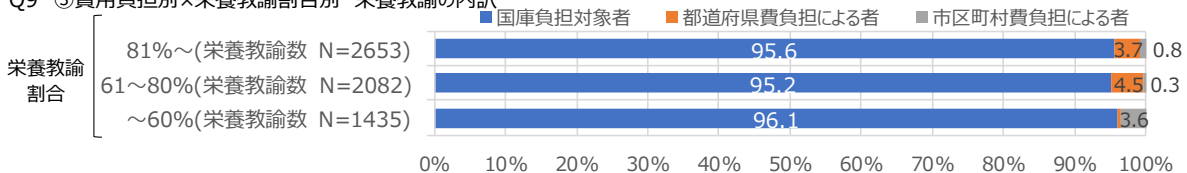


Q9 ③費用負担別×兼務の有無別 学校栄養職員の内訳

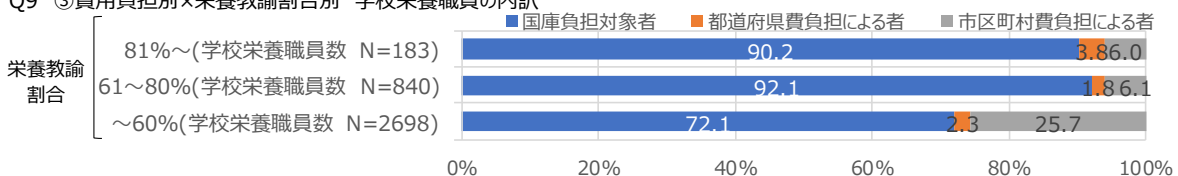


図表48 栄養教諭・学校栄養職員の費用負担別構成比【栄養教諭割合別】

Q9 ③費用負担別×栄養教諭割合別 栄養教諭の内訳



Q9 ③費用負担別×栄養教諭割合別 学校栄養職員の内訳

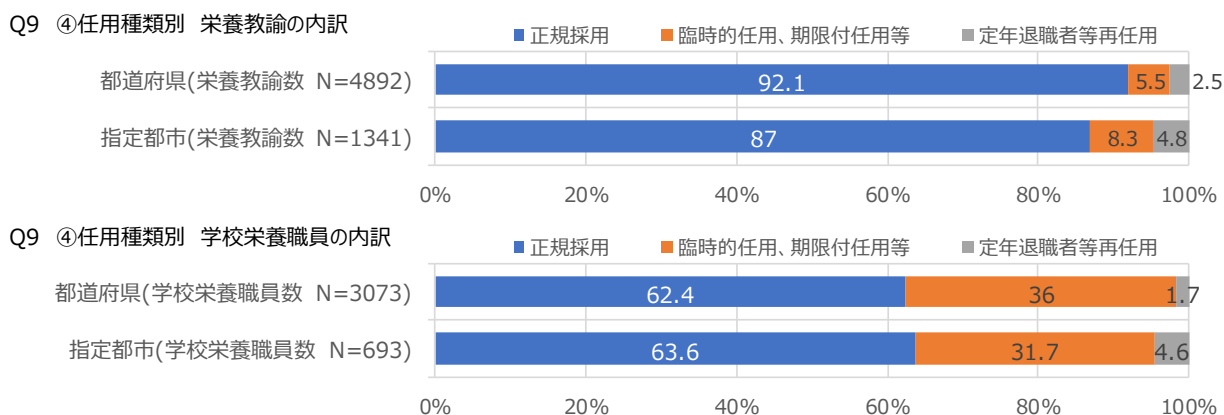


(6)任用種別 栄養教諭・学校栄養職員数

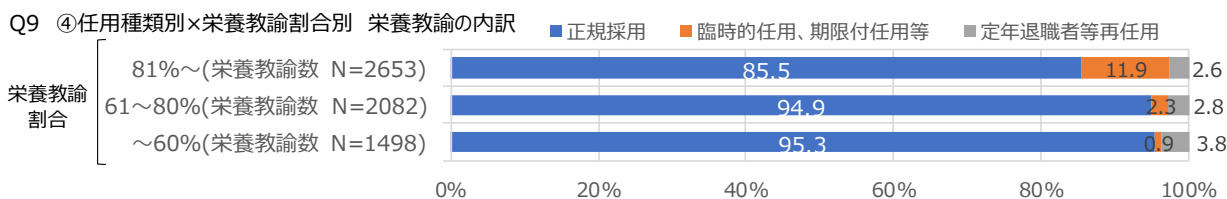
都道府県・指定都市において配置されている栄養教諭・学校栄養職員について、任用種別の内訳をみると、栄養教諭の場合は、都道府県・指定都市それぞれ 90%前後が「正規採用」である。一方、学校栄養職員の任用種別内訳をみると、「正規採用」は 60%強であり、3分の1前後は「臨時的任用、期限付任用等」である。

なお、栄養教諭の任用種別内訳について、栄養教諭割合別で比較すると、栄養教諭割合が 81%以上と高い都道府県・指定都市では「臨時的任用、期限付任用等」の栄養教諭が占める割合が高くなっている。

図表49 栄養教諭・学校栄養職員の任用種別構成比



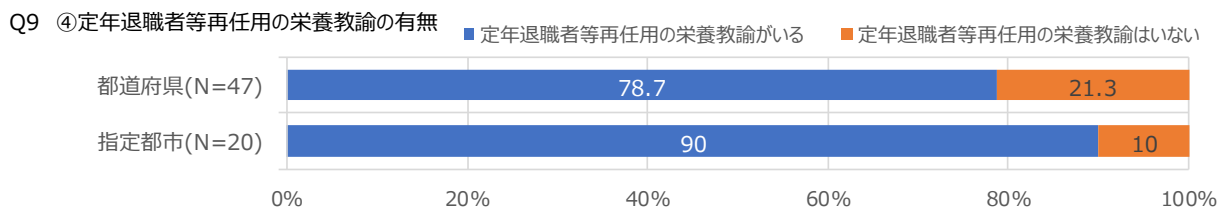
図表50 栄養教諭・学校栄養職員の任用種別構成比【栄養教諭割合別】



上記の回答から定年退職者等再任用の栄養教諭の有無別で再集計すると、都道府県の 78.7%、指定都市の 90.0%で定年退職者等再任用の栄養教諭が配置されていることが分かる。

自由記述回答より、定年退職者等再任用の栄養教諭を配置している理由をみると、「雇用と年金の接続のため」という理由が最も多く挙げられており、これに次いで「再任用を希望する人がいる(本人の希望により再任用している)」や「ベテランの栄養教諭の知識や経験を有効活用して食育の推進を図るため」といった回答も比較的多くみられた。

図表51 定年退職者等再任用の栄養教諭の有無



●定年退職者等再任用の栄養教諭がある理由(自由記述より)	回答数	%
雇用と年金の接続のため	14	25.5
再任用希望者がいるから	13	23.6
ベテラン職員の知識や経験を有効活用するため	12	21.8
再任用制度の趣旨に沿うため	7	12.7
正規採用のみでは配置数に満たない・退職者等による欠員補充のため	5	9.1
高齢職員の雇用促進のため	3	5.5

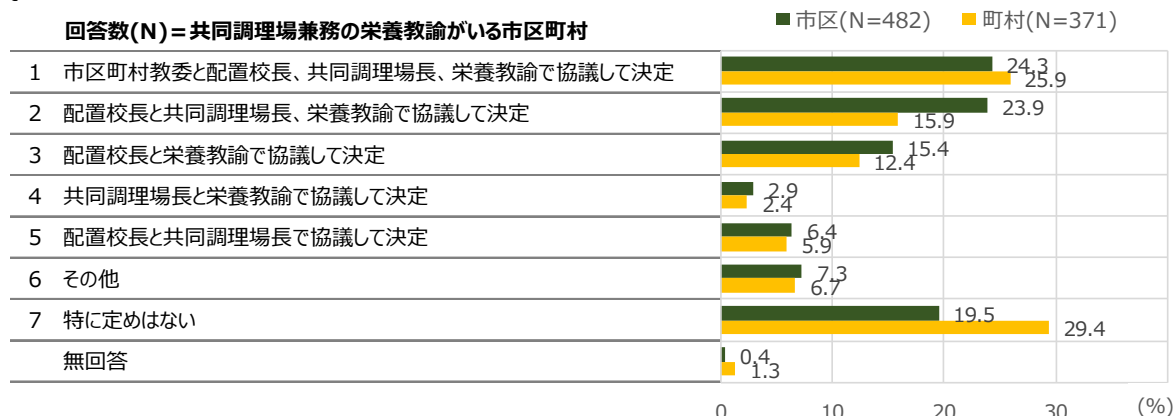
(7) 共同調理場兼務の栄養教諭の勤務実態

① 共同調理場兼務の栄養教諭の勤務時間の決定方法

市区町村の回答より、共同調理場を兼務している栄養教諭の勤務時間の決定方法をみると、市区部・町村部ともに「市区教育委員会と配置校の校長、共同調理場の長、栄養教諭で協議して決定」しているケースが25%前後と比較的多くみられるほか、市区部では、「配置校の校長と共同調理場の長、栄養教諭で協議して決定」しているケースも多い。また、町村部では「特に定めはない」も29.4%と最も多くなっている。

図表52 共同調理場兼務の栄養教諭の勤務時間の決定方法

SQ4-1 共同調理場を兼務している栄養教諭の勤務時間の決定方法（単一回答）



●「その他」の内容（自由記述より）

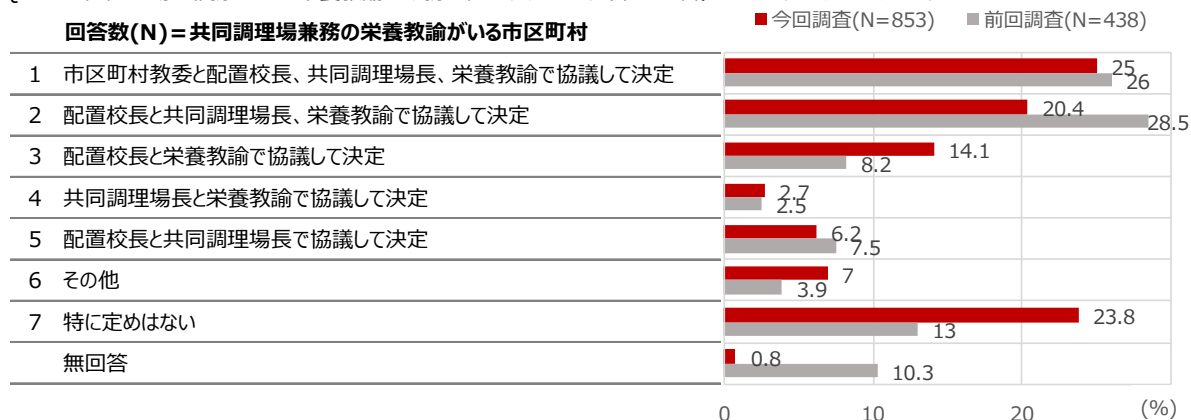
内容	回答数	%
配置校の勤務時間に準ずる	24	2.8
基本は共同調理場で勤務し、必要に応じて所属校で勤務	13	1.5
配置校の学校長と町教育委員会で協議	4	0.5
県で決めている	5	0.6
職務規程・規則に準じる	4	0.5
市町村教委・学校長・共同調理場長で協議	3	0.4
市町村教育委員会で決めている	3	0.4
その他	5	0.6

【参考】 前回調査との比較

共同調理場を兼務している栄養教諭の勤務時間の決定方法について、前回調査と比較すると、「配置校の校長と共同調理場の長、栄養教諭」の三者で協議して決定するケースが減少し、「特に定めはない」の割合が前回調査より高くなっている。

図表53 共同調理場兼務の栄養教諭の勤務時間の決定方法【前回調査との比較】

SQ4-1 共同調理場を兼務している栄養教諭の勤務時間の決定方法（単一回答） ※今回調査分は指定都市を除く

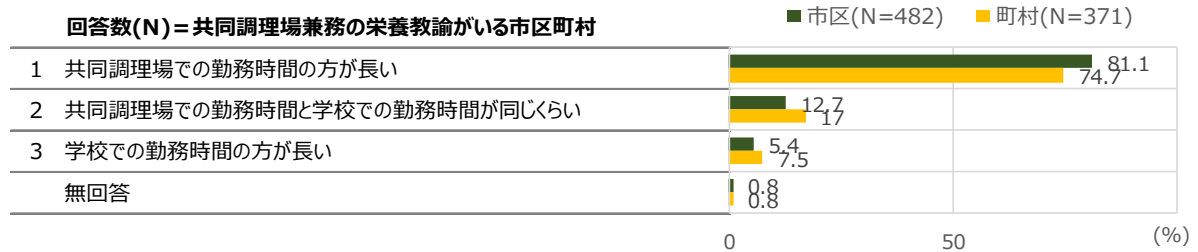


②共同調理場兼務の栄養教諭の勤務時間の配分

共同調理場を兼務している栄養教諭の勤務時間の配分についてみると、市区部・町村部ともに「共同調理場での勤務時間の方が長い」が大多数を占めている。

図表54 共同調理場兼務の栄養教諭の勤務時間

SQ4-2 共同調理場を兼務している栄養教諭の勤務時間（単一回答）

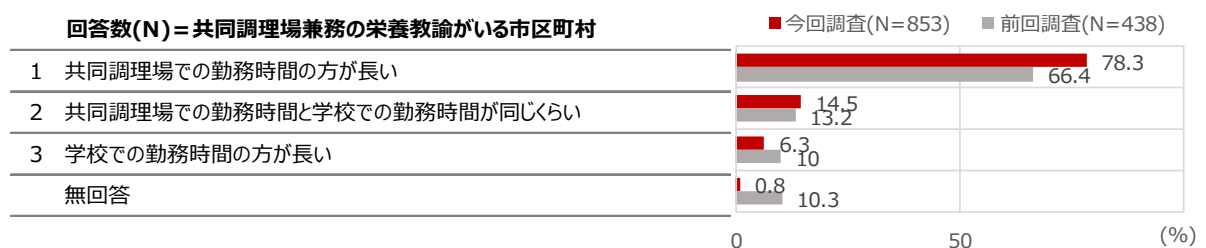


【参考】 前回調査との比較

前回調査でも「共同調理場での勤務時間の方が長い」が 66.4%と最も多いが、今回調査ではその割合は 78.3%と 10 ポイント以上高まっている。

図表55 共同調理場兼務の栄養教諭の勤務時間【前回調査との比較】

SQ4-2 共同調理場を兼務している栄養教諭の勤務時間（単一回答）

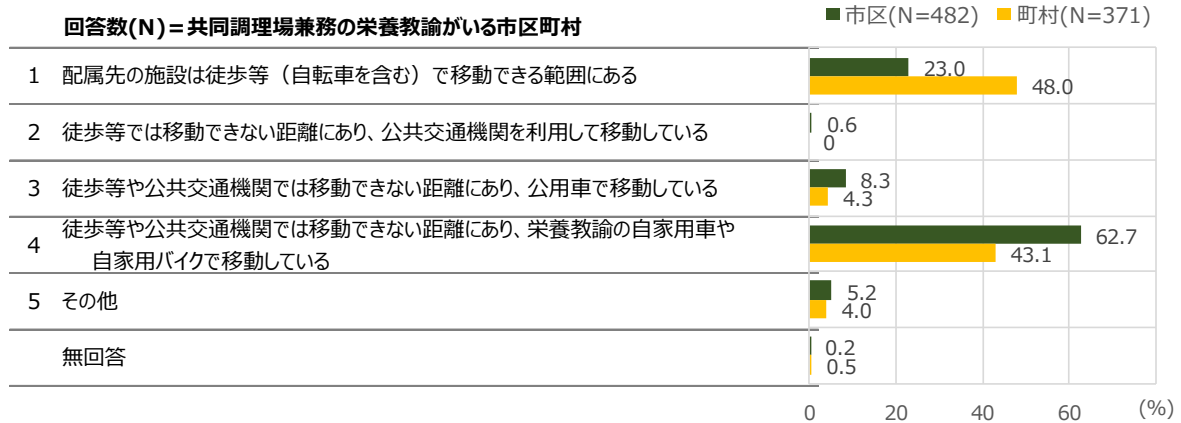


③共同調理場兼務の栄養教諭の配属先間の移動距離

共同調理場を兼務している栄養教諭の発令先の施設間の距離についてみると、町村部では「徒歩等(自転車を含む)で移動できる範囲にある」が48.0%と最も多いが、市区部では、「徒歩等や公共交通機関では移動できない距離にあり、栄養教諭の自家用車や自家用バイクで移動している」が62.7%と最も多くなっている。

図表56 共同調理場兼務の栄養教諭の配属先間の移動距離

SQ4-3 共同調理場を兼務している栄養教諭の配属先間の移動距離（単一回答）



●「その他」の内容（自由記述より）	回答数	%
学校内に共同調理場があり移動なし	13	1.5
徒歩等でも移動できるが自家用車を使用	6	0.7
公用車と自家用車を併用（使い分け）	6	0.7
徒歩の者と自家用車の者がいる	6	0.7
公務使用の承認を受けた自家用車を利用	3	0.4
本務校と共同調理場へは徒歩、兼務校へは自家用車	2	0.2
徒歩等でも移動できるが公用車を利用	2	0.2

5. 栄養教諭の配置方針・配置計画

(1) 都道府県・指定都市における栄養教諭の配置方針・配置計画等

① 栄養教諭の採用・配置に係る方針

栄養教諭の採用・配置に係る方針をみると、都道府県は「今後は原則として学校栄養職員は採用せず、栄養教諭を新規採用する」が 46.8%と最も多くなっている。指定都市は「その他」の回答も多いが、「学校栄養職員が退職した場合は、栄養教諭を新規採用・配置する」も 45.0%と高くなっている。

なお、「その他」の自由記述内容をみると、独自の配置基準に基づくという回答が比較的多くみられた。

図表57 都道府県・指定都市における栄養教諭の配置方針・配置計画

Q10 栄養教諭の採用・配置に係る方針（複数回答）

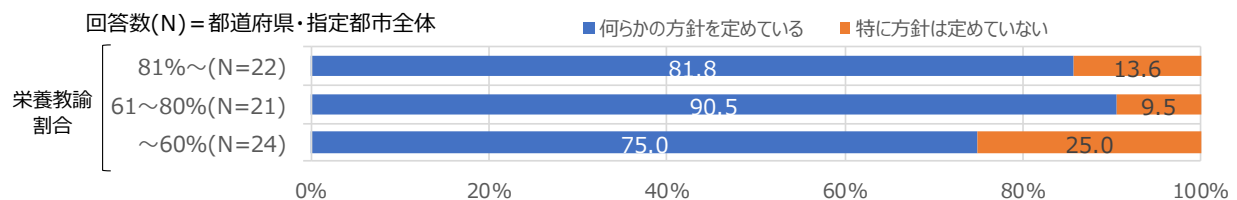


●「その他」の内容（自由記述より）	回答数	%
独自の具体的な配置基準に基づく	5	7.5
給食調理場に優先的に配置	2	3.0
義務標準法に基づき採用・配置	2	3.0
県全体のバランスや学校事情等を考慮して配置	2	3.0
学校栄養職員を任用換え	2	3.0
人事異動方針に基づき（他の教職員と同様に）配置	2	3.0
その他	2	3.0

上記の回答から、栄養教諭の採用・配置に関して何らかの方針を定めているかどうかの別で再集計し、栄養教諭割合別で比較すると、栄養教諭割合が 61%以上と比較的高い都道府県・指定都市の方が、栄養教諭の採用・配置に関して「何らかの方針を定めている」割合が高くなっている。

図表58 都道府県・指定都市における栄養教諭の配置方針の有無【栄養教諭割合別】

Q10 栄養教諭の採用・配置に係る方針の有無



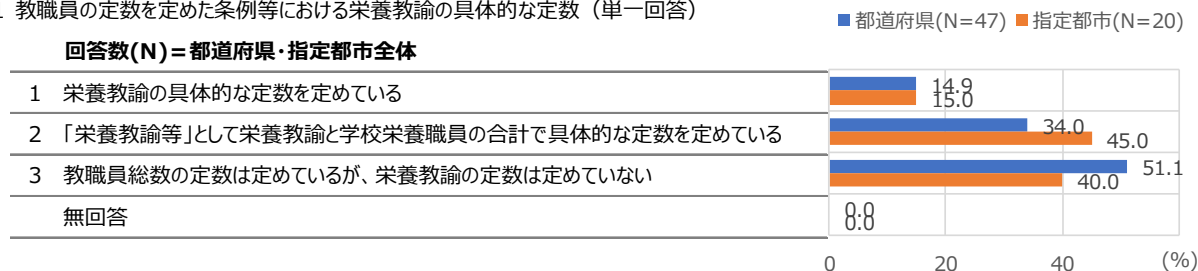
②栄養教諭に関する定数の設定状況

栄養教諭に係る具体的な定数の有無をみると、「栄養教諭の具体的な定数を定めている」のは7都道府県(14.9%)及び3指定都市(15.0%)であり、都道府県の51.1%、指定都市の40.0%が「教職員総数の定数は定めているが、栄養教諭の定数は定めていない」としている。

なお、各都道府県・指定都市の栄養教諭割合別で比較すると、「栄養教諭の具体的な定数を定めている」割合は、栄養教諭割合が低い都道府県・指定都市ほど高くなっている。

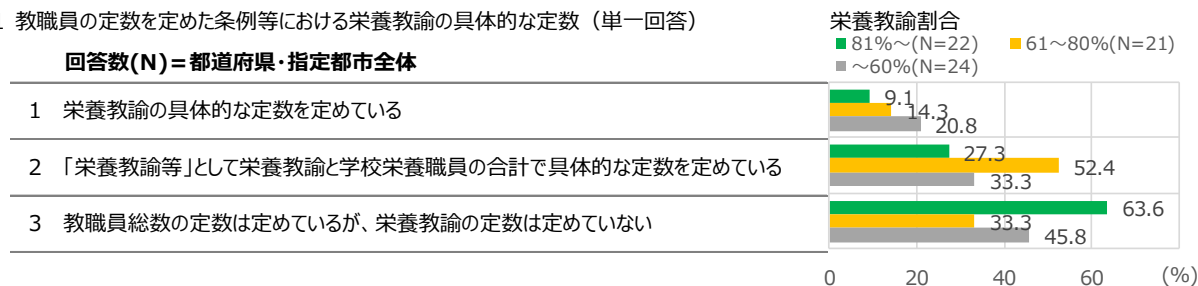
図表59 栄養教諭に係る具体的な定数の有無

Q11 教職員の定数を定めた条例等における栄養教諭の具体的な定数（単一回答）



図表60 栄養教諭に係る具体的な定数の有無【栄養教諭割合別】

Q11 教職員の定数を定めた条例等における栄養教諭の具体的な定数（単一回答）

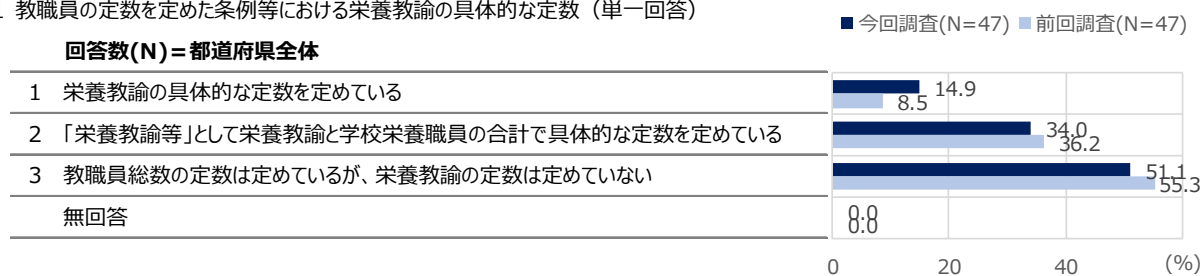


【参考】 前回調査との比較

都道府県における栄養教諭に関する定数の設定状況について前回調査と比較すると、「栄養教諭の具体的な定数を定めている」都道府県は前回調査の8.5%から今回調査では14.9%と増えている。

図表61 栄養教諭に係る具体的な定数の有無【前回調査との比較】

Q11 教職員の定数を定めた条例等における栄養教諭の具体的な定数（単一回答）



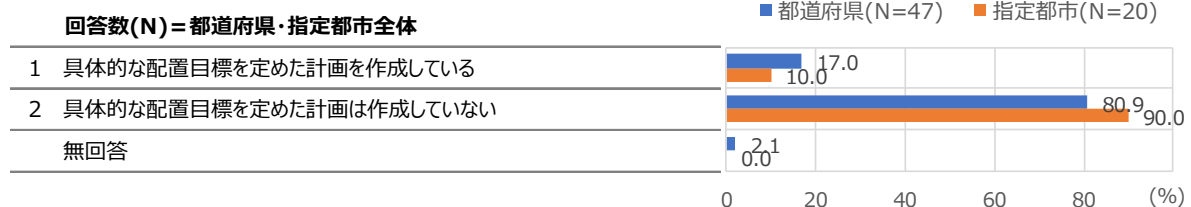
③栄養教諭の配置に関する具体的な目標・計画の作成状況

都道府県の80.9%、指定都市の90.0%が栄養教諭の配置に関して「具体的な配置目標を定めた計画は作成していない」と回答している。

各都道府県・指定都市の栄養教諭割合別で比較すると、「具体的な配置目標を定めた計画を作成している」は栄養教諭割合が61~80%の都道府県・指定都市で19.0%と最も高くなっている。

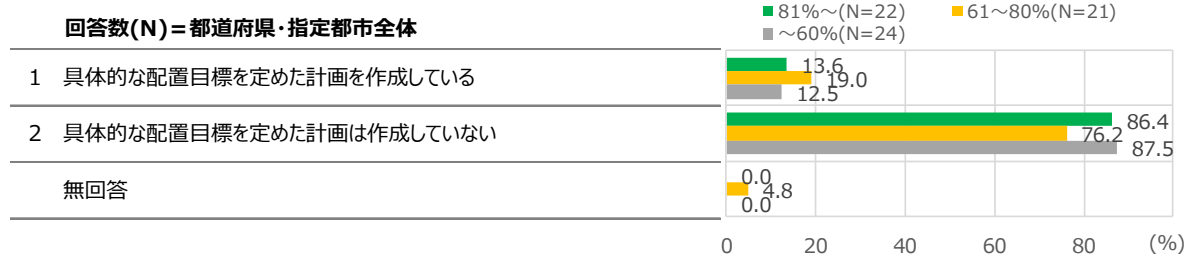
図表62 栄養教諭の配置に関する具体的な目標・計画の作成状況

Q12 栄養教諭の配置に関する具体的な配置目標・配置計画の作成（単一回答）



図表63 栄養教諭の配置に関する具体的な目標・計画の作成状況【栄養教諭割合別】

Q12 栄養教諭の配置に関する具体的な配置目標・配置計画の作成（単一回答）



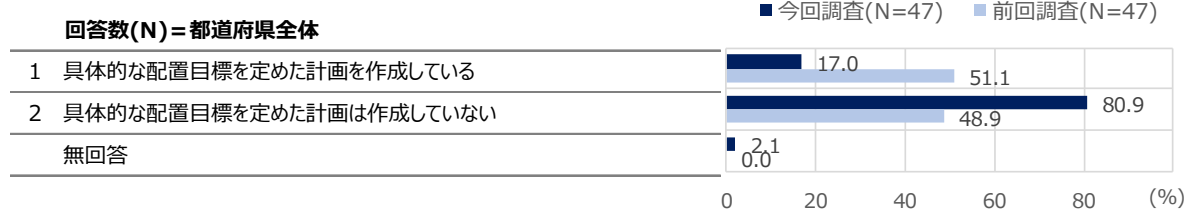
【参考】 前回調査との比較

前回調査と比較すると、前回調査では半数以上の都道府県が「具体的な配置目標を定めた計画を作成している」としていたが、今回調査ではその割合は17.0%で、具体的な配置計画を作成していないとする都道府県が80.9%と前回調査より拡大している。

この背景として、前回調査より栄養教諭の配置が進んでいることを踏まえると、配置目標が達成されたことなどにより具体的な配置計画の作成が必要なくなったという可能性も考えられる。

図表64 栄養教諭の配置に関する具体的な目標・計画の作成状況【前回調査との比較】

Q12 栄養教諭の配置に関する具体的な配置目標・配置計画の作成（単一回答）

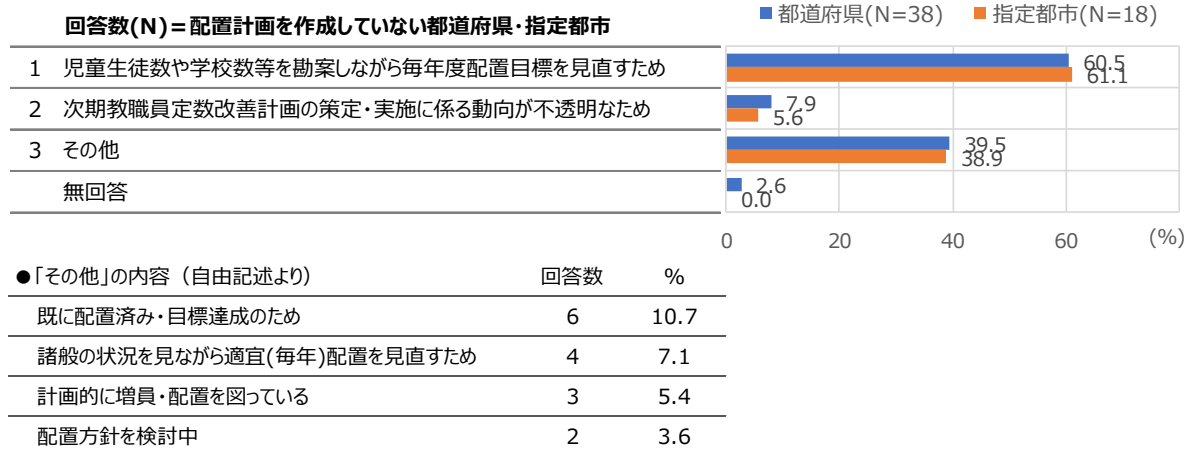


栄養教諭の配置計画を作成していない38都道府県及び18指定都市について、その理由をみると、「児童生徒数や学校数等を勘案しながら毎年度配置目標を見直すため」が最も多かったほか、「その他」として、既に配置が完了しているため(定数分は全員正規の栄養教諭として配置済)とする回答が比較的多く、前ページで示した前回調査との比較を裏付ける回答が一定程度みられた。

各都道府県・指定都市の栄養教諭割合別で比較すると、栄養教諭割合が61～80%の都道府県・指定都市は「児童生徒数や学校数等を勘案しながら毎年度配置目標を見直すため」が93.8%と特に高くなっている。

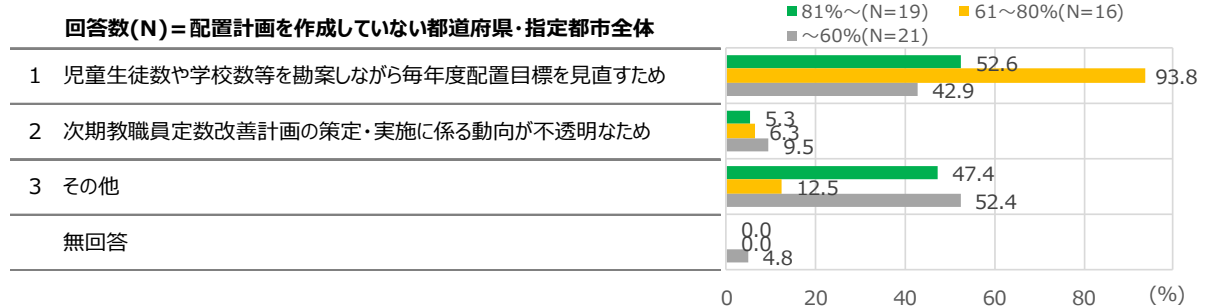
図表65 栄養教諭の配置計画を作成していない理由

SQ12-2 栄養教諭の配置計画を作成していない理由（複数回答）



図表66 栄養教諭の配置計画を作成していない理由【栄養教諭割合別】

SQ12-2 栄養教諭の配置計画を作成していない理由（複数回答）

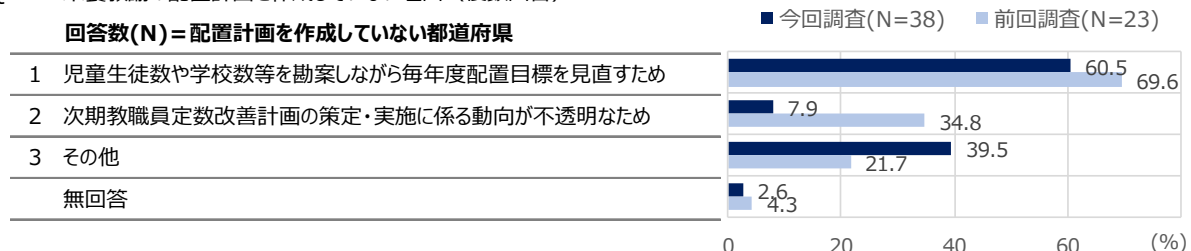


【参考】 前回調査との比較

栄養教諭の配置目標や配置計画を作成していない理由について前回調査と比較すると、前回調査では配置計画未作成の都道府県の3分の1以上が「次期教職員定数改善計画の策定・実施に係る動向が不透明なため」としていたが、今回調査ではその割合は7.9%と低く、「その他」として既に定数分は配置が完了したためという回答が多くなっている。

図表67 栄養教諭の配置計画を作成していない理由【前回調査との比較】

SQ12-2 栄養教諭の配置計画を作成していない理由（複数回答）



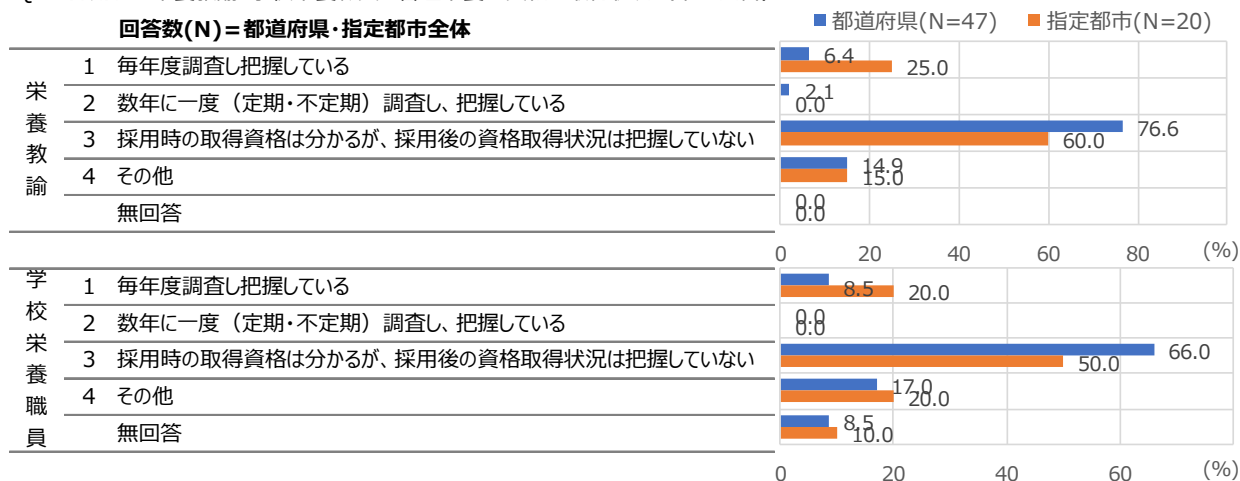
④採用後の管理栄養士資格の取得状況の把握

採用後の栄養教諭について管理栄養士資格の取得状況を把握しているかどうかみると、都道府県の76.6%、指定都市の60.0%が、「採用時の取得資格は分かるが、採用後の資格取得状況は把握していない」としている。

学校栄養職員に関しても栄養教諭と同様、「採用後の状況は把握していない」が最も多く、都道府県で66.0%、指定都市で50.0%となっている。

図表68 採用後の栄養教諭等の管理栄養士資格の取得状況についての把握状況

Q13 採用後の栄養教諭・学校栄養職員の管理栄養士資格の取得状況（単一回答）



●「その他」の内容（自由記述より）	回答数	%
新たに取得した場合は届出をもらう	5	7.5
特に調査・把握はしていない	3	4.5
外部団体（県栄養士協議会等）が把握	2	3.0
毎年度調査をして把握	1	1.5
その他	1	1.5

⑤栄養教諭の配置先市区町村の決定方法

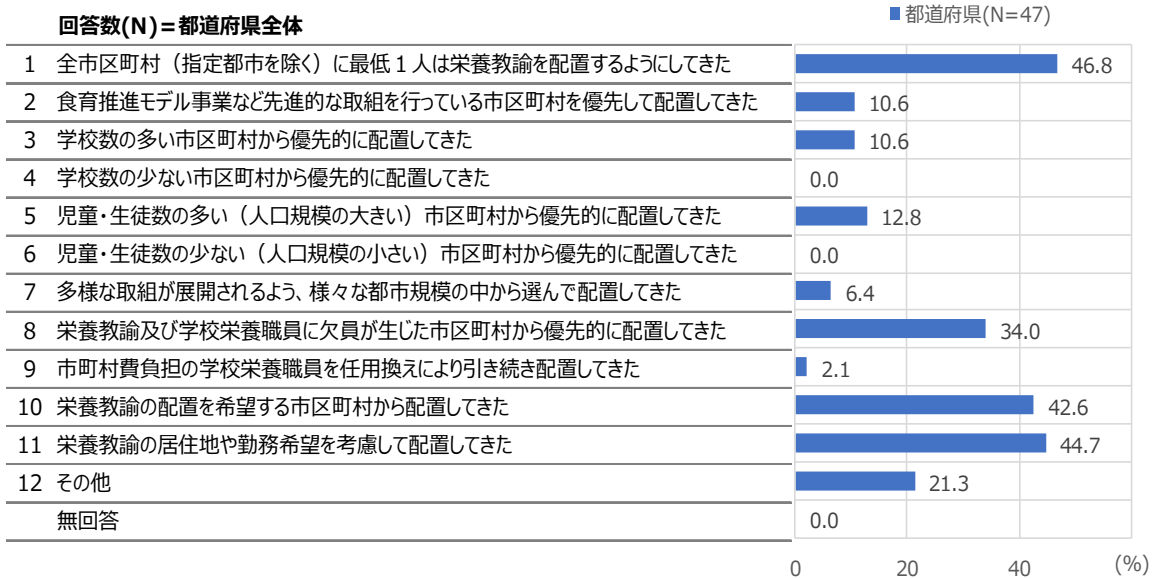
都道府県が栄養教諭を配置する市区町村をどのように決定しているかをみると、「全市区町村に最低1人は栄養教諭を配置するようしてきた」が46.8%と最も多く、半数近くの都道府県から挙げられている。これに次いで「栄養教諭の居住地や勤務希望を考慮して配置してきた」(44.7%)、「栄養教諭の配置を希望する市区町村から配置してきた」(42.6%)も40%以上から挙げられている。

各都道府県の栄養教諭割合別で比較すると、全体で最も高い割合であった「全市区町村に最低1人は栄養教諭を配置するようしてきた」は、栄養教諭割合が80%以下の2グループで特に高い割合となっている。

また、全体で3番目に高い割合であった「栄養教諭の配置を希望する市区町村から配置してきた」については、栄養教諭割合が81%以上のグループと60%以下のグループで46.7%と全体よりも高い割合となっている。

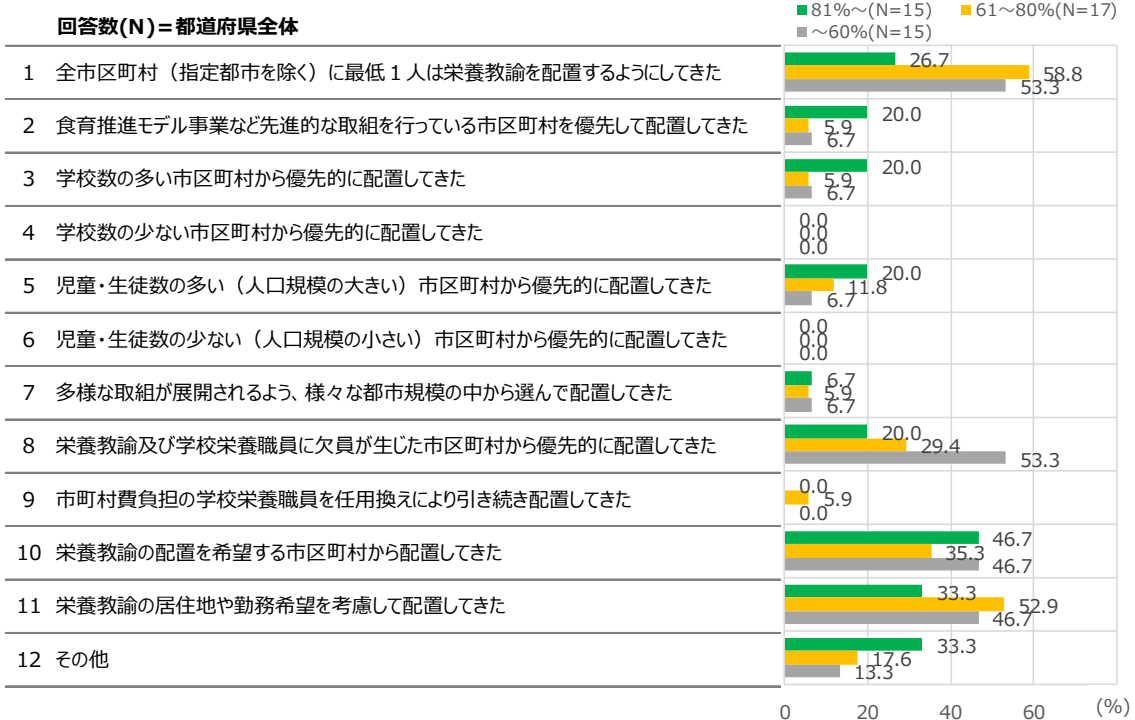
図表69 栄養教諭の配置先市区町村の決定方法

Q14 栄養教諭を配置する市区町村の決定方法（都道府県）（複数回答）



図表70 栄養教諭の配置先市区町村の決定方法【栄養教諭割合別】

Q14 栄養教諭を配置する市区町村の決定方法（都道府県）（複数回答）



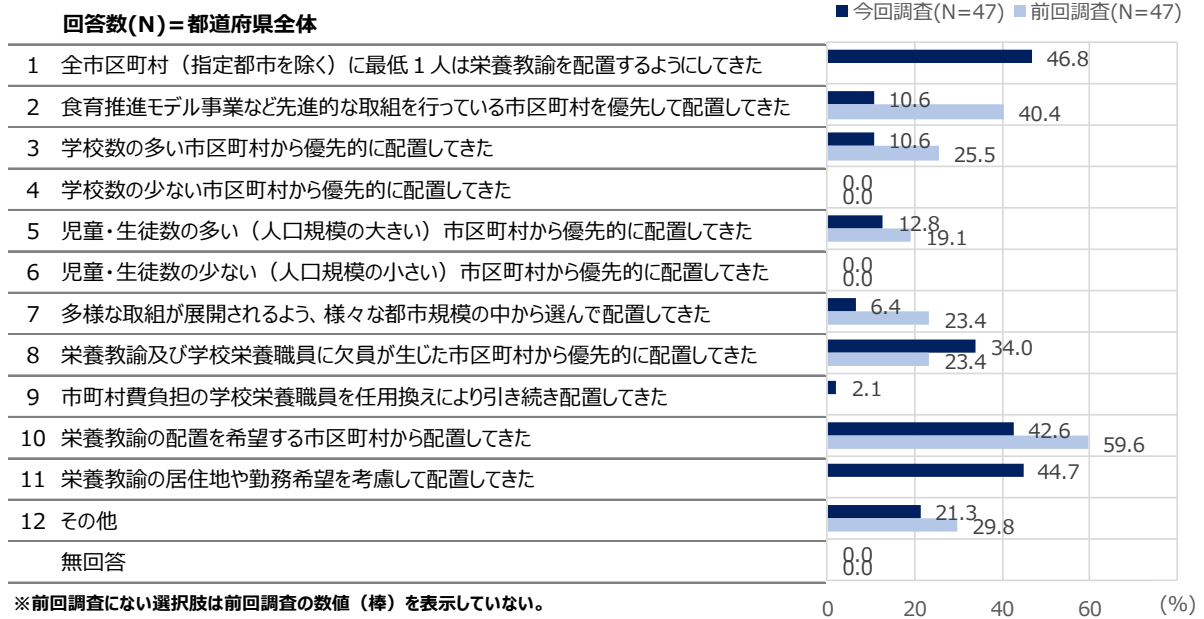
【参考】 前回調査との比較

栄養教諭を配置する市区町村の決定方法について前回調査と比較すると、前回調査では「栄養教諭の配置を希望する市区町村から配置してきた」が 59.6%と最も高い割合となっていたが、今回調査ではその割合は 42.6%とやや下がっている。

なお、今回調査で高い割合となった「全市区町村に最低1人は栄養教諭を配置」や「栄養教諭の居住地や勤務希望を考慮して配置」は、前回調査では選択肢になかったため直接比較はできない。

図表71 栄養教諭の配置先市区町村の決定方法【前回調査との比較】

Q14 栄養教諭を配置する市区町村の決定方法（都道府県）（複数回答）



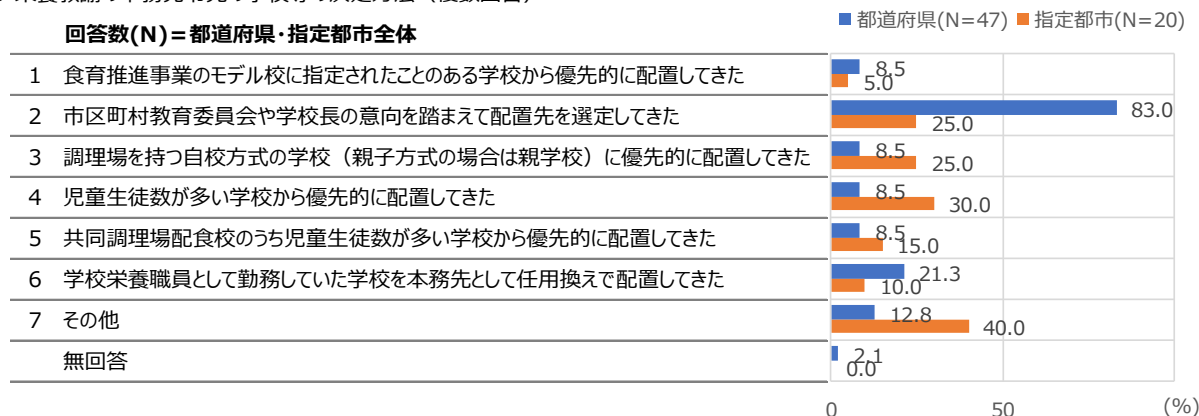
⑥栄養教諭の本務校の決定方法

都道府県・指定都市が、栄養教諭の本務発令先の学校等をどのように決定しているかをみると、都道府県では「市区町村教育委員会や学校長の意向を踏まえて配置先を選定してきた」が83.0%と最も多くなっている。

一方、指定都市では、「児童生徒数が多い学校から優先的に配置してきた」(30.0%)や「調理場を持つ自校方式の学校に優先的に配置してきた」(25.0%)も比較的多く挙げられている。

図表72 栄養教諭の本務校の決定方法

Q15 栄養教諭の本務発令先の学校等の決定方法（複数回答）



●「その他」の内容（自由記述より）	回答数	%
全域的な観点から総合的に判断	4	6.0
自校調理校や親学校等に優先的に配置	3	4.5
共同調理場に近い学校に配置	2	3.0
標準法どおりに判断	2	3.0
その他	2	3.0

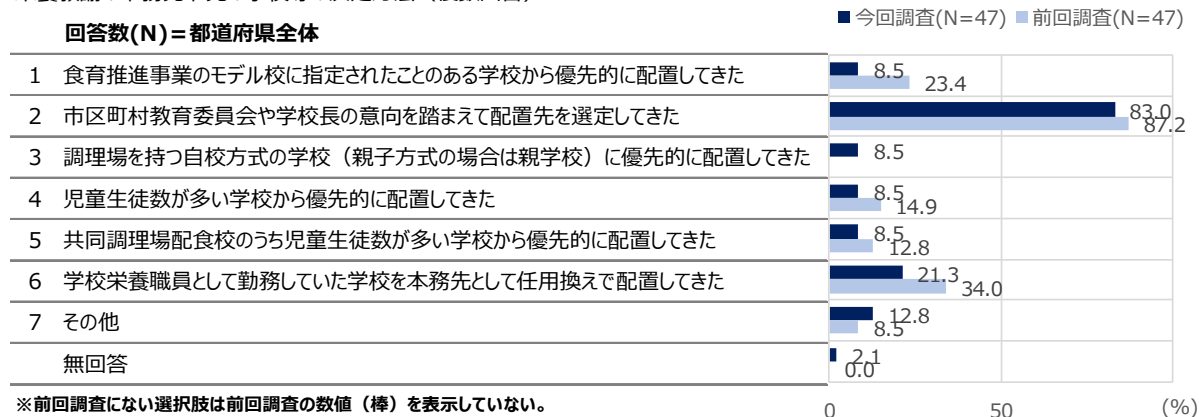
【参考】 前回調査との比較

都道府県における栄養教諭の本務発令先の学校等の決定方法について前回調査と比較すると、前回調査でも今回調査でも「市区町村教育委員会や学校長の意向を踏まえて配置先を選定してきた」が80%超と最も多い。

なお、前回調査で23.4%の都道府県から挙げられた「食育推進事業のモデル校に指定されたことのある学校から優先的に配置してきた」は、今回調査では8.5%に下がっている。

図表73 栄養教諭の本務校の決定方法【前回調査との比較】

Q15 栄養教諭の本務発令先の学校等の決定方法（複数回答）



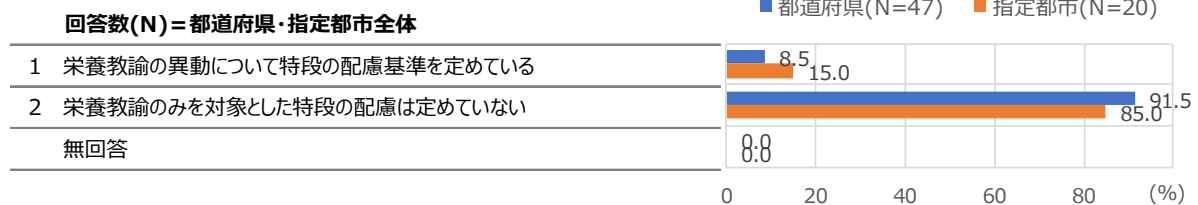
⑦栄養教諭の人事異動への配慮の有無

栄養教諭の人事異動に関して特段の配慮を行っている都道府県・指定都市は少なく、大多数が「栄養教諭のみを対象とした特段の配慮は定めていない」としている。

なお、各都道府県・指定都市の栄養教諭割合別で比較すると、栄養教諭割合が81%以上と高い都道府県・指定都市では、18.2%が「栄養教諭の人事異動について特段の配慮基準を定めている」と回答している。

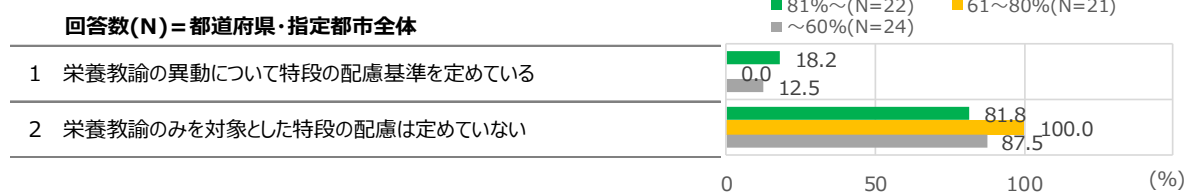
図表74 栄養教諭の人事異動に関する特段の配慮の有無

Q16 栄養教諭の人事異動に関する特段の配慮の有無（単一回答）



図表75 栄養教諭の人事異動に関する特段の配慮の有無【栄養教諭割合別】

Q16 栄養教諭の人事異動に関する特段の配慮の有無（単一回答）

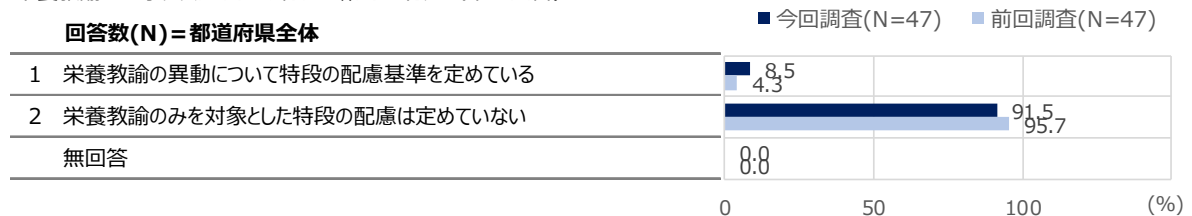


【参考】 前回調査との比較

栄養教諭の人事異動への配慮について前回調査と比較すると、前回調査、今回調査ともに90%以上の都道府県が「栄養教諭のみを対象とした特段の配慮は定めていない」としている。

図表76 栄養教諭の人事異動に関する特段の配慮の有無【前回調査との比較】

Q16 栄養教諭の人事異動に関する特段の配慮の有無（単一回答）

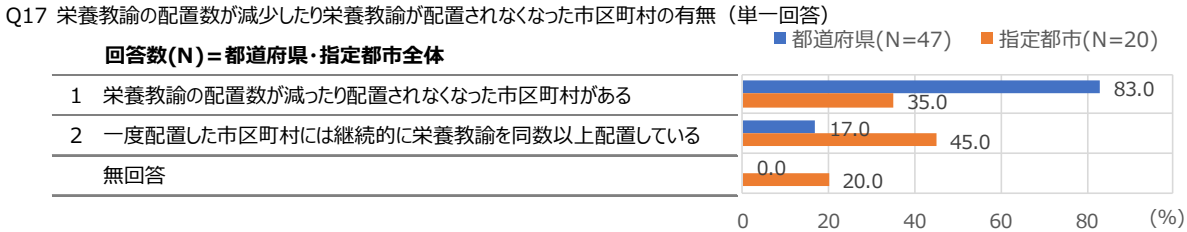


⑧栄養教諭の配置数が減った市区町村の有無

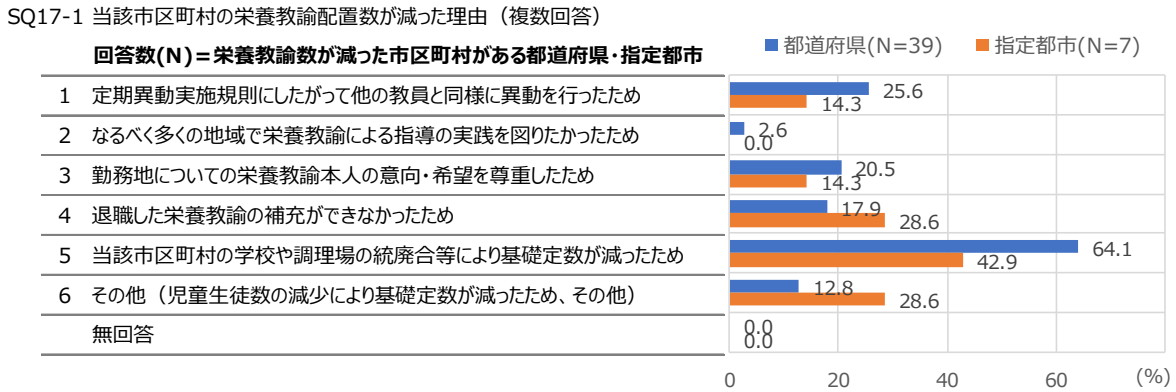
都道府県の83.0%は、「栄養教諭の配置数が減ったり配置されなくなった市区町村がある」としており、その理由としては、「当該市区町村の学校や調理場の統廃合等により基礎定数が減ったため」が64.1%と最も多い。

指定都市においても、35.0%は栄養教諭の配置数が減った区があるとしており、その理由としては、都道府県同様、「学校や調理場の統廃合等により基礎定数が減ったため」が最も多くなっている。

図表77 栄養教諭の配置数が減った市区町村の有無

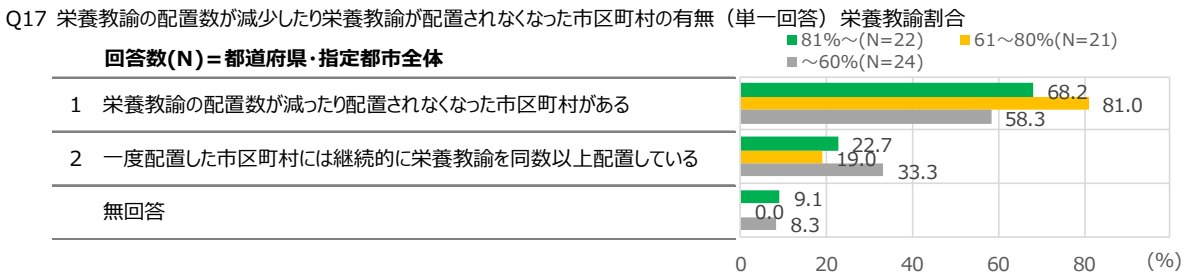


図表78 当該市区町村において栄養教諭の配置数が減った理由

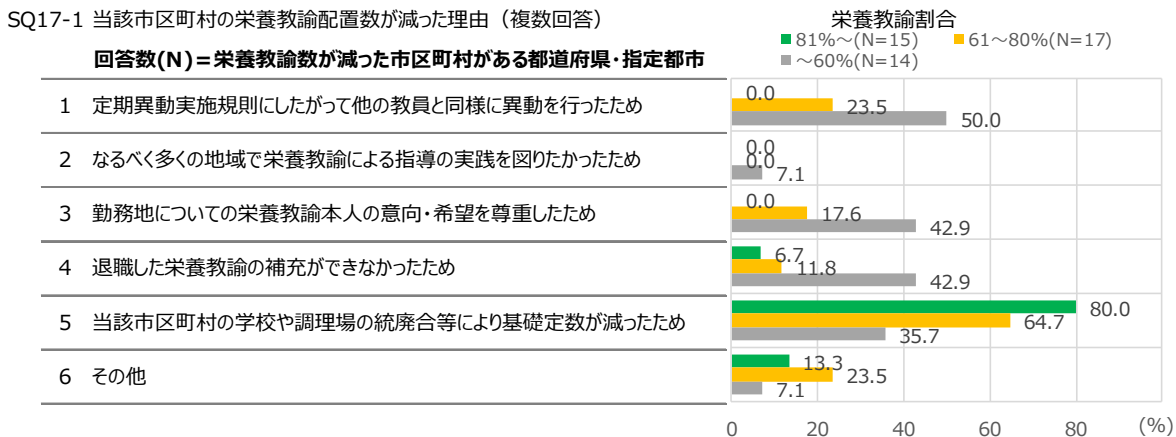


各都道府県・指定都市の栄養教諭割合別で比較すると、「栄養教諭の配置数が減ったり配置されなくなった市区町村がある」は栄養教諭割合が61%以上と比較的高い都道府県・指定都市の方がより高くなっている。

図表79 栄養教諭の配置数が減った市区町村の有無【栄養教諭割合別】



図表80 当該市区町村において栄養教諭の配置数が減った理由【栄養教諭割合別】



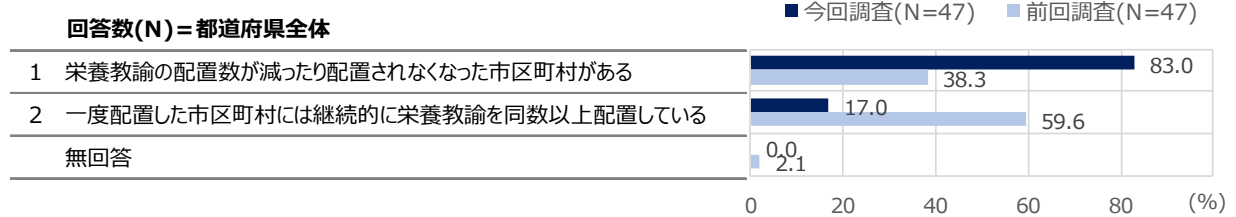
【参考】 前回調査との比較

前回調査と比較すると、前回調査では都道府県の 59.6%が「一度配置した市区町村には継続的に栄養教諭を同数以上配置している」としていたが、今回調査ではその割合は 17.0%に減少し、「配置数が減った市区町村がある」都道府県の割合が 83.0%と拡大している。

その理由については、前回調査の選択肢にない項目も含まれているため単純比較はできないが、配置がまだ限定的であった前回調査時と比べると、今回調査では定期的な人事異動による配置替えよりも基礎定数の減少が大きく影響していることが示唆される。

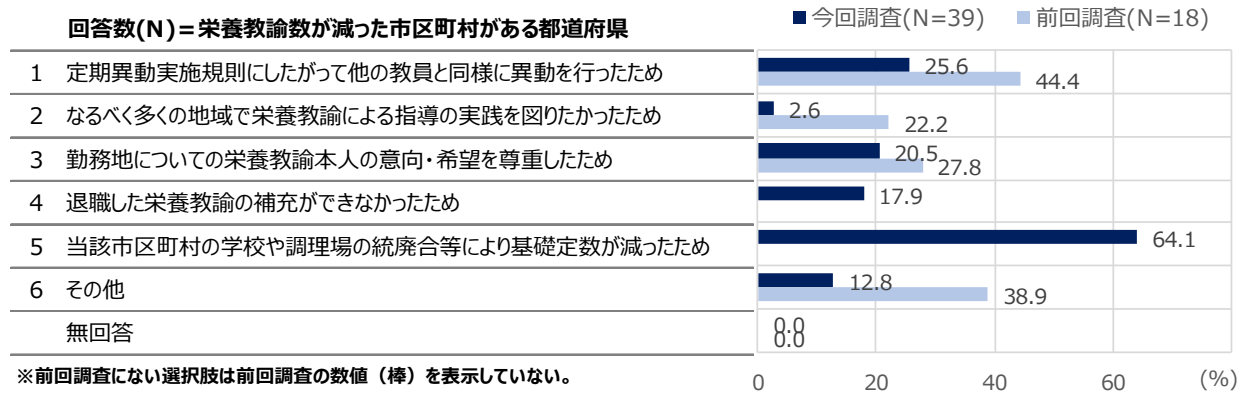
図表81 栄養教諭の配置数が減った市区町村の有無【前回調査との比較】

Q17 栄養教諭の配置数が減少したり栄養教諭が配置されなくなった市区町村の有無（単一回答）



図表82 当該市区町村において栄養教諭の配置数が減った理由【前回調査との比較】

SQ17-1 当該市区町村の栄養教諭配置数が減った理由（複数回答）



※前回調査にない選択肢は前回調査の数値（棒）を表示していない。

(2) 市区町村における単費栄養教諭の任用方針等

① 市区町村費負担栄養教諭の配置理由等

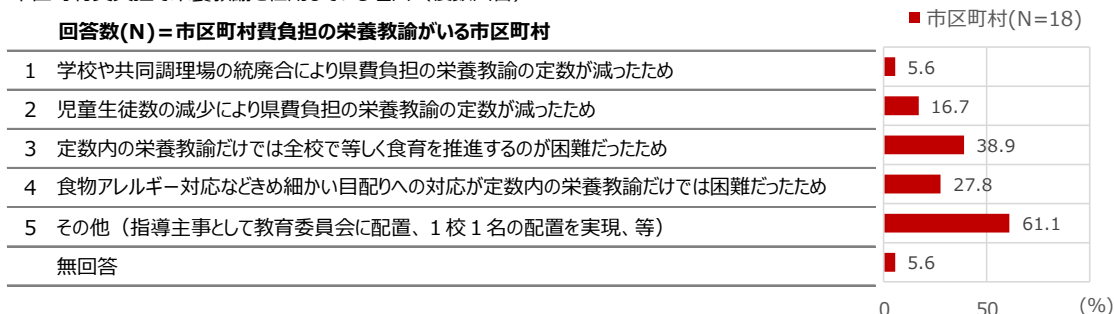
市区町村の回答より、国庫負担対象ではなく市区町村単費で栄養教諭を任用していると回答した 18 団体について、単費で栄養教諭を配置している理由を聞いたところ、「定数内の栄養教諭だけでは全校で等しく食育を推進するのが困難だったため」が最も多く、7団体から挙げられている。なお、「その他」として最も多かったのは、「指導主事として教育委員会に配置している」という内容であった。

市区町村費負担の栄養教諭の任用方針についてみると、「県費負担の学校栄養職員を栄養教諭として任用する」が半数の9団体から挙げられたほか、「栄養教諭等の定数に欠員が生じたら栄養教諭を新規採用する」や「その他」として教育委員会に指導主事として配置するといった回答もみられた。

市区町村費負担の栄養教諭を配置する地域(学区)の決定方法としては、「その他」として教育委員会に配置しているという回答が最も多かった。

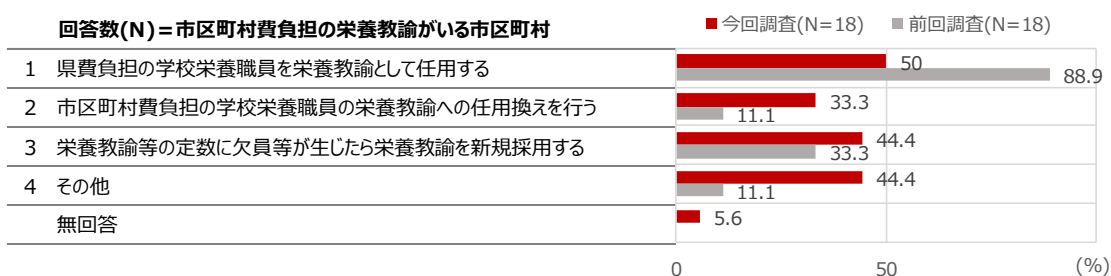
図表83 市区町村費負担栄養教諭の配置理由

Q5 市区町村費負担で栄養教諭を任用している理由（複数回答）



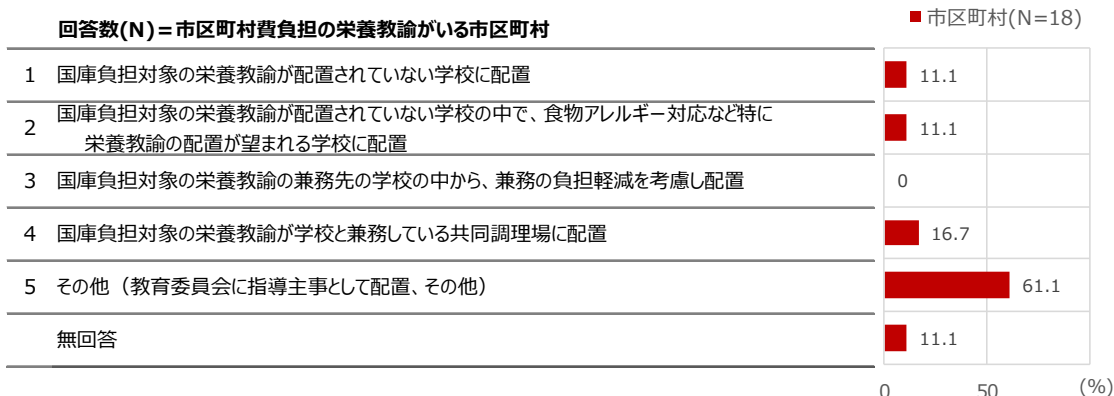
図表84 市区町村費負担栄養教諭の任用方針

Q6 市区町村費負担の栄養教諭の任用方針（複数回答）



図表85 市区町村費負担栄養教諭の配置地域の決定方法

Q7 市区町村費負担の栄養教諭を配置する地域（学区）の決定方法（複数回答）



●「その他」の内容（自由記述より）

内容	回答数	%
教育委員会に指導主事として配置	5	27.8
市費負担学校栄養職員の栄養教諭への任用換えは考えていない	2	11.1
国庫負担栄養教諭の中から任用する	1	5.6

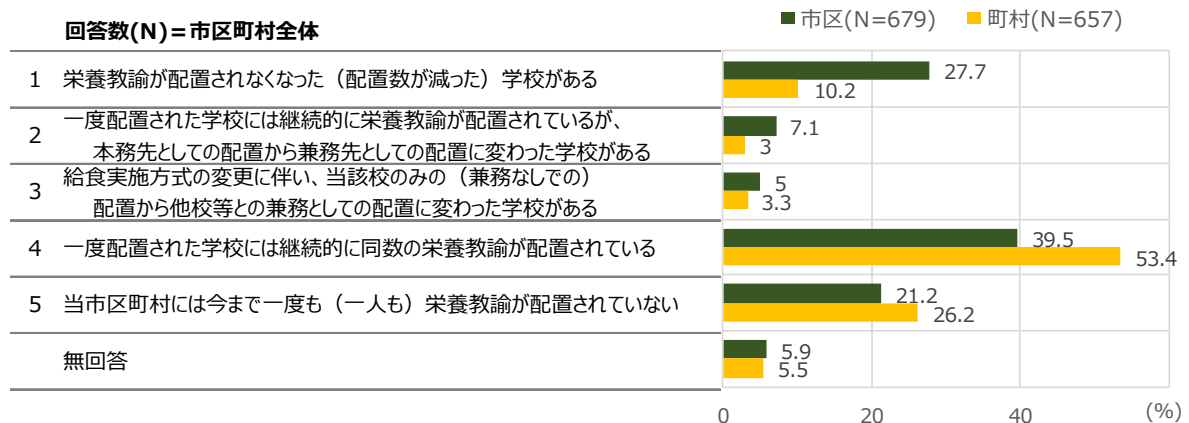
②栄養教諭の配置数が減った学校の有無

学校単位での栄養教諭の配置数の変化について市区町村の回答をみると、市区部の 39.5%、町村部の 53.4%では、「一度配置された学校には継続的に同数の栄養教諭が配置されている」としており最も高い割合となっているが、市区部の 27.7%、町村部の 10.2%では「栄養教諭が配置されなくなった(配置数が減った)学校がある」としている。

なお、栄養教諭が配置されなくなった学校等に対して市区町村としてどのような対応をとっているかみると、市区部の 46.8%、町村部の 56.7%は「特に市区町村としては特段の対応は行っていない」と回答している。また、次いで回答の多かった「その他」について自由記述の内容をみると、「県費負担の学校栄養職員が配置された」、「他の栄養教諭等に兼務発令が出て対応している」など、市区町村としての対応ではなく都道府県の対応についての内容が多かったが、「市町村費負担の栄養教諭又は栄養士を配置している」という対応も 18 団体でみられた。

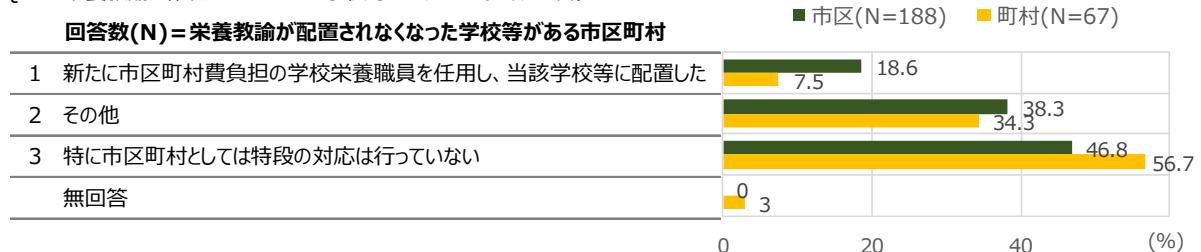
図表86 栄養教諭の配置数が減った学校の有無

Q8 栄養教諭の配置数が減少したり配置されなくなった学校の有無（複数回答）



図表87 栄養教諭の配置数が減った学校等への対応

SQ8-1 栄養教諭が配置されなくなった学校等への対応（複数回答）



●「その他」の内容（自由記述より）	回答数	%
県費負担の学校栄養職員を配置	31	12.2
他の栄養教諭等が兼務	25	9.8
市町村費負担の栄養教諭・栄養士を配置	18	7.1
都道府県に加配を申請	4	1.6
特に対応していない	2	0.8
その他	4	1.6
その他（対応ではなく減った理由を回答）	12	4.7

6. 行政における食育推進体制

(1) 全庁的な食育推進組織の設置状況

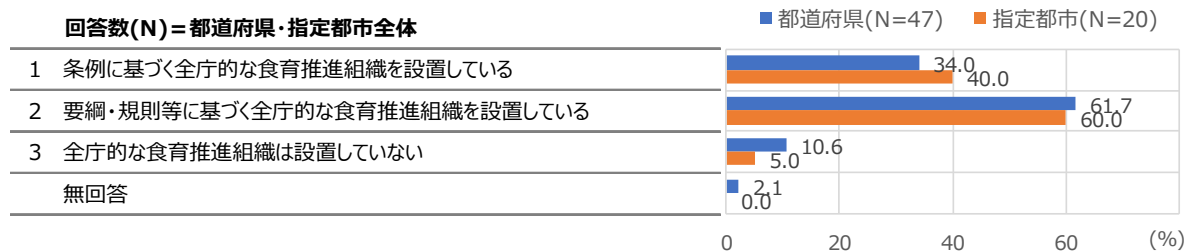
① 都道府県・指定都市における全庁的な食育推進組織の設置状況

41 都道府県(87.2%)、19 指定都市(95.0%)は何らかの全庁的な食育推進組織を設置しており、条例に基づく食育推進組織は都道府県の 34.0%、指定都市の 40.0%で設置がみられる。

条例や要綱等に基づき設置されている全庁的な食育推進組織において討議されている内容としては、「食育を取り巻く現状」や「食育推進に係る各年度の目標」、「食育推進計画の進捗状況」や「食育推進計画の事業評価」、「関係部局間の食育に関する施策・事業の連携」などが多く挙げられている。

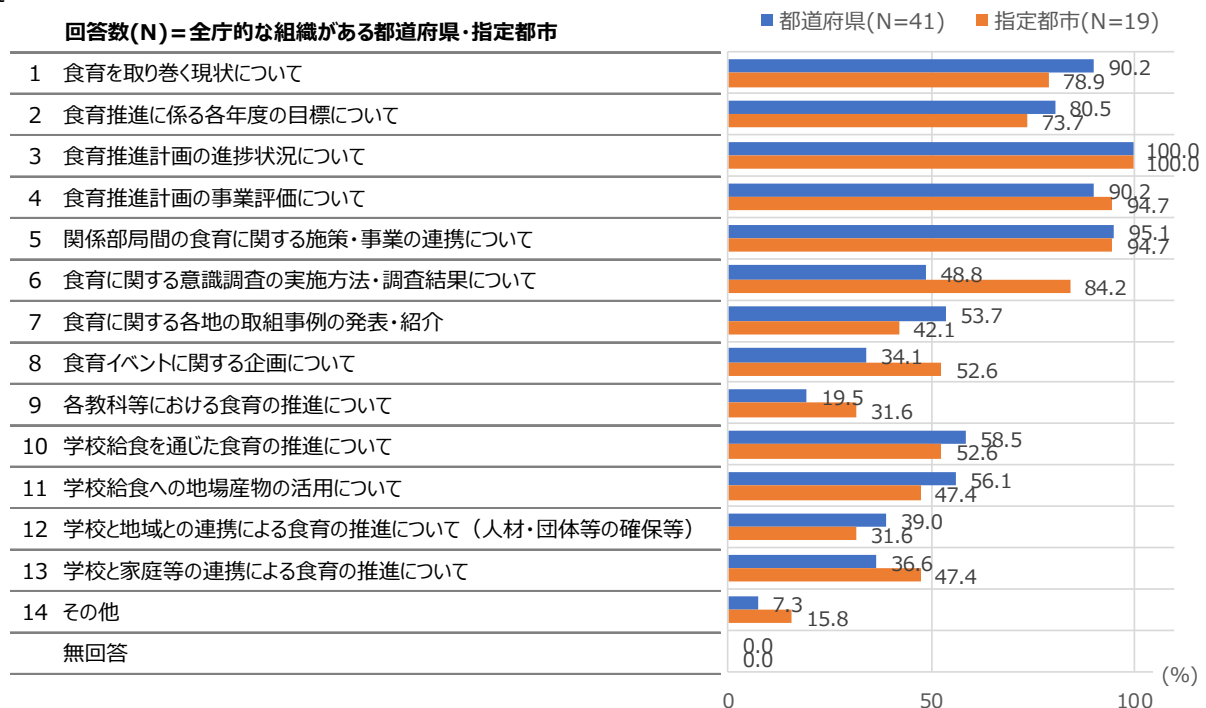
図表88 都道府県・指定都市における全庁的な食育推進組織の設置状況

Q18 食育の推進を図るための全庁的な組織の設置状況（複数回答）



図表89 都道府県・指定都市における全庁的な食育推進組織での討議内容

SQ18-1 全庁的な食育推進組織での討議内容（複数回答）



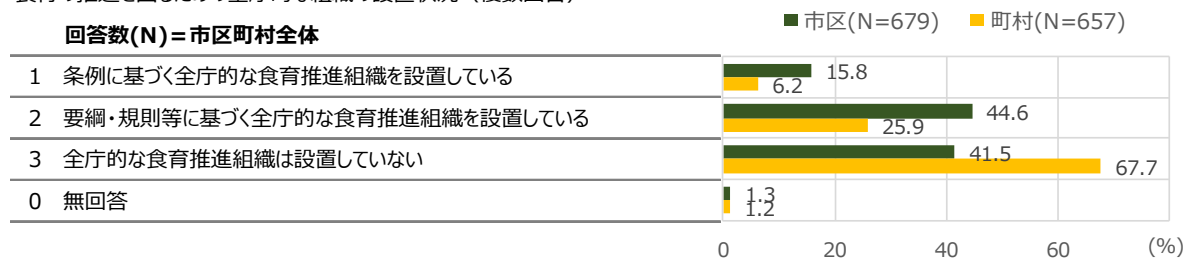
②市区町村における全庁的な食育推進組織の設置状況

「全庁的な食育推進組織は設置していない」市区町村が、市区部では41.5%、町村部では67.7%と全体で半数を超えており、条例に基づく組織を設置している市区町村は市区部で15.8%、町村部では6.2%である。

市区町村が設置している全庁的な食育推進組織における討議内容としては、都道府県・指定都市と同様、「食育を取り巻く現状」や「食育推進計画の進捗状況」、「食育推進計画の事業評価」、「関係部局間の食育に関する施策・事業の連携」などが多く挙げられている。このほか、「学校給食を通じた食育の推進」や「学校給食への地場産物の活用」、「学校と家庭等の連携による食育の推進」などについては、都道府県・指定都市よりも市区町村から多く挙げられている。

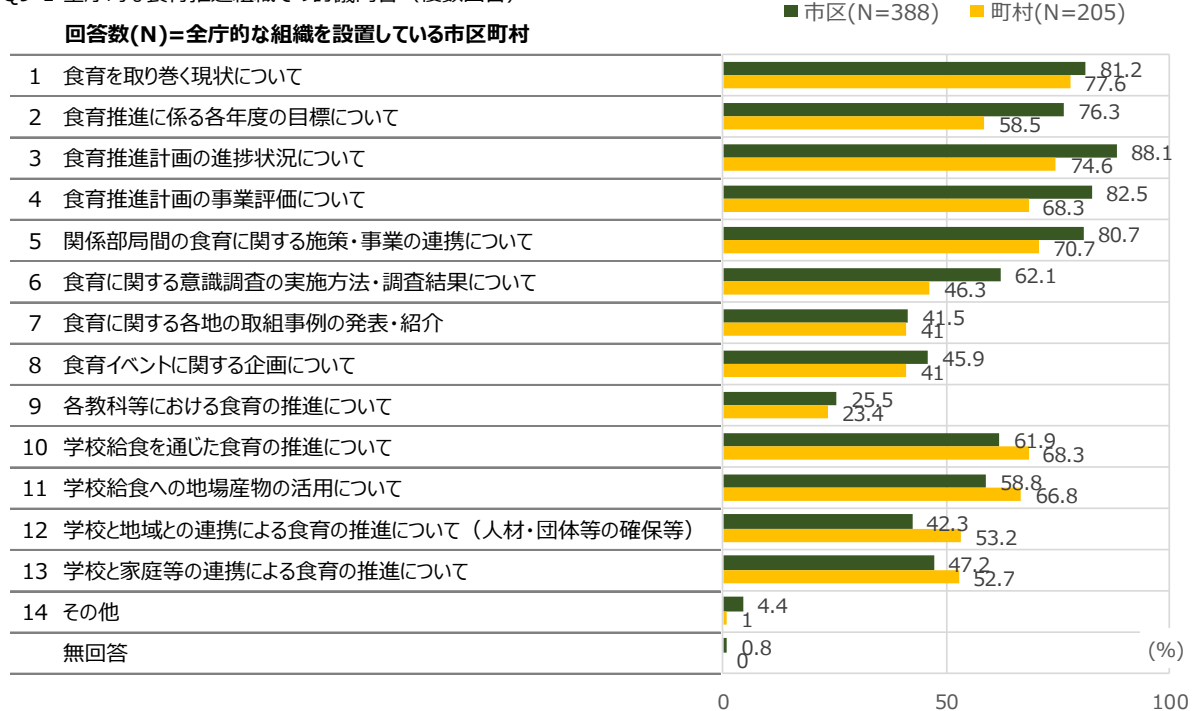
図表90 市区町村における全庁的な食育推進組織の設置状況

Q9 食育の推進を図るための全庁的な組織の設置状況（複数回答）



図表91 市区町村における全庁的な食育推進組織での討議内容

SQ9-1 全庁的な食育推進組織での討議内容（複数回答）



(2) 学校における食育の推進に向けた組織の設置状況

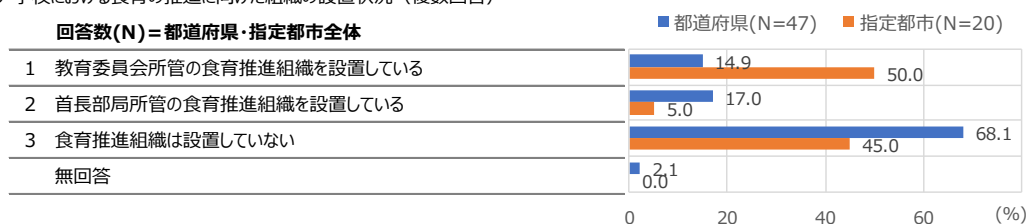
① 都道府県・指定都市での学校における食育推進に向けた組織の設置状況

(1)の組織以外の学校における食育の推進に向けた組織の設置状況をみると、13 都道府県(29.8%)、11 指定都市(55.0%)で設置されており、指定都市の半数は教育委員会所管の食育推進組織を設置している。

教育委員会が所管する食育推進組織の構成メンバーをみると、「小学校長(会)」・「中学校長(会)」や「栄養教諭」はいずれも高い割合となっており、「有識者・学識経験者」の参画も比較的多くみられる。

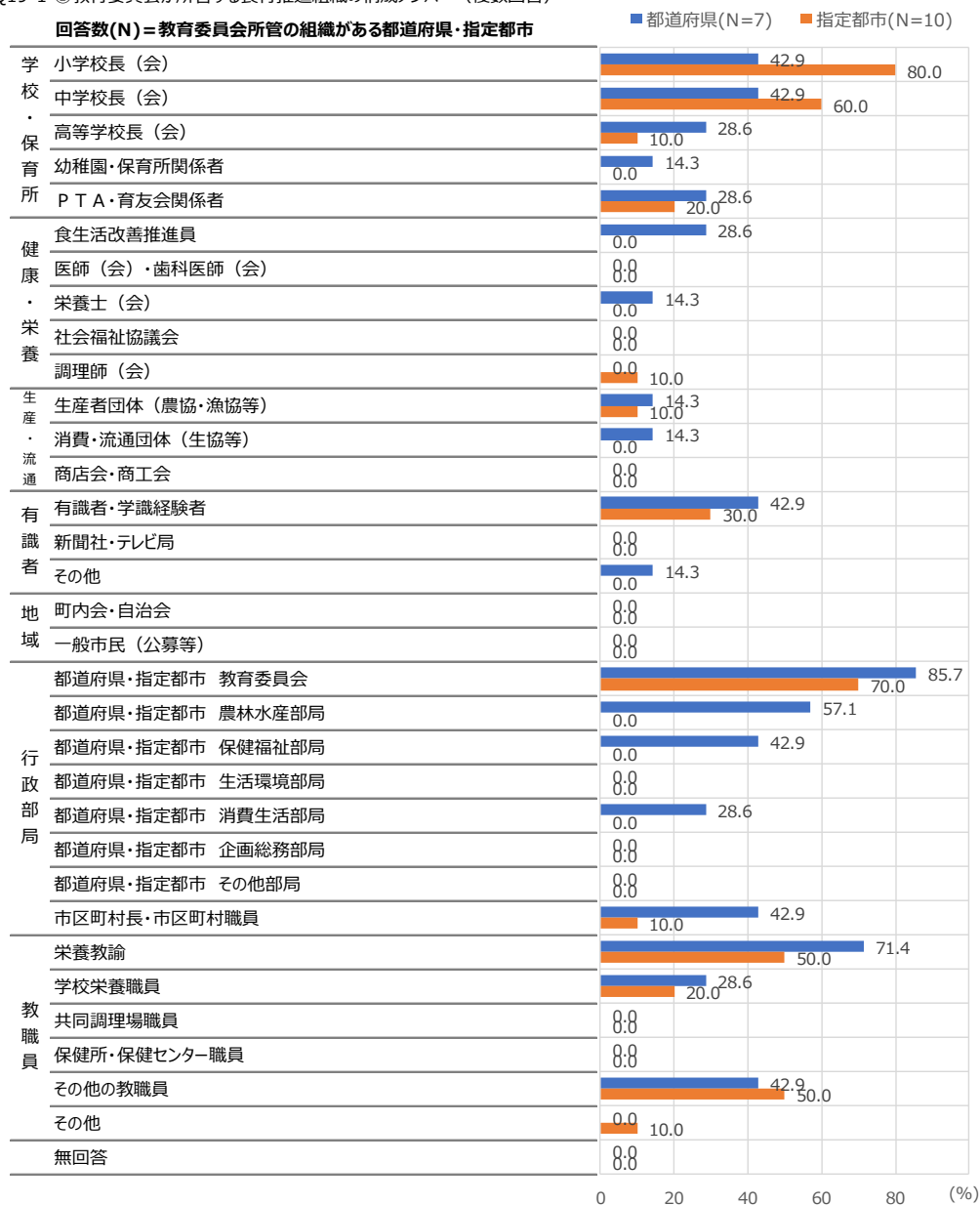
図表92 都道府県・指定都市での学校における食育推進に向けた組織の設置状況

Q19 学校における食育の推進に向けた組織の設置状況 (複数回答)



図表93 都道府県・指定都市での学校における食育推進に向けた組織の構成メンバー

SQ19-1 ①教育委員会が所管する食育推進組織の構成メンバー (複数回答)



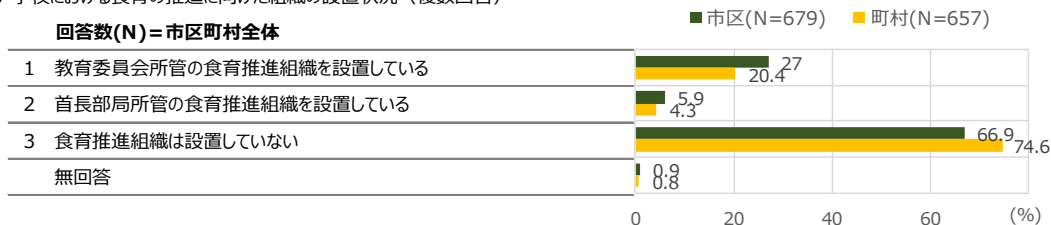
②市区町村での学校における食育推進に向けた組織の設置状況

市区部の 66.9%、町村部の 74.6%は(1)の条例等に基づく全庁的な食育推進組織のほか、食育推進組織は設置していないとしており、教育委員会所管の組織の設置は、市区部の 27.0%、町村部の 20.4%でみられる。

教育委員会が所管する食育推進組織の構成メンバーをみると、「小学校長(会)」・「中学校長(会)」や「栄養教諭」・「学校栄養職員」のほか、「PTA・育友会関係者」の参画も比較的多くみられる。

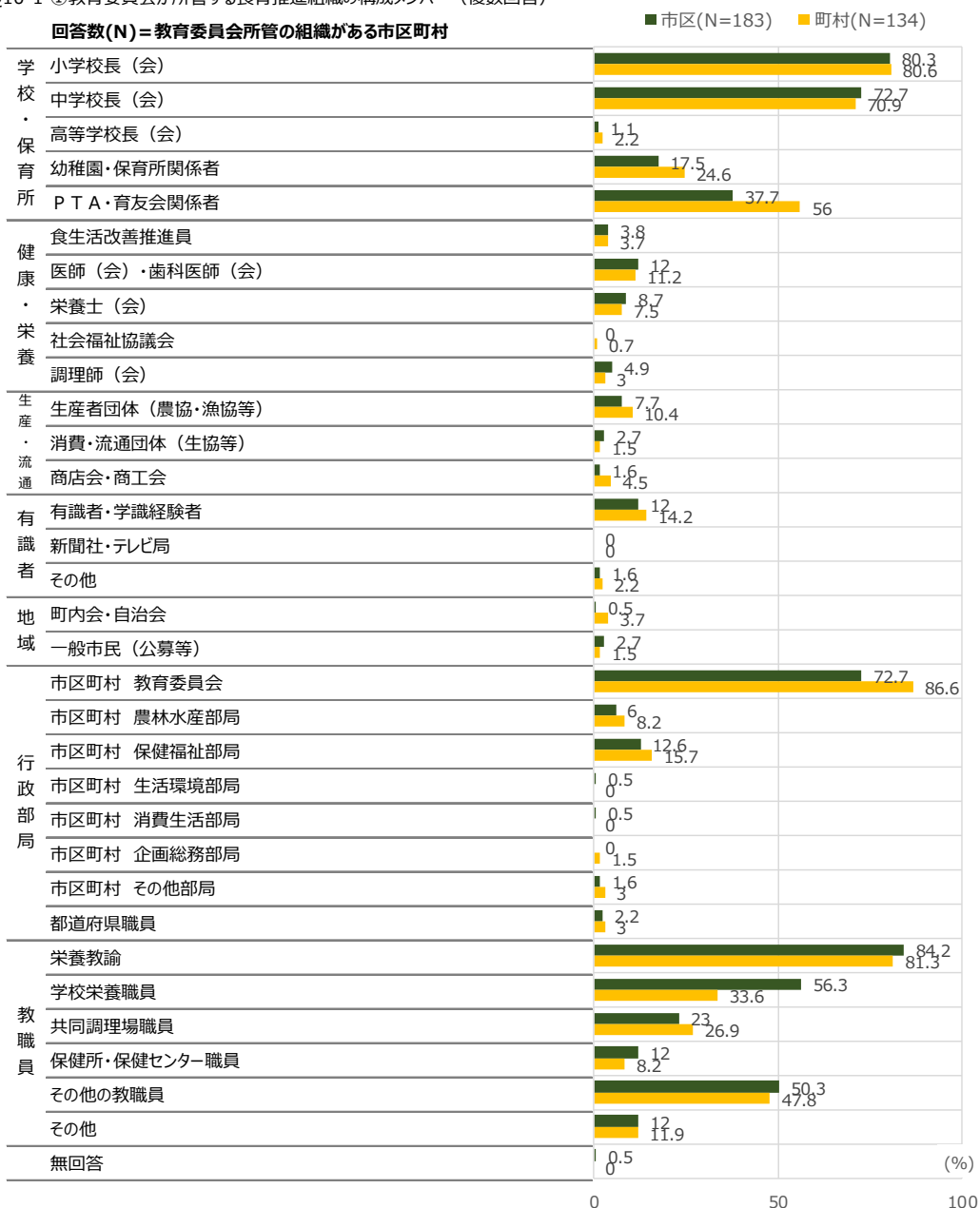
図表94 市区町村での学校における食育推進に向けた組織の設置状況

Q10 学校における食育の推進に向けた組織の設置状況（複数回答）



図表95 市区町村での学校における食育推進に向けた組織の構成メンバー

SQ10-1 ①教育委員会が所管する食育推進組織の構成メンバー（複数回答）



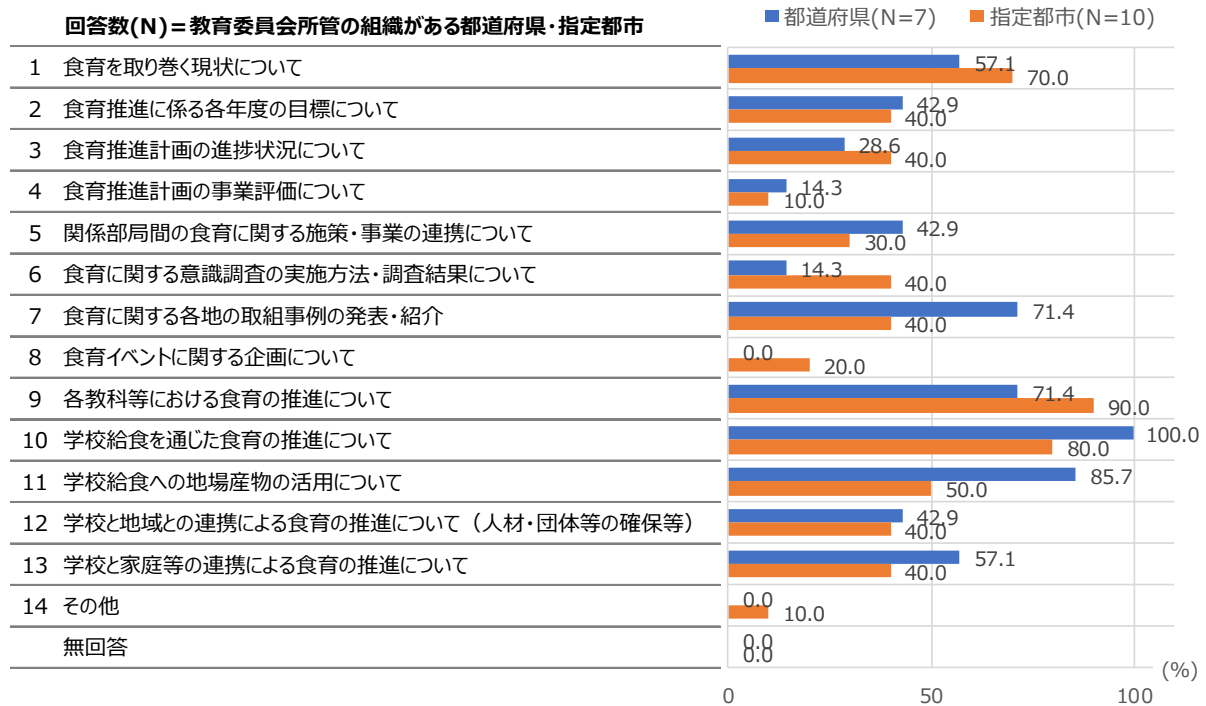
③学校における食育推進に向けた組織での討議内容

教育委員会が所管する食育推進組織において討議されている内容をみると、都道府県・指定都市、市区町村のいずれも「学校給食を通じた食育の推進」について多く討議されている。

このほか、都道府県・指定都市では「各教科等における食育の推進」が、また市区町村では「学校給食への地場産物の活用」が、比較的多く討議されている。

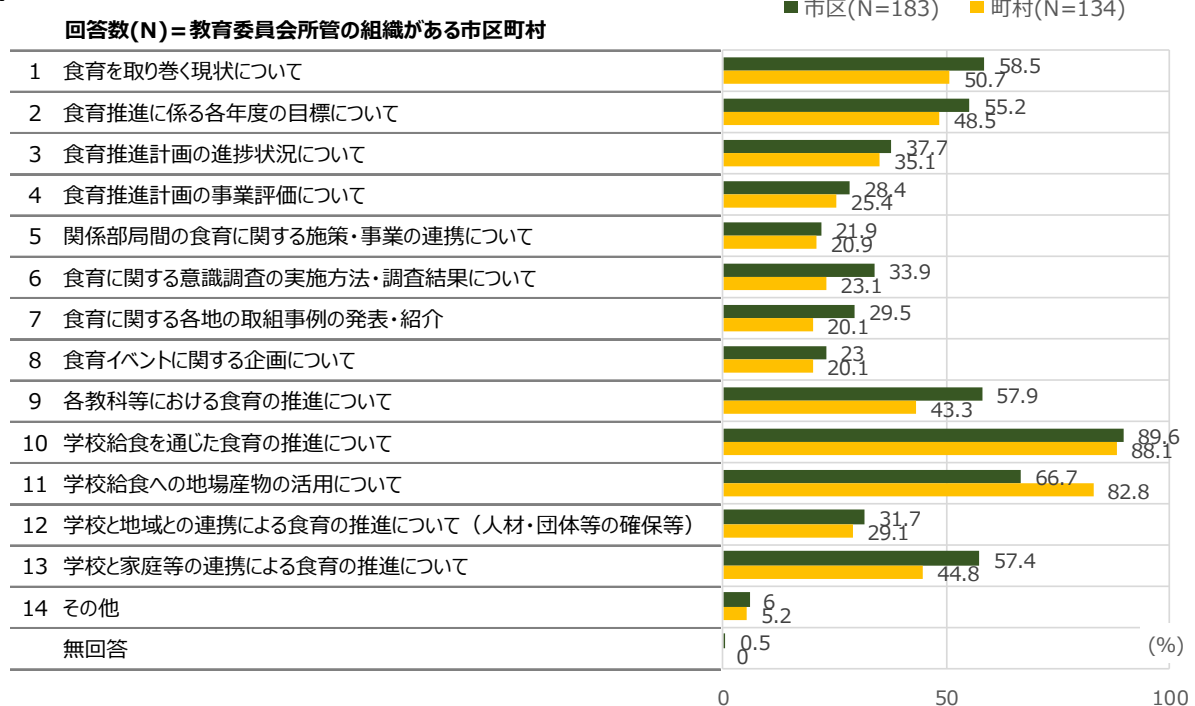
図表96 都道府県・指定都市教育委員会が所管する食育推進組織における討議内容

SQ19-1 ②教育委員会が所管する食育推進組織での討議内容（複数回答）



図表97 市区町村教育委員会が所管する食育推進組織における討議内容

SQ10-1 ②教育委員会が所管する食育推進組織での討議内容（複数回答）



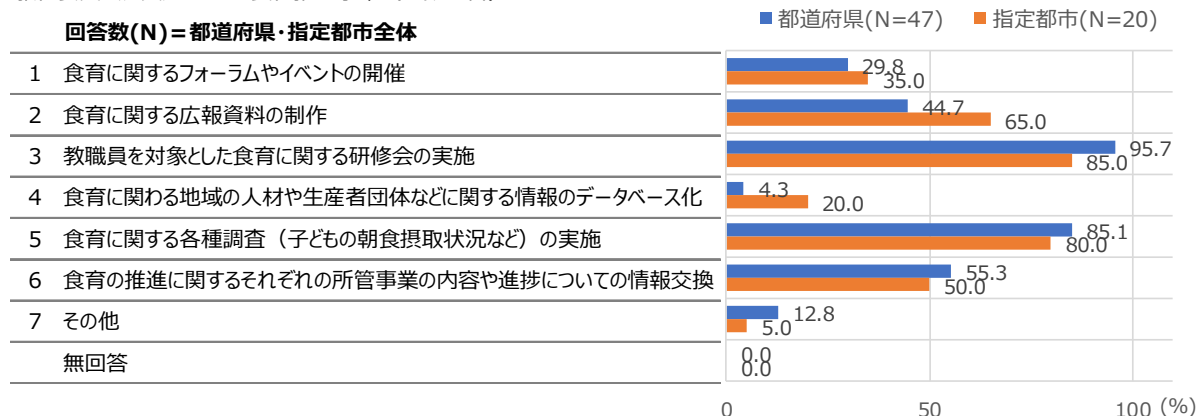
(3)教育委員会が実施している食育推進事業

①都道府県・指定都市教育委員会が実施している食育推進事業

都道府県・指定都市とも教育委員会において様々な食育推進事業が実施されており、なかでも「教職員を対象とした食育に関する研修会」や「食育に関する各種調査(子どもの朝食摂取状況など)」は高い実施率となっている。

図表98 都道府県・指定都市教育委員会が実施している食育推進事業

Q20 教育委員会が実施している食育推進事業(複数回答)

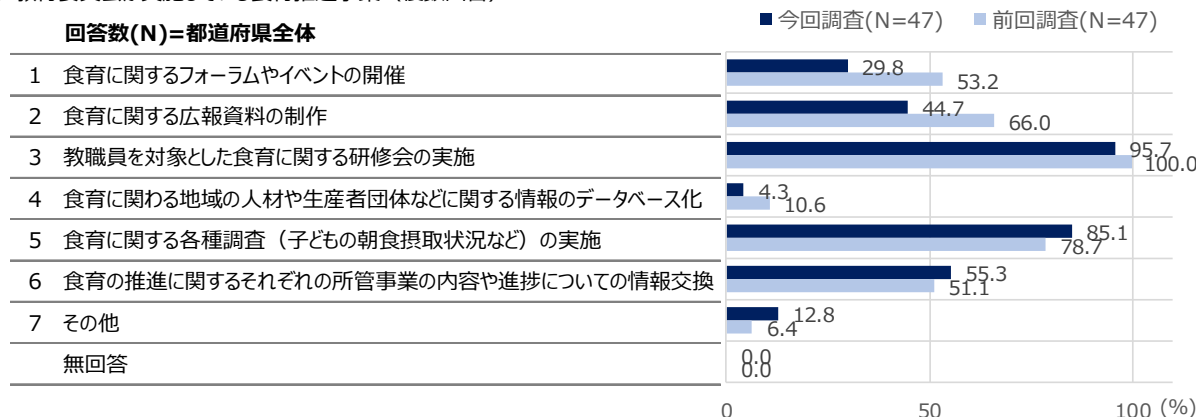


【参考】前回調査との比較

都道府県教育委員会における食育推進事業の実施状況について前回調査と比較すると、研修会については前回調査・今回調査とも高い実施率となっている。また前回調査では「食育に関するフォーラムやイベントの開催」や「食育に関する広報資料の制作」に半数以上の都道府県教育委員会が取り組んでいたが、今回調査ではそれらの実施率はやや下がり、「食育に関する各種調査(子どもの朝食摂取状況など)の実施」や「食育の推進に関するそれぞれの所管事業の内容や進捗についての情報交換」の実施率が前回調査よりもやや高くなっている。

図表99 都道府県・指定都市教育委員会が実施している食育推進事業【前回調査との比較】

Q20 教育委員会が実施している食育推進事業(複数回答)

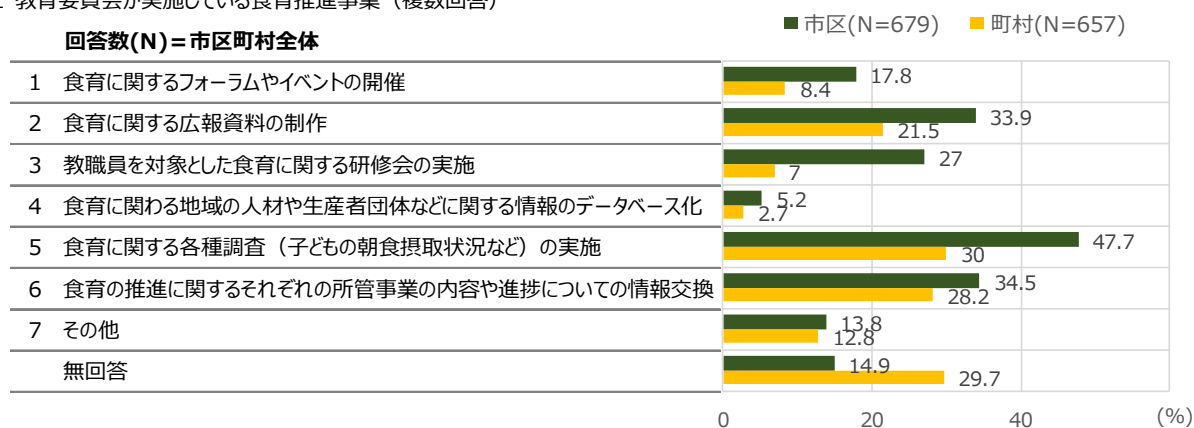


②市区町村教育委員会が実施している食育推進事業

市区町村教育委員会における食育推進事業の実施状況をみると、市区部の方が町村部よりも様々な事業を展開しており、なかでも「食育に関する各種調査(子どもの朝食摂取状況など)」は市区部の 47.7%で取り組まれている。

図表100 市区町村教育委員会が実施している食育推進事業

Q11 教育委員会が実施している食育推進事業（複数回答）

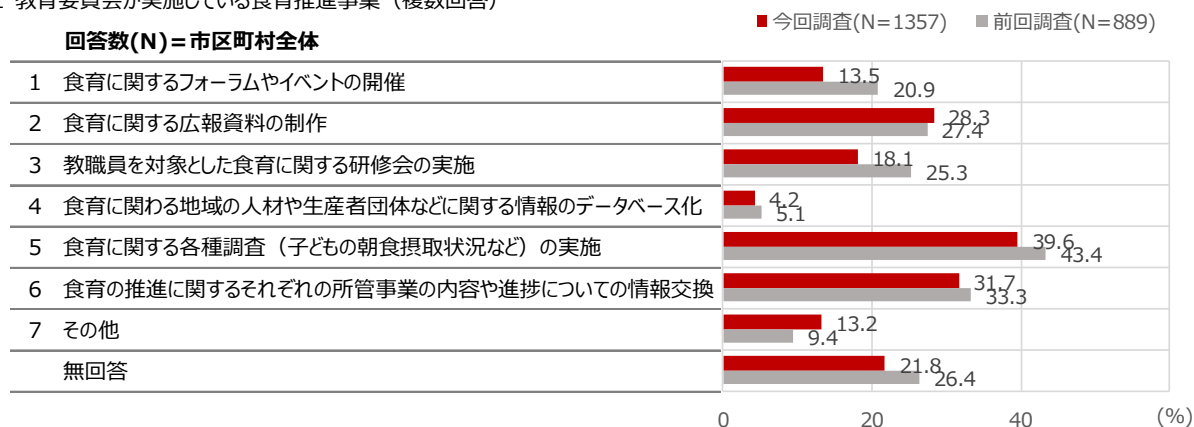


【参考】 前回調査との比較

市区町村教育委員会における食育推進事業の実施状況について前回調査と比較すると、「食育に関する各種調査(子どもの朝食摂取状況など)」や「食育に関する広報資料の制作」など、比較的多くの地域で取り組まれている上位項目に大きな変化はないが、「食育に関する広報資料の制作」を除き、全体的に前回調査よりも実施率が下がっている。

図表101 市区町村教育委員会が実施している食育推進事業【前回調査との比較】

Q11 教育委員会が実施している食育推進事業（複数回答）



(4)教育委員会と首長部局が連携して実施している食育推進事業

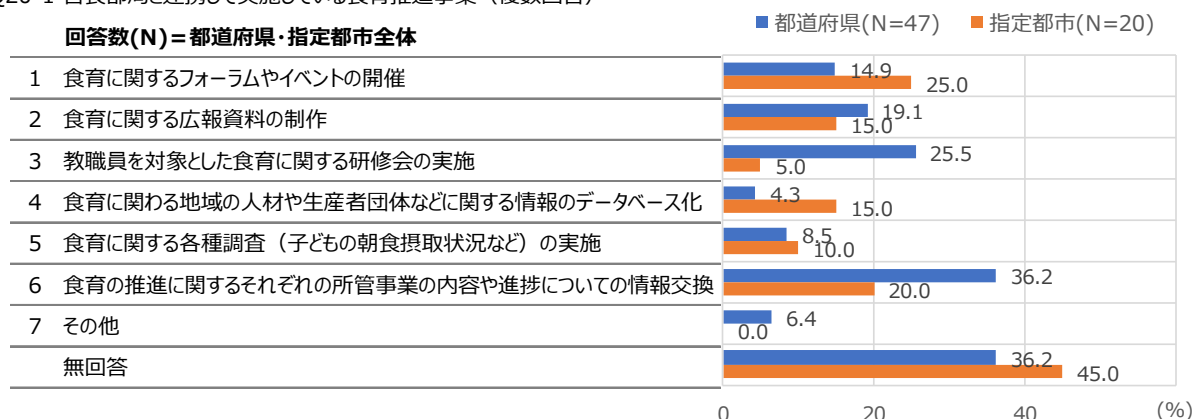
①都道府県・指定都市教育委員会が首長部局と連携して実施している食育推進事業

都道府県・指定都市教育委員会が首長部局と連携して実施している食育推進事業はあまり多くはなく、無回答(首長部局と連携して実施している事業について回答なし)が都道府県では 36.2%、指定都市では 45.0%を占めている。

比較的多く実施されている教育委員会と首長部局との連携事業としては、「食育の推進に関するそれぞれの所管事業の内容や進捗についての情報交換」が都道府県の36.2%、指定都市の20.0%で行われている。また、「教職員を対象とした食育に関する研修会の実施」も、都道府県教育委員会の 25.5%では首長部局と連携して実施している。

図表102 都道府県・指定都市教育委員会が首長部局と連携して実施している食育推進事業

SQ20-1 首長部局と連携して実施している食育推進事業 (複数回答)

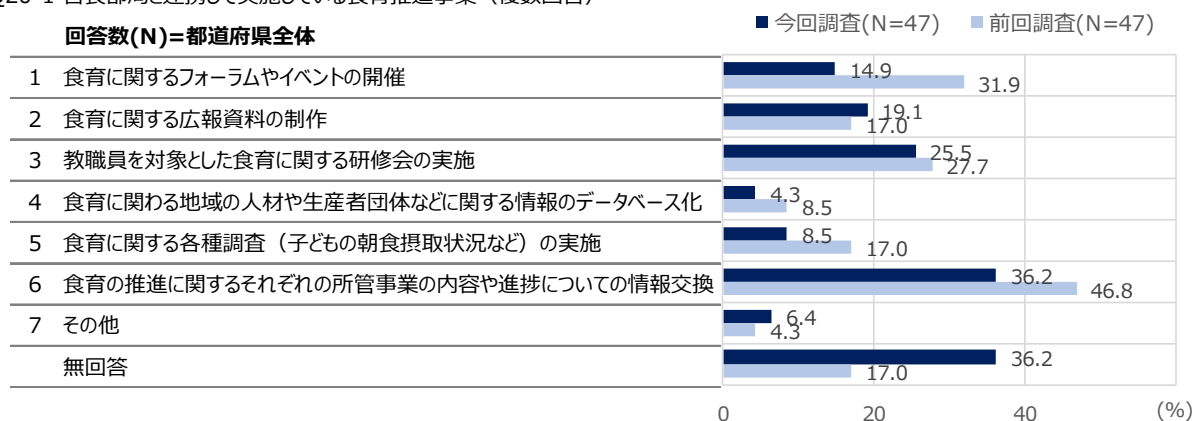


【参考】 前回調査との比較

都道府県教育委員会と首長部局との連携による食育推進事業の実施状況について前回調査と比較すると、無回答(首長部局と連携して実施している事業について回答なし)の割合が前回調査より高くなっており、連携して実施されている事業についても、多くの項目で前回調査より実施率は下がっている。

図表103 都道府県・指定都市教育委員会が首長部局と連携して実施している食育推進事業【前回調査との比較】

SQ20-1 首長部局と連携して実施している食育推進事業 (複数回答)

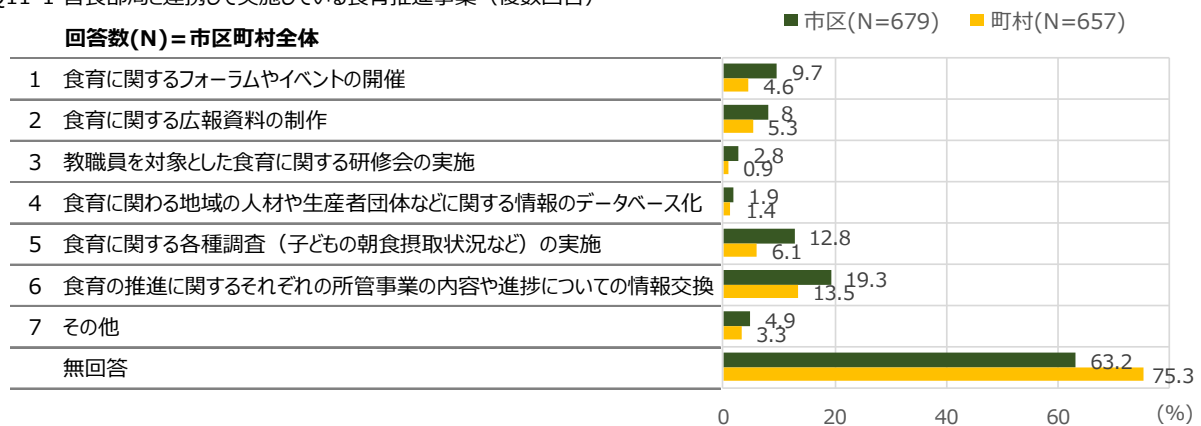


②市区町村教育委員会が首長部局と連携して実施している食育推進事業

市区町村教育委員会が首長部局と連携して実施している食育推進事業についてみると、都道府県教育委員会以上に連携事業は少なく、無回答(首長部局と連携して実施している事業について回答なし)の割合が市区部で63.2%、町村部で75.3%を占めている。

実施されている連携事業としては、「食育の推進に関するそれぞれの所管事業の内容や進捗についての情報交換」や「食育に関する各種調査の実施」が比較的高い実施率となっている。

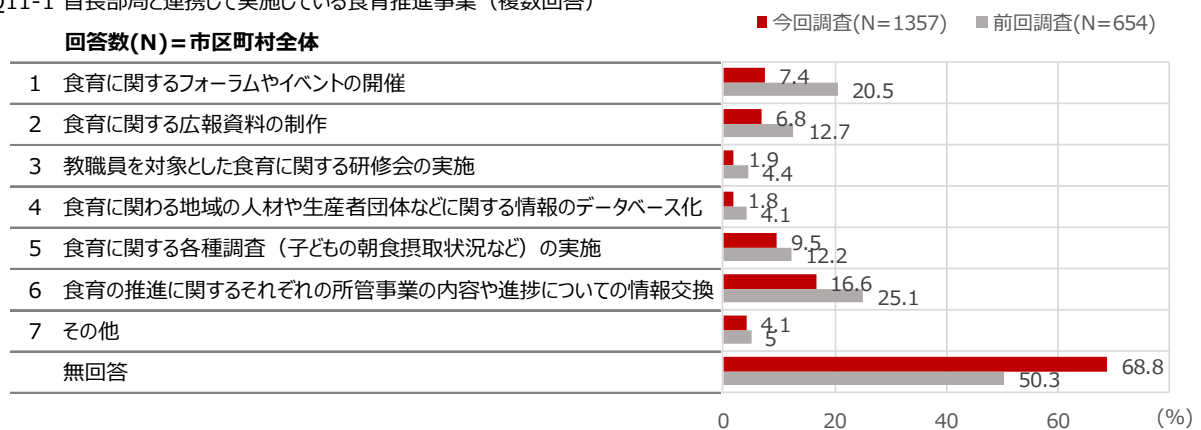
図表104 市区町村教育委員会が首長部局と連携して実施している食育推進事業
Q11-1 首長部局と連携して実施している食育推進事業 (複数回答)



【参考】 前回調査との比較

市区町村教育委員会と首長部局との連携による食育推進事業の実施状況について前回調査と比較すると、都道府県と同様、無回答(首長部局と連携して実施している事業について回答なし)の割合が前回調査より高くなっており、連携して実施されている事業についても、全ての項目で前回調査より実施率は下がっている。

図表105 市区町村教育委員会が首長部局と連携して実施している食育推進事業【前回調査との比較】
Q11-1 首長部局と連携して実施している食育推進事業 (複数回答)



(5)教育委員会と首長部局の連携による食育推進事業の実施上の問題・課題

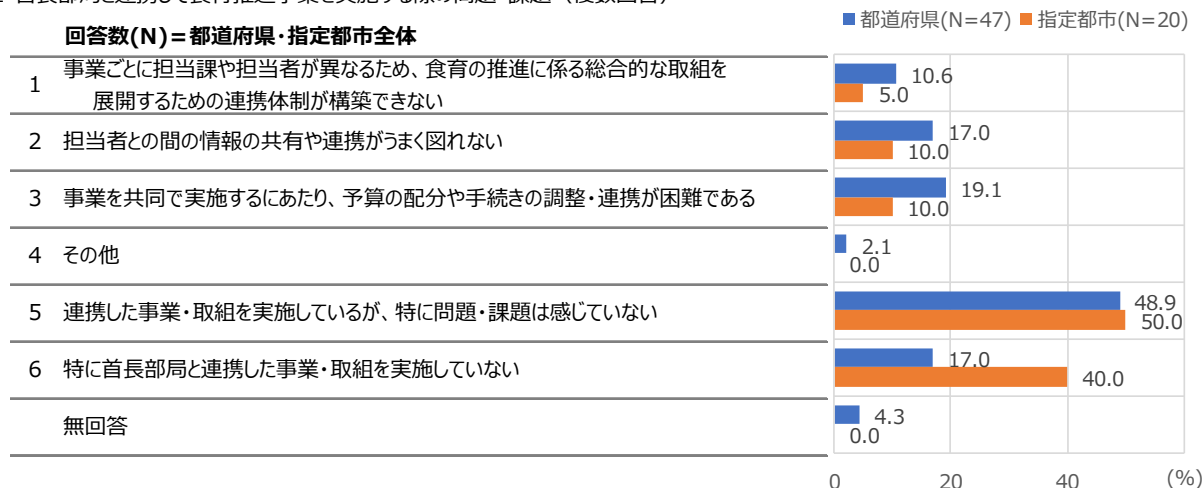
①都道府県・指定都市教育委員会が首長部局と連携する上での問題点

教育委員会と首長部局との連携による食育推進事業の実施上の問題点についてみると、都道府県の48.9%、指定都市の50.0%は「連携した事業・取組を実施しているが、特に問題・課題は感じていない」としている。

挙げられた課題の中では、「事業を共同で実施するにあたり、予算の配分や手続きの調整・連携が困難である」が比較的高い割合となっている。

図表106 都道府県・指定都市教育委員会が首長部局と連携して食育推進事業を実施する上での問題点

Q21 首長部局と連携して食育推進事業を実施する際の問題・課題（複数回答）



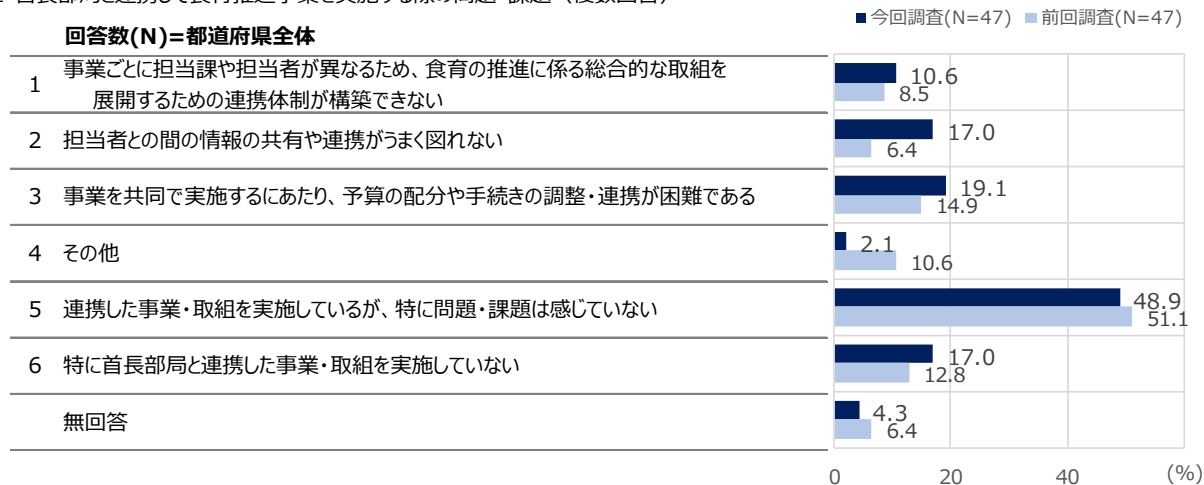
【参考】 前回調査との比較

都道府県教育委員会と首長部局との連携による食育推進事業の実施上の問題点について前回調査と比較すると、前回調査・今回調査のどちらも半数前後が「連携した事業・取組を実施しているが、特に問題・課題は感じていない」としている。また、「特に首長部局と連携した事業・取組を実施していない」都道府県も前回調査の12.8%から今回調査では17.0%に増えている。

ただし、選択肢1～3の課題については、前回調査よりも今回調査の方が多くから挙げられており、首長部局との連携に取り組んでいる都道府県では、連携上の課題が前回調査よりも多く指摘されていることがうかがえる。

図表107 都道府県・指定都市教育委員会が首長部局と連携して食育推進事業を実施する上での問題点【前回調査との比較】

Q21 首長部局と連携して食育推進事業を実施する際の問題・課題（複数回答）

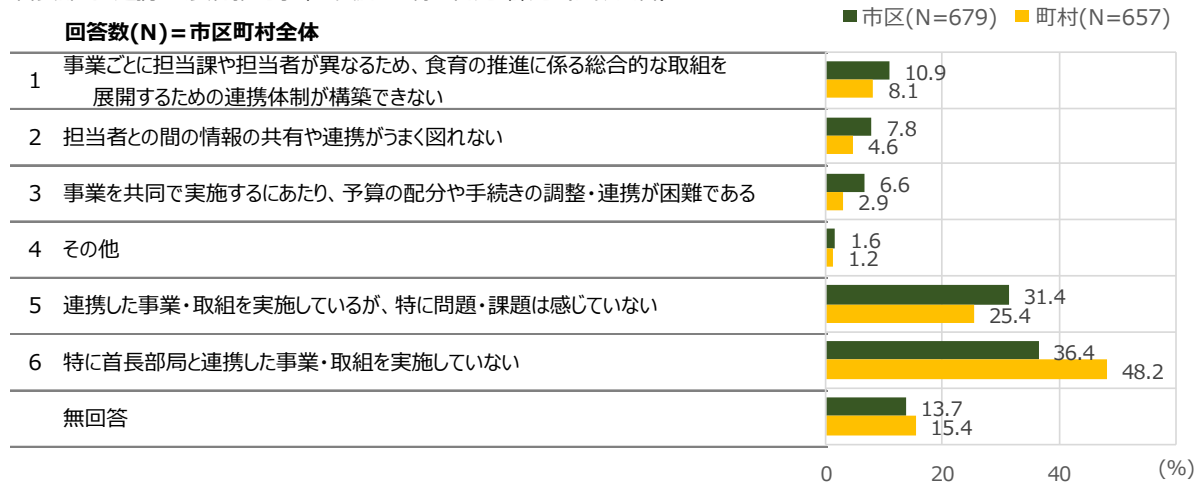


②市区町村教育委員会が首長部局と連携する上での問題点

市区町村教育委員会と首長部局との連携による食育推進事業の実施上の問題点についてみると、「特に首長部局と連携した事業・取組を実施していない」が最も多く、無回答もあわせると半数以上の市区町村教育委員会が特に首長部局との連携による食育推進事業は実施していないことが分かる。

図表108 市区町村教育委員会が首長部局と連携して食育推進事業を実施する上での問題点

Q12 首長部局と連携して食育推進事業を実施する際の問題・課題（複数回答）

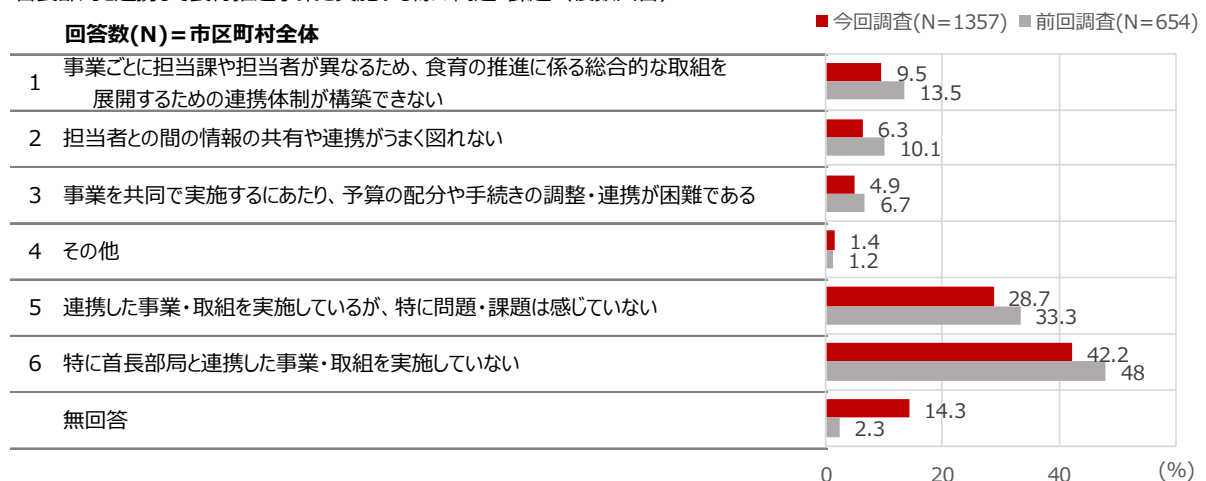


【参考】 前回調査との比較

教育委員会と首長部局との連携による食育推進事業の実施上の問題点について前回調査と比較すると、「特に首長部局と連携した事業・取組を実施していない」と無回答を合わせた割合は前回調査よりも今回調査の方が高く、市区町村において教育委員会と首長部局の連携による食育推進の取組はあまり進んでいないことがうかがえる。

図表109 市区町村教育委員会が首長部局と連携して食育推進事業を実施する上での問題点【前回調査との比較】

Q12 首長部局と連携して食育推進事業を実施する際の問題・課題（複数回答）



7. 教育委員会による栄養教諭への支援等

(1) 栄養教諭を中核とした学校における食育の推進に向けた取組

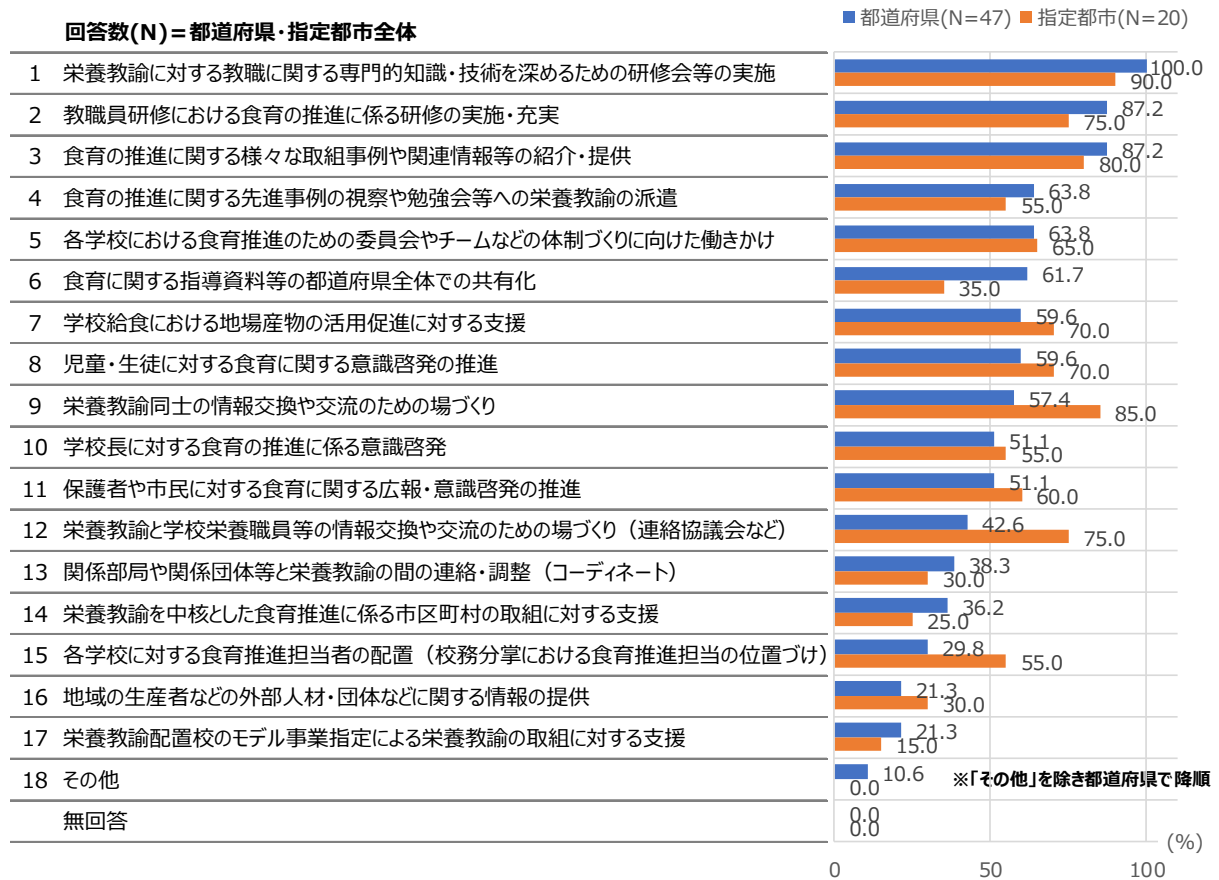
① 都道府県・指定都市が栄養教諭を中核とした学校における食育の推進に向け実施している取組や支援

栄養教諭を中核とした学校における食育の推進に向け実施している取組としては、全ての都道府県及び90.0%の指定都市が「栄養教諭に対する教職に関する専門的知識・技術を深めるための研修会等」を実施している。

このほか、「教職員研修における食育の推進に係る研修の実施・充実」や「食育の推進に関する様々な取組事例や関連情報等の紹介・提供」なども多くの都道府県・指定都市で取り組まれている。

図表110 都道府県・指定都市が学校における食育の推進に向け実施している取組・支援

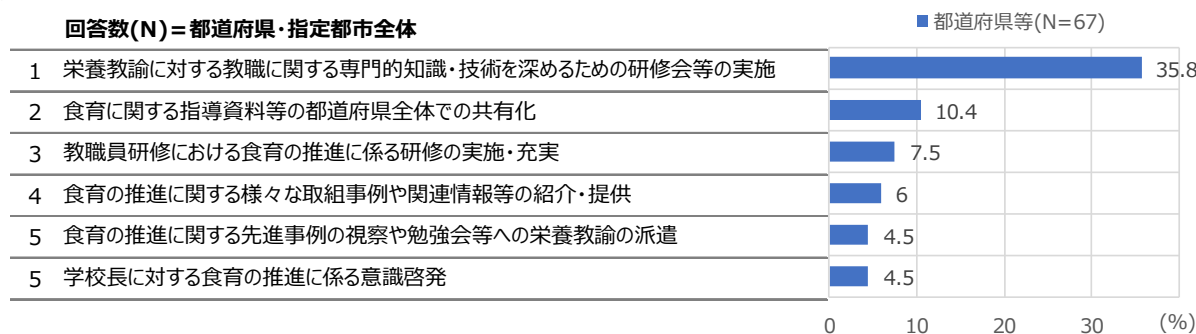
Q22 栄養教諭を中核とした学校における食育の推進に向け実施している取組や支援（複数回答）



なお、こうした取組のうち、特に重視している、あるいは特徴ある取組としては、「栄養教諭に対する教職に関する専門的知識・技術を深めるための研修会等」が最も多く挙げられた。

また、これらの特に重視している、あるいは特徴ある取組の効果について記述回答から整理すると、「栄養教諭の資質向上が図られた」、「食育指導のノウハウの共有化が進んだ」、「食育に取り組む学校が増加した」といった効果が比較的多く得られている。

図表111 都道府県・指定都市が学校における食育の推進に向け実施している取組・支援のうち特に重視しているもの
SQ22-1 特に重視している/特徴ある取組（単一回答） 上位5項目



図表112 都道府県・指定都市が学校における食育の推進に向け実施している取組のうち特に重視している取組の効果

●特に重視している/特徴ある取組での「効果」の内容
(自由記述より)

【都道府県・指定都市】	特に重視している/特徴ある取組（単一回答） 上位5項目					
	回答数	栄養教諭に対する研修会等の実施	食育に関する指導資料等の共有化	教職員研修での食育に関する研修の実施・充実	取組事例や関連情報等の紹介・提供	先進事例の視察や勉強会等への栄養教諭の派遣
栄養教諭の資質向上が図られた	20	12	1	1		2
食育指導のノウハウの共有化が進んだ	16	7	3		1	
食育に取り組む学校が増加した	11	3	2	2	1	1
食に関する指導の充実が図られた	6	3		1		
未配置校での取組や意識の向上が図られた	8	1	2		1	1
学校における食育推進体制の構築が進んだ	5	3		1		1
栄養教諭による授業での指導の充実が図られた	4	1		1		1
児童生徒の食に対する意識が向上した	4	1	1			
管理職や他の教職員の理解が向上した	3			1		1
食に関する指導の全体計画の作成率の向上が図られた	3	1		1		
食に関する指導資料・教材の充実が図られた	3		1			
栄養教諭同士の連携促進が図られた	2	1				
保護者・地域の食育に対する意識が向上した	2		1		1	
その他	6	2				

各都道府県・指定都市の栄養教諭割合別で、栄養教諭を中核とした学校における食育の推進に向け実施している取組を比較すると、全体で上位に挙げられていた項目はいずれも栄養教諭割合が高いほど取組割合も高くなっている。

特に栄養教諭割合によって取組状況に差がみられた取組としては、「食育の推進に関する先進事例の視察や勉強会等への栄養教諭の派遣」や「各学校における食育推進のための委員会やチームなどの体制づくりに向けた働きかけ」、「児童・生徒に対する食育に関する意識啓発の推進」、「保護者や市民に対する食育に関する広報・意識啓発の推進」などが挙げられ、栄養教諭割合が81%以上の都道府県・指定都市と60%以下の都道府県・指定都市とでは40ポイント前後の差がみられている。

図表113 都道府県・指定都市が学校における食育の推進に向け実施している取組・支援【栄養教諭割合別】

Q22 栄養教諭を中核とした学校における食育の推進に向け実施している取組や支援（複数回答）



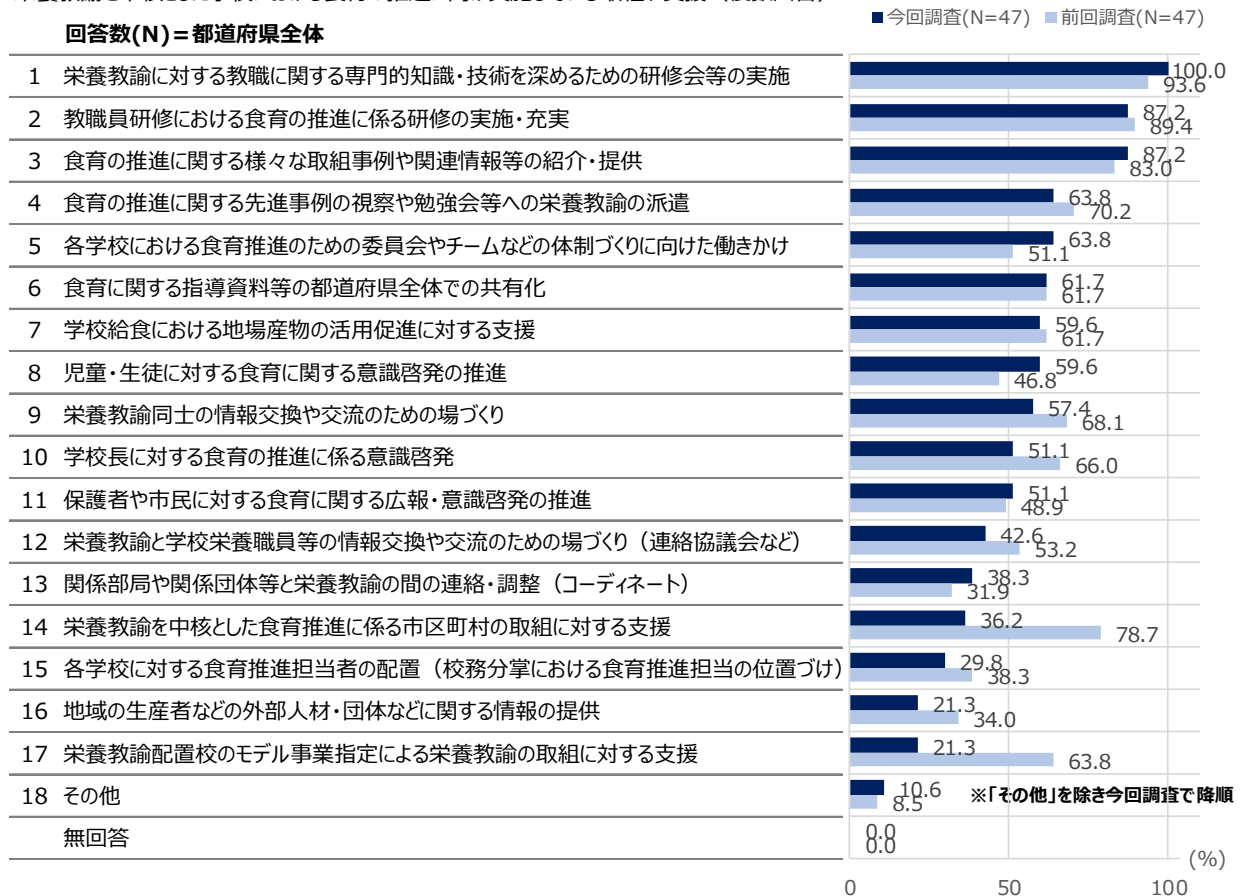
【参考】 前回調査との比較

都道府県が栄養教諭を中核とした学校における食育の推進に向け実施している取組について、前回調査と比較すると、栄養教諭や教職員に対する研修については、前回調査・今回調査とも高い実施割合となっている。また、「食育の推進に関する様々な取組事例や関連情報等の紹介・提供」についても前回・今回とも 80%を超えており3番目に高い実施割合となっている。

一方、前回調査では、「栄養教諭を中核とした食育推進に係る市区町村の取組に対する支援」が 78.7%、「栄養教諭配置校のモデル事業指定による栄養教諭の取組に対する支援」が 63.8%と高い割合となっていたが、今回調査ではこれらの実施割合は比較的低くなっており、栄養教諭の配置が進んできたことに伴い、特定の市区町村や学校での取組のモデル的支援から全域的な支援へと都道府県の取組姿勢も変化してきたことがうかがえる。

図表114 都道府県が学校における食育の推進に向け実施している取組・支援 【前回調査との比較】

Q22 栄養教諭を中核とした学校における食育の推進に向け実施している取組や支援（複数回答）

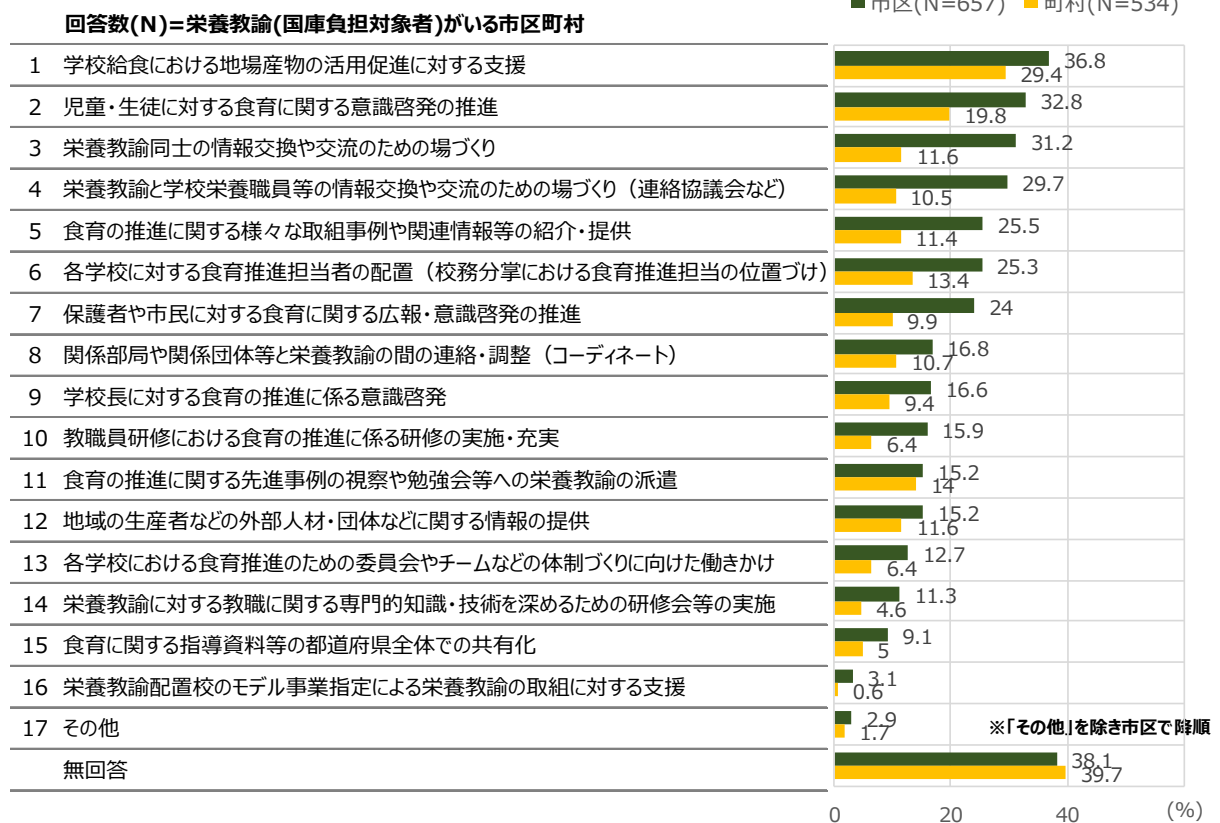


②市区町村が栄養教諭を中核とした学校における食育の推進に向け実施している取組や支援

市区町村が栄養教諭を中核とした学校における食育の推進に向け実施している取組としては、「学校給食における地場産物の活用促進に対する支援」が市区部で 36.8%、町村部で 29.4%と比較的多く見られるほか、「児童・生徒に対する食育に関する意識啓発」や「栄養教諭同士の情報交換や交流のための場づくり」、「栄養教諭と学校栄養職員等の情報交換や交流のための場づくり」も、市区部では 30%前後で取り組まれている。

図表115 市区町村が学校における食育の推進に向け実施している取組・支援

Q13 栄養教諭を中核とした学校における食育の推進に向け実施している取組や支援（複数回答）

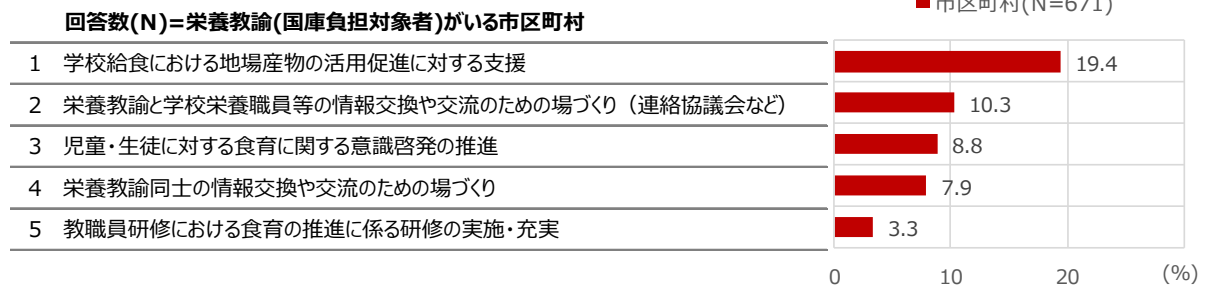


なお、こうした取組のうち、特に重視している、あるいは特徴ある取組としては、「学校給食における地場産物の活用促進に対する支援」が最も多く挙げられた。

また、これらの特に重視している、あるいは特徴ある取組の効果について記述回答から整理すると、「児童・生徒の食に対する意識が向上した」、「地場産物の活用促進が図られた」といった効果が比較的多く得られている。

図表116 市区町村が学校における食育の推進に向け実施している取組・支援のうち特に重視しているもの

SQ13-1 特に重視している/特徴ある取組（単一回答） 上位5項目



図表117 市区町村が学校における食育の推進に向け実施している取組・支援のうち特に重視している取組の効果

●特に重視している/特徴ある取組での「効果」の内容
(自由記述より)

【市区町村】	特に重視している/特徴ある取組（単一回答） 上位5項目					
	回答数	学校給食における地場産物の活用促進に対する支援	栄養教諭と学校栄養職員等の情報交換や交流のための場づくり	児童・生徒に対する食育に関する意識啓発の推進	栄養教諭同士の情報交換や交流のための場づくり	教職員研修における食育の推進に係る研修の実施・充実
児童・生徒の食に対する意識が向上した	89	44	0	24	0	1
地場産物の活用促進が図られた	84	62	2	1	1	0
食育指導のノウハウ・情報の共有化が図られた	52	0	17	1	15	5
食に関する指導の充実が図られた	51	0	6	8	6	6
栄養教諭同士や栄養教諭と学校栄養職員の連携が促進した	26	0	8	0	13	1
保護者・地域の食育に対する意識が向上した	26	5	2	5	1	0
食育に取り組む学校が増加した	24	0	1	2	1	1
市町村全体での食育推進につながった	24	0	5	4	2	4
栄養教諭の資質向上が図られた	20	1	6	1	2	1
管理職や他の教職員の理解向上が図られた	13	0	3	2	0	1
朝食摂取率の改善・向上、残食量の減少などがみられた	13	2	0	8	0	0
未配置校・兼務校での取組の充実や意識の向上が図られた	10	0	1	1	0	2
学校給食の充実・平準化が図られた	9	2	4	0	0	0
学校における食育推進体制の構築が進んだ	6	0	1	0	0	0
アレルギー対応の統一・円滑化が図られた	5	0	1	0	1	1
幼稚園から中学校まで一貫した食育の推進が図られた	4	0	1	1	1	0
栄養教諭(学校)と教育委員会の連携が進んだ	5	0	1	0	1	0
その他	2	0	0	0	0	1

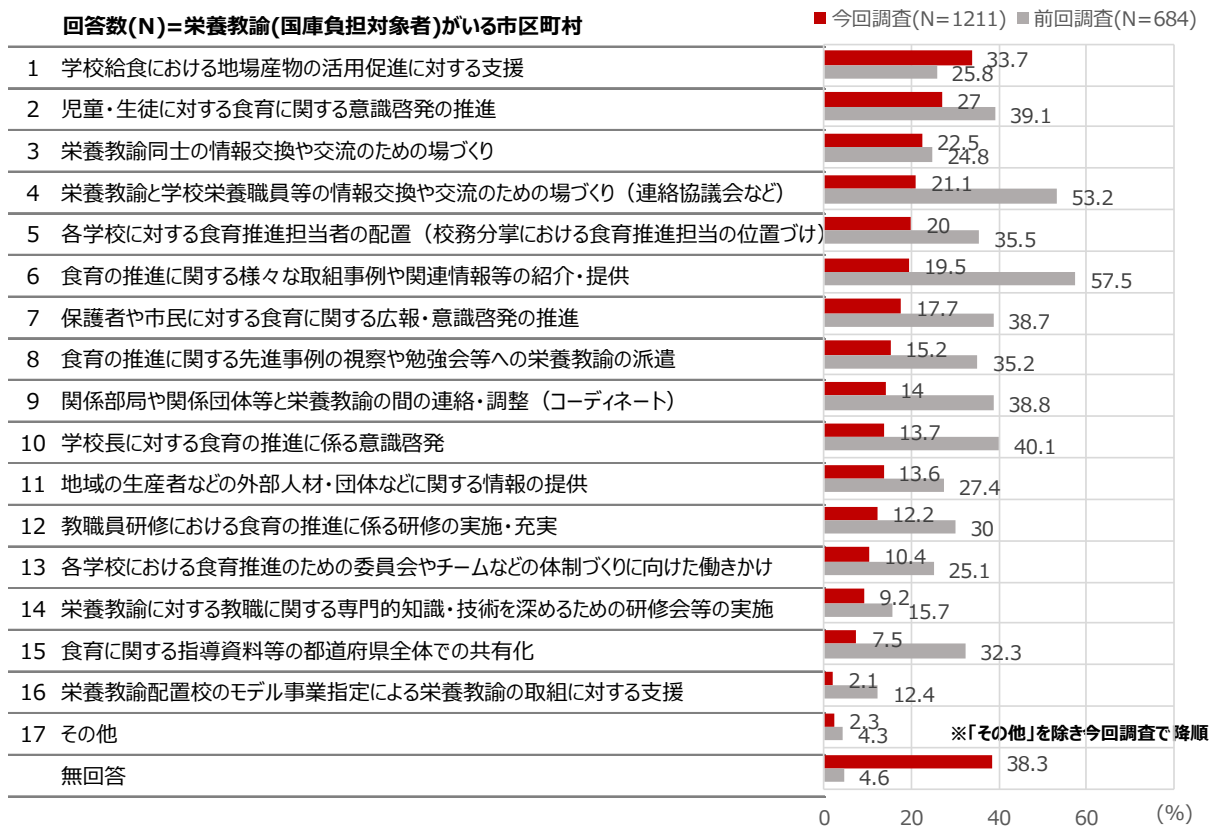
【参考】 前回調査との比較

市区町村が栄養教諭を中核とした学校における食育の推進に向け実施している取組について、前回調査と比較すると、全体的に今回調査の方が取組割合は低くなっている。前回調査時と比べ、回答母数、すなわち栄養教諭が配置されている市区町村数が倍近くに増えていることなどを鑑みると、全国的に栄養教諭の配置が進められてきた中で、栄養教諭を中核とした学校における食育の推進に対する市区町村教育委員会の理解や積極性、主体性の向上が配置拡大と並行して図られてきたとは言えない実態がうかがえる。

ただし、「学校給食における地場産物の活用促進に対する支援」については、前回調査(25.8%)より今回調査(33.7%)の方が高い割合となっている。

図表118 市区町村が学校における食育の推進に向け実施している取組・支援【前回調査との比較】

Q13 栄養教諭を中核とした学校における食育の推進に向け実施している取組や支援（複数回答）



(2) 栄養教諭同士の情報交換や交流促進のための取組

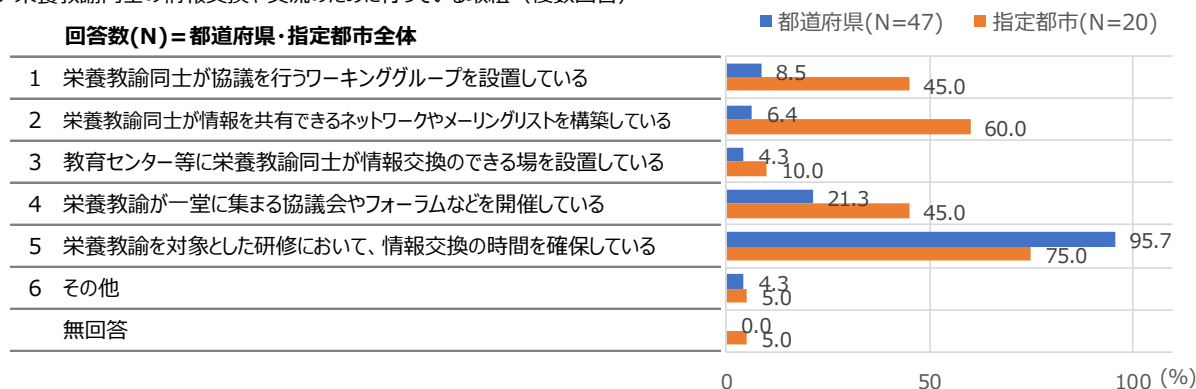
① 都道府県・指定都市が栄養教諭同士の情報交換や交流促進のためにしている取組

栄養教諭同士の情報交換や交流促進のためにしている取組をみると、都道府県の 95.7%、指定都市の 75.0%が「栄養教諭を対象とした研修において情報交換の時間を確保している」と回答している。

このほか、指定都市では、「栄養教諭同士が情報を共有できるネットワークやメーリングリストを構築している」も 60.0%と半数以上で取組がみられる。

図表119 都道府県・指定都市が栄養教諭同士の情報交換や交流促進のためにしている取組

Q23 栄養教諭同士の情報交換や交流のためにしている取組（複数回答）

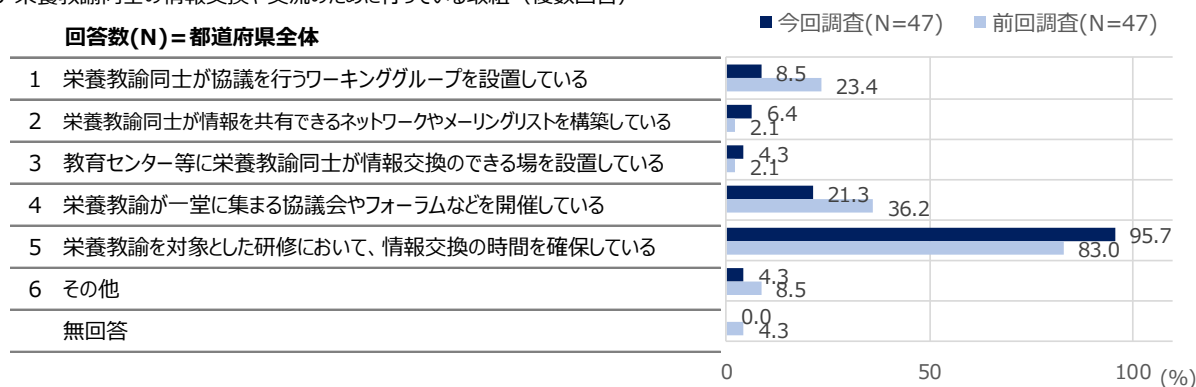


【参考】 前回調査との比較

都道府県の取組について前回調査と比較すると、「栄養教諭を対象とした研修において情報交換の時間を確保している」は前回調査でも 83.0%と最も高かったが、今回調査ではさらに 95.7%にまで実施率が上がっており、研修の充実(前項(1)参照)と併せ、研修の機会を活用し栄養教諭同士の交流を図る取組が広がっていることが分かる。

図表120 都道府県・指定都市が栄養教諭同士の情報交換や交流促進のためにしている取組【前回調査との比較】

Q23 栄養教諭同士の情報交換や交流のためにしている取組（複数回答）



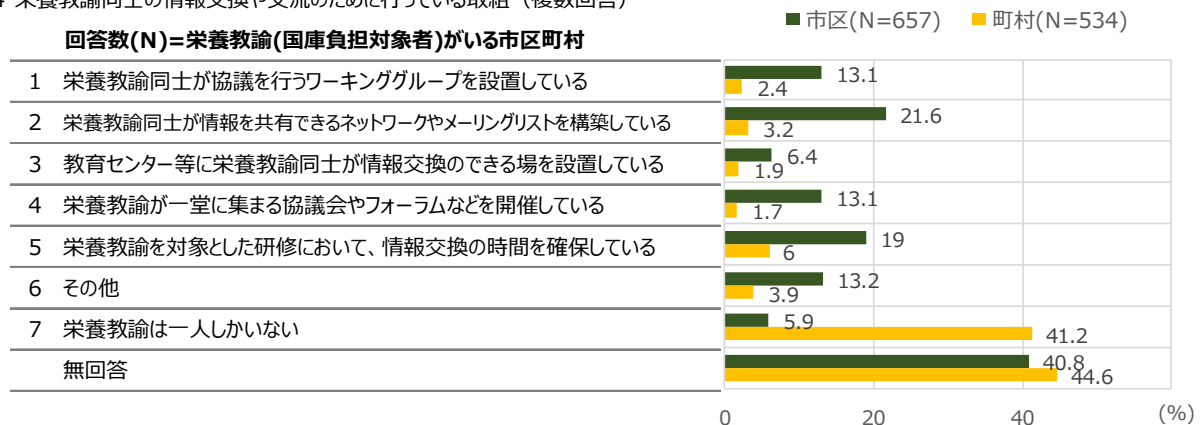
②市区町村が栄養教諭同士の情報交換や交流促進のためにしている取組

栄養教諭同士の情報交換や交流促進のために市区町村が行っている取組をみると、市区部の 40.8%、町村部の 44.6%が無回答となっているほか、町村部では 41.2%が「栄養教諭は一人しかいない」としており、特に栄養教諭同士の情報交換や交流促進のための取組を行っていない市区町村が多いことがうかがえる。

取り組まれていることの中では、「栄養教諭同士が情報を共有できるネットワークやメーリングリストを構築している」や「栄養教諭を対象とした研修において情報交換の時間を確保している」が市区部の 20%前後から挙げられている。

図表121 市区町村が栄養教諭同士の情報交換や交流促進のためにしている取組

Q14 栄養教諭同士の情報交換や交流のためにしている取組（複数回答）



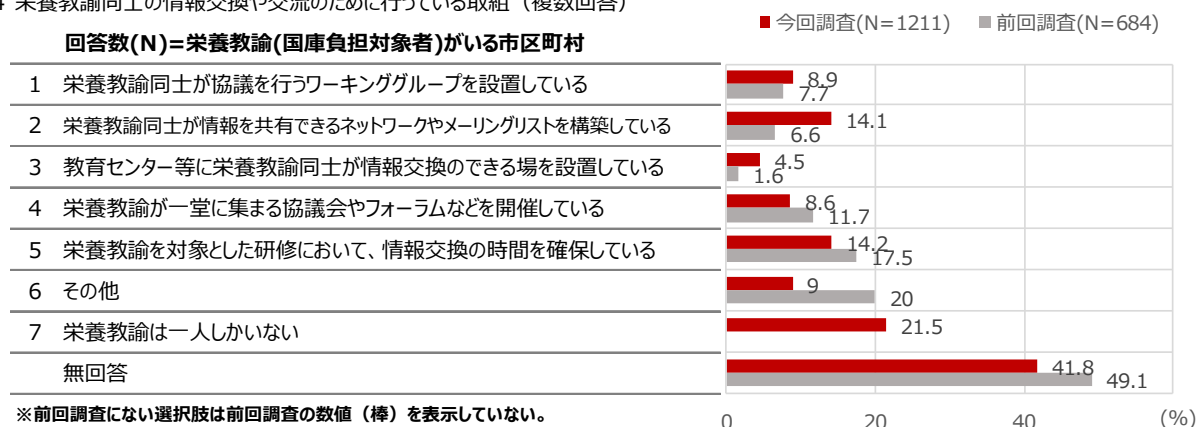
【参考】 前回調査との比較

栄養教諭同士の情報交換や交流促進のために市区町村が取り組んでいることについて前回調査と比較すると、「栄養教諭を対象とした研修において情報交換の時間を確保している」が前回調査・今回調査ともに最も多く挙げられている。

また、「栄養教諭同士が情報を共有できるネットワークやメーリングリストを構築している」市区町村が前回調査の 6.6%から今回調査では 14.1%と取組が広がっている。

図表122 市区町村が栄養教諭同士の情報交換や交流促進のためにしている取組【前回調査との比較】

Q14 栄養教諭同士の情報交換や交流のためにしている取組（複数回答）



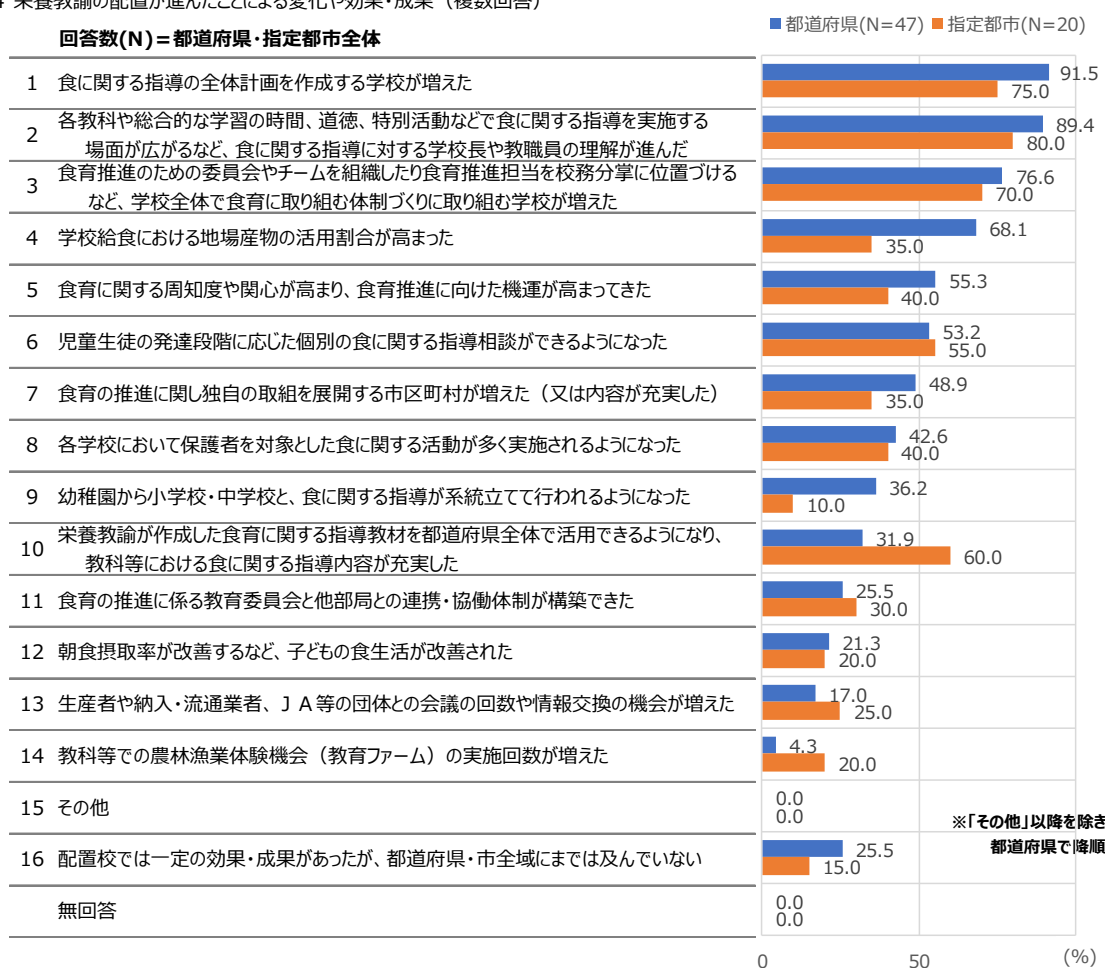
(3) 栄養教諭の配置が進んだことによる変化や効果・成果

① 都道府県・指定都市において栄養教諭の配置が進んだことによりみられた変化や効果・成果

都道府県・指定都市において栄養教諭の配置が進んだことによりみられた変化や効果・成果としては、「食に関する指導の全体計画を作成する学校が増えた」や「食に関する指導に対する学校長や教職員の理解が進んだ」、「学校全体で食育に取り組む体制づくりに取り組む学校が増えた」など、学校における効果・成果が多く挙げられている。このほか、「児童生徒の発達段階に応じた個別の食に関する指導相談ができるようになった」ことや「学校給食における地場産物の活用割合が高まった」こと、「食育に関する周知度や関心が高まり、食育推進に向けた機運が高まってきた」ことなども比較的多く挙げられている。

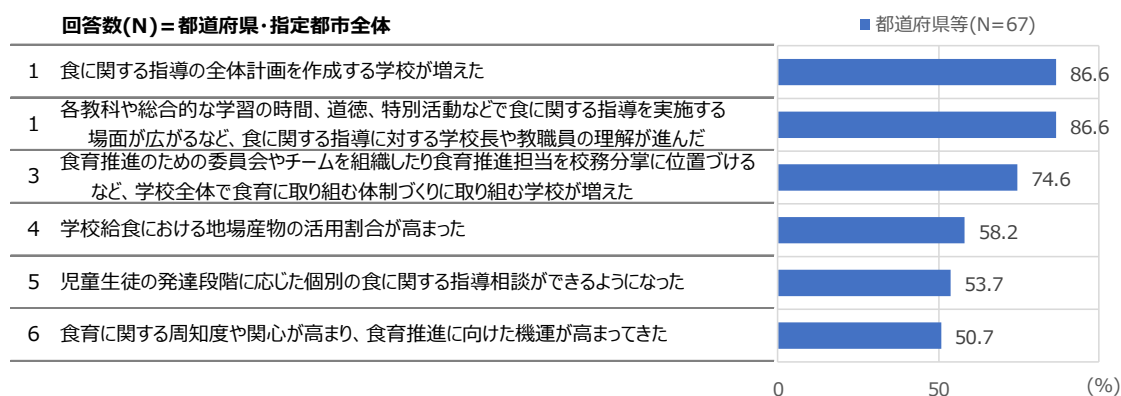
図表123 都道府県・指定都市において栄養教諭の配置が進んだことによりみられた変化や効果・成果

Q24 栄養教諭の配置が進んだことによる変化や効果・成果（複数回答）



図表124 都道府県・指定都市において栄養教諭の配置が進んだことによりみられた変化や効果・成果（上位項目抜粋）

Q24 栄養教諭の配置が進んだことによる変化や効果・成果（複数回答） 回答率50%以上の上位項目抜粋

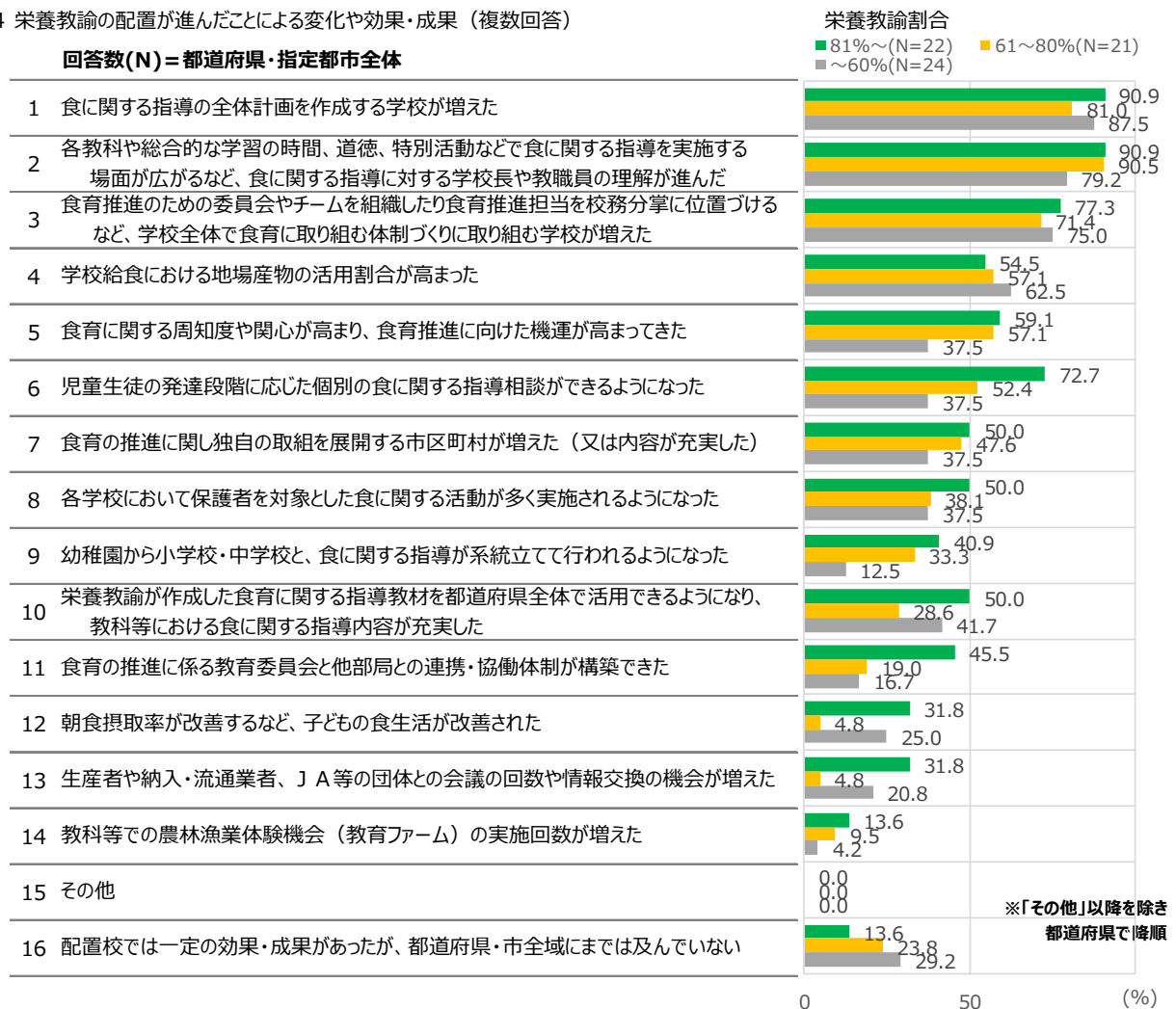


栄養教諭の配置が進んだことによる成果・効果について、各都道府県・指定都市の栄養教諭割合別で比較すると、食に関する指導の全体計画の作成促進や学校長、教職員の理解促進、校内体制づくりの進展など全体で上位に挙げられた成果・効果についてはそれほど大きな差はみられないが、特に「児童生徒の発達段階に応じた個別の食に関する指導相談ができるようになった」については栄養教諭割合の高低によって差がみられ、栄養教諭割合が81%以上の都道府県・指定都市(72.7%)と60%以下の都道府県・指定都市(37.5%)では30ポイント以上の開きが見られる。

このほか、「保護者を対象とした食に関する活動が多く実施されるようになった」や、「食に関する指導が系統立てて行われるようになった」、「教育委員会と他部局との連携・協働体制が構築できた」、「独自の取組を展開する市区町村が増えた」、「食育推進に向けた機運が高まってきた」などについても、栄養教諭割合が高いほどより成果として実感されている。

図表125 都道府県・指定都市において栄養教諭の配置が進んだことによりみられた変化や効果・成果【栄養教諭割合別】

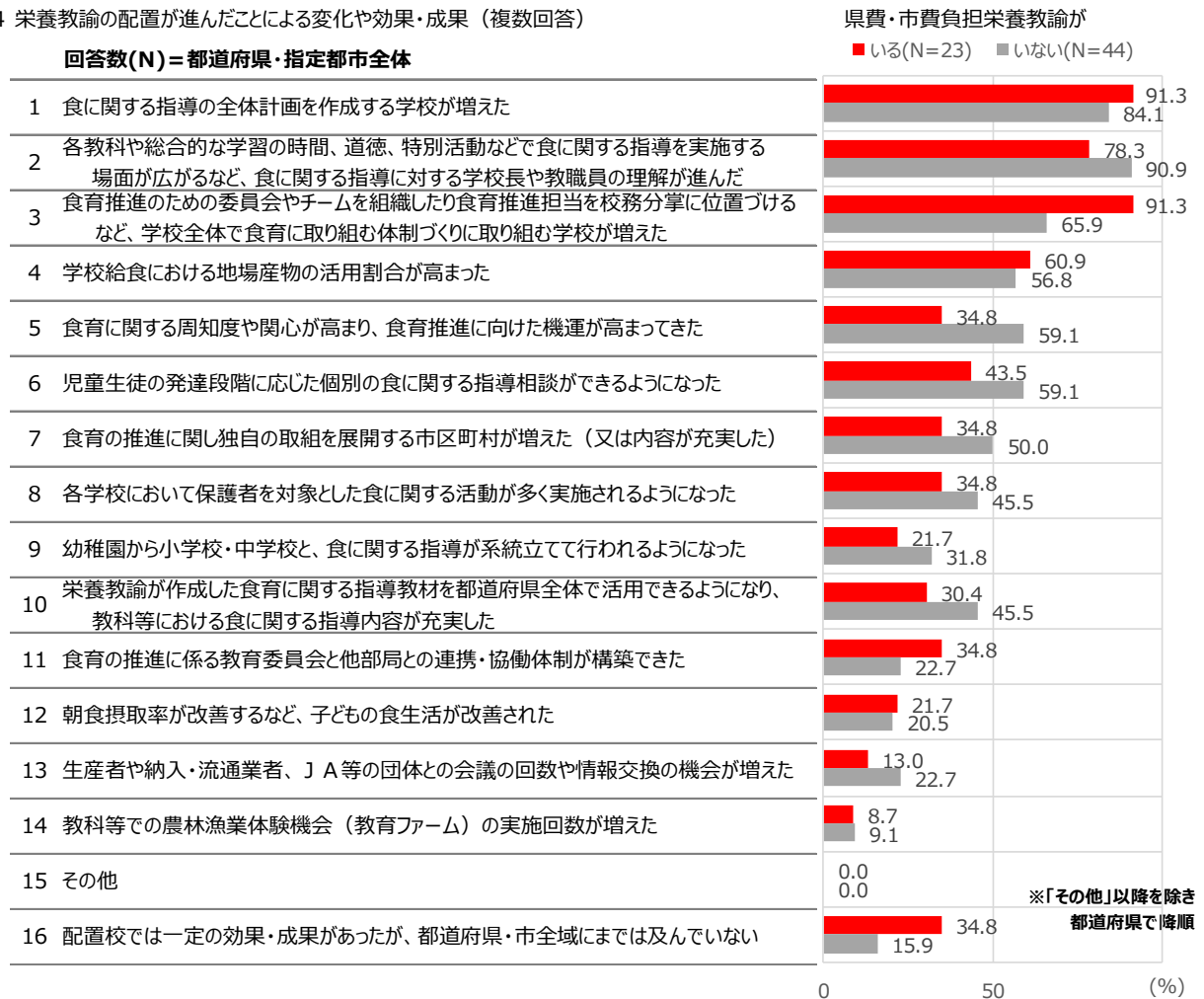
Q24 栄養教諭の配置が進んだことによる変化や効果・成果（複数回答）



栄養教諭の配置が進んだことによる成果・効果について、国庫負担のない都道府県(市)費負担の栄養教諭を配置しているかどうかの別で比較すると、「食に関する指導の全体計画を作成する学校が増えた」点や、「学校全体で食育に取り組む体制づくりに取り組む学校が増えた」点、「学校給食における地場産物の活用割合が高まった」点などについては、国庫負担のない都道府県(市)費負担栄養教諭を配置している都道府県・指定都市の方がより成果として実感されているが、その他の多くの成果・効果については国庫負担のない都道府県(市)費負担の栄養教諭を配置していない都道府県・指定都市の方が高い回答割合となっている。

図表126 都道府県・指定都市において栄養教諭の配置が進んだことによりみられた変化や効果・成果【県費負担栄養教諭の有無別】

Q24 栄養教諭の配置が進んだことによる変化や効果・成果（複数回答）



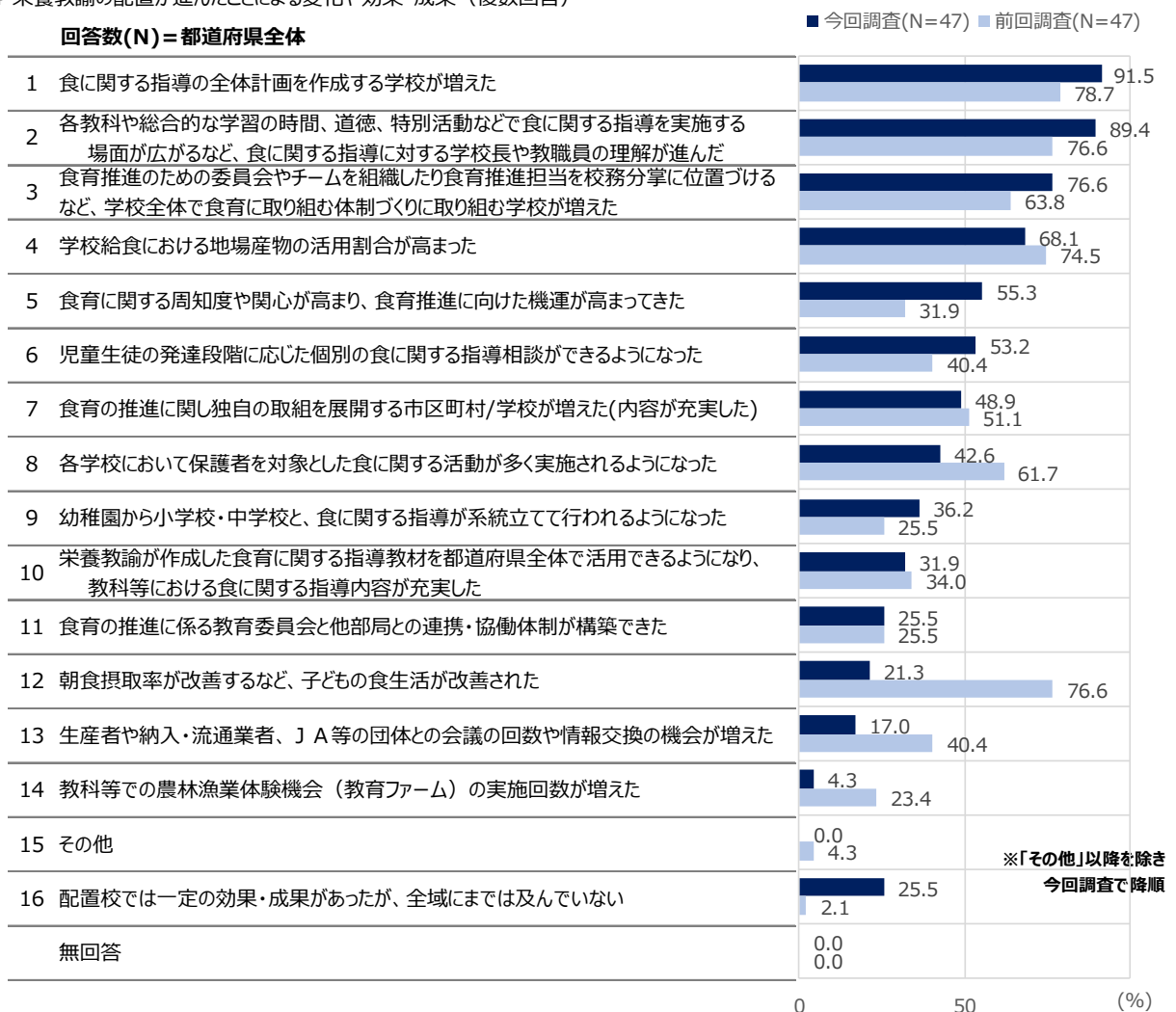
【参考】 前回調査との比較

栄養教諭の配置が進んだことによる変化や効果・成果について、都道府県の回答を前回調査と比較すると、「食に関する指導の全体計画を作成する学校が増えた」や「食に関する指導に対する学校長や教職員の理解が進んだ」、「学校全体で食育に取り組む体制づくりに取り組む学校が増えた」といった学校における効果・成果については、前回調査でも上位に挙げられていたが、今回調査の方がより多くの都道府県から成果として挙げられている。また、「児童生徒の発達段階に応じた個別の食に関する指導相談ができるようになった」点も、前回調査より今回調査の方が高い割合となっている。

一方、前回調査では「朝食摂取率が改善するなど、子どもの食生活が改善された」が 76.6%と高い割合となっていたが、今回調査では 21.3%と低かった。

図表127 都道府県・指定都市において栄養教諭の配置が進んだことによりみられた変化や効果・成果 【前回調査との比較】

Q24 栄養教諭の配置が進んだことによる変化や効果・成果（複数回答）



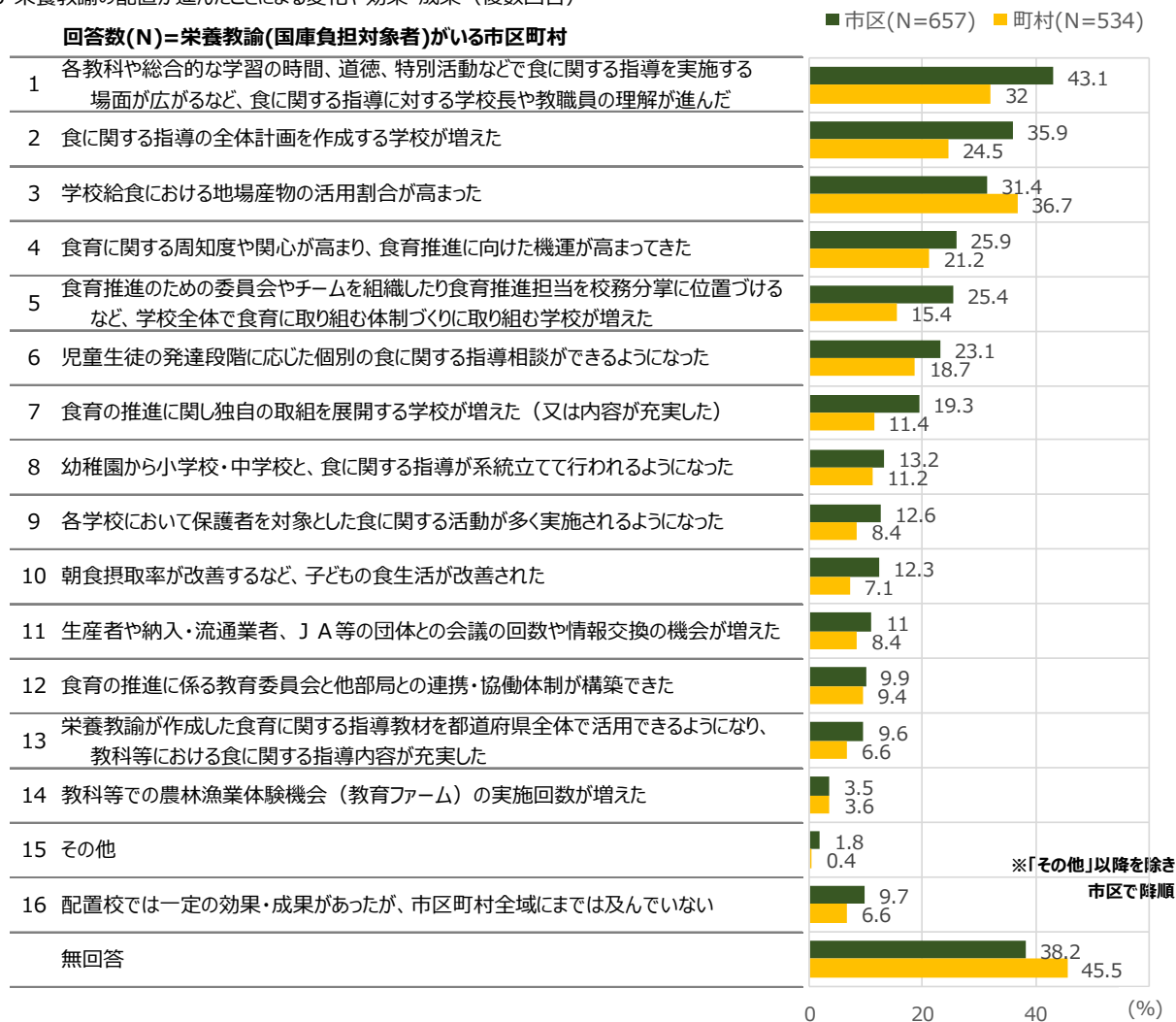
②市区町村において栄養教諭の配置が進んだことによりみられた変化や効果・成果

市区町村において、栄養教諭の配置が進んだことによりどのような変化や効果・成果が実感されているかをみると、都道府県と同様、「食に関する指導の全体計画を作成する学校が増えた」ことや「食に関する指導に対する学校長や教職員の理解が進んだ」こと、「学校全体で食育に取り組む体制づくりに取り組む学校が増えた」こと、「児童生徒の発達段階に応じた個別の食に関する指導相談ができるようになった」ことなどが多く挙げられている。

このほか、「学校給食における地場産物の活用割合が高まった」ことも比較的多く挙げられている。

図表128 市区町村において栄養教諭の配置が進んだことによりみられた変化や効果・成果

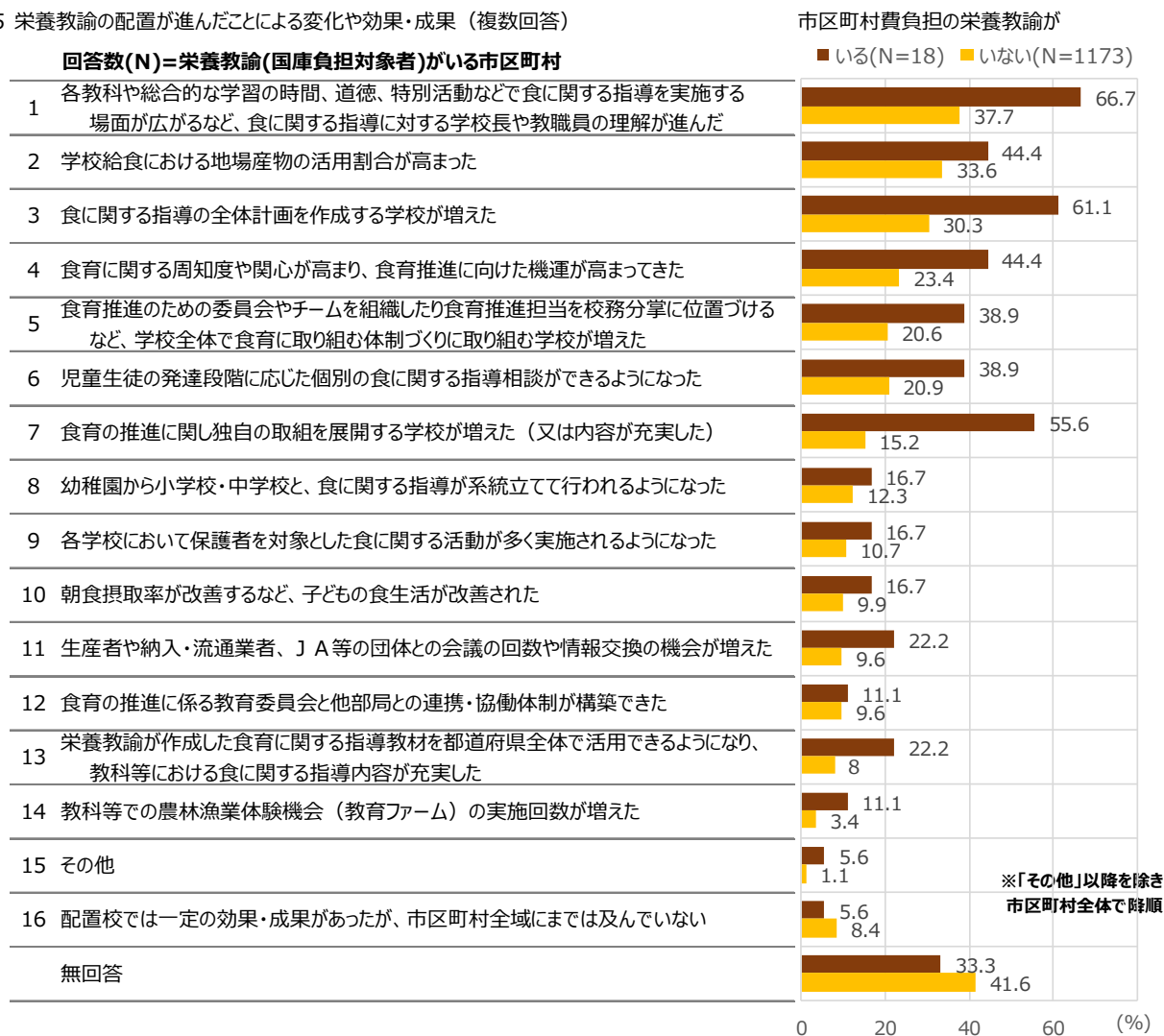
Q15 栄養教諭の配置が進んだことによる変化や効果・成果（複数回答）



栄養教諭の配置が進んだことによる成果・効果について、国庫負担対象ではない市区町村費負担の栄養教諭の有無別で比較すると、母数の差が大きいいため回答割合(%)の比較には留意が必要ではあるものの、全ての項目で市区町村費負担の栄養教諭を配置している方が高い割合となっている。

図表129 市区町村において栄養教諭の配置が進んだことによりみられた変化や効果・成果【市区町村費負担栄養教諭の有無別】

Q15 栄養教諭の配置が進んだことによる変化や効果・成果（複数回答）



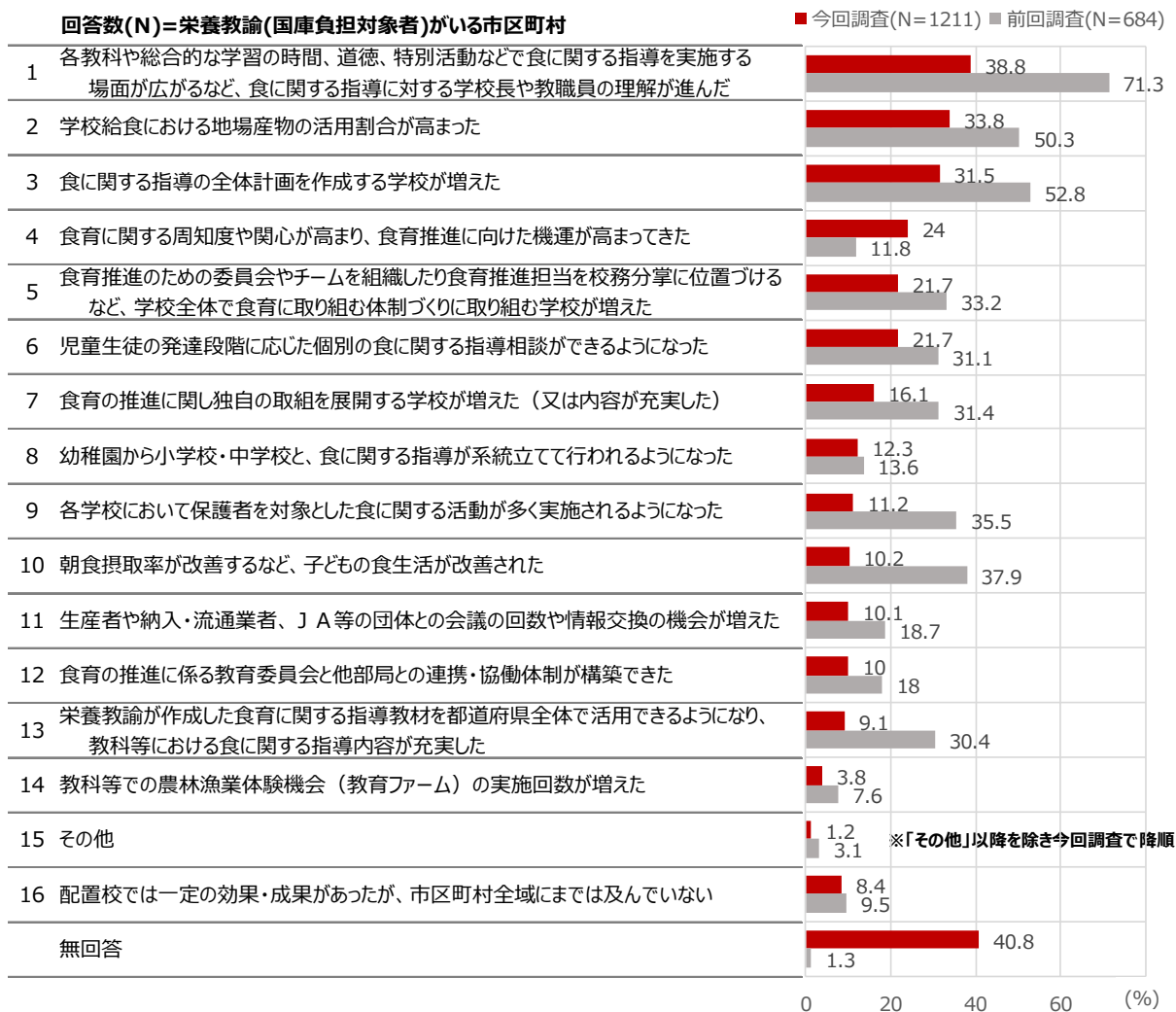
【参考】 前回調査との比較

栄養教諭の配置が進んだことによる変化や効果・成果について、市区町村の回答を前回調査と比較すると、多くの項目で前回調査よりも低い割合となっている。

ただし、そのような中でも、「食育に関する周知度や関心が高まり、食育推進に向けた機運が高まってきた」点については、前回調査(11.8%)より今回調査(24.0%)の方が高い割合となっている。

図表130 市区町村において栄養教諭の配置が進んだことによりみられた変化や効果・成果【前回調査との比較】

Q15 栄養教諭の配置が進んだことによる変化や効果・成果（複数回答）



(4) 栄養教諭の配置を進める中での新たな問題・課題

① 都道府県・指定都市における栄養教諭の配置を進める中での新たな問題・課題

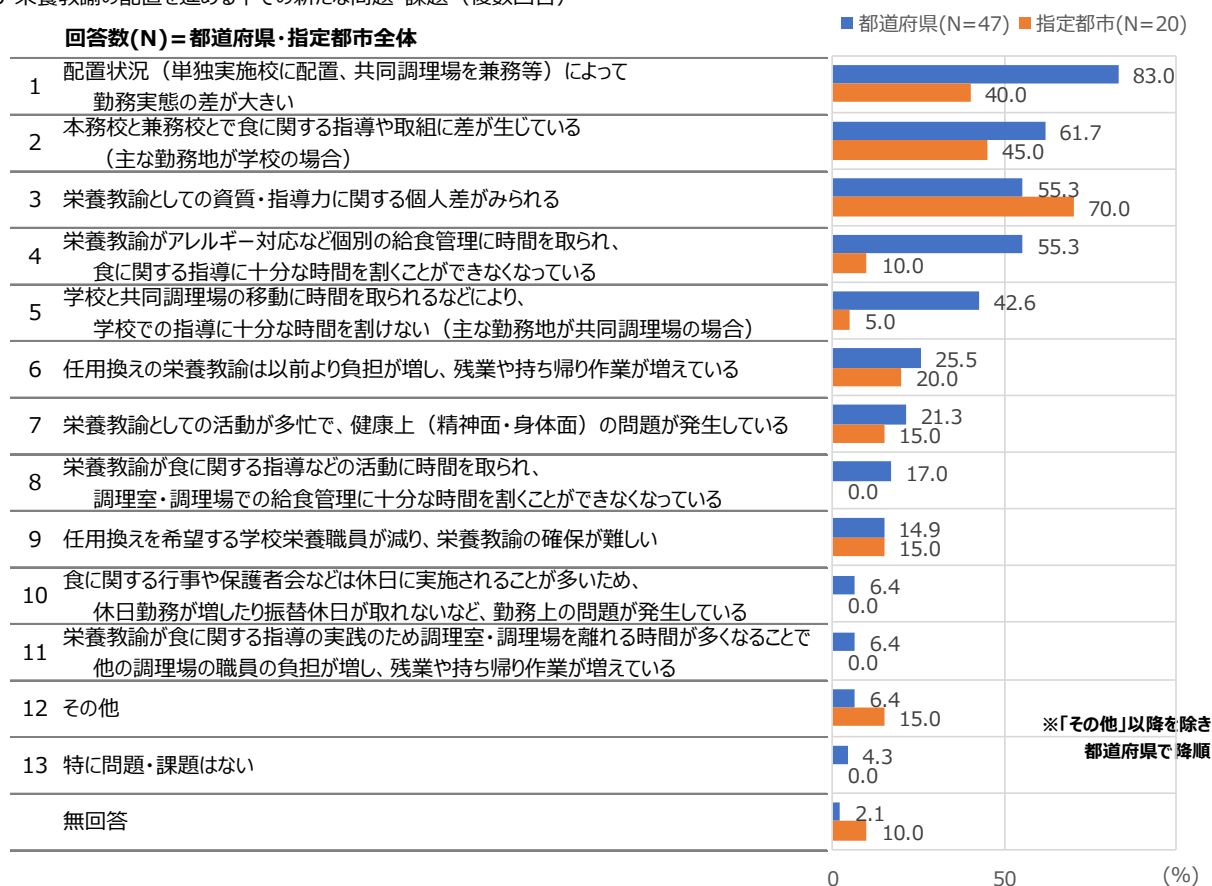
都道府県・指定都市において、栄養教諭の配置を進める中で新たに問題となっていることをみると、「配置状況によって勤務実態の差が大きい」ことが都道府県の 83.0%、指定都市の 40.0%から指摘されている。

このほか、「本務校と兼務校とで食に関する指導や取組に差が生じている」ことや「栄養教諭がアレルギー対応など個別の給食管理に時間を取られ、食に関する指導に十分な時間を割くことができなくなっている」こと、「学校と共同調理場の移動に時間を取られるなどにより、学校での指導に十分な時間を割けない」ことなどについては、主に都道府県から問題として挙げられている。

一方、指定都市では、「栄養教諭としての資質・指導力に関する個人差がみられる」ことが 70.0%と比較的多くから指摘されている。

図表131 都道府県・指定都市における栄養教諭の配置を進める中での新たな問題・課題

Q25 栄養教諭の配置を進める中での新たな問題・課題（複数回答）

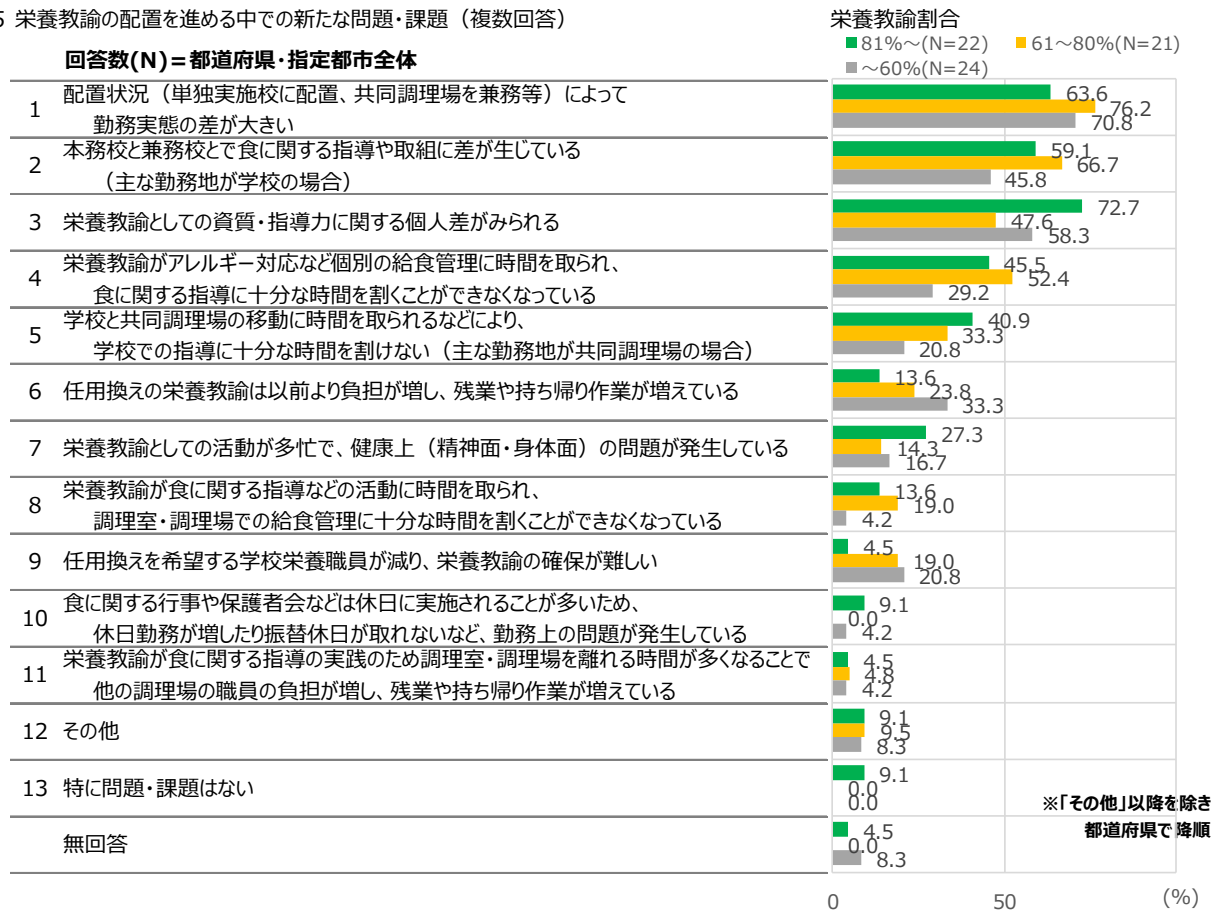


各都道府県・指定都市の栄養教諭割合別で、栄養教諭の配置を進める中で新たに問題となっていることを比較すると、「栄養教諭としての資質・指導力に関する個人差がみられる」ことについては、栄養教諭割合が81%以上と高い都道府県・指定都市では72.7%と多くから課題として指摘されている。このほか、「本務校と兼務校とで食に関する指導や取組に差が生じている」、「栄養教諭がアレルギー対応など個別の給食管理に時間を取られ、食に関する指導に十分な時間を割くことができなくなっている」、「学校と共同調理場の移動に時間を取られるなどにより、学校での指導に十分な時間を割けない」などについては、栄養教諭割合が61%以上と比較的高い都道府県・指定都市においてより高い割合となっている。

一方、「任用換えを希望する学校栄養職員が減り、栄養教諭の確保が難しい」点については、栄養教諭割合が81%以上の都道府県・指定都市では4.5%と低い、80%以下の都道府県・指定都市では20%前後から指摘されている。同様に、「任用換えの栄養教諭は以前より負担が増し、残業や持ち帰り作業が増えている」についても、栄養教諭割合が低いほど課題として挙げた割合も高くなっている。

図表132 都道府県・指定都市における栄養教諭の配置を進める中での新たな問題・課題【栄養教諭割合別】

Q25 栄養教諭の配置を進める中での新たな問題・課題（複数回答）



【参考】 前回調査との比較

栄養教諭の配置を進める中で新たに問題となっていることについて、都道府県の回答を前回調査と比較すると、「配置状況によって勤務実態の差が大きい」ことが前回調査・今回調査ともに 83.0%で第1位であった。また、「栄養教諭としての資質・指導力に関する個人差がみられる」点も、前回調査(61.7%)よりはやや低いが、上位に挙げられている点は変わらない。

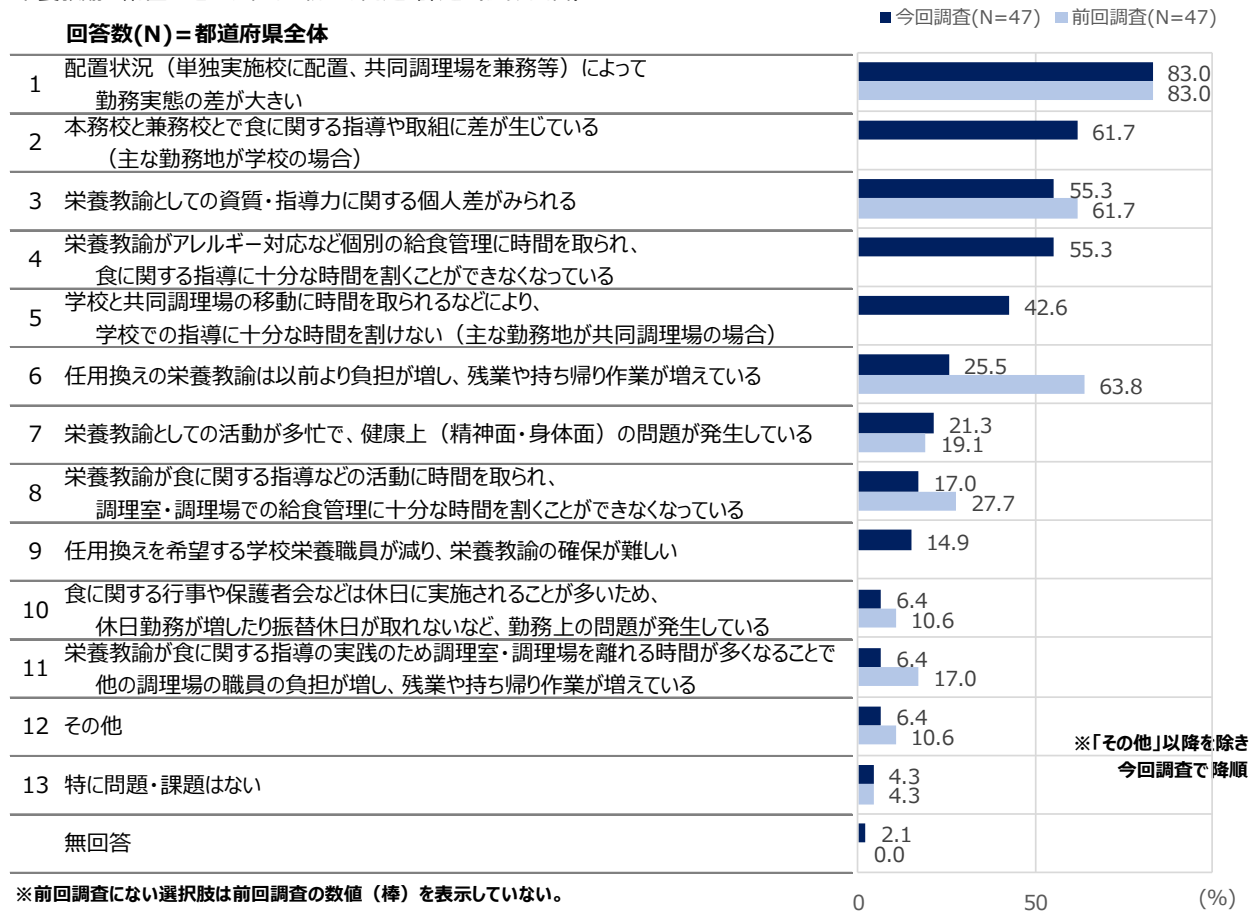
その他の項目のうち、前回調査と共通する選択肢をみると、「任用換えの栄養教諭は以前より負担が増し、残業や持ち帰り作業が増えている」点について、前回調査では 63.8%と高い割合であったが、今回調査では 25.5%と低くなっている。

ただし、これに関しては、前回調査では配置されている栄養教諭の大部分(94.1%)が任用換え栄養教諭だったため、任用換えによる残業等の発生状況の変化が把握しやすかったと考えられるが、その後栄養教諭の配置が進み、今回調査では新規採用の栄養教諭が3分の1強を占めるまでに増えた結果、任用換えの栄養教諭の勤務状況の変化が前回調査時よりは把握しにくくなっており、結果として前回調査より当該選択肢の回答割合が低くなったという可能性が考えられる。

また、近年学校における働き方改革や IT 化への取組が推進される中で、勤務時間の管理やデータのクラウド管理等が徹底されるようになり、そもそも「残業」や「持ち帰り作業」自体が以前のようにはできない環境になっていることも、当該選択肢の回答割合が低くなった要因のひとつとして考えられる。

図表133 都道府県・指定都市における栄養教諭の配置を進める中での新たな問題・課題【前回調査との比較】

Q25 栄養教諭の配置を進める中での新たな問題・課題（複数回答）



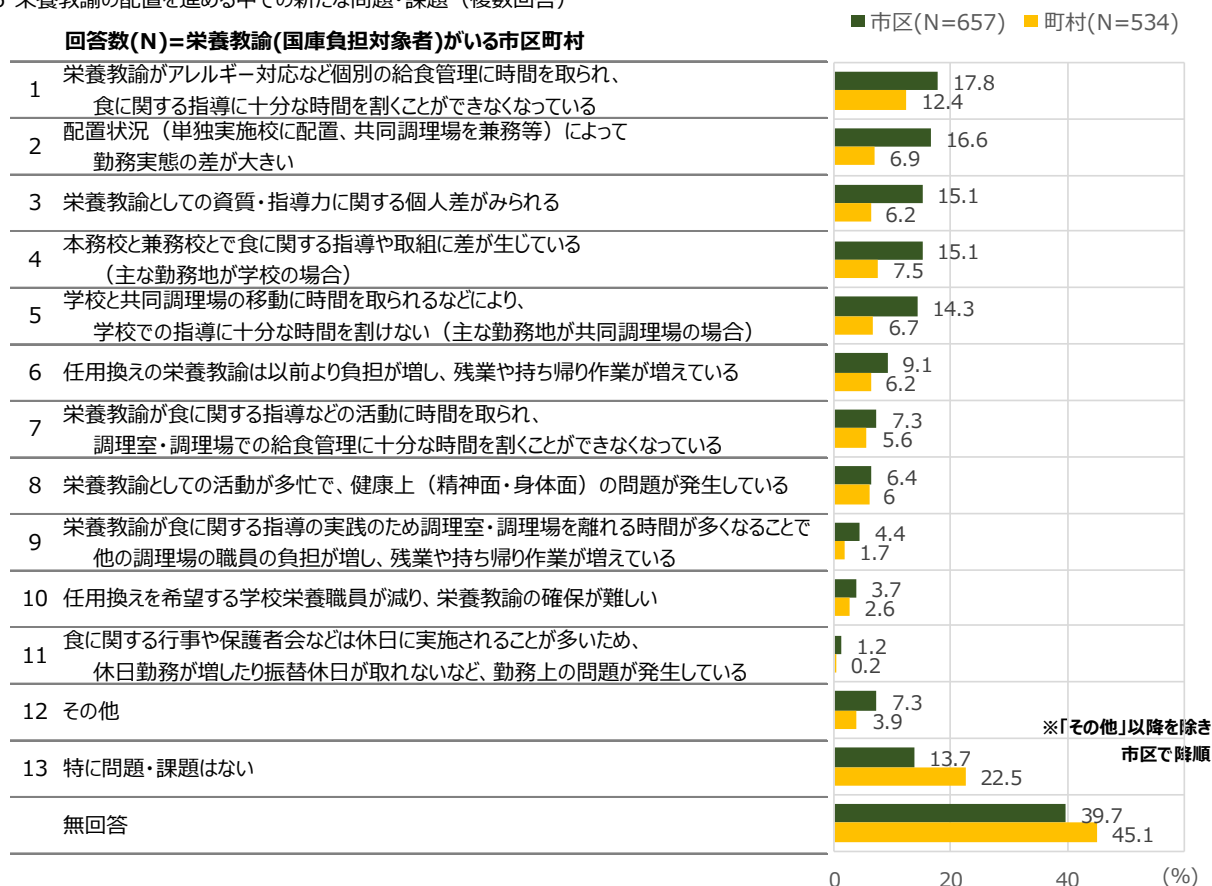
②市区町村における栄養教諭の配置を進める中での新たな問題・課題

栄養教諭の配置を進める中で市区町村において新たに問題となっていることをみると、無回答あるいは「特に問題・課題はない」の割合が高いが、挙げられた問題・課題の中では、「栄養教諭がアレルギー対応など個別の給食管理に時間を取られ、食に関する指導に十分な時間を割くことができなくなっている」点が市区部の 17.8%、町村部の 12.4%から指摘されている。

このほか、「栄養教諭としての資質・指導力に関する個人差がみられる」ことや「配置状況によって勤務実態の差が大きい」ことなどは、栄養教諭が一人しかいないケースが多い町村部よりも複数いるケースが多い市区部においてより問題として指摘されている。

図表134 市区町村における栄養教諭の配置を進める中での新たな問題・課題

Q16 栄養教諭の配置を進める中での新たな問題・課題（複数回答）

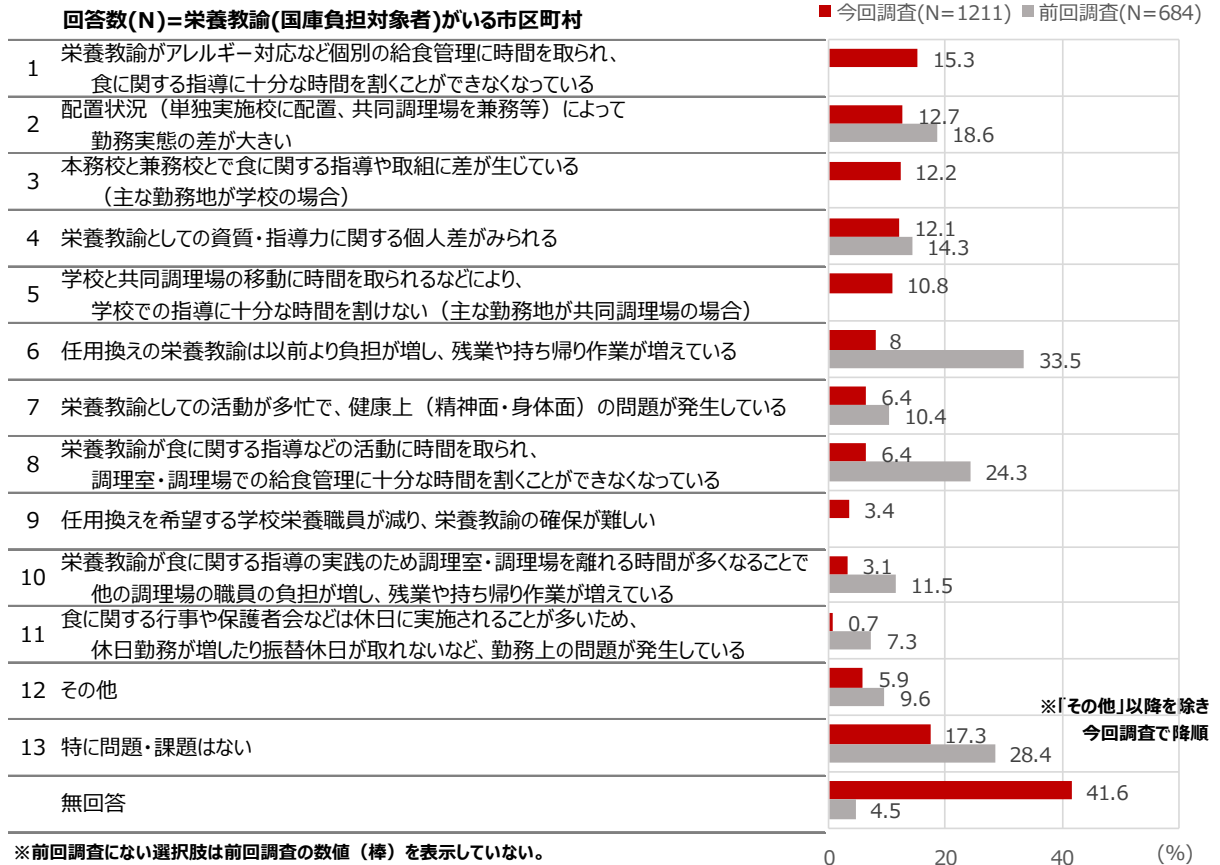


【参考】 前回調査との比較

栄養教諭の配置を進める中で新たに問題となっていることについて、市区町村の回答を前回調査と比較すると、栄養教諭の配置による成果・効果と同様、多くの項目で今回調査の方が前回調査よりも低い割合となっており、配置効果もあまり実感されていないが課題認識も低いことがうかがえる。

図表135 市区町村における栄養教諭の配置を進める中での新たな問題・課題【前回調査との比較】

Q16 栄養教諭の配置を進める中での新たな問題・課題（複数回答）



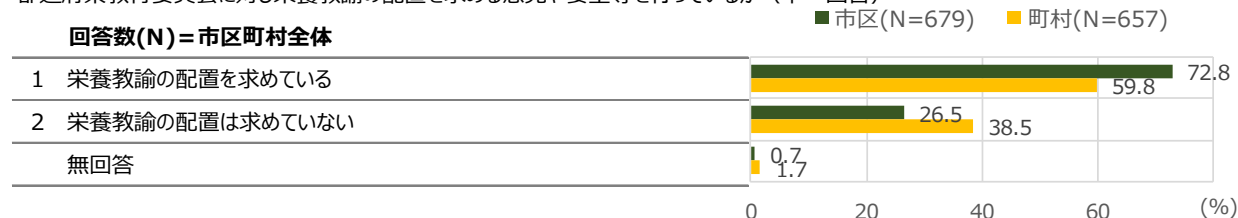
(5) 栄養教諭の配置拡大に対する市区町村の考え

① 栄養教諭の配置を求める意見や要望等の提出状況

市区町村が栄養教諭の配置を求める意見や要望等を都道府県教育委員会に対して行っているかどうかをみると、市区部の 72.8%、町村部の 59.8%は、都道府県教育委員会に対して「栄養教諭の配置を求めている」としている。

図表136 都道府県に対する栄養教諭の配置を求める意見や要望等の提出状況

Q17 都道府県教育委員会に対し栄養教諭の配置を求める意見や要望等を行っているか（単一回答）

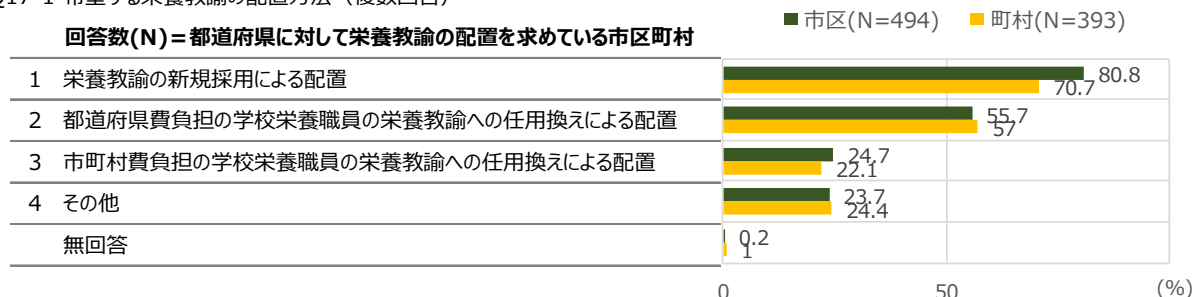


② 市区町村が希望する栄養教諭の配置方法

都道府県に対して栄養教諭の配置を求めているとした市区町村について、具体的にどのような形での配置を希望しているか聞くと、「栄養教諭の新規採用による配置」を求める声が市区部で 80.8%、町村部で 70.7%と最も多い。また、「その他」の記述内容をみると、現状の配置水準(定数)を維持した継続的な配置を求める声が多かった。

図表137 市区町村が希望する栄養教諭の配置方法

SQ17-1 希望する栄養教諭の配置方法（複数回答）



●「その他」の内容（自由記述より）

内容	回答数	%
現状維持・定数確保・継続的な配置を希望	50	5.6
加配・定数改善等による栄養教諭等の増員配置	34	3.8
都道府県費負担による配置	17	1.9
他市町村からの異動による配置	12	1.4
経験豊富な栄養教諭の配置	11	1.2
配置基準の見直し	9	1
1校1名配置	8	0.9
調理場への複数配置・増員	6	0.7
臨時任用ではなく正規採用の栄養教諭の配置	4	0.5
産休や育休等の代替教員の確保	4	0.5
配置済・特になし	11	1.2
その他	8	0.9

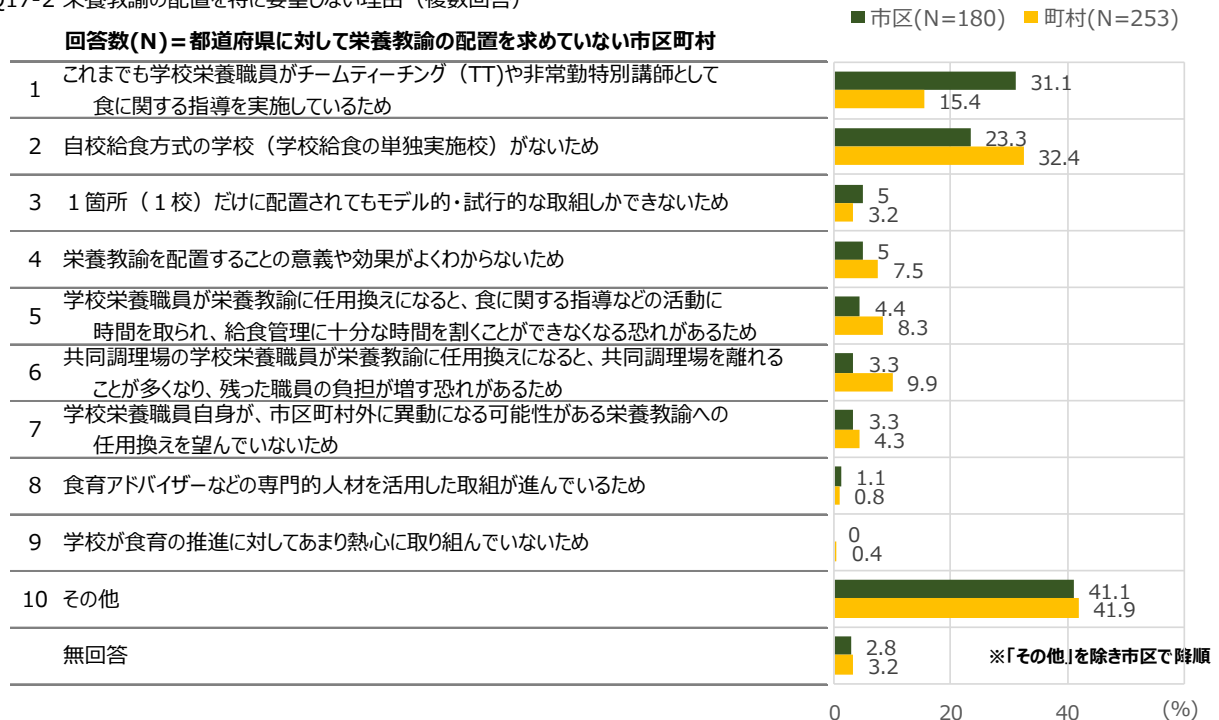
③都道府県に対して栄養教諭の配置を特に要望していない理由

都道府県に対して栄養教諭の配置は求めていないと回答した市区町村について、その理由を聞いたところ、選択肢の中では「その他」が最も多く、具体的な記述内容を見ると、既に定数分の栄養教諭が配置されているためこれ以上の配置は求めていない、という声が大多数であった。

また、市区部では「これまでも学校栄養職員がチームティーチングや非常勤特別講師として食に関する指導を実施しているため」が 31.1%、町村部では「自校給食方式の学校（学校給食の単独実施校）がないため」が 32.4%と多く挙げられている。

図表138 都道府県に対して栄養教諭の配置を特に要望していない理由

SQ17-2 栄養教諭の配置を特に要望しない理由（複数回答）



●「その他」の内容（自由記述より）	回答数	%
現状の配置で問題はないため	127	29.5
配置基準（定数）に基づく県の人事案件であるため	19	4.4
栄養教諭と学校栄養職員の役割に差がないため	5	1.2
市町村単独ではなく広域的組織で要望しているため	4	0.9
栄養士や学校栄養職員の配置で足りているため	3	0.7
小規模校が多いため/給食を実施していないため	3	0.7
民間給食センターに委託しており栄養教諭の配置を要望できないため	2	0.5
その他	7	1.6
特になし	2	0.5

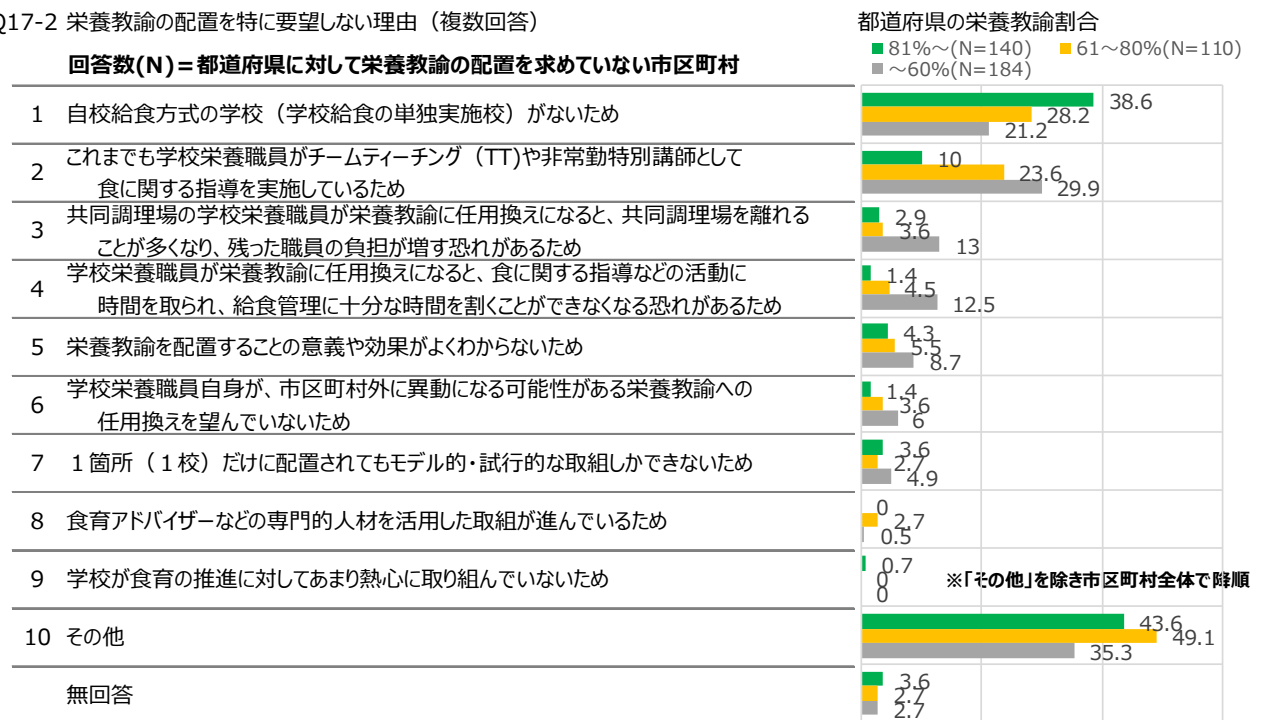
都道府県に対して栄養教諭の配置は求めていないと回答した市区町村について、都道府県の栄養教諭割合別でグループ化し、栄養教諭の配置を求めていない理由を比較すると、栄養教諭割合が60%以下と低い都道府県内の市区町村では、「これまでも学校栄養職員がチームティーチングや非常勤特別講師として食に関する指導を実施しているため」が29.9%と高く、栄養教諭割合が81%以上の都道府県内の市区町村(10.0%)とでは約20ポイントの開きがみられる。

このほか、「学校栄養職員が栄養教諭に任用換えになると、食に関する指導などの活動に時間を取られ、給食管理に十分な時間を割くことができなくなる恐れがあるため」や「共同調理場の学校栄養職員が栄養教諭に任用換えになると、共同調理場を離れることが多くなり、残った職員の負担が増す恐れがあるため」などについても、栄養教諭割合が60%以下と低い都道府県内の市区町村は他の2グループと比べて高い割合となっている。

さらに、「栄養教諭を配置することの意義や効果がよくわからないため」という理由についても、栄養教諭割合が低い都道府県内の市区町村ほど高い割合となっている。

図表139 都道府県に対して栄養教諭の配置を特に要望していない理由【栄養教諭割合別】

SQ17-2 栄養教諭の配置を特に要望しない理由（複数回答）



(6) 栄養教諭を中核とした食育推進に向け今後力を入れる取組と取り組む上での課題

① 都道府県・指定都市が栄養教諭を中核とした食育推進に向け今後力を入れる予定の取組

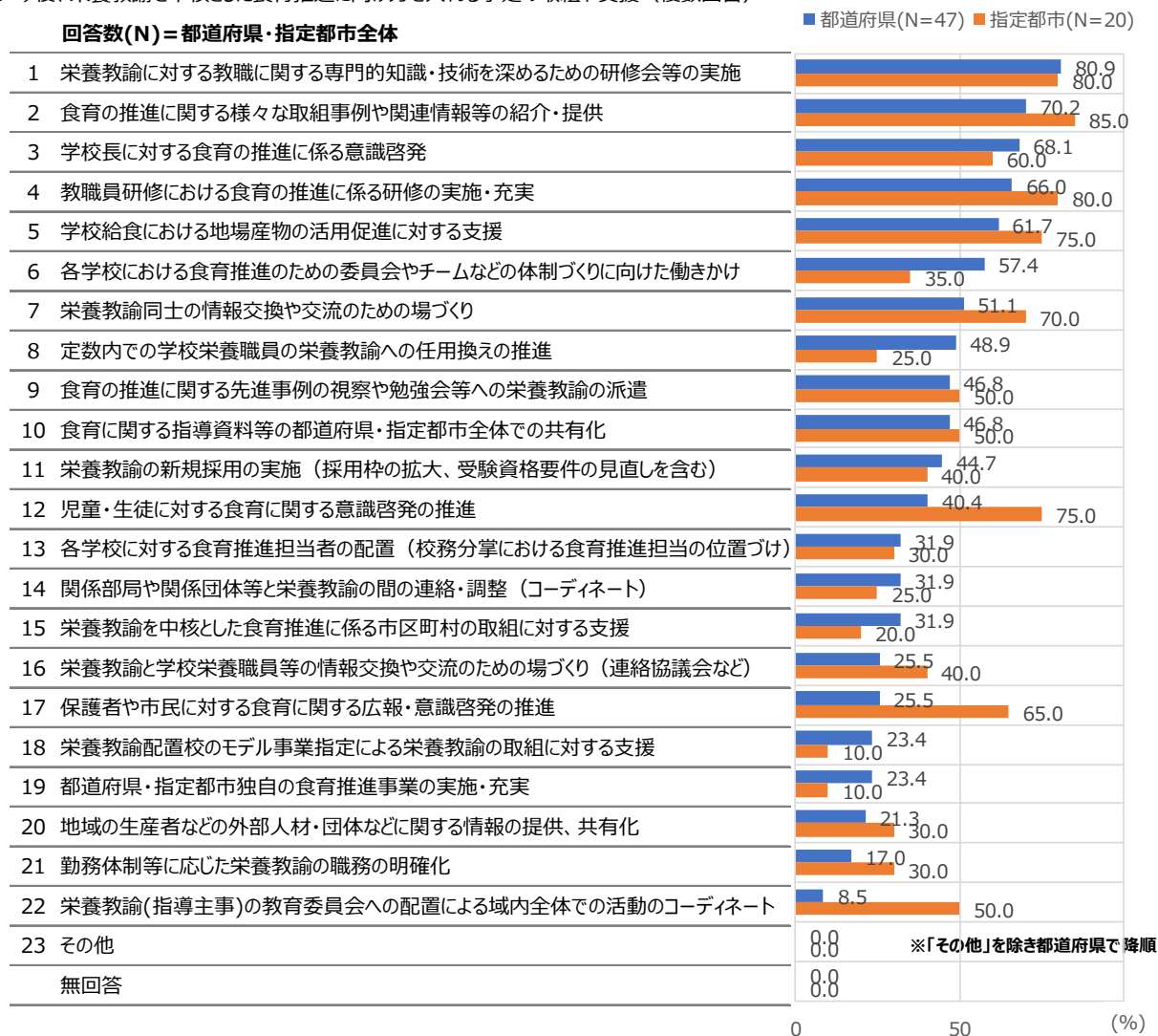
都道府県・指定都市が今後栄養教諭を中核とした食育推進に向け力を入れる予定の取組としては、「栄養教諭に対する教職に関する専門的知識・技術を深めるための研修会等の実施」や「教職員研修における食育の推進に係る研修の実施・充実」など研修の充実について多く挙げられている。

このほか、「様々な取組事例や関連情報等の紹介・提供」、「学校長に対する食育の推進に係る意識啓発」、「学校給食における地場産物の活用促進に対する支援」なども高い取組意欲が示されている。

また、都道府県の44.7%、指定都市の40.0%は「栄養教諭の新規採用の実施」に力を入れるとしている。

図表140 都道府県・指定都市が栄養教諭を中核とした食育推進に向け今後力を入れる予定の取組

Q26 今後、栄養教諭を中核とした食育推進に向け力を入れる予定の取組や支援（複数回答）



各都道府県・指定都市の栄養教諭割合別で、今後栄養教諭を中核とした食育推進に向け力を入れる予定の取組を比較すると、「栄養教諭に対する教職に関する専門的知識・技術を深めるための研修会等の実施」はいずれも80%前後と高い割合となっている。

「教職員研修における食育の推進に係る研修の実施・充実」や「学校長に対する食育の推進に係る意識啓発」、「各学校における食育推進のための委員会やチームなどの体制づくりに向けた働きかけ」などに関しては、栄養教諭割合が61%以上の都道府県・指定都市では比較的高い取組意向が示されており、60%以下の都道府県・指定都市との差が大きい。

一方、「定数内での学校栄養職員の栄養教諭への任用換え」については、栄養教諭割合が低い都道府県・指定都市ほど取組意向が高くなっている。

図表141 都道府県・指定都市が栄養教諭を中核とした食育推進に向け今後力を入れる予定の取組【栄養教諭割合別】



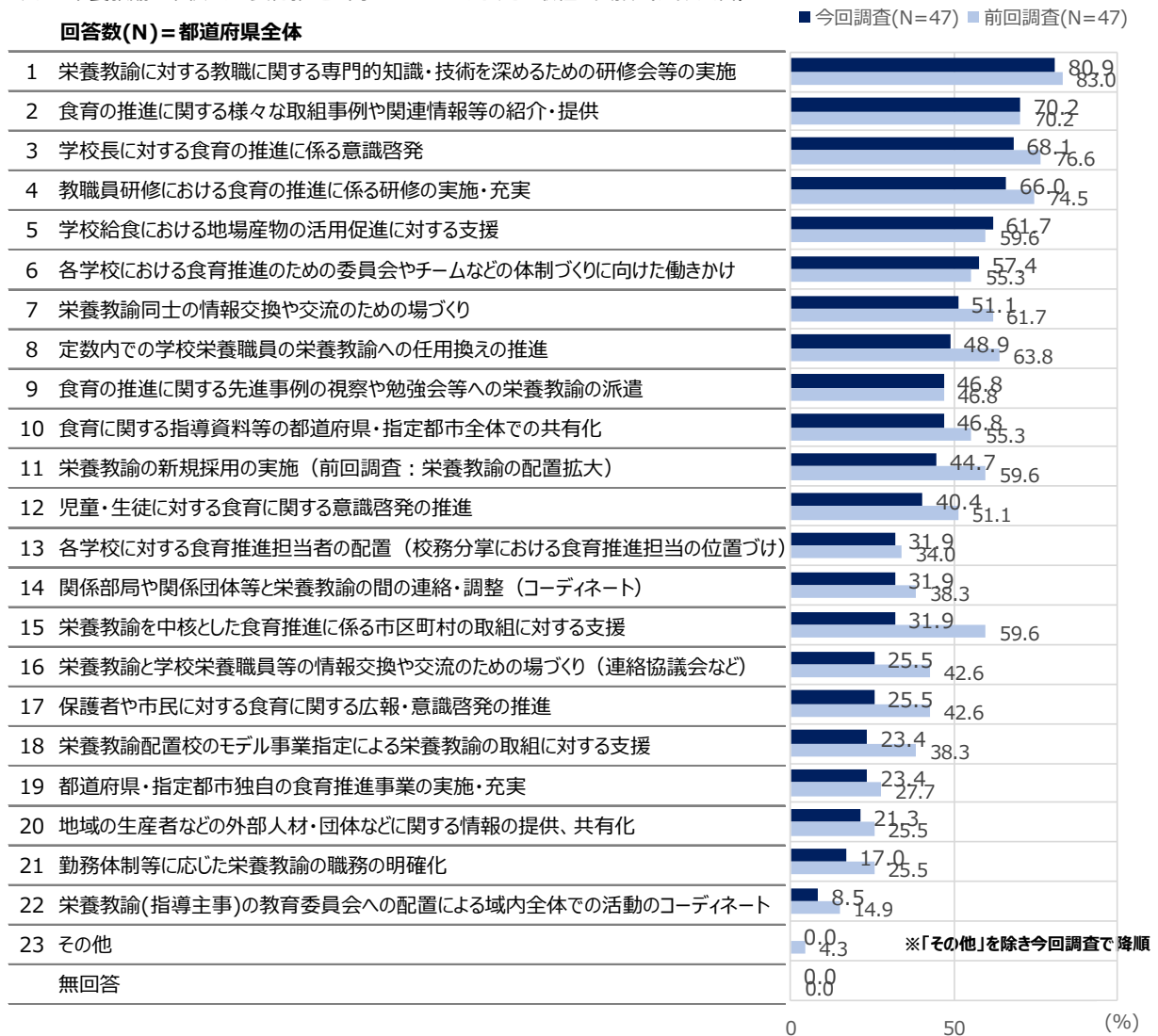
【参考】 前回調査との比較

今後栄養教諭を中核とした食育推進に向け力を入れる予定の取組について、都道府県の回答を前回調査と比較すると、「栄養教諭に対する教職に関する専門的知識・技術を深めるための研修会等の実施」は前回調査でも今回調査でも80%超で第1位である。また、「食育の推進に関する様々な取組事例や関連情報等の紹介・提供」についても、前回・今回ともに70.2%と高い取組意欲が示されている。

なお、「各学校における食育推進のための委員会やチームなどの体制づくりに向けた働きかけ」や「学校給食における地場産物の活用促進に対する支援」は、前回調査よりもやや高い割合となっている。

図表142 都道府県・指定都市が栄養教諭を中核とした食育推進に向け今後力を入れる予定の取組【前回調査との比較】

Q26 今後、栄養教諭を中核とした食育推進に向け力を入れる予定の取組や支援（複数回答）



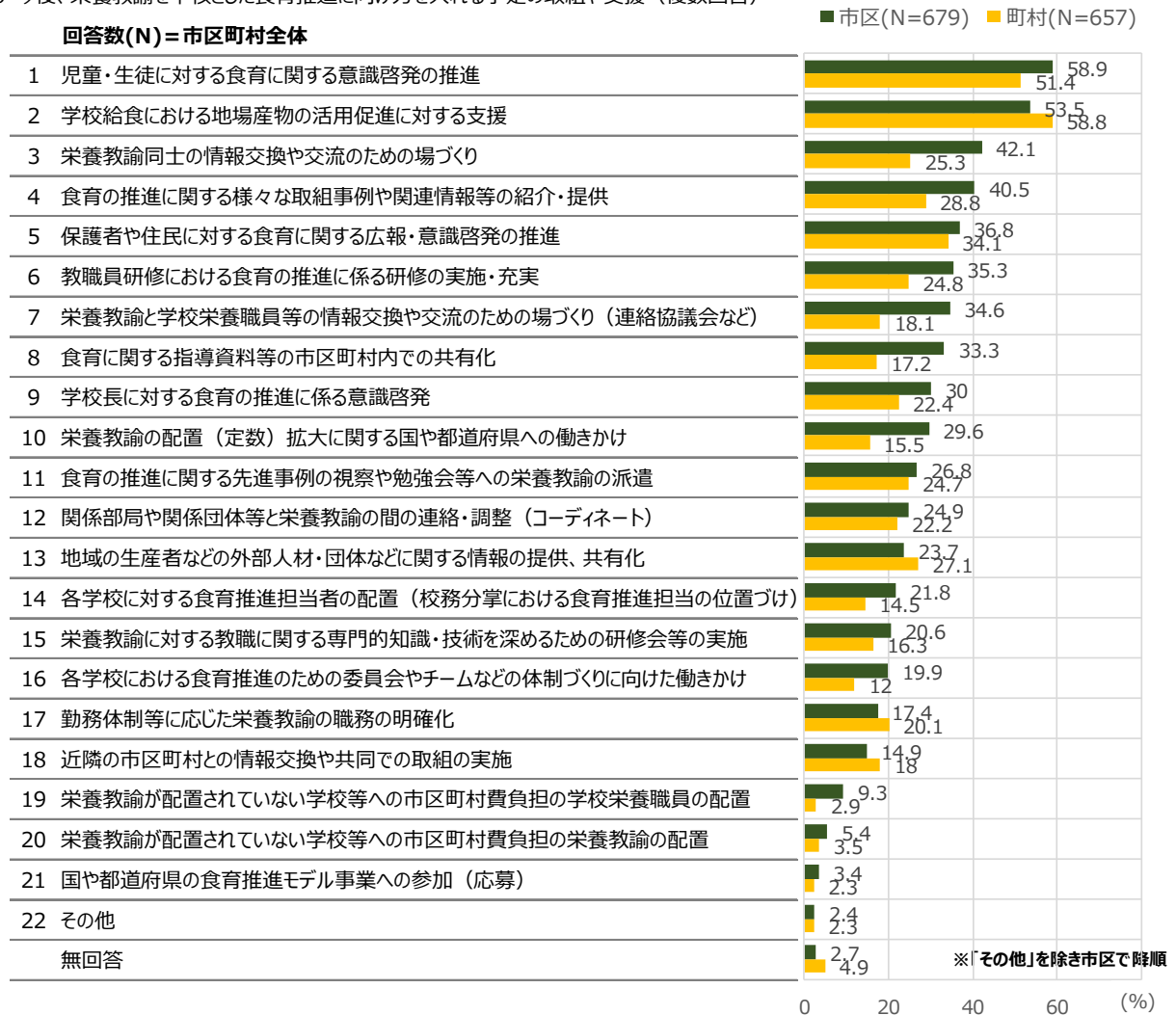
②市区町村が栄養教諭を中核とした食育推進に向け今後力を入れる予定の取組

市区町村が今後栄養教諭を中核とした食育推進に向け力を入れる予定の取組としては「児童・生徒に対する食育に関する意識啓発の推進」(市区部 58.9%、町村部 51.4%)や、「学校給食における地場産物の活用促進に対する支援」(市区部 53.5%、町村部 58.8%)などが多くから挙げられている。

このほか、特に市区部では、「栄養教諭同士の情報交換や交流のための場づくり」や「食育の推進に関する様々な取組事例や関連情報等の紹介・提供」、「保護者や住民に対する食育に関する広報・意識啓発の推進」なども比較的高い割合となっている。

図表143 市区町村が栄養教諭を中核とした食育推進に向け今後力を入れる予定の取組

Q18 今後、栄養教諭を中核とした食育推進に向け力を入れる予定の取組や支援（複数回答）



【参考】 前回調査との比較

今後栄養教諭を中核とした食育推進に向け力を入れる予定の取組について、市区町村の回答を前回調査と比較すると、前回は「児童・生徒に対する食育に関する意識啓発の推進」が 61.6%で第1位だったが、今回は「学校給食における地場産物の活用促進に対する支援」が 56.3%と最も高い割合となっている。

このほか、「栄養教諭同士の情報交換や交流のための場づくり」については、前回調査(21.5%)よりも今回調査(34.3%)の方が高い取組意欲が示されている。また、市区町村費負担の栄養教諭や学校栄養職員の配置に関しても、割合そのものは高くないが、前回よりも高くなっている。

図表144 市区町村が栄養教諭を中核とした食育推進に向け今後力を入れる予定の取組【前回調査との比較】

Q18 今後、栄養教諭を中核とした食育推進に向け力を入れる予定の取組や支援（複数回答）



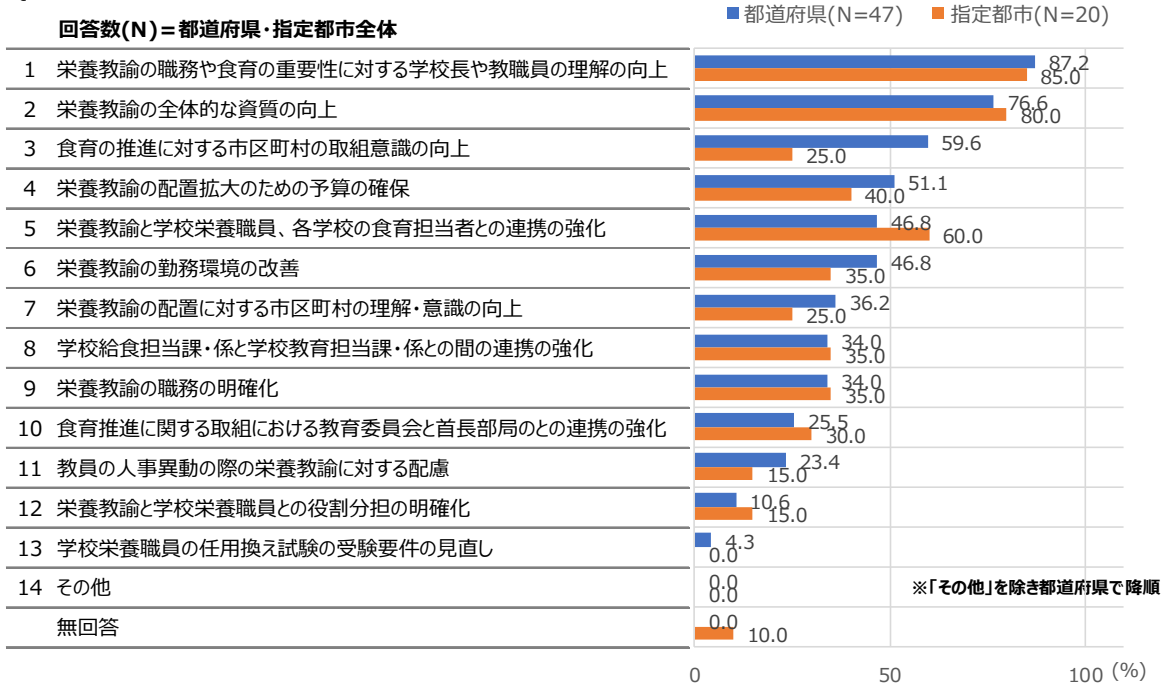
③都道府県・指定都市が食育推進に向けた取組・支援の充実を図る上での今後の課題

前項①で挙げたような取組や支援を充実していく上での今後の課題をみると、都道府県・指定都市とも「栄養教諭の職務や食育の重要性に対する学校長や教職員の理解の向上」が80%以上と最も高い割合となっているほか、「栄養教諭の全体的な資質の向上」も都道府県の76.6%、指定都市の80.0%が課題としている。また、都道府県においては、「食育の推進に対する市区町村の取組意識の向上」が59.6%と第3位に挙げられている。

各都道府県・指定都市の栄養教諭割合別で比較すると、上位2項目はいずれも栄養教諭割合が高い都道府県・指定都市ほど課題認識も高くなっている。

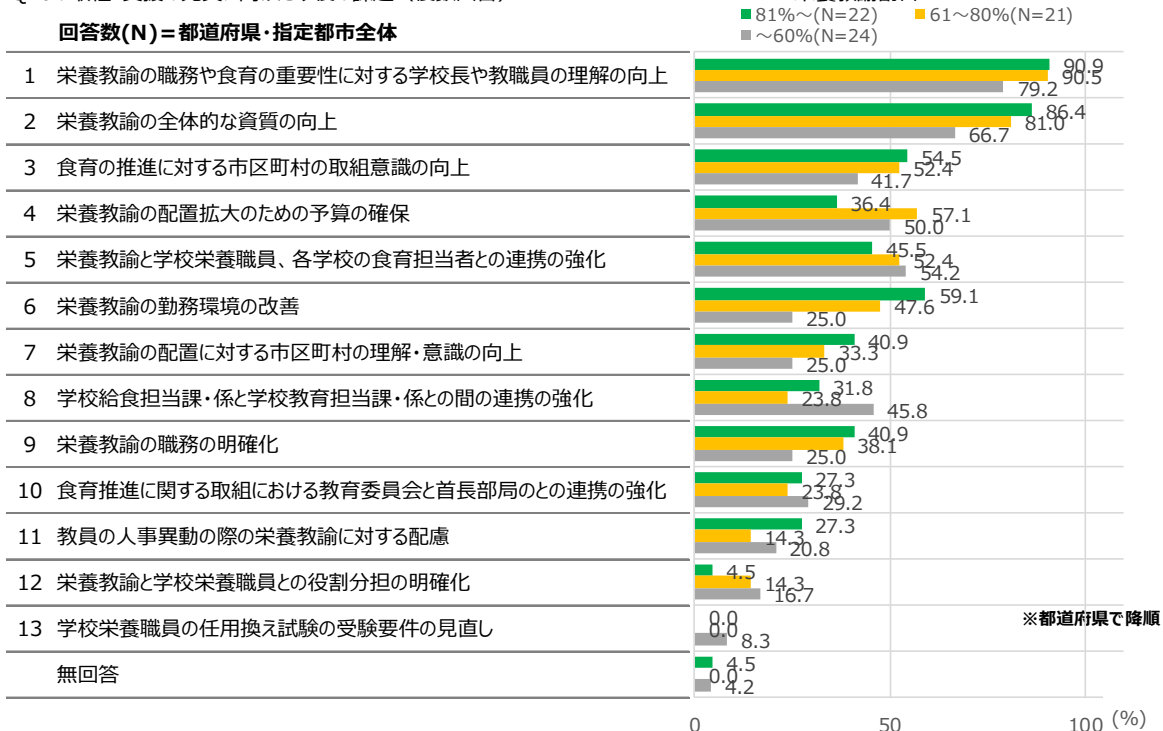
図表145 都道府県・指定都市が食育推進に向けた取組・支援の充実を図る上での今後の課題

Q27 Q26の取組・支援の充実に向けた今後の課題（複数回答）



図表146 都道府県・指定都市が食育推進に向けた取組・支援の充実を図る上での今後の課題【栄養教諭割合別】

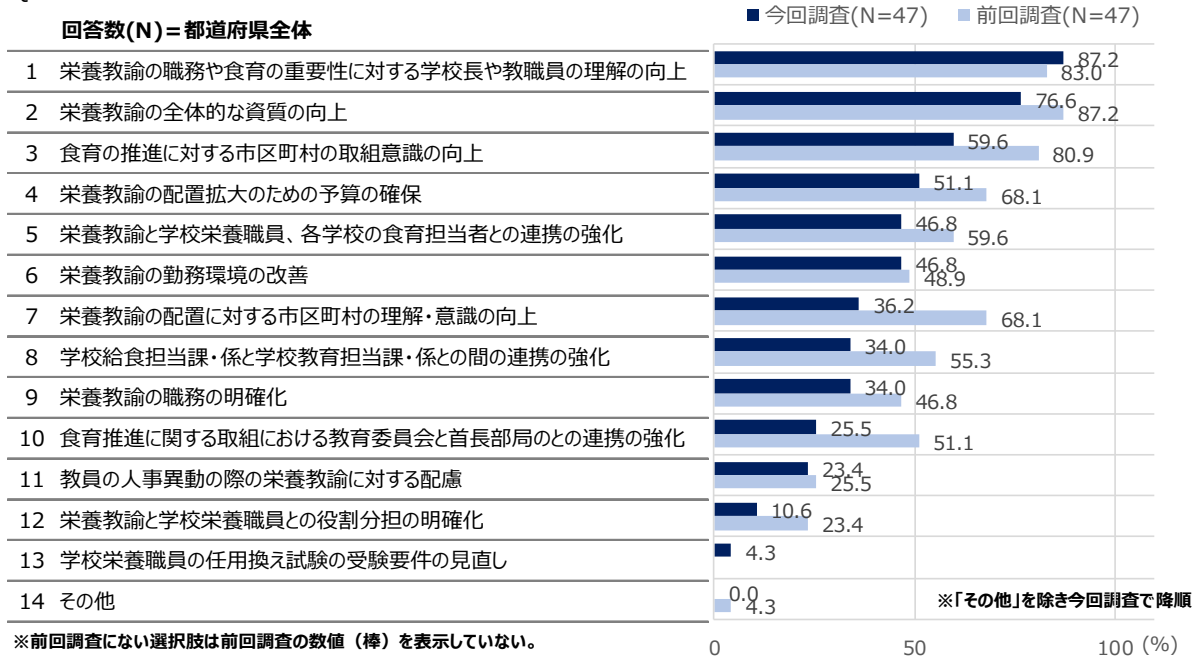
Q27 Q26の取組・支援の充実に向けた今後の課題（複数回答）



【参考】 前回調査との比較

都道府県の課題認識について前回調査と比較すると、「栄養教諭の職務や食育の重要性に対する学校長や教職員の理解の向上」だけは前回調査よりも高い割合となっている。

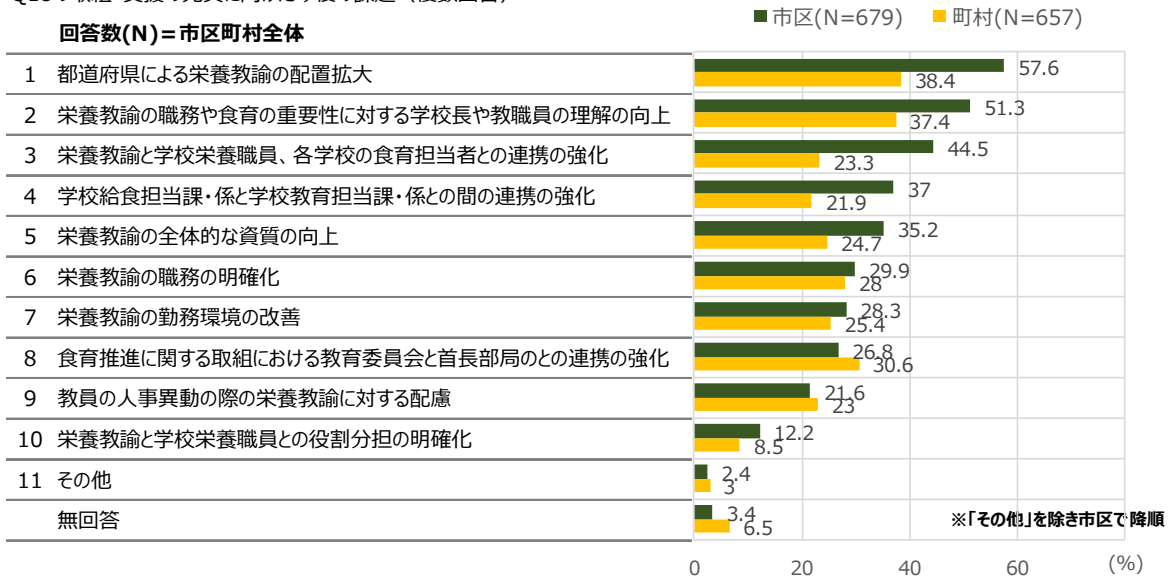
図表147 都道府県・指定都市が食育推進に向けた取組・支援の充実を図る上での今後の課題【前回調査との比較】
Q27 Q26の取組・支援の充実に向けた今後の課題（複数回答）



④市区町村が食育推進に向けた取組・支援の充実を図る上での今後の課題

前項②で挙げたような取組や支援を充実していく上で市区町村が今後どのようなことが課題となると考えているかをみると、「都道府県による栄養教諭の配置拡大」が市区部・町村部ともに最も高く、特に市区部では57.6%と高い割合となっている。これに次いで、「栄養教諭の職務や食育の重要性に対する学校長や教職員の理解の向上」が市区部の51.3%、町村部の37.4%から課題として指摘されているほか、市区部では「栄養教諭と学校栄養職員、各学校の食育担当者との連携の強化」も44.5%と比較的多くから課題として挙げられている。

図表148 市区町村が食育推進に向けた取組・支援の充実を図る上での今後の課題
Q19 Q18の取組・支援の充実に向けた今後の課題（複数回答）

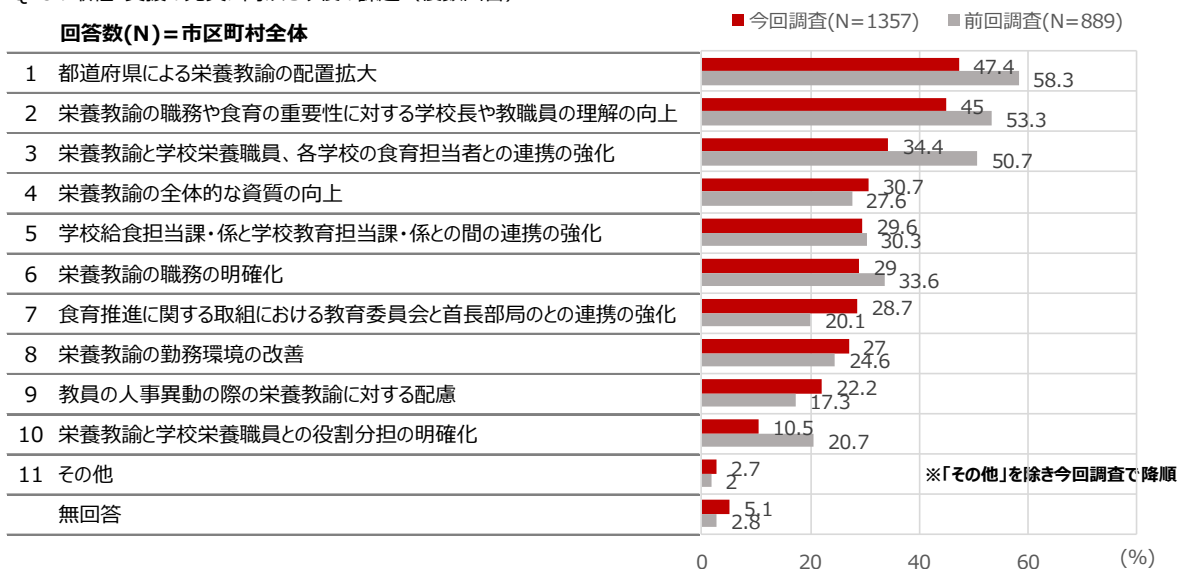


【参考】 前回調査との比較

市区町村の課題認識について前回調査と比較すると、上位3項目に変化はないが、いずれも前回調査より今回調査の方がやや低い割合となっている。

一方、「食育推進に関する取組における教育委員会と首長部局との連携の強化」や「栄養教諭の全体的な資質の向上」、「栄養教諭の勤務環境の改善」、「教員の人事異動の際の栄養教諭に対する配慮」については、前回調査よりも今回調査の方が若干高い割合となっている。

図表149 市区町村が食育推進に向けた取組・支援の充実を図る上での今後の課題【前回調査との比較】
Q19 Q18の取組・支援の充実に向けた今後の課題（複数回答）



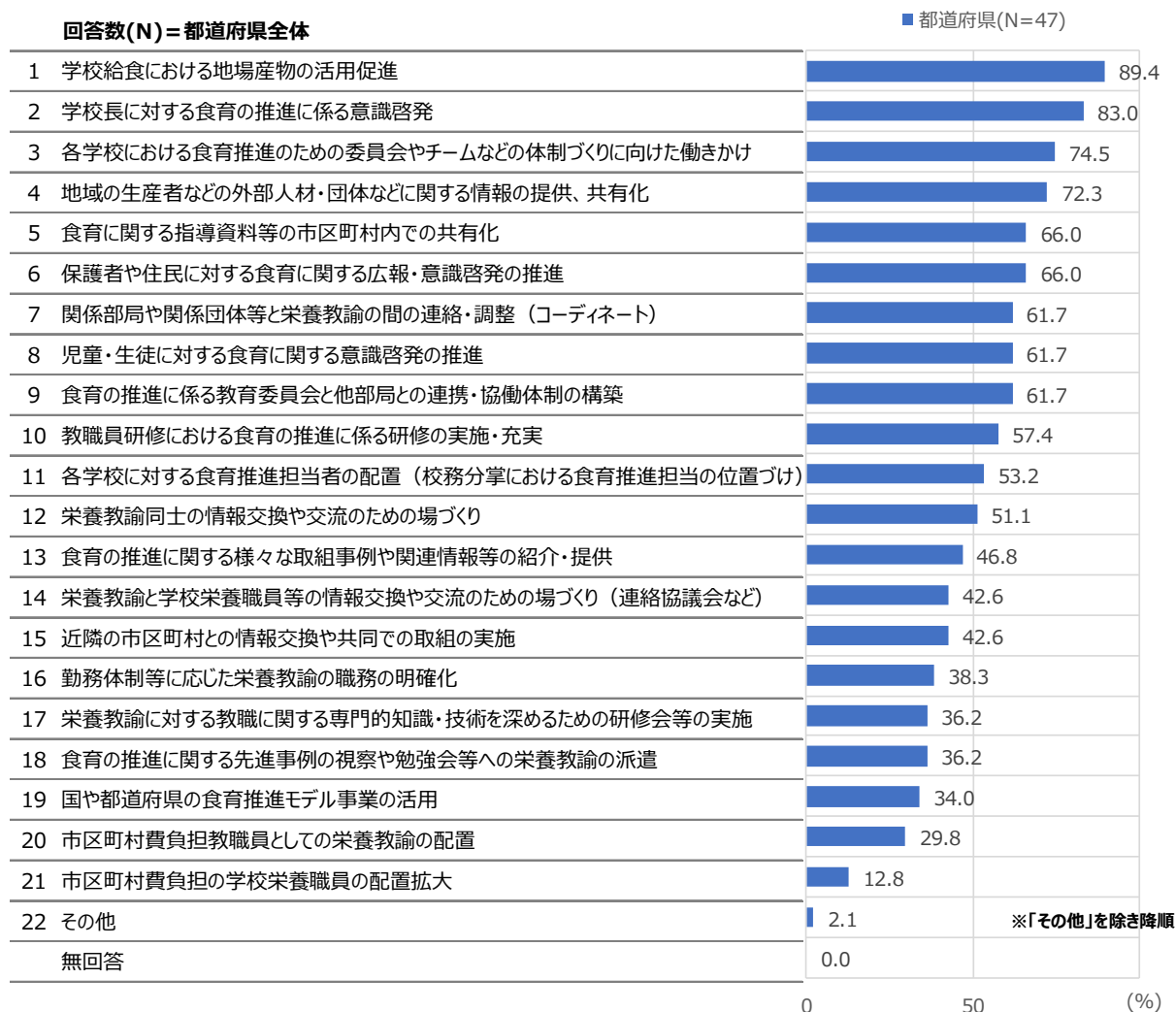
(7) 栄養教諭を中核とした学校における食育推進に向け市区町村／都道府県に期待する取組・役割

① 都道府県が栄養教諭を中核とした学校における食育推進に向け市区町村に期待する取組・役割

都道府県が今後の学校における食育推進に向けて市区町村に期待する取組・役割としては、「学校長に対する食育の推進に係る意識啓発」や「各学校における食育推進のための委員会やチームなどの体制づくりに向けた働きかけ」など、学校における食育推進の機運醸成に向けた働きかけを求める声や、「学校給食における地場産物の活用促進」や「地域の生産者など外部人材・団体などに関する情報の提供・共有化」など、地域と連携した学校給食における食育の推進への支援を求める声が多くみられる。

図表150 都道府県が栄養教諭を中核とした学校における食育推進に向け市区町村に期待する取組・役割

Q28 栄養教諭を中核とした学校における食育推進に向け市区町村に期待する取組・役割（都道府県）（複数回答）



各都道府県の栄養教諭割合別で市区町村に期待する取組・役割を比較すると、栄養教諭割合が高い都道府県の方がより多くの取組を市区町村に期待していることが分かる。

図表151 都道府県が栄養教諭を中核とした学校における食育推進に向け市区町村に期待する取組・役割【栄養教諭割合別】
Q28 栄養教諭を中核とした学校における食育推進に向け市区町村に期待する取組・役割（複数回答）



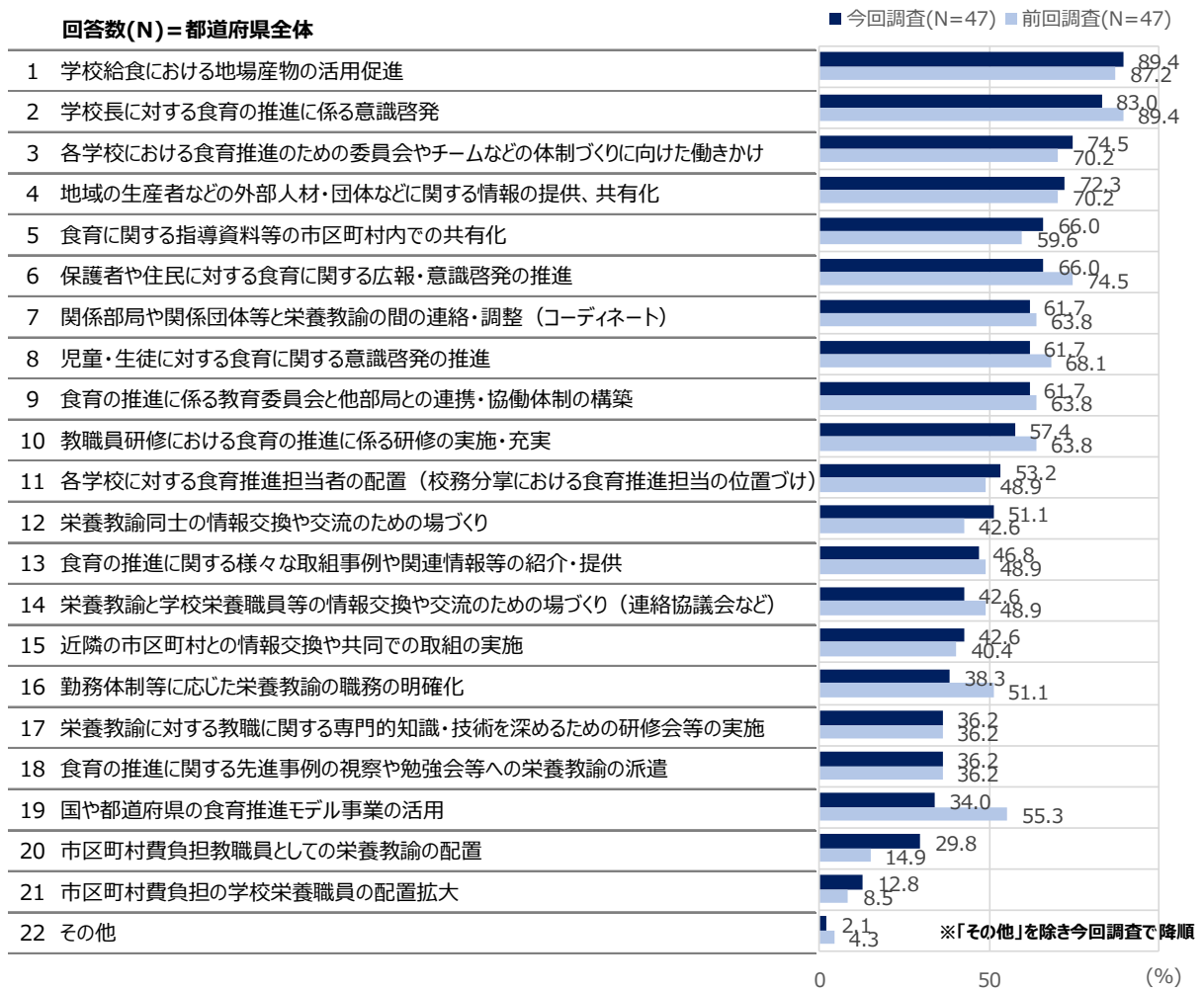
【参考】 前回調査との比較

都道府県が今後の学校における食育推進に向けて市区町村に期待する取組・役割について、前回調査と比較すると、上位項目の傾向に大きな変化は見られないが、「市区町村費負担教職員としての栄養教諭の配置」は前回調査の 14.9%から今回調査では 29.8%に、また「市区町村費負担の学校栄養職員の配置拡大」も前回調査の 8.5%から今回調査では 12.8%に拡大している。

また、「栄養教諭同士の情報交換や交流のための場づくり」についても、前回調査の 42.6%から今回調査は 51.1%とやや高くなっており、栄養教諭の配置を拡大してきた中で現場での栄養教諭同士のコミュニケーションの円滑化については市区町村がより積極的に働きかけてほしいという都道府県の意向がうかがえる。

図表152 都道府県が栄養教諭を中核とした学校における食育推進に向け市区町村に期待する取組・役割 【前回調査との比較】

Q28 栄養教諭を中核とした学校における食育推進に向け市区町村に期待する取組・役割（複数回答）



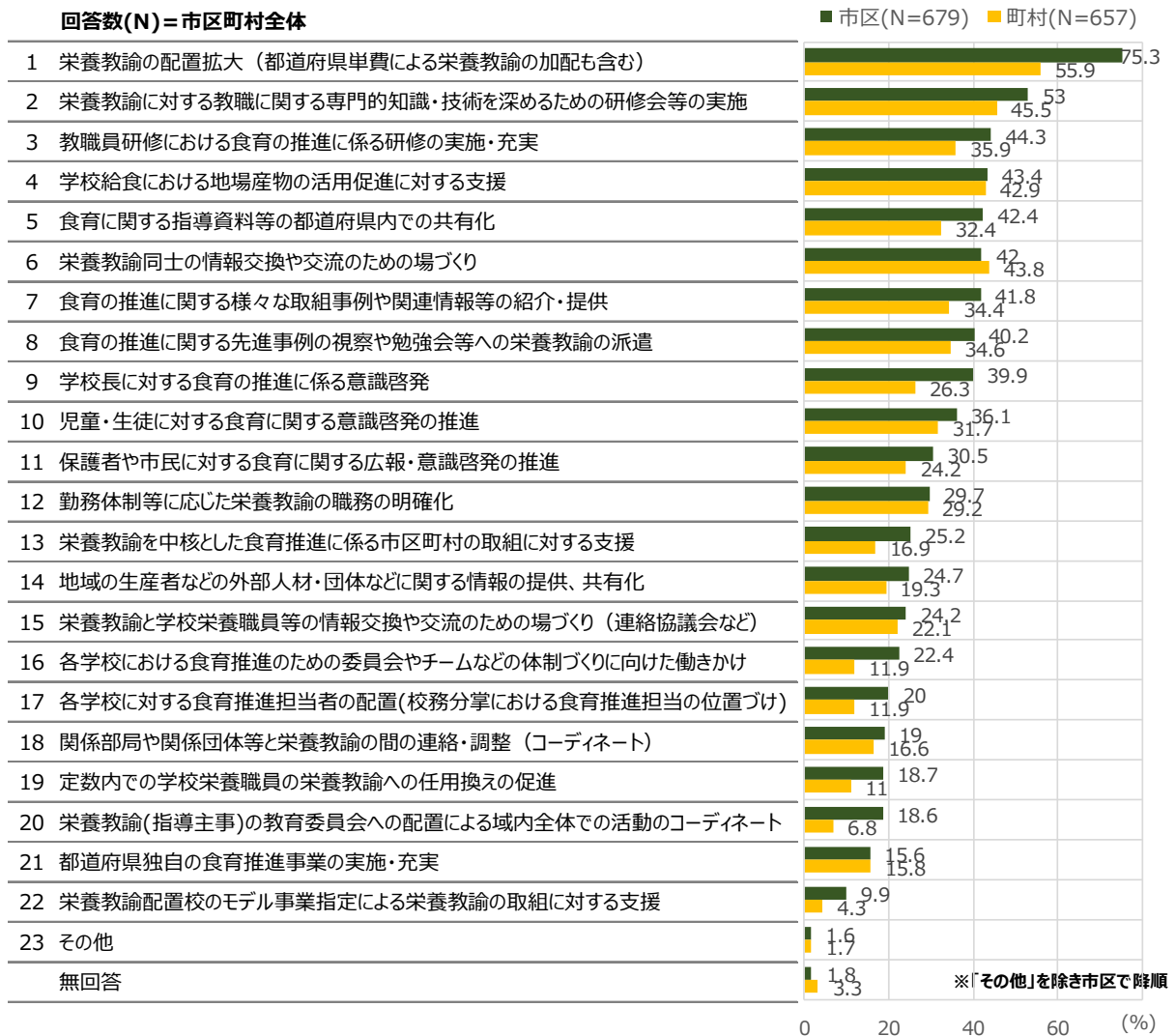
②市区町村が栄養教諭を中核とした学校における食育推進に向け都道府県に期待する取組・役割

市区町村が今後の学校における食育推進に向けて都道府県に期待する取組・役割としては、「栄養教諭の配置拡大」が圧倒的に多く、市区部の75.3%、町村部の55.9%から挙げられている。

このほかでは、「栄養教諭に対する教職に関する専門的知識・技術を深めるための研修会等の実施」や「教職員研修における食育の推進に係る研修の実施・充実」など、研修の充実を求める声や、「食育に関する指導資料等の都道府県内での共有化」や「様々な取組事例や関連情報等の紹介・提供」など、資料や情報の提供を求める声も多く聞かれた。

図表153 市区町村が栄養教諭を中核とした学校における食育推進に向け都道府県に期待する取組・役割

Q20 栄養教諭を中核とした学校における食育推進に向け都道府県に期待する取組・役割（複数回答）



都道府県の栄養教諭割合によって市区町村をグループ化した上で、都道府県にどのような取組・役割を期待しているか比較すると、全体で第1位に挙げられた「栄養教諭の配置拡大」を求める声は、栄養教諭割合が61%以上と比較的高い都道府県にある市区町村の方が高くなっている。

また、「定数内での学校栄養職員の栄養教諭への任用換えの促進」については、逆に栄養教諭割合が低い都道府県にある市区町村の方が高い割合となっている。

図表154 市区町村が栄養教諭を中核とした学校における食育推進に向け都道府県に期待する取組・役割【栄養教諭割合別】



【参考】 前回調査との比較

市区町村が今後の学校における食育推進に向けて都道府県に期待する取組・役割について、前回調査と比較すると、前回・今回ともに、「栄養教諭の配置拡大」が突出して高い割合となっている。

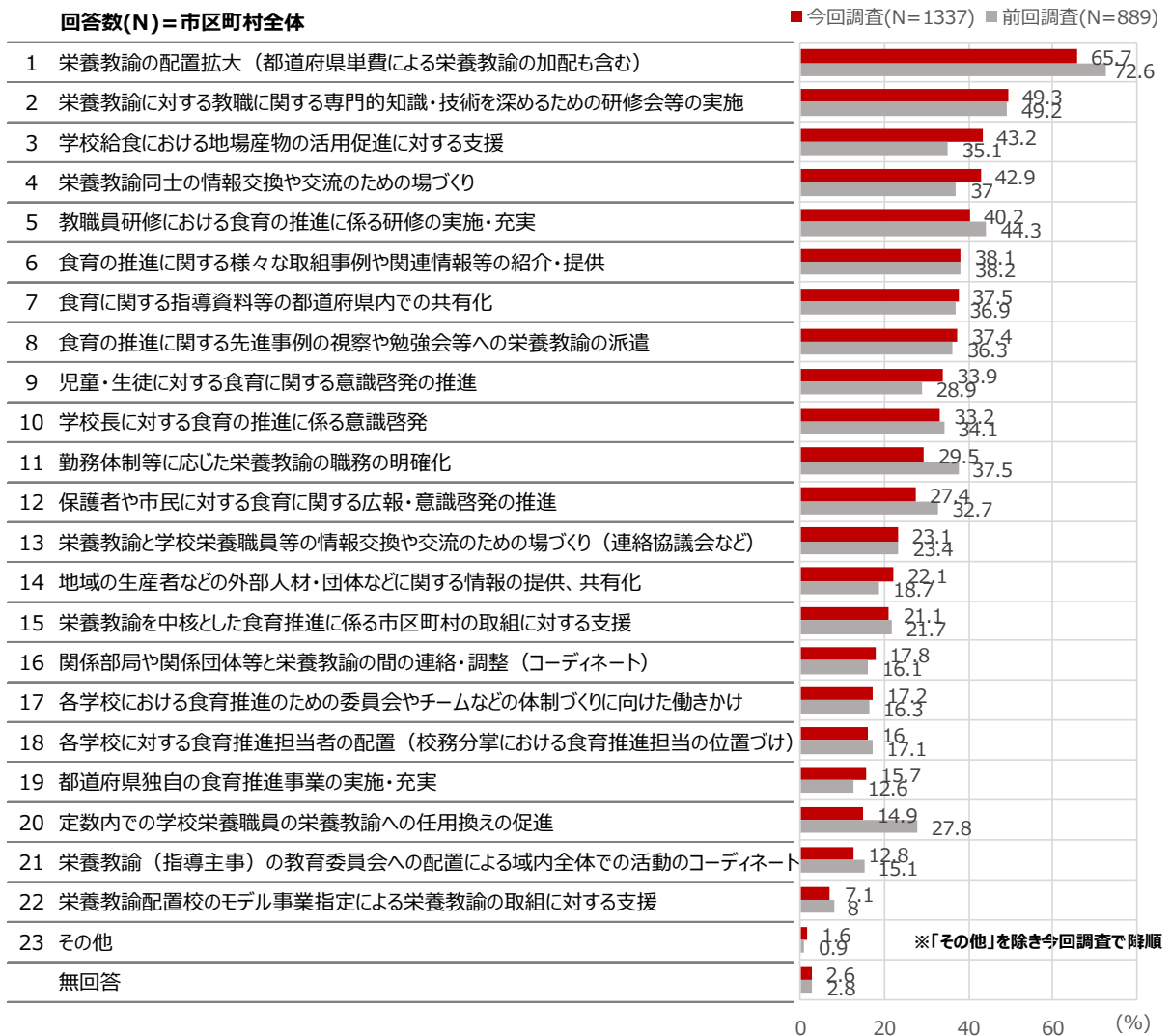
その他の項目をみると、「定数内での学校栄養職員の栄養教諭への任用換えの促進」については、前回調査は27.8%であったが今回調査では14.9%であり、任用換えが進展してきたことが示唆される。

また、「学校給食における地場産物の活用促進に対する支援」についても、前回調査(35.1%)より今回調査(43.2%)の方がやや高い割合となっている。

図表155 市区町村が栄養教諭を中核とした学校における食育推進に向け都道府県に期待する取組・役割【前回調査との比較】

Q20 栄養教諭を中核とした学校における食育推進に向け都道府県に期待する取組・役割（複数回答）

※今回調査分は指定都市を除く



(8)自由意見

アンケート調査の最後に、栄養教諭をより普及・配置し、栄養教諭を中核とした学校における食育の推進をより充実させていくために望むこととして、自由意見を求めたところ、都道府県・指定都市からは 33 件、市区町村からは 183 件の意見が寄せられた。

自由記述の内容から分類集計すると、都道府県・指定都市、市区町村のどちらも、栄養教諭の配置基準の見直しや定数改善による配置拡大を求める意見がほとんどであった。

図表156 都道府県・指定都市が栄養教諭を中核とした学校における食育推進の充実のために望むこと(記述回答より集計)
Q29 栄養教諭を中核とした食育の推進をより充実させていくために望むこと(自由意見)

回答数(N)=自由意見に回答のあった都道府県・指定都市 N=33	回答数	%
栄養教諭等の配置基準の見直し	27	81.8
学校教職員や校長等の理解向上	3	9.1
業務量の増加に対する支援	3	9.1
調理場の統合や新規整備	2	6.1
栄養教諭の資質の向上・均質化	2	6.1
栄養教諭等による食育の推進	2	6.1
交流や研修機会の充実	2	6.1
その他(優良事例の紹介、休業代替を教育職として任用するための制度創設など)	4	12.1

図表157 市区町村が栄養教諭を中核とした学校における食育推進の充実のために望むこと(記述回答より集計)
Q21 栄養教諭を中核とした食育の推進をより充実させていくために望むこと(自由意見)

回答数(N)=自由意見に回答のあった市区町村 N=183	回答数	%
栄養教諭等の配置基準の見直し・配置拡大	119	65.0
栄養教諭の業務内容や勤務体制の改善	10	5.5
栄養教諭の職務の明確化・学校栄養職員の役割分担の明確化	11	6.0
学校長や教職員の理解向上・学校における体制づくり	9	4.9
栄養教諭同士の交流や資質向上のための研修の充実	7	3.8
市町村費負担栄養士に対する国・県からの補助	6	3.3
食に関する指導の時数設定・必修化	6	3.3
(今後定数が減ったとしても) 現行の配置水準の維持・継続	6	3.3
食育の推進に係る国民的な意識啓発	4	2.2
代替人員の確保への支援や人材バンク等体制づくり	4	2.2
国によるより主導的・積極的な取組推進、国による財源確保と県・市への配分	4	2.2
県における栄養教諭の採用・学校栄養職員の任用換えの推進	4	2.2
優良事例の紹介	3	1.6
栄養士・学校栄養職員の意識啓発、資質向上	2	1.1
市町村費での栄養教諭の配置は財政的に困難	2	1.1
行政内での関係部課間の連携	2	1.1
その他	11	6.0

8. 設問間クロスによる詳細分析

(1) 栄養教諭の配置が進んだことに伴う具体的な成果・効果と栄養教諭が担っている役割のクロス分析

① 子どもの食生活の改善状況×栄養教諭が担っている役割

栄養教諭の配置が進んだことによる成果・効果として「朝食摂取率が改善するなど、子どもの食生活が改善された」ことを挙げた都道府県・指定都市の栄養教諭は、同成果の回答がなかった都道府県・指定都市と比べて、「児童生徒に対する個別相談・指導の実施」や「保護者に対する個別指導の実施」、「子どもの食生活等の実態把握」、「啓発パンフレットや配付物等の企画・作成」、「地域の専門家との連携や活用」においてより重要な役割を担っている。

同様に、市区町村の回答をみると、「子どもの食生活が改善された」という成果が得られている市区町村では、当該成果について回答のなかった市区町村よりも全項目で栄養教諭がより重要な役割を担っている。

図表158 学校における食育の推進を図る上での栄養教諭・学校栄養職員の役割の比較【子どもの食生活の改善状況別】

Q3 学校における食育の推進を図る上で栄養教諭と学校栄養職員が担っている役割

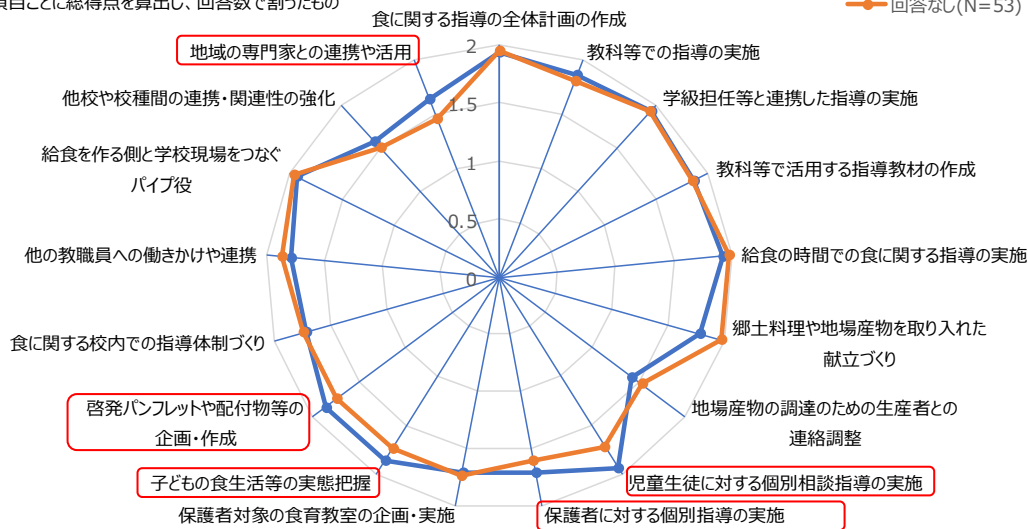
【都道府県・指定都市】

① 栄養教諭の役割（評点化）

Q24(7)「子どもの食生活が改善された」

※「重要な役割を担っている」=2、「一定の役割を担っている」=1、「その役割は担っていない」=0として
項目ごとに総得点を算出し、回答数で割ったもの

● 回答あり(N=14)
● 回答なし(N=53)



Q3 学校における食育の推進を図る上で栄養教諭と学校栄養職員が担っている役割

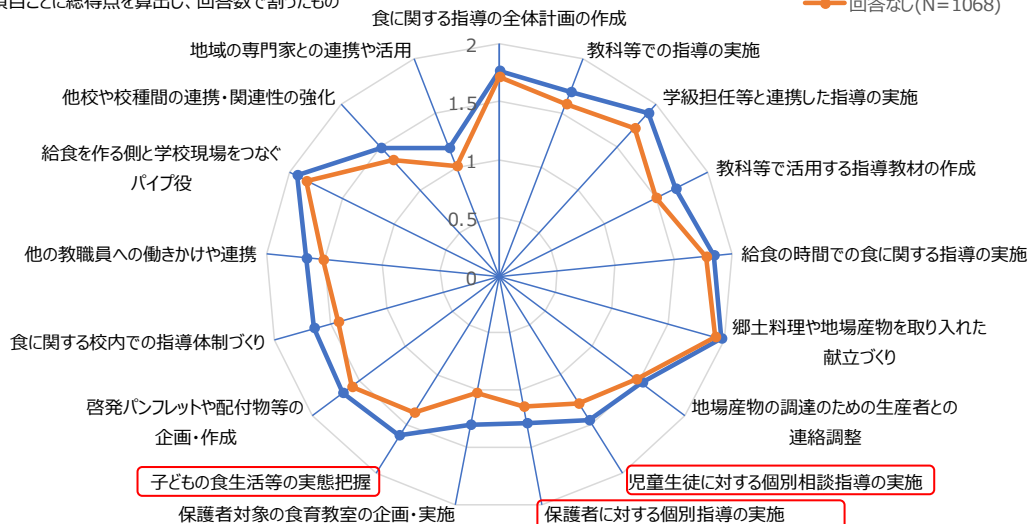
【市区町村】

① 栄養教諭の役割（評点化）

Q15(7)「子どもの食生活が改善された」

※「重要な役割を担っている」=2、「一定の役割を担っている」=1、「その役割は担っていない」=0として
項目ごとに総得点を算出し、回答数で割ったもの

● 回答あり(N=119)
● 回答なし(N=1068)



②地場産物の活用促進状況×栄養教諭が担っている役割

栄養教諭の配置が進んだことによる成果・効果として「学校給食における地場産物の活用割合が高まった」ことを挙げた都道府県・指定都市の栄養教諭は、「郷土料理や地場産物を取り入れた献立づくり」や「地場産物の調達のための生産者との連絡調整」など地場産物の活用に関わる活動においてより重要な役割を担っている。

同様に、市区町村の回答をみると、都道府県ほどの差はみられないものの、同成果について回答しなかった市区町村と比べて、地場産物の活用に関わる活動において栄養教諭がより重要な役割を担っている。

図表159 学校における食育の推進を図る上での栄養教諭・学校栄養職員の役割の比較【地場産物の活用促進状況別】

Q3 学校における食育の推進を図る上で栄養教諭と学校栄養職員が担っている役割

【都道府県・指定都市】

①栄養教諭の役割（評点化）

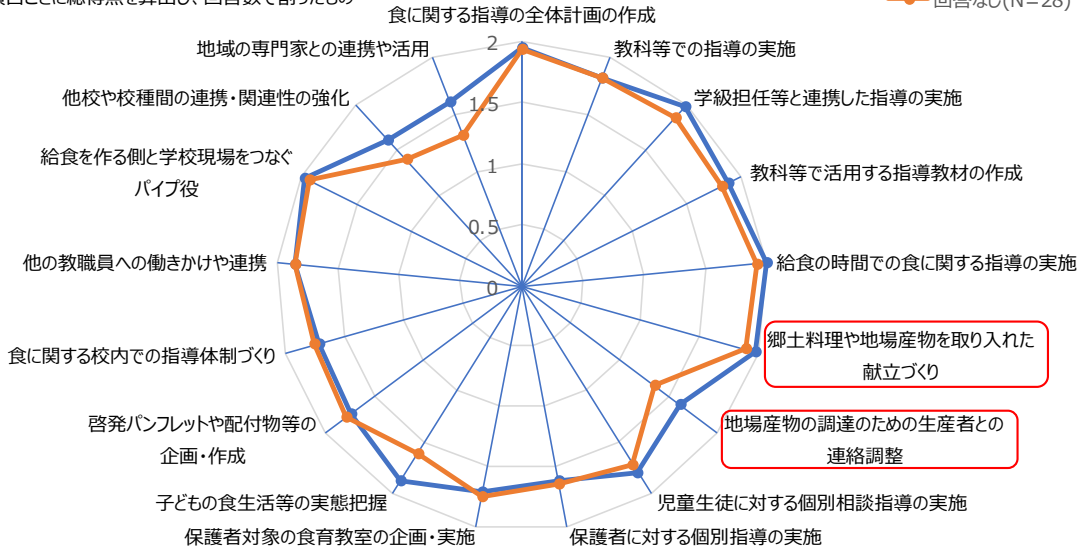
Q24(10)「地場産物の活用割合が向上」

※「重要な役割を担っている」=2、「一定の役割を担っている」=1、「その役割は担っていない」=0として

項目ごとに総得点を算出し、回答数で割ったもの

● 回答あり(N=39)

● 回答なし(N=28)



Q3 学校における食育の推進を図る上で栄養教諭と学校栄養職員が担っている役割

【市区町村】

①栄養教諭の役割（評点化）

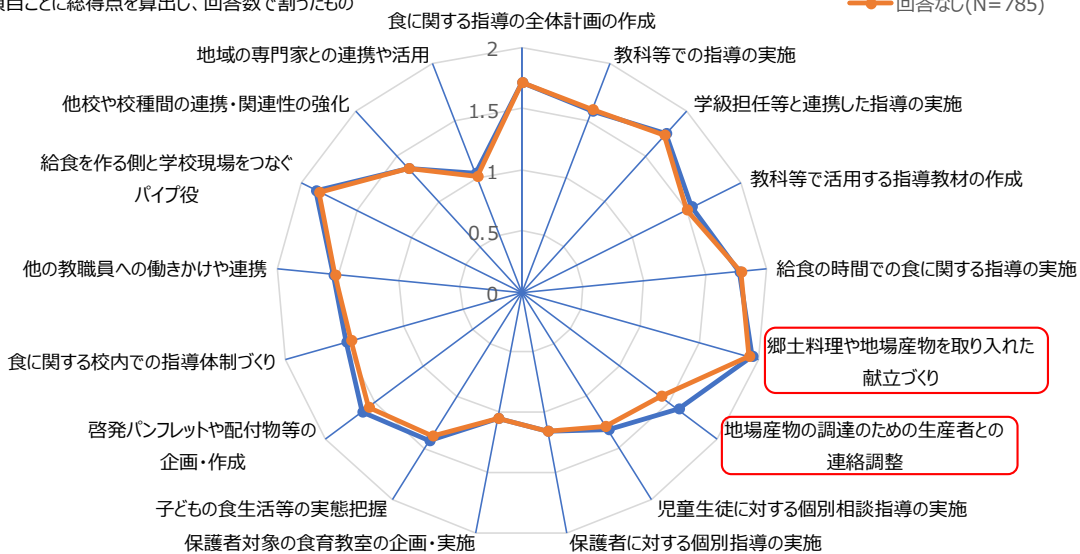
Q15(10)「地場産物の活用割合が向上」

※「重要な役割を担っている」=2、「一定の役割を担っている」=1、「その役割は担っていない」=0として

項目ごとに総得点を算出し、回答数で割ったもの

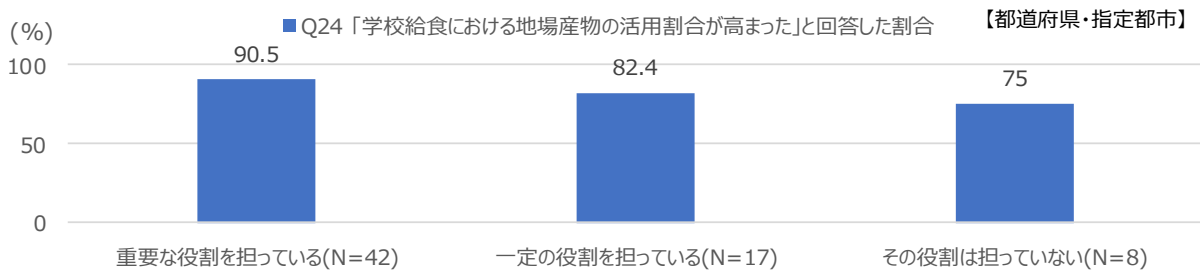
● 回答あり(N=402)

● 回答なし(N=785)

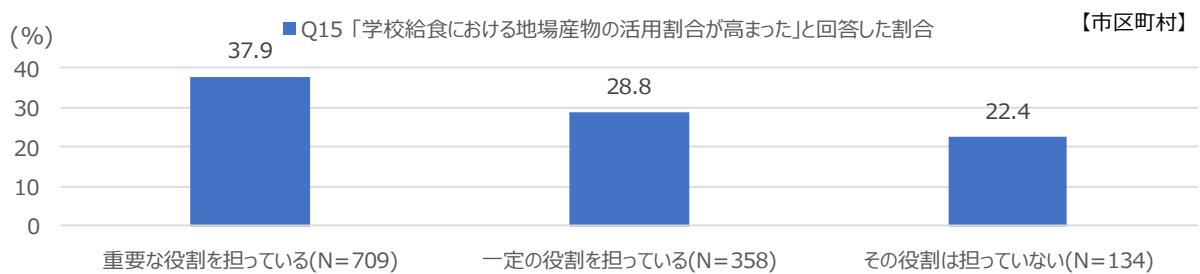


様々な役割のうち、「地場産物の調達のための生産者との連絡調整」に着目し、これについて栄養教諭が重要な役割を担っているかどうかで実際に地場産物の活用促進状況に違いがみられるか比較すると、「重要な役割を担っている」という自治体の方が、実際に栄養教諭の配置が進んだことによる成果として「学校給食における地場産物の活用割合が高まった」と回答した割合が高くなっている。

図表160 学校給食における地場産物の活用割合に関する成果【地場産物の調達に関する栄養教諭の役割別】



Q3 「地場産物の調達のための生産者との連絡調整」に関し栄養教諭が担っている役割



Q3 「地場産物の調達のための生産者との連絡調整」に関し栄養教諭が担っている役割

③食育推進に向けた機運の高まり×栄養教諭が担っている役割

栄養教諭の配置が進んだことによる成果・効果として「食育に関する周知度や関心が高まり、食育推進に向けた機運が高まってきた」ことを挙げた都道府県・指定都市の栄養教諭は、同成果について回答しなかった都道府県・指定都市と比べて、ほとんどの項目でより重要な役割を担っている。

市区町村においても同様の傾向がみられ、食育推進に向けた機運の高まりを成果として挙げている市区町村の栄養教諭の方が全ての項目においてより重要な役割を担っている。

図表161 学校における食育の推進を図る上での栄養教諭・学校栄養職員の役割の比較【食育推進の機運の高まり別】

Q3 学校における食育の推進を図る上で栄養教諭と学校栄養職員が担っている役割

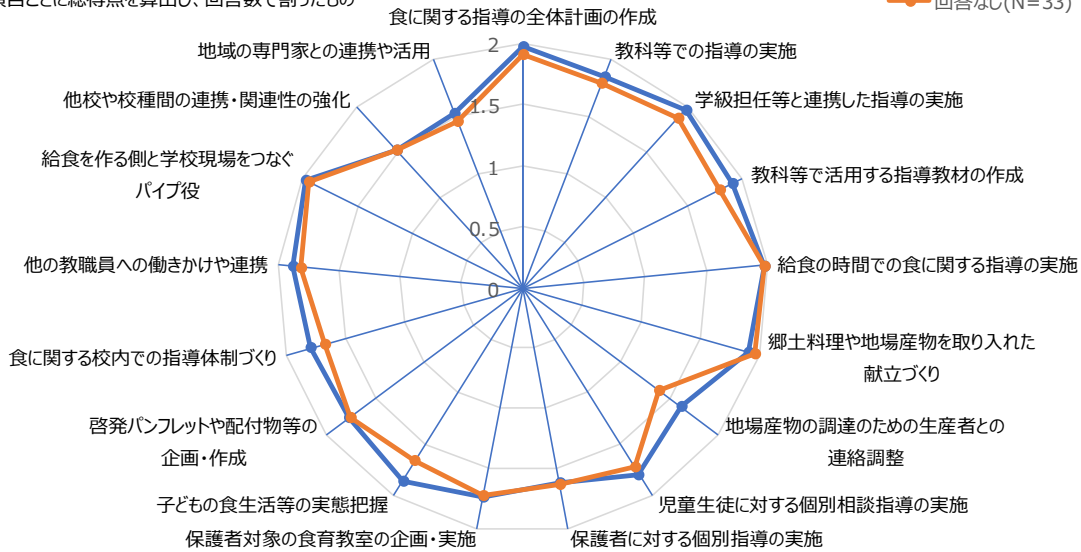
【都道府県・指定都市】

①栄養教諭の役割（評点化）

Q24(14)「食育推進の機運が高まった」

※「重要な役割を担っている」=2、「一定の役割を担っている」=1、「その役割は担っていない」=0として
項目ごとに総得点を算出し、回答数で割ったもの

● 回答あり(N=34)
● 回答なし(N=33)



Q3 学校における食育の推進を図る上で栄養教諭と学校栄養職員が担っている役割

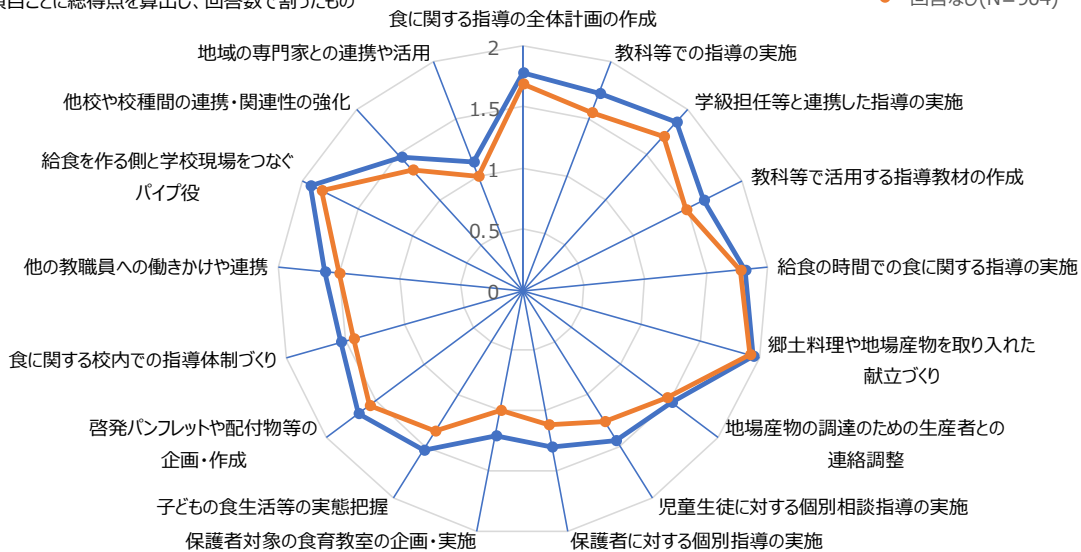
【市区町村】

①栄養教諭の役割（評点化）

Q15(14)「食育推進の機運が高まった」

※「重要な役割を担っている」=2、「一定の役割を担っている」=1、「その役割は担っていない」=0として
項目ごとに総得点を算出し、回答数で割ったもの

● 回答あり(N=283)
● 回答なし(N=904)

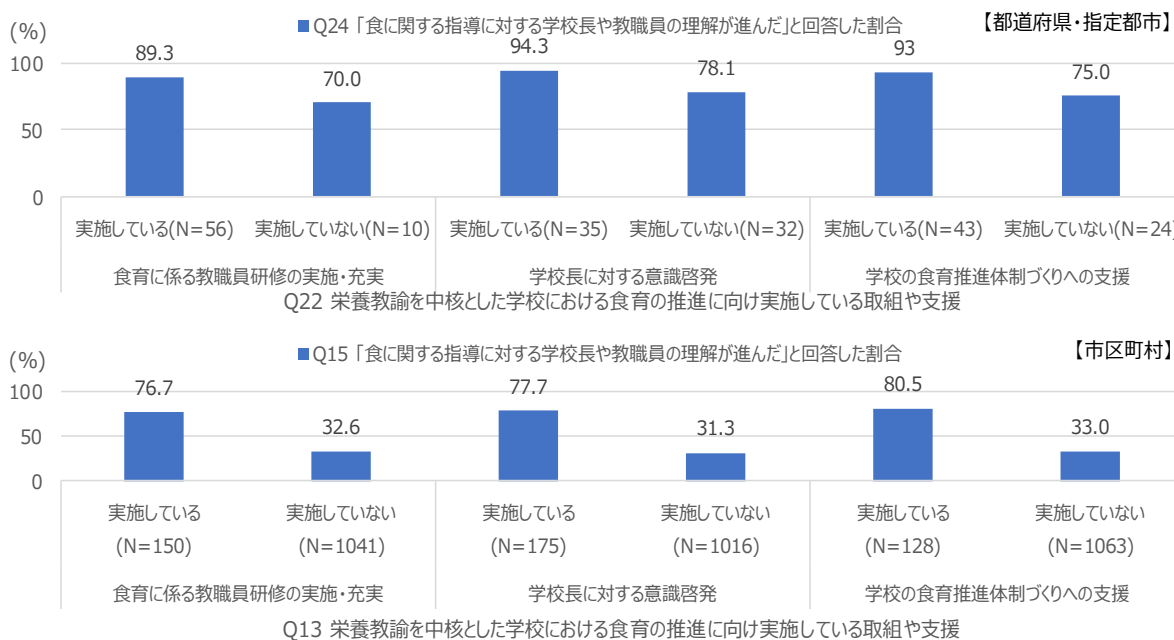


(2)実施している取組や支援と栄養教諭の配置が進んだことに伴う成果・効果のクロス分析

①学校長や教職員に対する働きかけ×「学校長や教職員の理解が進んだ」かどうか

栄養教諭を中核とした学校における食育の推進に向け、学校長や教職員に対する意識啓発や学校における食育推進体制の構築への支援などに取り組んでいる自治体の方が、実際に栄養教諭の配置が進んだことによる成果として「食に関する指導に対する学校長や教職員の理解が進んだ」と回答した割合が高くなっている。

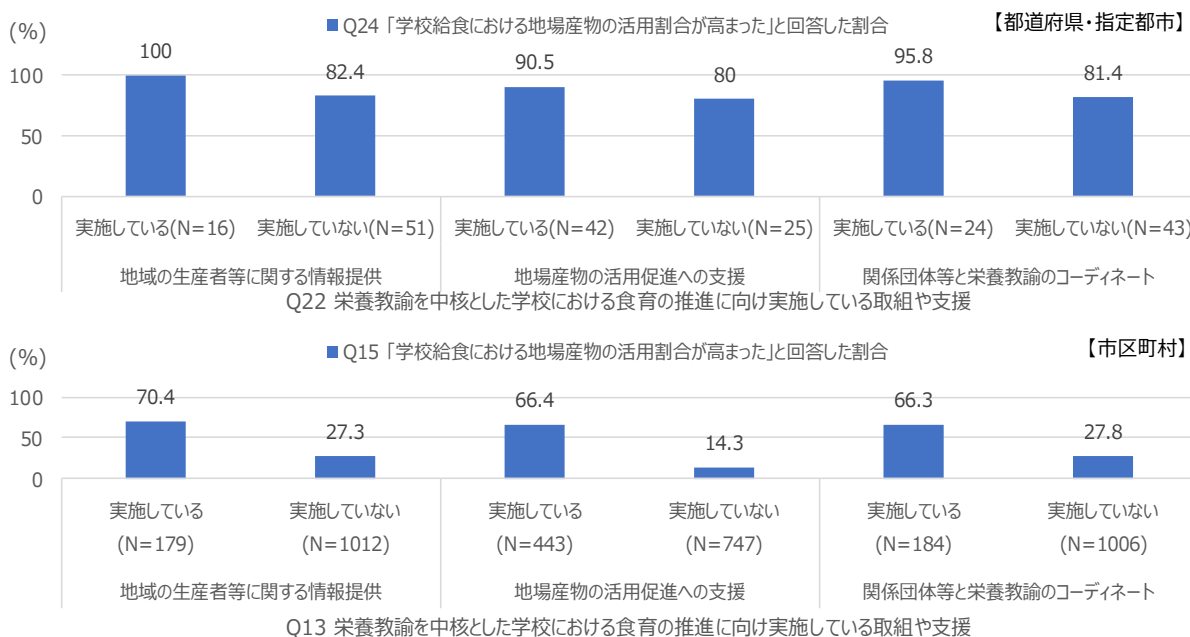
図表162 学校長や教職員の理解促進に係る成果【学校長や教職員に対して実施している取組・支援別】



②地場産物の活用促進に係る支援×「学校給食における地場産物の活用割合が高まった」かどうか

栄養教諭を中核とした学校における食育の推進に向け、「地域の生産者など外部人材・団体に関する情報の提供」や「学校給食における地場産物の活用促進に対する支援」、「関係部局や関係団体等と栄養教諭の間の連絡・調整(コーディネート)」に取り組んでいる自治体の方が、実際に栄養教諭の配置が進んだことによる成果として「学校給食における地場産物の活用割合が高まった」と回答した割合が高くなっている。

図表163 学校給食における地場産物の活用割合に関する成果【地場産物の活用促進に係る取組・支援別】



(3) 栄養教諭の配置状況と栄養教諭の配置を進める中での新たな問題・課題のクロス分析

栄養教諭の配置を進める中で新たにみられている問題・課題(7. (4)①参照)の中から、栄養教諭の配置に関わるものとして、「栄養教諭としての資質・指導力に関する個人差がみられる」、「配置状況によって勤務実態の差が大きい」、「本務校と兼務校とで食に関する指導や取組に差が生じている」、「移動に時間を取られる等により学校での指導に十分な時間を割けない」の4項目を抽出し、それらが新たな課題となっているかどうかの別で、任用換え栄養教諭の割合や兼務あり栄養教諭の割合に差がみられるかを分析した。

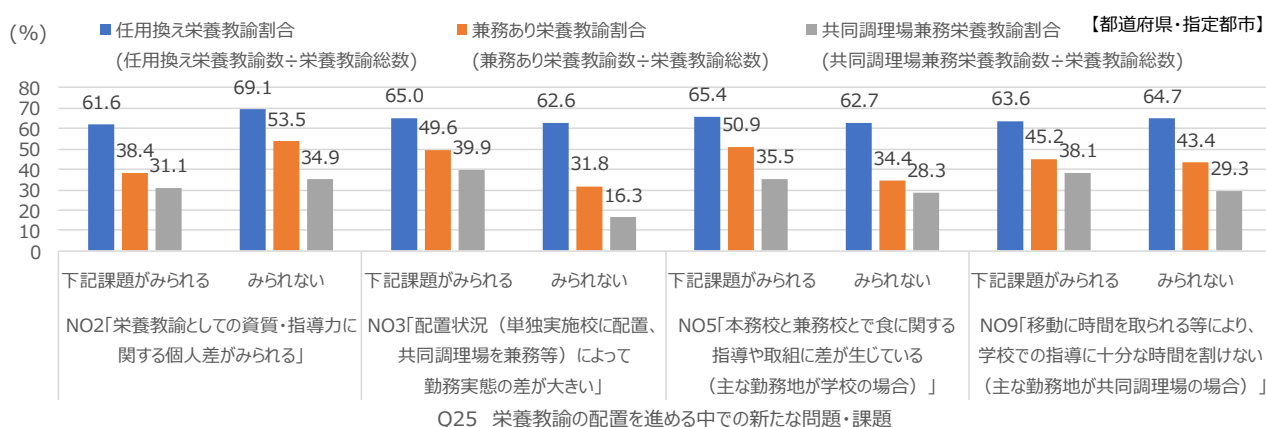
「栄養教諭としての資質・指導力に関する個人差」が新たな課題となっていると回答した都道府県・指定都市の方が、回答しなかった都道府県・指定都市よりも、任用換え栄養教諭割合や兼務あり栄養教諭割合、共同調理場兼務の栄養教諭割合のいずれも低くなっている。

「配置状況によって勤務実態の差が大きい」ことが新たな課題となっていると回答した都道府県・指定都市の方が、回答しなかった都道府県・指定都市よりも兼務あり栄養教諭割合は高く、特に共同調理場兼務の栄養教諭割合は当該問題がみられるとは回答しなかった都道府県・指定都市より23.6ポイント高い。

「本務校と兼務校とで食に関する指導や取組に差が生じている」点についても、これが新たな課題となっていると回答した都道府県・指定都市の方が、回答しなかった都道府県・指定都市よりも、兼務あり栄養教諭割合が16.5ポイント高くなっている。

「移動に時間を取られる等により学校での指導に十分な時間を割けない」ことが新たな課題となっていると回答した都道府県・指定都市においては、実際に共同調理場兼務の栄養教諭割合が38.1%と、当該課題がみられるとは回答しなかった都道府県・指定都市より8.8ポイント高い。

図表164 任用換え栄養教諭割合、兼務あり栄養教諭割合、共同調理場栄養教諭割合の比較【栄養教諭の配置を進める中での問題・課題の出現状況別】



(4) 栄養教諭が担っている役割と今後の課題のクロス分析

栄養教諭を中核とした食育推進に取り組む上での今後の課題として、「栄養教諭の全体的な資質の向上」が2番目に高い割合となっている(7. (6)③参照)。

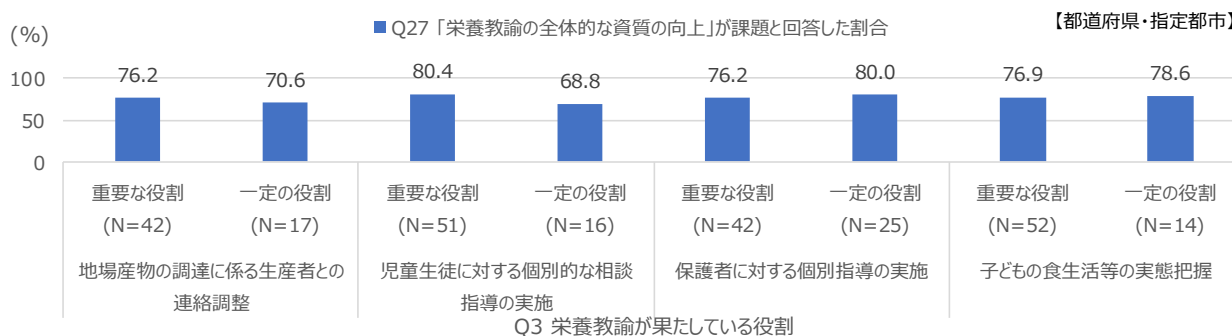
一方、栄養教諭が担っている役割の中で、全体的にみれば重要度の評点が比較的低かった項目として、「地場産物の調達のための生産者との連絡調整」、「児童生徒に対する個別的な相談指導の実施」、「保護者に対する個別指導の実施」、「子どもの食生活等の実態把握」などが挙げられる(2. (3)①参照)。

そこで、これらの活動に関する栄養教諭の役割の重要度の違いによって、「栄養教諭の全体的な資質の向上」に対する課題認識に違いがみられるか比較した。

その結果、最も差が大きかったのは「児童生徒に対する個別的な相談指導の実施」に関してであり、これについて栄養教諭が「重要な役割を担っている」とした都道府県・指定都市の80.4%が「栄養教諭の全体的な資質の向上」が今後の課題であるとしているのに対して、「一定の役割を担っている」とした都道府県・指定都市で「栄養教諭の全体的な資質の向上」を今後の課題に挙げたのは68.8%と、10ポイント以上の開きがみられた。

その他の項目では、栄養教諭が担っている役割の重要度の違いと栄養教諭の資質向上に対する課題認識との間にあまり大きな差はみられない。

図表165 「栄養教諭の全体的な資質向上」に対する課題認識【栄養教諭が担っている役割の重要度別】



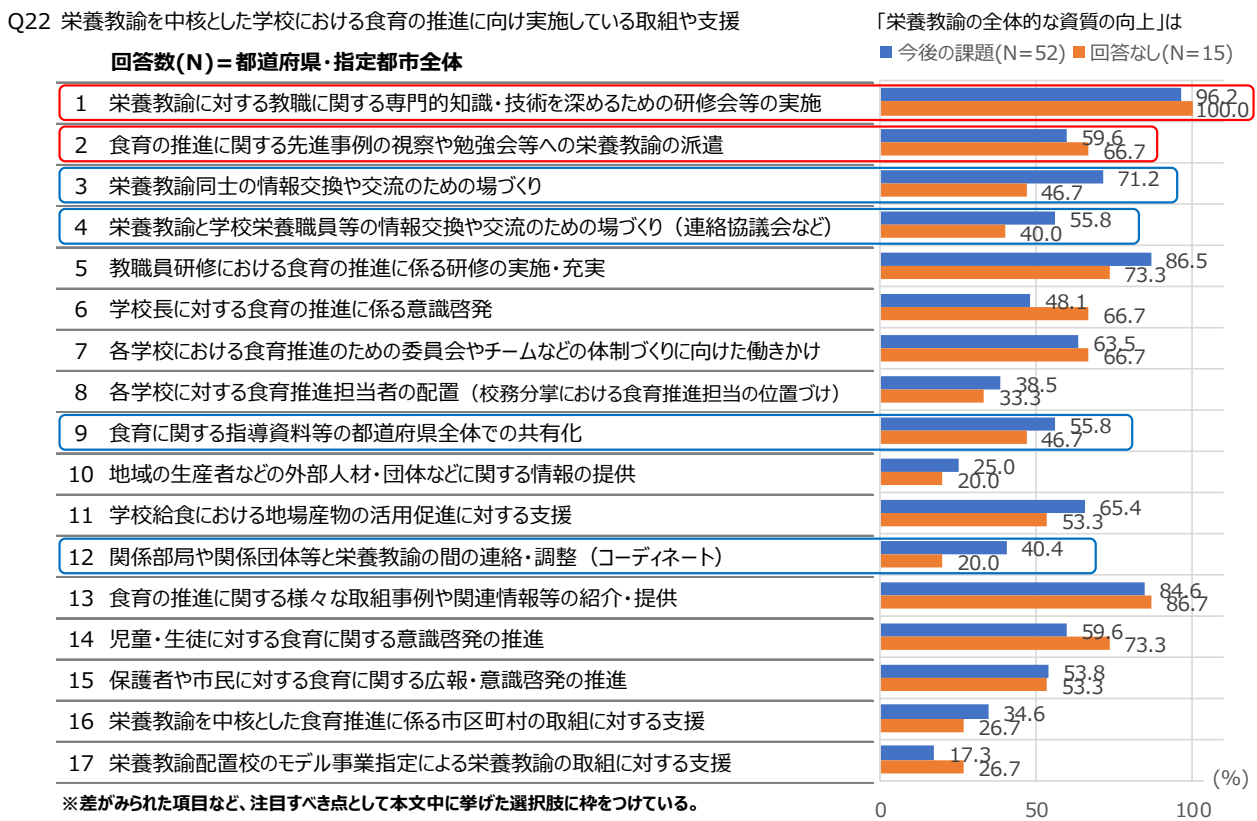
(5)実施している取組や支援と今後の課題のクロス分析

栄養教諭を中核とした食育推進に取り組む上での今後の課題として「栄養教諭の全体的な資質の向上」は2番目に高い割合となっている(7. (6)③参照)。そこで、「栄養教諭の全体的な資質の向上」を課題に挙げた52都道府県・指定都市と挙げなかった15都道府県・指定都市とで、栄養教諭を中核とした学校における食育推進に向けて実際に行っている取組や支援に差がみられるか比較した。

その結果、「栄養教諭の全体的な資質の向上」を今後の課題として挙げた都道府県・指定都市の方が、「栄養教諭同士の情報交換や交流のための場づくり」や「栄養教諭と学校栄養職員の情報交換や交流のための場づくり」、「食育に関する指導資料等の都道府県全体での共有化」、「関係部局や関係団体等と栄養教諭の間の連絡・調整(コーディネート)」などの取組割合が高くなっている(図中青枠参照)。

一方、「栄養教諭に対する教職に関する専門的知識・技術を深めるための研修会等の実施」や「食育の推進に関する先進事例の視察や勉強会等への栄養教諭の派遣」といった栄養教諭の資質向上に係る取組については、「栄養教諭の全体的な資質の向上」を今後の課題として挙げなかった都道府県・指定都市の方が、実施割合が若干高くなっている(図中赤枠参照)。

図表166 栄養教諭を中核とした学校における食育の推進に向けて実施している取組・支援【「栄養教諭の全体的な資質向上」に対する課題認識別】



(6) 今後の取組課題と実際に顕在化している問題・課題や配置状況等のクロス分析

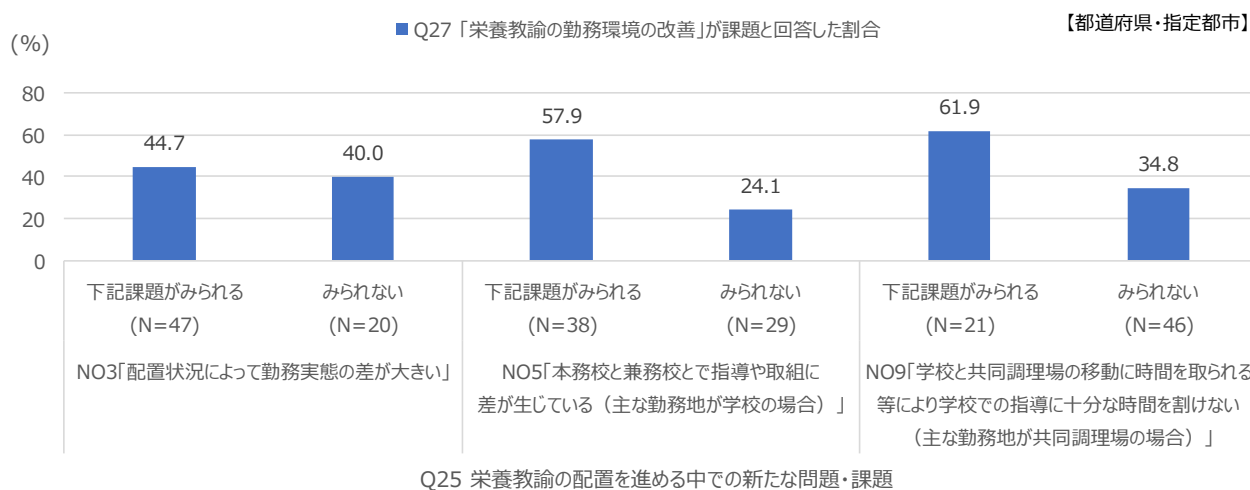
① 顕在化している問題・課題×「栄養教諭の勤務環境の改善」が今後の課題かどうか

今後栄養教諭を中核とした食育推進の取組を進める上で課題となること(7. (6)③参照)として「栄養教諭の勤務環境の改善」を挙げた都道府県・指定都市は 46.8%と半数弱である。

一方、栄養教諭の配置を進める中で新たに顕在化した問題・課題(7. (4)①参照)のうち、「配置状況によって勤務実態の差が大きい」ことについては 83.0%の都道府県・指定都市が指摘している。

そこで、実際に栄養教諭の勤務環境の違いに伴う諸課題が新たに発生しているかどうかの別で「栄養教諭の勤務環境の改善」をどの程度今後の課題と認識しているか比較すると、「配置状況によって勤務実態の差が大きい」ことや、「本務校と兼務校とで指導や取組に差が生じている」、「学校と共同調理場の移動に時間を取られる等により学校での指導に十分な時間を割けない」といった栄養教諭の配置や勤務環境に伴う課題がみられると回答した都道府県・指定都市の方が、「栄養教諭の勤務環境の改善」を今後の課題に挙げた割合が高くなっている。

図表 167 「栄養教諭の勤務環境の改善」に対する課題認識【栄養教諭の配置を進める中での問題・課題の出現状況別】

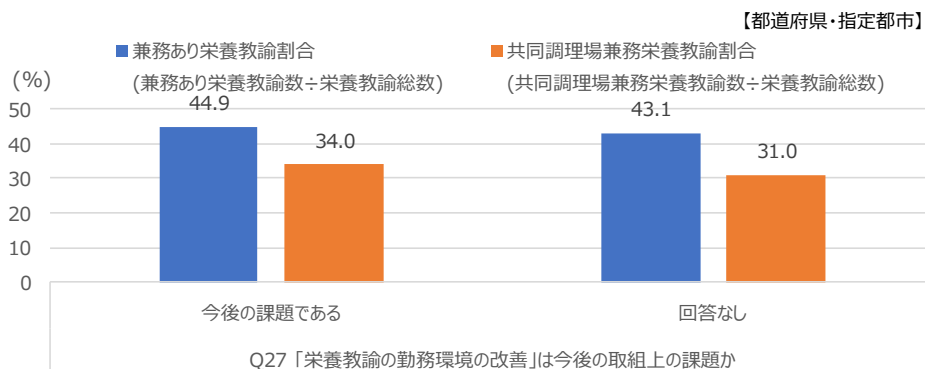


② 栄養教諭の兼務割合×「栄養教諭の勤務環境の改善」が今後の課題かどうか

どのような配置状況が栄養教諭の勤務実態の差を生んでいるのかをみるため、「栄養教諭の勤務環境の改善」が今後の課題となっているかどうかの別で兼務あり栄養教諭割合や共同調理場を兼務している栄養教諭の割合を比較した。

その結果、「栄養教諭の勤務環境の改善」を今後の課題として挙げた都道府県・指定都市の方が実際に兼務あり栄養教諭割合も高くなっている。

図表 168 兼務あり栄養教諭割合、共同調理場兼務栄養教諭割合の比較【「栄養教諭の勤務環境の改善」に対する課題認識別】



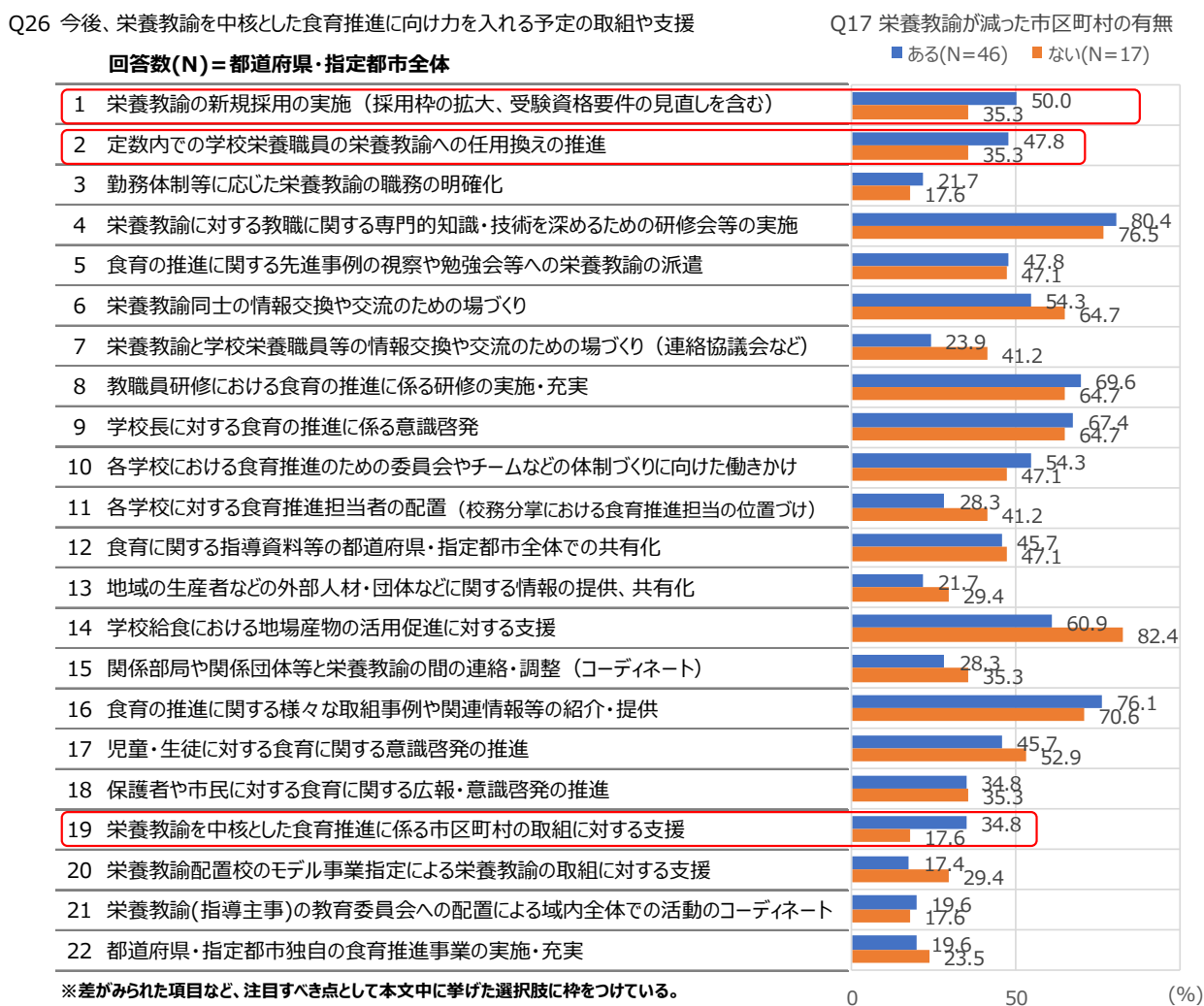
(7) 栄養教諭の配置状況の変化と今後力を入れる取組・支援のクロス分析

① 栄養教諭の配置数が減った市区町村の有無×今後力を入れる取組・支援

栄養教諭の配置数が減った(又は配置されなくなった)市区町村の有無別で、今後都道府県・指定都市がどのような取組に力を入れているか进行比较した。

その結果、特に差がみられた項目としては、「栄養教諭の新規採用の実施」や「定数内での学校栄養職員の栄養教諭への任用換えの推進」、「栄養教諭を中核とした食育推進に係る市区町村の取組に対する支援」などが挙げられ、これらについては栄養教諭の配置数が減った市区町村がある都道府県・指定都市において、より今後の取組意向が高くなっている。

図表 169 栄養教諭を中核とした食育推進に向け今後力を入れる予定の取組【栄養教諭が減った市区町村の有無別】



②栄養教諭数の増減(R2→R3年度)×今後力を入れる取組・支援

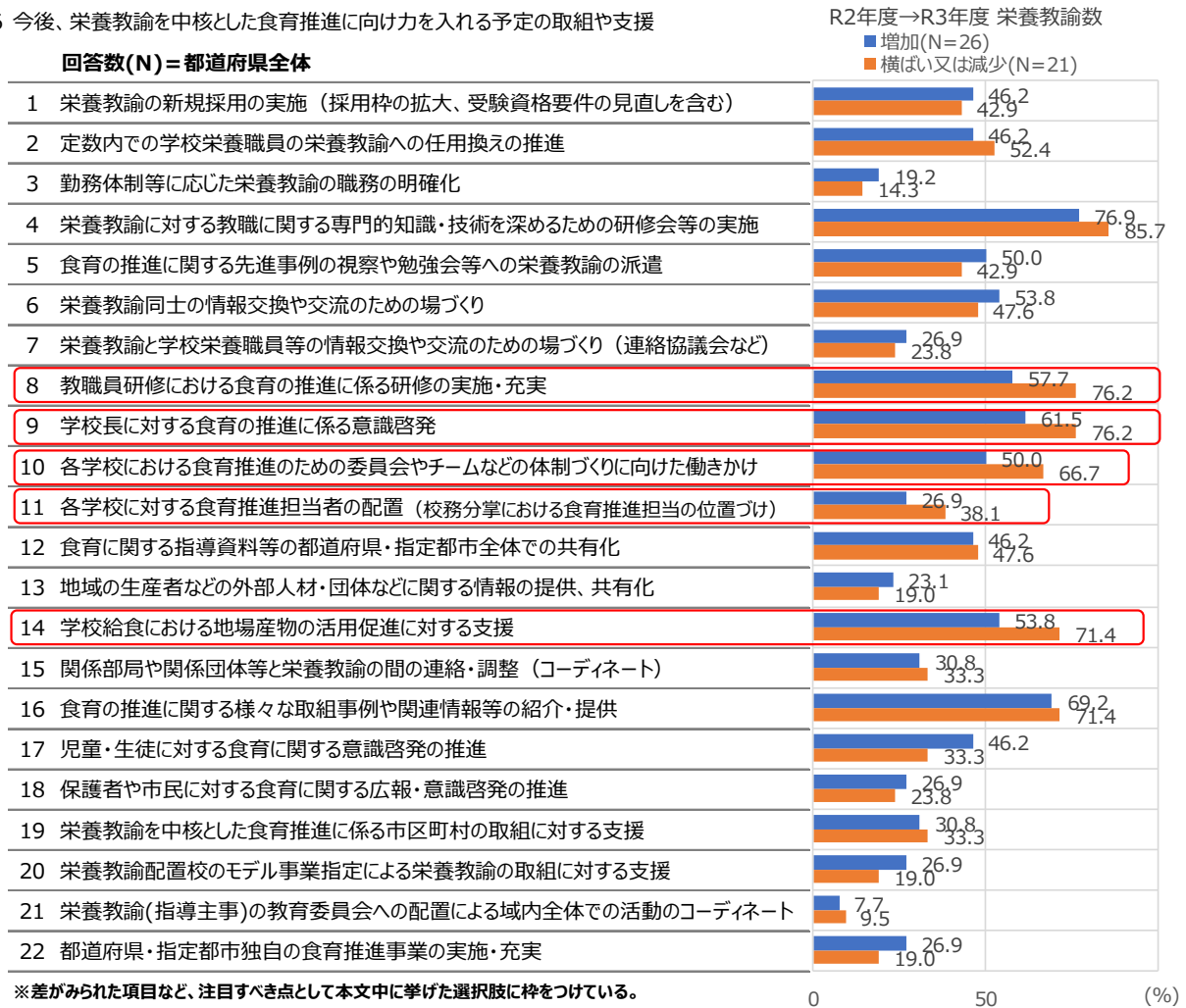
学校基本調査より、令和2年度と令和3年度の各都道府県における栄養教諭配置数を比較し、その増減の別で今後どのような取組に力を入れるとしているかを比較した。

その結果、令和2年度から令和3年度にかけての栄養教諭配置数が横ばい又は減少している都道府県では、「教職員研修における食育の推進に係る研修の実施・充実」や「学校長に対する食育の推進に係る意識啓発」、「各学校における食育推進のための体制づくりに向けた働きかけ」、「各学校に対する食育推進担当者の配置」などについて、栄養教諭の配置が増えている都道府県よりも取組意向が高かった。

また、「学校給食における地場産物の活用促進に対する支援」についても、栄養教諭配置数が横ばい又は減少している都道府県の方がより取組意向が高くなっている。

図表170 栄養教諭を中核とした食育推進に向け今後力を入れる予定の取組【直近2か年度の栄養教諭数の変化別】

Q26 今後、栄養教諭を中核とした食育推進に向け力を入れる予定の取組や支援



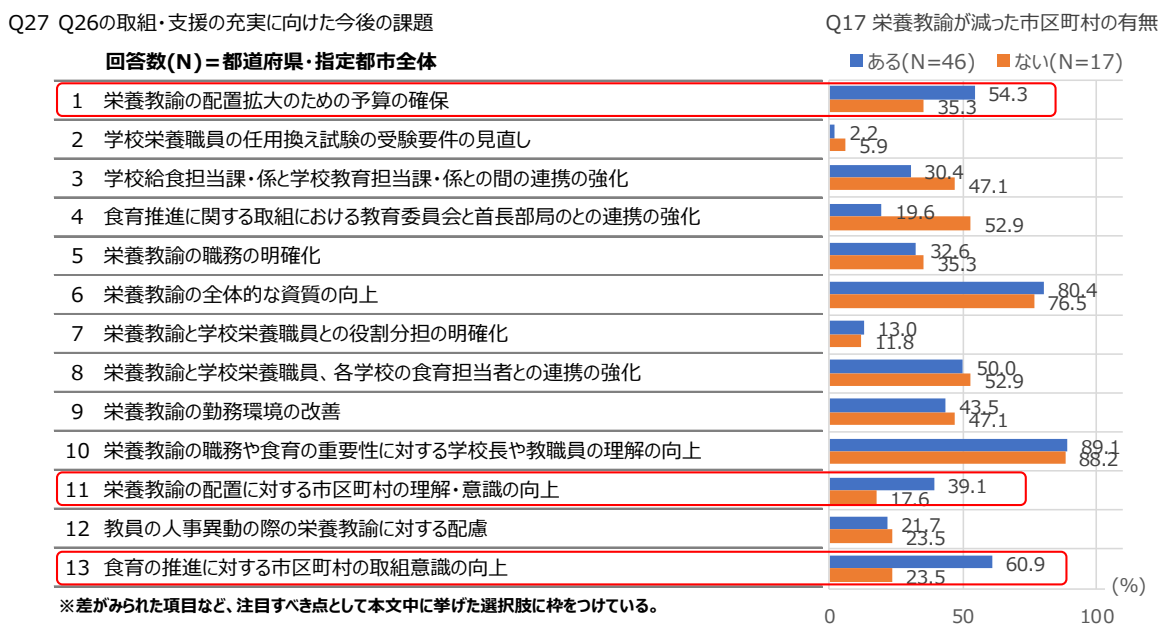
(8) 栄養教諭の配置状況の変化と今後の取組課題のクロス分析

① 栄養教諭の配置数が減った市区町村の有無×今後の課題

栄養教諭の配置数が減った(又は配置されなくなった)市区町村の有無別で、今後の課題を比較すると、特に「食育の推進に対する市区町村の取組意識の向上」は大きな差がみられ、栄養教諭数が減った市区町村がある都道府県においてより高い課題認識が示されている。

このほか、「栄養教諭の配置に対する市区町村の理解・意識の向上」や「栄養教諭の配置拡大のための予算の確保」についても、栄養教諭数が減った市区町村がある都道府県においてより課題として指摘されている。

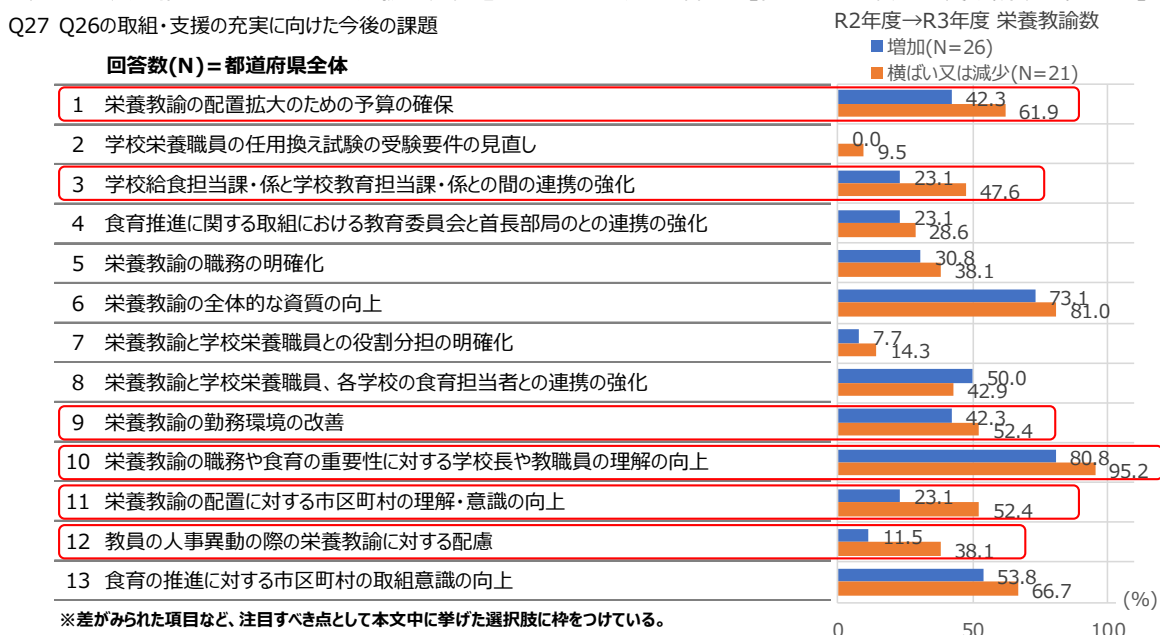
図表171 食育推進に向けた取組・支援の充実を図る上での今後の課題【栄養教諭が減った市区町村の有無別】



② 栄養教諭数の増減(R2→R3年度)×今後の課題

近年の栄養教諭配置数の増減別で今後の課題を比較すると、「栄養教諭の配置拡大のための予算の確保」や「学校給食担当と学校教育担当との連携強化」、「教員の人事異動の際の栄養教諭に対する配慮」などについては、近年栄養教諭数が横ばい又は減少している都道府県の方がより課題として挙げている。

図表172 食育推進に向けた取組・支援の充実を図る上での今後の課題【直近2か年度の栄養教諭数の変化別】



第3章 栄養教諭の配置・活用に係る課題や今後の配置促進方策

以上の調査結果及び検討会での有識者等からの意見を踏まえ、今後栄養教諭の配置水準に係る地域格差の解消を図り、計画的・効果的な配置を進めていく上での課題、栄養教諭を中核とした食育の推進に係る取組の充実を図る上で都道府県・市区町村それぞれの教育委員会に求められる取組や役割分担のあり方、栄養教諭の配置効果を高めるために必要な支援策や教育委員会における効果的な推進体制など、栄養教諭制度の一層の活用と学校における食育推進を図るための方策について、以下に論点を整理した。

1. 栄養教諭の効果的な配置や活用に向けた課題

(1) 栄養教諭の配置水準や配置状況と栄養教諭が担っている役割

① 栄養教諭配置数の着実な進展となお残る配置水準の地域格差

平成 17 年度に栄養教諭制度が創設されて以来、15 年以上が経過し、栄養教諭の配置数は着実に増えてきた。10 年前の前回調査時と比べると、配置されている栄養教諭及び学校栄養職員の合計に占める栄養教諭の割合(以下、「栄養教諭割合」という。)は 33.7%から 61.0%に拡大しており(P18、図表 27)、定数内で栄養教諭の配置拡大が図られてきたことが示されている。

また、これに呼応して栄養教諭が配置されている市区町村の数も増えており、アンケート調査に回答のあった市区町村のうち栄養教諭が配置されている市区町村の割合は、前回調査の 76.9%から今回調査では 89.2%と拡大した(P19、図表 32)。

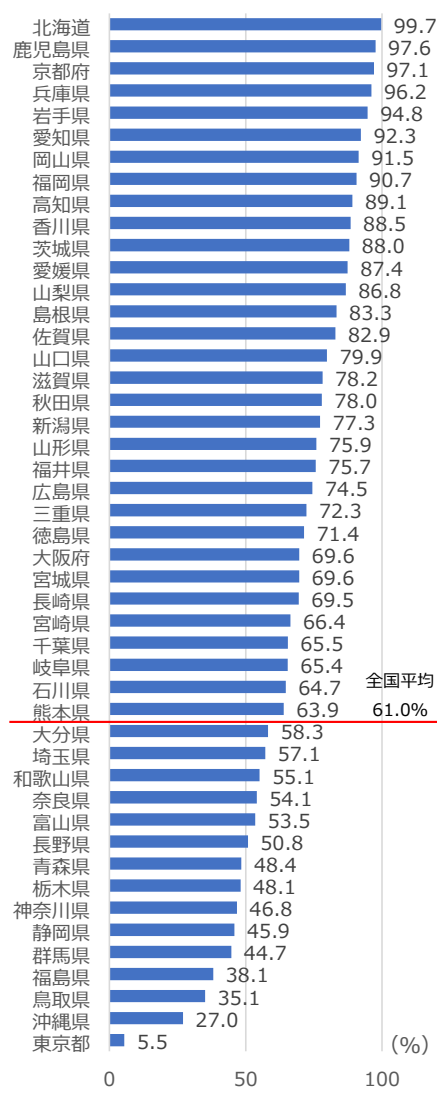
しかし、栄養教諭の採用・配置に対する考え方は各都道府県で様々であるため、栄養教諭の配置水準には依然として地域差がみられる。今回調査の回答から各都道府県の栄養教諭割合を比較すると、右の図表 173 のとおりであり、最も高い北海道(99.7%)から最も低い東京都(5.5%)まで大きな開きがみられる。また、32 道府県は全国平均(61.0%)を上回る配置水準となっているが、いまだ栄養教諭割合が 50%に満たない都県も少なくない。

② 配置水準や配置状況と栄養教諭が担う役割の重要度の関係

こうした栄養教諭の配置水準の違いによって、それぞれの栄養教諭が実際に学校における食育の取組において担っている役割やその重要度にも相違がみられた。食に関する指導の全体計画の作成や給食の時間での指導などは、栄養教諭割合の高低に関わらず栄養教諭が重要な役割を担っているとされているが、児童・生徒に対する個別指導や保護者を対象とした食育教室の企画・実施などについては、栄養教諭割合が高い都道府県の方がより栄養教諭が重要な役割を担っていることが示唆された(P11、図表 12)。

このような栄養教諭が担っている職務の重要度は、栄養教諭の配置状況(単独実施校に配置、共同調理場を兼務など)によっても違いがみられた。例えば、兼務あり栄養教諭の割合が相対的に低い(配置している栄養教諭のうち本務校のみの発令の栄養教諭の割合

図表 173 各都道府県の栄養教諭割合



が高い)都道府県等の方が、食に関する指導の全体計画の作成や学級担任等と連携した指導の実施、他の教職員への働きかけなどに対して栄養教諭がより重要な役割を担っており、校内での連携体制づくりに栄養教諭がより中心的な役割を担っていることがうかがえる(P12、図表 13)。

③各地域における食育推進と栄養教諭の配置・活用

このように、栄養教諭の様々な職務の中でも、食に関する指導の全体計画の作成や給食の時間等での指導などについては、配置水準等に関わらず全国おしなべて栄養教諭が重要な役割を担っている一方、児童・生徒や保護者に対する個別相談指導や子どもの食生活等の実態把握などに関しては、栄養教諭の配置水準によって重要と考える役割に差がみられたことは、着目すべき点であろう。

もっとも、個別的な相談指導は全ての児童・生徒に必要なわけではなく、それが必要な児童・生徒の数も地域により異なるという点には留意が必要であるが、栄養教諭が重要な役割を担っている地域においては、実際に栄養教諭を配置することによって具体的な成果が得られているといえよう。

なお、前ページの図表 173 のように、依然として都道府県によって栄養教諭割合に大きな開きがあり、特に栄養教諭の配置数の割合が低い都道府県においては、食育推進上の諸課題の解決に向けて栄養教諭をより効果的に配置・活用することが望まれる。したがって、こうした地域では、栄養教諭制度の意義や必要性、栄養教諭を配置することの効果等について、教育委員会が今一度正しい認識を持つ必要がある(後述2(1)参照)。さらにそうした栄養教諭が担うべき役割について教育委員会・学校・栄養教諭の間で共通認識を持つことにより、関係主体が連携して栄養教諭の役割が発揮できるよう、業務改善や勤務環境の改善を図ることが重要である。

(2) 栄養教諭の採用・配置に係る方針と栄養教諭の職務

① 栄養教諭の採用・配置方針と配置を進める中での課題

栄養教諭の配置は任命権者である都道府県・指定都市教育委員会の判断により行われるが、栄養教諭の定数は学校栄養職員との合計として算定されることから、各都道府県・指定都市教育委員会が栄養教諭の配置に関してどのような基本方針を定めているかによって配置拡大のスピードや配置されている栄養教諭のキャリアも異なる。

例えば、早期の栄養教諭の配置を実現するため、学校栄養職員を全員栄養教諭に任用換えすることを基本方針として早くから計画的に配置拡大に取り組んできた結果、既に任用換えが完了し、栄養教諭割合がほぼ100%に達している都道府県・指定都市もある。また、栄養教諭割合は未だ全国平均よりも低いものの、学校給食の現場での職務経験を重視して栄養教諭を配置するという基本方針のもと、新卒採用の栄養教諭の募集はせず、学校栄養職員の採用と一定経験年数を経た後の任用換えにより栄養教諭の配置を進めている都道府県もある。

一方で、制度創設から15年以上が経過し、大学における栄養教諭の養成が進んできたことに伴い、栄養教諭の新規採用を行う都道府県・指定都市が増えてきており、実際に今回調査で、令和3年度実施教員採用選考試験において都道府県の6割強、指定都市の7割が栄養教諭の新規採用を行っていることが明らかとなった(P14、図表16)。

このように都道府県・指定都市によって栄養教諭の採用方針や配置を進めてきた経緯が異なるため、その中で生じる課題も地域により多様である。したがって、各都道府県・指定都市が栄養教諭の職務のどこに重点を置いているか、「栄養教諭としての資質」が具体的に何を指しているのかによって、栄養教諭の採用・配置方針も異なるし、またそれに伴う課題認識も変わってくると考えられる。

② 中長期的な視点からの栄養教諭の資質向上策等の必要性

近年食物アレルギーを持つ児童・生徒が増加しており、今回調査でも、半数以上の都道府県が「栄養教諭がアレルギー対応など個別の給食管理に時間を取られ、食に関する指導に十分な時間を割くことができなくなっている」と回答している(P69、図表131)。少子化の進行により学校や調理場の統廃合等が進んだ結果、栄養教諭等の基礎定数が減ったため栄養教諭が配置されなくなった地域も既に多くみられているが(P38、図表77・78)、近年の傾向を踏まえると、今後もアレルギー対応等の専門的かつきめ細やかな対応が求められる場面が想定される。

また、栄養教諭を中核とした食育推進に取り組む上での今後の課題として、「栄養教諭の全体的な資質の向上」が2番目に高い割合となっているが、栄養教諭が担っている役割との関係に注目すると、「児童生徒に対する個別的な相談指導の実施」に関して栄養教諭が重要な役割を担っていると回答した都道府県・指定都市の方が、「栄養教諭の全体的な資質の向上」を今後の課題に挙げた割合が高くなっている(P98、図表165)。

今後、栄養教諭の安定的な確保と配置拡大を図る上では、任用換えか新規採用かという一面的な確保策のみではなく、食に関する指導のスキル・ノウハウの継承方策等も含め、中・長期的な視点から採用・配置方針を再考することも必要ではないかと考えられる。

(3) 栄養教諭の効果的な配置・活用のための体制づくり

① 学校長・教職員の理解向上や校内体制づくりの重要性

栄養教諭を中核とした学校における食育の推進を図るためには、配置校のみならず全ての学校において教職員が食育の重要性や栄養教諭制度の意義等に関する深い理解と正しい認識を持ち、栄養教諭が求められる役割を果たせるよう学校全体での協力体制を構築することが必要である。

この点について都道府県のこれまでの取組をみると(P53、図表 110)、「教職員研修における食育の推進に係る研修の実施・充実」は9割近く、「各学校における食育推進のための体制づくりに向けた働きかけ」や「学校長に対する食育の推進に係る意識啓発」は5～6割の都道府県で実施されており、さらにこうした取組を行ってきた都道府県の方が、実際に「食に関する指導に対する学校長や教職員の理解が進んだ」という具体的な成果をより実感している(P96、図表 162)。

その一方で、食育推進のための取組の充実に向けた今後の課題としても、「栄養教諭の職務や食育の重要性に対する学校長や教職員の理解の向上」が最も多くから挙げられており、さらにその割合は前回調査を上回っている(P83、図表 147)。このことから、栄養教諭の配置は着実に進展してきたが、その配置効果を高めるためには、学校現場での食育に対する理解の向上と栄養教諭を中心として学校全体で食育に取り組むための体制づくりが極めて重要であることが改めて示された結果となった。

② 栄養教諭の配置拡大を進める上での関係部局間の意思疎通・連携の重要性

基礎定数の減少等により栄養教諭の配置数が減少した市区町村がある都道府県では、今後力を入れる取組として、「栄養教諭の新規採用の実施」や「定数内での学校栄養職員の栄養教諭への任用換えの推進」など、栄養教諭の配置拡大に対し積極的な取組意向を示している(P101、図表 169)。しかし同時に、そうした取組を充実させるためには「栄養教諭の配置拡大のための予算の確保」が課題であるという声も、栄養教諭の配置数が減少した市区町村がある都道府県の方がより多く指摘している(P103、図表 171)。

また、食育推進に向けた取組の充実を図る上での今後の課題のうち、「栄養教諭の配置拡大のための予算の確保」や「学校給食担当部局と学校教育担当部局との間の連携の強化」、「教員の人事異動の際の栄養教諭に対する配慮」といった他の関連部局の理解・協力が必要となる事項についてみると、近年栄養教諭の配置数が横ばい又は減少している都道府県の方が、栄養教諭配置数が増加している都道府県よりも、課題として挙げた割合が高くなっている(P103、図表 172)。

栄養教諭や学校給食を所管する部局(保健体育課など)がいくら栄養教諭制度の意義や必要性を強く認識し配置拡大を図ろうとしても、学校教育全般を司る部局(義務教育課など)や教職員の人事・予算を司る部局(総務課など)の理解が得られなければ、栄養教諭の計画的かつ効果的な配置は進まないであろう。実際、栄養教諭の配置に関する具体的な目標・計画を作成している都道府県の方が栄養教諭割合は平均で67.4%と高くなっている(P19、図表 29)ことから、人事・予算を司る部局の理解を得た上で(もしくは理解を得るためにも)、教育委員会としての明確な配置方針・配置計画を作成することが、栄養教諭の配置拡大を図る上で重要なポイントであると指摘できる。

また、教育委員会が首長部局と連携した食育推進事業を実施している方が栄養教諭割合も高かった(P19、図表 30)ことから、栄養教諭の配置拡大に向けて、教育委員会内だけでなく首長部局も含めた行政全体で食育推進に向けた意識と栄養教諭の役割の重要性について共通認識を持って取り組むことの重要性がうかがえる。

我が国の出生数は減少が続いており、少子化は想定より加速しているとの見方もあることから、今後児童・生徒数の減少により学校の統廃合や調理場の合理化などが進むことは想像に難くない。今後、栄養教諭の効果的な配置と活用を図るためには、子どもや学校、教職員を取り巻く社会環境の変化や動向も見据えつつ、行政内での意思疎通や方向性のすり合わせが課題であるといえよう。

(4) 具体的成果が得られやすい取組を通じた栄養教諭の配置効果の普及

市区町村が栄養教諭制度の意義や必要性をより深く理解し、食育推進に向けた栄養教諭の役割が十分に果たせるよう支援することによって、栄養教諭の配置効果はより高まると考えられる。したがって、栄養教諭の効果的な配置・活用のためには、市区町村の主体的な取組をいかに促すかが重要になる。

この点に関し、今回調査から実際に市区町村教育委員会がどのような取組を行っているのかをみると、「学校給食における地場産物の活用促進に対する支援」が最も多く取り組まれていた(P57、図表 115)。令和3年度からスタートした第4次食育推進基本計画において、新たに「栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数」が目標に加えられたことも踏まえると、学校における食育の推進を図る上で、こうした具体的な目標指標の設定が市区町村の取組を促す上でも有効であることが考えられる。

さらに、「学校給食における地場産物の活用促進に対する支援」だけでなく、「地域の生産者などの外部人材・団体などに関する情報の提供」や「関係部局や関係団体等と栄養教諭の間の連絡・調整(コーディネート)」などに取り組んでいる市区町村の方が、実際に「学校給食における地場産物の活用割合の向上」という具体的成果がより得られていることも明らかとなった(P96、図表 163)。

また、市区町村が学校における食育の推進に向けて特に重視している、あるいは特徴ある取組事例についてみると、学校給食における地場産物の活用促進に対する支援を筆頭に、栄養教諭同士あるいは栄養教諭と学校栄養職員の交流促進、児童・生徒に対する意識啓発といった取組が特に重視しているものとして多く挙げられており(P58、図表 116)、そういった取組を通じて得られた効果を記述回答から整理すると、児童・生徒の食に対する意識が向上した、地場産物の活用促進が図られたといった効果が多くみられている(P58、図表 117)。特に「学校給食における地場産物の活用促進に対する支援」は、市区町村が特に重視している取組として最も多くから事例が紹介されていたものであり、これに伴う効果として、単に「地場産物の活用割合が向上した」という直接的なアウトプットの成果だけでなく、地元の食材や産業への理解を通じて「児童・生徒の食に対する意識が向上した」といったアウトカム成果も多く挙げられていた(P58、図表 117)ことは注目に値する。

こうしたことを踏まえると、より学校現場に近い市区町村教育委員会に対しては、具体的な成果・効果(とりわけアウトカム成果)が得られやすい取組事例の普及を図り、栄養教諭の配置促進と栄養教諭を中核とした食育推進の意義を周知していくことが重要であろう。

例えば、最も多く取り組まれている「地場産物の活用促進」に関して言えば、市区町村教育委員会が農林水産部局等との連携も図りながら、地域の生産者情報の収集・提供や生産・流通団体等とのコーディネートといったサポートを的確に行うことによって、学校給食における地場産物の活用率が高まることが期待できるが、それと同時に、栄養教諭による地場産物を活用した献立づくりや地場産物に係る食に関する指導の充実・円滑化を図ることにより、児童・生徒の食に対する意識の向上というアウトカムにつなげることができる、といったロジックモデルを提示し、栄養教諭を活用した食育推進の成果をより明確に示すことが、市区町村の積極的な取組を促す上で有効であるといえる。

(5) 栄養教諭の配置拡大に係るこれまでの取組とその成果を踏まえた配置水準の底上げ

栄養教諭の配置が進んでいない地域において今後一層の配置拡大を促すためには、栄養教諭の配置が進むことにより具体的にどのようなメリットがあるか、どのような成果が得られるかを明らかにすることが肝要である。

この観点から今回調査の結果をみると、食に関する指導の全体計画の作成率の向上や学校長・教職員の食育に対する理解の向上といった成果が多く都道府県・市区町村で実感されている(P62、図表 123、P66、図表 128)ことは、栄養教諭の配置拡大を通じて、未配置校(兼務校)も含め食育に積極的に取り組む学校が広がり、また食に関する指導を栄養教諭一人に任せるのではなく、教職員の連携・協力により学校全体で食育に取り組む体制が各学校において構築されていることを示唆するものである。

その一方で、子どもの食生活を取り巻く新たな問題として、近年はアレルギー対応が必要な児童・生徒が増加していることが挙げられ、これに伴い個別の給食管理に係る業務負担が高まっていることが課題として指摘されている。今回調査でも、半数以上の都道府県が「栄養教諭がアレルギー対応など個別の給食管理に時間を取られ、食に関する指導に十分な時間を割くことができなくなっている」と指摘している(P69、図表 131)。この点を踏まえた上で、栄養教諭の配置が進んだことによる成果・効果を見ると、栄養教諭割合が高い都道府県ほど「児童生徒の発達段階に応じた個別の食に関する指導相談ができるようになった」という成果をより実感している(P63、図表 125)ことに注目する必要がある。

個別の指導相談は食物アレルギーなど全ての児童・生徒が対象ではなく、それを必要とする児童・生徒の数も各地域によって様々である。そのため、栄養教諭の多岐にわたる職務と一律に評価することはできないが、栄養教諭割合が高い地域では個別的な相談指導の充実についても本調査の結果においては手応えが得られている。栄養教諭の配置拡大を図る中で、学校栄養職員との役割分担や他の教職員の理解を深め、学校全体で食育に取り組む体制を構築することで、個別の指導相談をはじめとした食に関する指導の充実につながるよう、きめ細かくサポートすることが、今後より重要になるのではないかと考えられる。

2. 今後の栄養教諭を中核とした学校における食育の推進に向け各主体に求められること

(1) 都道府県教育委員会に求められること

① 栄養教諭制度に対する正しい理解と中長期的な配置方針の明確化

栄養教諭の配置拡大を図る上では、教職員の任命権者である都道府県(指定都市)教育委員会がまず栄養教諭制度について正しい知識と理解を持っていることが不可欠である。制度創設から15年余りが経ち、確かに栄養教諭数は拡大してきたが、現在でも配置水準には依然として大きな地域差がある(P104、図表173)。このため、特に配置が進んでいない都道府県においては、本調査で得られた結果も踏まえながら、栄養教諭制度の趣旨や栄養教諭の役割、栄養教諭を配置することによる成果・効果について改めて認識することが求められる。

その際、前述1(3)で述べたように、栄養教諭の配置によって得られた成果・効果の可視化などを通じて、教育委員会全体で栄養教諭制度の趣旨や意義について共通認識を得ることが重要である。

また、栄養教諭の配置目標・計画を作成している都道府県の方が栄養教諭割合も高かった(P19、図表29)ことも踏まえると、具体的な数値目標を含めた中・長期的な栄養教諭の配置計画・配置方針の作成を通じて、教育委員会の中で関係各課の認識のすり合わせを図ることも有効であろう。

なお、食育推進計画は全ての都道府県・指定都市で策定済みであり、農林水産部局や保健福祉部局等の関係部局にその担当が置かれている(農林水産省HP参照、<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/sityouson.html>)。学校における食育の推進においても、地場産物の調達支援や研修等で講師となる人材の紹介・斡旋、体験活動のフィールドに関する情報提供や生産者等の関係者との調整など、教育委員会内だけでなく、関係部局も含め行政全体で栄養教諭制度の趣旨や栄養教諭の役割・配置効果等について正しく理解し、取組の方向性について共通認識を持つことが重要である。

② 都道府県として栄養教諭に求める役割の明確化

栄養教諭が担っている役割についての都道府県・指定都市の回答をみると、選択肢として挙げた17項目の業務の多くで栄養教諭が「重要な役割を担っている」という回答が7割を超えており(P8、図表9)、栄養教諭が中心的な役割を担うべきと考えられている業務がいくつも多く、また多岐にわたっているかがうかがえる。

一方で、栄養教諭割合が100%に近い地域と50%に満たない地域とでは、栄養教諭が担うことができる役割も異なるのではないかと推察されるが、都道府県の回答を見ると、食に関する指導の実施など多くの項目では、栄養教諭割合の高低による差はあまり大きくなかった(P11、図表12)。

栄養教諭は、「食に関する指導」と「学校給食の管理」をつかさどる職責を有しており、両者を一体のものとして行うことにより、教育上の高い相乗効果がもたらされることが期待されている。しかし、半数近い栄養教諭は兼務発令を受けている(P20、図表34)状況もある。実際に都道府県からも、配置状況によって勤務実態の差が大きいことや、本務校と兼務校で指導に差が生じていること、共同調理場と学校との移動に時間を取られ学校での指導に十分な時間を割けないことなど、兼務にまつわる課題が多く指摘されている(P69、図表131)。

これらを踏まえると、栄養教諭が指導と管理のバランスをどう取っていくかという課題に対して、その解決を栄養教諭個人々の努力に委ねたり、資質・能力の個人差の問題に帰着させたりするのではなく、まず任命権者である都道府県が現状の配置水準に照らして栄養教諭の役割を示す必要がある。

③ 市区町村の栄養教諭制度に対する理解や食育に対する意識の底上げ

栄養教諭を中核とした食育を推進していく上での今後の課題に関する都道府県の回答をみると、「食育の推進に対する市区町村の取組意識の向上」が課題という声は3番目に多く、6割近くの都道府県から課題として指摘されている(P82、図表145)。制度創設から15年以上が経過し、栄養教諭の数が着実に増えてきた中でもな

お、市区町村の取組意識の向上が課題との指摘が上位に挙げられていることは、教育現場に最も近い市区町村の食育に対する意識に依然としてばらつきがあることを示唆するものといえよう。

栄養教諭の配置水準が低い都道府県では、域内の市区町村に対して栄養教諭制度の意義や必要性、配置効果等について十分周知できておらず、市区町村側も栄養教諭制度について理解が不足している可能性も考えられる。

このため、都道府県教育委員会には、栄養教諭制度の意義や必要性を正しく理解し、中・長期的な観点から栄養教諭の配置を進めていくことはもとより、前項②で述べたように現状の配置水準に照らして都道府県としては栄養教諭にどのような役割を求めるのかを明確にし、その考え方や計画的な配置方針をセットにして市区町村に明示することにより、栄養教諭制度の趣旨や当該都道府県において期待される栄養教諭の役割、配置効果等について、市区町村の理解を底上げしていくことが求められている。

④栄養教諭を中核とした学校における食育の推進に対する教職員の理解の向上

栄養教諭は、「食に関する指導」と「学校給食の管理」をつかさどり、両者を一体のものとして行うことを職務としているが、食物アレルギーを持つ子どもへの対応に時間を取られる場面が増えていること(P69、図表 131)等も勘案すると、実際には給食における対応に勤務時間の多くを割かれている実態があると推察される。

学校における食育の推進を図るためには、栄養教諭が中心となって他の教職員それぞれの専門性をも活かしながら相互に連携・協力し合い、学校全体で食に関する指導がなされる体制を作ることがまず求められる。その上で、上記のような栄養教諭自らが担う指導の量的な限界や、現状の配置水準等を勘案すると、学校における食育の推進を図るためには、学校長の理解とリーダーシップに加えて、栄養教諭以外に食育を牽引する人材が学校現場に必要である。

この点に関し、今回調査の結果をみると、栄養教諭を中核とした学校における食育の推進に向け「各学校における食育推進担当者の配置(校務分掌における食育推進担当の位置づけ)」を行っている都道府県は約3割とあまり多くはなかった(P53、図表 110)。

一方で、9割近くの都道府県では教職員研修において食育の推進に係る研修等を実施しており(P53、図表 110)、食に関する指導に対する学校長や教職員の理解が進んだという評価も高い(P96、図表 162)ことを踏まえると、今後も引き続き各種の教職員研修において食育を位置づけ、学校における食育推進の意義や必要性、栄養教諭の役割や配置効果を高める上で教職員に求められることなどについて繰り返し周知を図ることが有効であると考えられる。

(2) 市区町村教育委員会に求められること

① 域内の学校における栄養教諭を中核とした食育推進の取組方針の明確化

学校設置者である市区町村は、各学校の立地環境や児童生徒数、給食調理施設・設備の状況等を踏まえ、都道府県により配置された(国庫負担対象の)栄養教諭等に加えて必要であると判断した場合などに、市区町村費負担で学校栄養職員を配置しているケースもある。今回調査でも都道府県の回答によると学校栄養職員の16.3%は市区町村費負担による者であった(P24、図表 46)。

また、栄養教諭の配置を特に望んでいない市区町村の多くでは、学校栄養職員がチームティーチングや特別非常勤講師等として食に関する指導を実施している(P75、図表 138)。

こうした点を踏まえると、都道府県同様、市区町村教育委員会においても改めて栄養教諭制度について正しい知識を持ち、栄養教諭が本来どのような役割を果たすべきものなのか、学校栄養職員との違いはどこにあるのかを正しく理解することが求められる。

また同時に、都道府県から示された栄養教諭の配置方針や現状の配置水準に照らして都道府県として栄養教諭に求める役割等(前項(1)②・③参照)を踏まえ、市区町村としても学校設置者として域内の学校の状況や栄養教諭等の配置人数等を総合的に勘案した上で、都道府県が求める栄養教諭の役割を踏まえ、当該市区町村において栄養教諭にどのような役割を求めるか、学校栄養職員の職務とどのように棲み分けや分担を図るかを、具体的な配置場面と併せて検討し、学校長や栄養教諭等に明示していくことが重要と考えられる。

② 学校長等への日常的な働きかけや関係者間のコーディネート

多くの都道府県は、学校長に対する意識啓発や各学校での食育推進体制づくりへの働きかけについて、市区町村に積極的な取組を展開することを期待しており(P85、図表 150)、栄養教諭割合が高い都道府県でその声が最も大きかった(P86、図表 151)ことから、特にこれまで積極的に栄養教諭の配置拡大を図ってきた都道府県は、その配置効果を高めるためにも、学校設置者である市区町村が学校長に対する働きかけや学校現場での体制づくりに積極的に取り組むことで、配置した栄養教諭がより活躍できるような環境づくりが進むことを望んでいることがうかがえる。

一方、市区町村教育委員会の実際の取組をみると、給食における地場産物の活用促進に対する支援や児童・生徒に対する食育に関する意識啓発などに関しては比較的取組がみられるが、学校長に対する意識啓発や校内での食育推進体制づくりへの支援に取り組んでいる市区町村はあまり多くない(P57、図表 115)。

特に兼務発令を受けている栄養教諭については、その職責を十分果たせるよう、本務校と兼務校のそれぞれの学校長や、共同調理場の施設長、場合によっては市区町村教育委員会も交えて、栄養教諭の勤務時間の割り振りや勤務体制について予め合意形成を図ることが重要である。しかし今回調査によると、実際に共同調理場を兼務している栄養教諭がいる市区町村のうち、当該栄養教諭の勤務時間の決定に関する協議に教育委員会も参画しているケースは4分の1程度であり、教育委員会が入らず学校長や共同調理場の長、栄養教諭の間で協議して決めているケースが5割を占めている(P26、図表 52)。また、特に勤務時間の定めはないという回答も4分の1近くみられた(P26、図表 52)。このため、市区町村教育委員会が配置校や共同調理場と栄養教諭の間の調整役として積極的に関わり、栄養教諭が働きやすい環境づくりを進めることも重要な役割として望まれる。

(3) 国に求められること

我が国の出生数は減少を続けており、今後児童・生徒数の減少により学校の小規模化や共同調理場も含めた統廃合もより一層進むことが予想される。既に今回調査時点で、8割以上の都道府県において栄養教諭の配置数が減ったり栄養教諭が配置されなくなったりした市区町村があるとされており(P38、図表 77)、その理由の多くは基礎定数が減ったこととされている(P38、図表 78)。

栄養教諭の定数に関する考え方については、前回調査でも配置基準の見直しを求める声が多く寄せられていたが、今回調査においても、寄せられた自由意見のほとんどは、栄養教諭の定数の考え方が学校や調理場の実態に即していないなど、栄養教諭の配置基準の見直しや定数拡大を求めるものであった(P91、図表 156・157)。

一方、学校現場に目を移すと、子どもの健康問題に限らず、いじめや子どもの貧困問題など適切な対応が求められる課題が山積している中、栄養教諭に限らず教職員の働き方改革も喫緊の課題となっている。さらに、食育を取り巻く課題としても、栄養教諭制度の創設当初と比べて近年では食物アレルギーを有する児童・生徒への対応が求められており、学校給食におけるアレルギー対応の負担は大きくなりつつある。実際、今回調査でも、半数以上の都道府県が「栄養教諭がアレルギー対応など個別の給食管理に時間を取られ、食に関する指導に十分な時間を割くことができなくなっている」と回答しており(P69、図表 131)、栄養教諭が一体的に行っている「食に関する指導」と「学校給食の管理」のバランスをとることの難しさがうかがえる。

国としては、栄養教諭の配置拡大に向け、まずは栄養教諭及び学校栄養職員の定数に占める栄養教諭の割合を100%に近づけていく、つまり現行の定数の全てを栄養教諭にしていくことを基本方針としているが、学校現場や栄養教諭を取り巻く環境や対処すべき課題が大きく変化しつつあることなどの点も踏まえ、施策を検討することが求められる。

栄養教諭の実態に関する調査研究報告書

令和4年3月

株式会社 シンクタンクみらい

〒108-0014 東京都港区芝5-14-15 望月ビル5階 TEL : 03-6435-2308 FAX : 03-6435-2309
